明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成二十年五月十六日

## ○第百六十九回国会 参議院会議録第十九号（その一）

**平成二十年五月十六日（金曜日）**

午前十時一分開議

**○議事日程　第十九号**

平成二十年五月十六日

午前十時開議

第一　経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

第二　刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

第四　消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

**○本日の会議に付した案件**

議事日程のとおり

**○議長（江田五月君）**　これより会議を開きます。

**日程第一　経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）**

**日程第二　刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）**

**日程第三　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）**

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

**○北澤俊美君**　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ブルネイとの経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築するなどの協力を促進すること等について定めるものであります。

次に、中国との刑事共助条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について、この条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものであります。

次に、インドネシアとの経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保するなどの協力を促進すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、ＡＳＥＡＮに対する我が国の経済連携協定政策の比較優位性、経済連携協定が我が国農業に与える影響、外国人看護師及び介護福祉士の受入れ態勢と労働条件悪化の懸念、今後の刑事共助条約の締結方針、双罰性など共助実施の要件等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、ブルネイとの経済連携協定及び中国との刑事共助条約はいずれも全会一致をもって、インドネシアとの経済連携協定は多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（江田五月君）**　これより採決をいたします。

まず、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（江田五月君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（江田五月君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十
賛成　二百三十
反対　〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（江田五月君）**　次に、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（江田五月君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（江田五月君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十七
賛成　二百十四
反対　十三

よって、本件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（江田五月君）　日程第四　消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

**○高嶋良充君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、地方公共団体における危機管理体制の整備、消防職団員の確保と報酬等の充実、危険物施設等における事故の増加原因と防止対策、消防救急無線と防災行政無線デジタル化の推進、緊急消防援助隊の即応体制の強化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（江田五月君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（江田五月君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（江田五月君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　二百三十一
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（江田五月君）　日程第五　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案**
**日程第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案**
**（いずれも内閣提出、衆議院送付）**

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

**○山根隆治君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産又は

需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであります。

次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、農林水産関連産業の集積を形成し、その活性化を図るための支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域経済の現状及びこれまでの活性化策の評価、農商工連携を支援するためのコーディネーターの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（江田五月君）**　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（江田五月君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（江田五月君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 二百三十一 |
| 賛成 | 二百三十一 |
| 反対 | 〇 |

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（江田五月君）　日程第七　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案**

**日程第八　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案**

**（いずれも内閣提出、衆議院送付）**

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長吉田博美君。

---

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

---

〔吉田博美君登壇、拍手〕

**○吉田博美君**　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案は、観光立国の実現に向けて、観光圏整備に係る地域の主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、基本方針の策定、市町村又は都道府県における観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めようとするものであります。

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案は、地域の歴史的風致の維持向上を図るため、基本方針の策定、市町村が作成する計画の認定制度の創設、当該認定計画に基づく開発行為等の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、観光圏の整備と計画認定基準の在り方、観光旅客の来訪促進策の強化、歴史まちづくりに係る新法制定の目的とその効果、歴史的風致維持向上のための省庁間連携の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（江田五月君）**　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（江田五月君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（江田五月君）**　投票の結果を報告いたします。

| | |
|---|---|
| 投票総数 | 二百三十一 |
| 賛成 | 二百三十一 |
| 反対 | 〇 |

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（江田五月君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

---

出席者は左のとおり。

| | |
|---|---|
| 議長 | 江田　五月君 |
| 副議長 | 山東　昭子君 |
| 議員 | |
| | 山下　芳生君 |
| | 風間　直樹君 |
| | 森田　高君 |
| | 舟山　康江君 |

紙　智子君　轟木　利治君
川崎　稔君　仁比　聡平君
室井　邦彦君　川上　義博君
松野　信夫君　青木　愛君
井上　哲士君　大門実紀史君
松岡　徹君　津田弥太郎君
犬塚　直史君　水岡　俊一君
藤本　祐司君　市田　忠義君
小池　晃君　松井　孝治君
鈴木　寛君　岩本　司君
藤田　幸久君　ツルネン　マルテイ君
佐藤　公治君　櫻井　充君
内藤　正光君　浅尾慶一郎君
木俣　佳丈君　一川　保夫君
増子　輝彦君　羽田雄一郎君
高橋　千秋君　石井　一君
田名部匡省君　渡辺　秀央君
山下八洲夫君　広中和歌子君
千葉　景子君　前田　武志君
佐藤　泰介君　柳田　稔君
岡崎トミ子君　植松恵美子君
中谷　智司君　松浦　大悟君
平山　幸司君　梅村　聡君
水戸　将史君　徳永　久志君
川合　孝典君　牧山ひろえ君
金子　恵美君　藤谷　光信君
加賀谷　健君　相原久美子君
藤原　良信君　大河原雅子君

谷岡　郁子君　那谷屋正義君
白　眞勲君　大久保　勉君
島田智哉子君　前川　清成君
尾立　源幸君　藤末　健三君
大石　尚子君　中村　哲治君
今野　東君　榛葉賀津也君
芝　博一君　小林　正夫君
柳澤　光美君　下田　敦子君
神本美恵子君　谷　博之君
藤原　正司君　小川　勝也君
池口　修次君　福山　哲郎君
山根　隆治君　円　より子君
北澤　俊美君　峰崎　直樹君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
簗瀬　進君　奥石　東君
平田　健二君　大石　正光君
工藤堅太郎君　吉川　沙織君
友近　聡朗君　外山　斎君
川田　龍平君　行田　邦子君
米長　晴信君　大久保潔重君
松下　新平君　糸数　慶子君
武内　則男君　姫井由美子君
亀井亜紀子君　長谷川大紋君
中山　恭子君　富岡由紀夫君
広田　一君　蓮　舫君
林　久美子君　長谷川憲正君
中川　雅治君　野村　哲郎君
島尻安伊子君　喜納　昌吉君

鈴木　陽悦君　加藤　敏幸君
主濱　了君　自見庄三郎君
衛藤　晟一君　山本　一太君
加治屋義人君　平野　達男君
辻　泰弘君　大塚　耕平君
森　ゆうこ君　亀井　郁夫君
松村　龍二君　市川　一朗君
谷川　秀善君　家西　悟君
長浜　博行君　高嶋　良充君
小川　敏夫君　郡司　彰君
藤井　孝男君　中曽根弘文君
松田　岩夫君　山本　順三君
荻原　健司君　小泉　昭男君
小池　正勝君　二之湯　智君
秋元　司君　義家　弘介君
塚田　一郎君　古川　俊治君
佐藤　正久君　丸川　珠代君
丸山　和也君　山田　俊男君
佐藤　信秋君　石井みどり君
礒崎　陽輔君　石井　準一君
神取　忍君　末松　信介君
岸　信夫君　坂本由紀子君
川口　順子君　北川イッセイ君
田村耕太郎君　橋本　聖子君
鶴保　庸介君　西島　英利君
岡田　直樹君　松村　祥史君
水落　敏栄君　中村　博彦君
加納　時男君　脇　雅史君

鈴木　政二君　世耕　弘成君
浅野　勝人君　山内　俊夫君
伊達　忠一君　青木　幹雄君
鴻池　祥肇君　吉村剛太郎君
尾辻　秀久君　山崎　正昭君
佐藤　昭郎君　溝手　顕正君
矢野　哲朗君　南野知惠子君
山本　香苗君　澤　雄二君
森　まさこ君　谷合　正明君
山本　博司君　近藤　正道君
西田　昌司君　牧野たかお君
鰐淵　洋子君　西田　実仁君
山谷えり子君　加藤　修一君
関口　昌一君　岡田　広君
浮島とも子君　浜田　昌良君
渕上　貞雄君　福島みずほ君
吉田　博美君　松山　政司君
愛知　治郎君　有村　治子君
山下　栄一君　遠山　清彦君
渡辺　孝男君　加藤　修一君
岸　宏一君　木村　仁君
中川　義雄君　荒井　広幸君
風間　昶君　弘友　和夫君
魚住裕一郎君　松　あきら君
若林　正俊君　泉　信也君
舛添　要一君　岩城　光英君
岩永　浩美君　木庭健太郎君
白浜　一良君　荒木　清寛君
山口那津男君　浜四津敏子君

国務大臣

総務大臣　増田　寛也君
外務大臣　高村　正彦君
経済産業大臣　甘利　明君
国土交通大臣　冬柴　鐵三君

---

議長の報告事項

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
石井　一君　大石　尚子君
柳澤　光美君　大久保潔重君

法務委員

辞任　補欠
近藤　正道君　山内　徳信君

外交防衛委員

辞任　補欠
山内　徳信君　近藤　正道君

厚生労働委員

辞任　補欠
津田弥太郎君　轟木　利治君

環境委員

辞任　補欠
大石　尚子君　石井　一君
大久保潔重君　柳澤　光美君
轟木　利治君　津田弥太郎君

決算委員

辞任　補欠
中山　恭子君　牧野たかお君

行政監視委員

辞任　補欠
牧野たかお君　中山　恭子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任　補欠
大島九州男君　犬塚　直史君
亀井　郁夫君　亀井亜紀子君
行田　邦子君　姫井由美子君

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員

辞任　補欠
大河原雅子君　森田　高君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事　浮島とも子君（浮島とも子君の補欠）

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

宇宙基本法案（衆第一七号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

総務委員会に付託

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会閣条第三号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

外交防衛委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問主意書（福山哲郎君提出）（第一二四号）

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書（谷岡郁子君提出）（第一二五号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問主意書（前川清成君提出）（第一二二号）

八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問主意書（大河原雅子君提出）（第一二三号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

地域再生法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
大石　尚子君　石井　一君
大久保潔重君　柳澤　光美君

法務委員

辞任　補欠
山内　徳信君　近藤　正道君

外交防衛委員

辞任　補欠
近藤　正道君　山内　徳信君

厚生労働委員
辞任　補欠
轟木　利治君　津田弥太郎君
国土交通委員
辞任　補欠
田中　康夫君　大久保潔重君
環境委員
辞任　補欠
石井　一君　大石　尚子君
津田弥太郎君　轟木　利治君
柳澤　光美君　田中　康夫君
予算委員
辞任　補欠
植松恵美子君　牧山ひろえ君
決算委員
辞任　補欠
牧山ひろえ君　植松恵美子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢化・共生社会に関する調査会委員
辞任　補欠
森田　高君　大河原雅子君

同日委員長から次の報告書が提出された。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会閣条第一号）審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会閣条第一〇号）審査報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会閣条第二号）審査報告書

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）審査報告書

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（閣法第三九号）審査報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（閣法第一一号）審査報告書

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（閣法第一二号）審査報告書

投票者氏名

日程第一　経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

日程第二　刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

相原久美子君　青木　愛君
浅尾慶一郎君　家西　悟君
池口　修次君　石井　一君
一川　保夫君　犬塚　直史君
岩本　司君　植松恵美子君
梅村　聡君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大石　正光君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
木俣　佳丈君　喜納　昌吉君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田名部匡省君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷岡　郁子君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　久志君
轟木　利治君　富岡由紀夫君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
内藤　正光君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
中川　勝行君　西岡　武夫君
長浜　博行君　長谷川憲正君
羽田雄一郎君　林　久美子君
白　眞勲君　平田　健二君
姫井由美子君　平山　幸司君
平野　達男君　広中和歌子君
広田　一君　藤末　健三君
福山　哲郎君　藤谷　光信君
藤田　幸久君　藤原　正司君
藤本　祐司君　舟山　康江君
藤原　良信君　増子　輝彦君
前川　清成君　松浦　大悟君
前田　武志君　松野　信夫君
牧山ひろえ君　水戸　将史君
松井　孝治君　峰崎　直樹君
松岡　徹君　森　ゆうこ君
松下　より子君　簗瀬　進君
水岡　俊一君　柳田　稔君
室井　邦彦君　山根　隆治君
森田　高君　山下八洲夫君
柳澤　光美君　吉川　沙織君
山本　香苗君　米長　晴信君
渡辺　秀央君　渡辺　孝男君
青木　幹雄君　浅野　勝人君
秋元　司君　有村　治子君
荒井　広幸君

石井　準一君　泉　信也君　市川　一朗君　岩永　浩美君　尾辻　秀久君　岡田　広君　加治屋義人君　神取　忍君　木村　仁君　岸　信夫君　小池　正勝君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　坂本由紀子君　末松　信介君　世耕　弘成君　田村耕太郎君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　中村　博彦君　二之湯　智君　西田　昌司君　野村　哲郎君　南野知惠子君　橋本　聖子君　古川　俊治君　舛添　要一君　松村　祥史君　松山　政司君

石井みどり君　磯崎　陽輔君　岩城　光英君　衛藤　晟一君　岡田　直樹君　荻原　健司君　加納　時男君　川口　順子君　岸　宏一君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　佐藤　昭郎君　佐藤　正久君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　伊達　忠一君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中曽根弘文君　中山　恭子君　西島　英利君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　藤井　孝男君　牧野たかお君　松田　岩夫君　松村　龍二君　丸川　珠代君

丸山　和也君　溝手　顕正君　矢野　哲朗君　山崎　正昭君　山谷えり子君　山本　順三君　吉村剛太郎君　若林　正俊君　荒木　清寛君　浮島とも子君　風間　昶君　澤　雄二君　谷合　正明君　西田　実仁君　浜四津敏子君　松　あきら君　山下　栄一君　山本　博司君　鰐淵　洋子君　市田　忠義君　小池　晃君　仁比　聡平君　近藤　正道君　渕上　貞雄君　糸数　慶子君　山東　昭子君

水落　敏栄君　森　まさこ君　山内　俊夫君　山田　俊男君　山本　一太君　吉田　博美君　義家　弘介君　脇　雅史君　魚住裕一郎君　加藤　修一君　木庭健太郎君　白浜　一良君　遠山　清彦君　浜田　昌良君　弘友　和夫君　山口那津男君　山本　香苗君　渡辺　孝男君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　山下　芳生君　福島みずほ君　又市　征治君　川田　龍平君　松下　新平君

反対者氏名

○名

日程第三　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

賛成者氏名

二一四名

相原久美子君　青木　愛君　浅尾慶一郎君　家西　悟君　池口　修次君　石井　一君　一川　保夫君　犬塚　直史君　岩本　司君　植松恵美子君　梅村　聡君　小川　勝也君　小川　敏夫君　尾立　源幸君　大石　尚子君　大石　正光君　大河原雅子君　大久保　勉君　大久保潔重君　大塚　耕平君　岡崎トミ子君　加賀谷　健君　加藤　敏幸君　風間　直樹君　金子　恵美君　神本美恵子君　川合　孝典君　川上　義博君　川崎　稔君　木俣　佳丈君　喜納　昌吉君　北澤　俊美君　工藤堅太郎君　郡司　彰君　小林　正夫君　行田　邦子君　輿石　東君　今野　東君　佐藤　公治君　佐藤　泰介君　櫻井　充君　芝　博一君　島田智哉子君　下田　敦子君　主濱　了君　榛葉賀津也君　鈴木　寛君　鈴木　陽悦君

田名部匡省君　高橋　千秋君　谷　博之君　千葉　景子君　津田弥太郎君　外山　斎君　轟木　利治君　友近　聡朗君　内藤　正光君　中谷　智司君　長浜　博行君　羽田雄一郎君　林　久美子君　平田　健二君　平山　幸司君　広中和歌子君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤原　正司君　舟山　康江君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　松野　信夫君　水戸　将史君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君

高嶋　良充君　武内　則男君　谷岡　郁子君　ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君　徳永　久志君　富岡由紀夫君　那谷屋正義君　直嶋　正行君　中村　哲治君　西岡　武夫君　白　眞勲君　姫井由美子君　平野　達男君　広田　一君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　藤本　祐司君　藤原　良信君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　松岡　徹君　円　より子君　水岡　俊一君　室井　邦彦君　森田　高君　柳澤　光美君

柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
渡辺　秀央君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　広幸君
有村　治子君　石井　準一君
石井みどり君　泉　信也君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　木村　仁君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　小池　正勝君
小泉　昭男君　鴻池　祥肇君
佐藤　昭郎君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　坂本由紀子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君

西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
藤井　孝男君　古川　俊治君
牧野たかお君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
森　まさこ君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
義家　弘介君　若林　正俊君
脇　雅史君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　浮島とも子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
山東　昭子君　松下　新平君

反対者氏名　一三名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　糸数　慶子君
川田　龍平君

日程第四　消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名　二三一名

相原久美子君　青木　愛君
浅尾慶一郎君　家西　悟君
池口　修次君　石井　一君
一川　保夫君　犬塚　直史君
岩本　司君　植松恵美子君
梅村　聡君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大石　正光君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　亀井　郁夫君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　木俣　佳丈君

喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君
下田　敦子君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君

藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
渡辺　秀央君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　広幸君
有村　治子君　石井　準一君
石井みどり君　泉　信也君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　木村　仁君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　小池　正勝君
小泉　昭男君　鴻池　祥肇君

佐藤　昭郎君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　坂本由紀子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
藤井　孝男君　古川　俊治君
牧野たかお君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
森　まさこ君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
義家　弘介君　若林　正俊君
脇　雅史君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　浮島とも子君
加藤　修一君　風間　昶君

木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　糸数　慶子君
川田　龍平君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　〇名

日程第五　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名

相原久美子君　青木　愛君
浅尾慶一郎君　家西　悟君
池口　修次君　石井　一君
一川　保夫君　犬塚　直史君
岩本　司君　植松恵美子君
梅村　聡君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大石　正光君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　亀井　郁夫君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
奥石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君
下田　敦子君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君

富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
渡辺　秀央君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　広幸君
有村　治子君　石井　準一君

石井みどり君　泉　信也君
磯崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　木村　仁君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　小池　正勝君
小泉　昭男君　鴻池　祥肇君
佐藤　昭郎君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　坂本由紀子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
藤井　孝男君　古川　俊治君
牧野たかお君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君

水落　敏栄君　溝手　顕正君
森　まさこ君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
義家　弘介君　若林　正俊君
脇　雅史君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　浮島とも子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　糸数　慶子君
川田　龍平君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名
○名

日程第七　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第八　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二三一名

相原久美子君　青木　愛君
浅尾慶一郎君　家西　悟君
池口　修次君　石井　一君
一川　保夫君　犬塚　直史君
岩本　司君　植松恵美子君
梅村　聡君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大石　正光君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　亀井　郁夫君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
奥石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君

下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ソルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君

主濱　了君
鈴木　寛君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君

峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
山根　隆治君
米長　晴信君
渡辺　秀央君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君

室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山下八洲夫君
吉川　沙織君
蓮　舫君
愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君

中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君

中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君
橋本　聖子君
古川　俊治君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君

渡辺　孝男君
井上　哲士君
市田　忠義君
小池　晃君
紙　智子君
大門実紀史君
仁比　聡平君
山下　芳生君
近藤　正道君
福島みずほ君
渕上　貞雄君
又市　征治君
糸数　慶子君
川田　龍平君
山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名

○名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

平成二十年五月十六日

## ○第百六十九回国会 参議院会議録第十九号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とブルネイ・ダルサラーム国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密化されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　行政上の措置に関連する手続
第五条　審査及び上訴
第六条　秘密の情報
第七条　租税
第八条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九条　他の協定との関係
第十条　実施取極
第十一条　合同委員会
第十二条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十三条　定義
第十四条　物品の分類
第十五条　内国民待遇
第十六条　関税の撤廃
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸出税
第十九条　輸出補助金

第二十条　非関税措置
第二十一条　二国間セーフガード措置
第二十二条　国際収支の擁護のための制限
第三章　原産地規則
第二十三条　定義
第二十四条　原産品
第二十五条　累積
第二十六条　僅少の非原産材料
第二十七条　原産資格を与えることとならない作業
第二十八条　積送基準
第二十九条　展示会
第三十条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十一条　代替性のある産品及び材料
第三十二条　間接材料
第三十三条　附属品、予備部品及び工具
第三十四条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十五条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三十六条　関税上の特恵待遇の要求
第三十七条　原産地証明書
第三十八条　事前教示
第三十九条　輸出に関する義務
第四十条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十一条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第四十二条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十三条　秘密性
第四十四条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十五条　運用上の手続規則
第四十六条　雑則
第四十七条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第四十八条　適用範囲及び目的
第四十九条　定義
第五十条　透明性
第五十一条　通関
第五十二条　通過物品
第五十三条　協力及び情報の交換
第五十四条　税関手続に関する小委員会
第五章　投資
第五十五条　適用範囲
第五十六条　定義
第五十七条　内国民待遇
第五十八条　最恵国待遇
第五十九条　待遇に関する最低基準
第六十条　裁判所の裁判を受ける権利
第六十一条　特定措置の履行要求の禁止
第六十二条　留保及び例外
第六十三条　収用及び補償
第六十四条　争乱からの保護
第六十五条　資金の移転
第六十六条　代位
第六十七条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第六十八条　一時的なセーフガード措置

第六十九条　信用秩序の維持のための措置
第七十条　利益の否認
第七十一条　環境に関する措置
第七十二条　投資に関する小委員会
第六章　サービスの貿易
第七十三条　適用範囲
第七十四条　定義
第七十五条　市場アクセス
第七十六条　内国民待遇
第七十七条　追加的な約束
第七十八条　特定の約束に係る表
第七十九条　最恵国待遇
第八十条　資格、技術上の基準及び免許
第八十一条　相互承認
第八十二条　透明性
第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十四条　支払及び資金の移転
第八十五条　国際収支の擁護のための制限
第八十六条　利益の否認
第八十七条　サービスの貿易に関する小委員会
第八十八条　約束の見直し
第七章　エネルギー
第八十九条　基本原則
第九十条　定義
第九十一条　輸入及び輸出の制限
第九十二条　エネルギー規制措置
第九十三条　環境上の側面
第九十四条　協力
第九十五条　エネルギーに関する小委員会
第八章　ビジネス環境の整備
第九十六条　基本原則
第九十七条　知的財産
第九十八条　政府調達
第九十九条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百条　第十章の規定の不適用
第九章　協力
第百一条　基本原則
第百二条　協力の分野
第百三条　協力の範囲及び形態
第百四条　協力の費用
第百五条　協力に関する小委員会
第百六条　次章の規定の不適用
第十章　紛争解決
第百七条　適用範囲
第百八条　協議
第百九条　あっせん、調停又は仲介
第百十条　仲裁裁判所の設置
第百十一条　仲裁裁判所の任務
第百十二条　仲裁裁判手続
第百十三条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第百十四条　裁定の実施
第百十五条　期間の変更

第百十六条　費用
第十一章　最終規定
第百十七条　目次及び見出し
第百十八条　附属書及び注釈
第百十九条　一般的な見直し
第百二十条　改正
第百二十一条　効力発生
第百二十二条　終了
附属書一（第二章関係）　第十六条に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第五章関係）　現行の措置に関する留保
附属書五（第五章関係）　将来の措置に関する留保
附属書六（第六章関係）　金融サービス
附属書七（第六章関係）　第七十八条に関する特定の約束に係る表
附属書八（第六章関係）　第七十九条に関する最恵国待遇の免除に係る表

前文

日本国及びブルネイ・ダルサラーム国は、

互恵的な協力及び共通の地域的利益を通じて発展を遂げてきた良好な友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなに触発され、

貿易及び投資の自由化及び円滑化並びに協力を通じて互恵的な経済上の連携を構築することにより両国の関係を高めることを決意し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること並びに経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a)　両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b)　両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c)　両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

(d)　この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　「区域」とは、

(i)　ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国の領域（その領海を含み、当該領域の上空に及ぶ。）であって、ブルネイ・ダルサラーム国が主権を行使するもの並びにブルネイ・ダルサラーム国の法令により指定した、又は今後指定することのあるブルネイ・ダルサラーム国の領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であって、ブルネイ・ダルサラーム国が国際法に基づき主権的権利及び管轄権を行使するものをいう。

(ii)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

注釈　この(a)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

(b)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、ブルネイ・ダルサラーム国については関税・消費税庁をいう。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f)　「両締約国」とは、日本国及びブルネイ・ダルサラーム国をいい、「締約国」とは、日本国又はブルネイ・ダルサラーム国をいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、法令、一般に適用される司法上の決定及び自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関連し、又は影響を及ぼすものを公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を容易に公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、英語で、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第四条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の関係法令に従って、次の事項を行う。

(a)　3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国政府の権限のある当局は、自国の関係法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行う。

(a)　そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとすること。

3　締約国政府の権限のある当局は、自国の関係法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a)　自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

4　締約国政府の権限のある当局は、ある者の利益に悪影響を及ぼす最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の関係法令に従って、当該者に対し次の通知及び機会を与える。

(a)　適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第五条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当とされる場合には適当な救済が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものとする。

2　各締約国は、当該裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の関係法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている自国政府による行為に関し、2(b)の決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第六条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。当該情報は、定められた目的のためにのみ使用されるものとし、情報を提供した締約国の明示的な同意を得ないで開示してはならない。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が次のいずれかに該当することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

(a)　公共の利益に反すること。

(b)　自国の法令の実施を妨げること。

(c)　公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害すること。

3　両締約国は、この協定が終了する場合においても、この条の規定が引き続き適用されることに同意する。

第七条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第八条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第五章（第六十四条を除く。）まで及び第七章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第五章（第六十四条を除く。）及び第六章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　この協定（第六十四条を除く。）のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　武器、弾薬及び軍需品並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の生産、供給又は取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　戦争、武力紛争その他国内的又は国際的な緊急時にとる措置

(iii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

4　一方の締約国がこの条の規定に基づいて措置をとる場合には、当該一方の締約国は、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第九条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十一条　合同委員会

1　この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　第三章に規定する運用上の手続規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十二条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、照会所を指定する。

第二章　物品の貿易

第十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十一条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)　「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(f)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(g)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十一条9(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(h)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十四条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十五条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

第十六条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。

3　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

4　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通知する。

5　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十八条　輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる輸出税も新設してはならない。

第十九条　輸出補助金

いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設してはならない。

第二十条　非関税措置

1　一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に反しない自国の非関税措置の透明性を高めるものとする。

第二十一条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十六条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この条において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) (a)に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

(c) 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかいないか、又は与えるおそれがあるかないかをこの条に基づいて決定するための(a)に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって、客観的なかつ数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入の増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

(d) 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの、又は与えるおそれがあるとの決定は、(a)に規定する調査が、当該原産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

4 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、四年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

5 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、これを行使することができる。

6　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

7　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

9(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d)　4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10　4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

11　両締約国は、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十二条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解（その改正を含む。）に規定する条件に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第三章　原産地規則

第二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限のある政府当局」とは、原産地証明書の発給について、又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、ブルネイ・ダルサラーム国については外務貿易省をいう。

(b)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(c)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、(A)両締約国の国民若しくは法人が五十パーセント以上の持分を所有しているもの又は(B)両締約国の国民若しくは法人が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民若しくは法人とともに、七十五パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(d)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引に

おいて相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(g)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(h)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(i)　「締約国の原産材料」とは、締約国の原産品であって、当該締約国において他の産品の生産に使用されるもの（第二十五条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。

(j)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三十四条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(k)　「関税上の特恵待遇」とは、第十六条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(l)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十四条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g)　当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4(a)　1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b)　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6　4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8　5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第二十五条　累積

1　産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が同条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。

第二十六条　僅（きん）少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第二十七条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定

の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第二十八条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とみなさない。

第二十九条　展示会

前条の規定にかかわらず、第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品であって、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)の規定の条件を満たすものは、当該他方の締約国の原産品とする。

(a)　当該第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていたこと。

(b)(i)　当該第三国に直接輸送され、かつ、当該第三国から直接輸送されたこと。

(ii)　積替え又は一時蔵置のために他の第三国を経由して輸送された場合にあっては、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

第三十条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　第二十四条から第二十七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第二十四条から第二十七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十一条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十二条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十三条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品とともに納入される附属品、

予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十五条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

(a)　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b)　産品の原産資格割合を算定するに当たって考慮しない。

第三十六条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。

(a)　その課税価額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明書に関する義務を回避することを目的として行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。）

(b)　当該輸入締約国が原産地証明書に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が第三国における展示会の後に輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)に定めるものの提出を要求することができる。

(a)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該原産品が第二十九条(a)の規定の条件を満たすことを証明するもの

(b)(i)　通し船荷証券の写し

(ii)　当該原産品が他の第三国を経由して輸送された場合には、当該他の第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第三十七条　原産地証明書

1　前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた

権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4　両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第四十五条に規定する運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

7　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

8　産品の輸出者が当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

9　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって8(b)に規定するものが、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

10　各締約国は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後三年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第三十八条　事前教示

輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入者、輸出者、輸出締約国に所在する産品の生産者又は権限を与えられたこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

第三十九条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三十七条8(b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a)　産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後三年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

注釈　この条から第四十三条までの規定の適用上、「輸入締約国の関係当局」とは、

(a)　ブルネイ・ダルサラーム国については、外務貿易省をいう。

(b)　日本国については、財務省をいう。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。

輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三十七条8(b)に規定するものに対し、輸入締約国の関係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第四十一条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三十七条8(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。

2　輸入締約国の関係当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6(a)　輸入締約国の関係当局は、緊急であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b)　(a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第四十二条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　第四十条2若しくは前条5に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は同条4に規定する期間内に同条2に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合

(b)　前条1(a)に規定する要請が拒否される場合

(c)　第四十条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第四十条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

第四十三条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手した情報は、

(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の関係当局のみが利用することができる。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十四条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三十七条8(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三十七条8(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十五条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の権限のある政府当局その他当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四十六条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十七条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正

(iii)　第四十五条に規定する運用上の手続規則

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章　税関手続

第四十八条　適用範囲及び目的

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

3　この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること並びに税関手続の分野における協力を促進することを目的とする。

第四十九条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を

越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第五十条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、可能な限り当該改正の効力発生に先立って、修正される情報を容易に利用可能なものとする。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第五十一条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、自国による行為に関する司法上又は行政上の審査手続であって容易に利用可能なものを提供する。これらの審査は、当該行為の行政上の実施に責任を有する当局から独立したものとし、及び公平かつ公正に実施する。

第五十二条　通過物品

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第五十三条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、各締約国の法令に従うことを条件として、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十四条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章　投資

第五十五条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　第七十四条(q)に定義する政府の権限の行使として提供されるサービス

3　この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a)　第五十七条、第五十八条及び第六十一条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b)　(a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

4　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第五十六条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業又は団体を含む。）をいう。

(b)(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c)　「締約国の企業」とは、締約国の関係の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(d)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(e)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(f)　「ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則（その改正を含む。）をいう。

(g)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）をいう。

(h)　「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債券、社債、貸付金及び他の形態の証券（これらのものから派生する権利を含む。）

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(vi)　金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって事業活動に関係するもの

(vii)　知的財産権

(viii)　のれん

(ix)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(x)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈１　投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈２　投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

注釈３　資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

(i)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(j)　「締約国の投資家」とは、締約国又は締約国の自然人若しくは企業であって、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(k)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(l)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(m) 「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国の国民であること又は同国における永住者であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(n) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）をいう。

(o) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）をいう。

第五十七条　内国民待遇

1　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第五十八条　最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五十九条　待遇に関する最低基準

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、国際慣習法上の外国人の待遇に関する最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

第六十条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六十一条　特定措置の履行要求の禁止

1　この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書（その改正を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　両締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を見直すことを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う。

第六十二条　留保及び例外

1　第五十七条及び第五十八条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国の中央の政府又は機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書四に掲げる分野又は事項に関するもの

(b) 締約国の地方の政府又は機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) 次に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第五十七条及び第五十八条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(i) (a)に規定する措置（ただし、附属書四において分野又は事項に星印（＊）を付した場合を除く。）

(ii) (b)に規定する措置

(e) (a)に規定する措置であって附属書四において分野又は事項に星印（＊）を付したものの改正又は修正。ただし、当該改正又は修正は、次の(i)及び(ii)の要件を満たさなければならない。

(i) 当該改正又は修正が、当該措置と第五十七条及び第五十八条の規定との適合性の水準を低下させないこと。

(ii) 当該改正又は修正が、既存の投資家及び既存の投資財産に対し、当該改正又は修正の直前に当該投資家及び投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものでないこと。

2　この条の規定の適用上、

(a)　「既存の投資家」及び「既存の投資財産」とは、それぞれ、適合しない措置の改正又は修正の直前に締約国の区域内に所在する投資財産を有する投資家及び当該投資財産をいう。

(b)　既存の投資家が適合しない措置の改正又は修正の後に既存の投資財産の拡張又は多角化を行う場合には、当該拡張又は多角化の部分については、既存の投資財産とはみなさない。

3　一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日に1(a)に規定する適合しない措置に関する次の情報を通報する。

(a)　当該措置を維持する分野又は事項

(b)　当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c)　当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(d)　当該措置の根拠

(e)　当該措置の簡潔な説明

4　第五十七条及び第五十八条の規定は、附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

5　一方の締約国は、この協定の効力発生の日において附属書五に掲げる分野又は事項に関する適合しない措置を維持する場合には、他方の締約国に対し、当該日に当該措置に関する次の情報を通報する。

(a)　当該措置を維持する分野又は事項

(b)　当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c)　当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(d)　当該措置の根拠

(e)　当該措置の簡潔な説明

6　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書五に掲げる分野又は事項に関する措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、3又は5の規定に基づいて通報する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書五に掲げる分野若しくは事項に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな措置の採用の前に、又は例外的状況においては採用後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該新たな措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、当該改正若しくは修正又は当該新たな措置に関して、当該他方の締約国の個別の質問に応じること。

8　各締約国は、適当な場合には、附属書四及び附属書五にそれぞれ掲げる分野又は事項に関して採用し、又は維持する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

9　第五十七条及び第五十八条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

第六十三条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　法律に従って行われるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償は、次の(a)又は(b)のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。

(a)　収用が公表された時

(b)　収用が行われた時

3　公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

4　補償については、次のすべての要件を満たさなければならない。

(a)　不当に遅滞することなく支払われること。

(b)　収用の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めること。

(c)　実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができること。

5(a)　この条の規定は、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、当該課税措置について適用する。

(b)　(a)の規定が適用される場合には、第六十条及び第六十七条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第六十四条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、戦争、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱、騒じょう若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第六十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　純益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動のために雇用され、及び当該活動に従事することを認められた他方の締約国の従業員の得た純益その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第六十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、当該資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　訴訟手続又は行政上の決定における命令又は判決の履行の確保

(e)　社会保障、公的年金制度及び強制年金制度から生ずる投資家の義務

第六十六条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第六十七条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し、この章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を被ったものとの間の紛争をいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）内において、

行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4　紛争投資家からの書面による協議又は交渉の要請があった日から五箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c)　千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　締約国の投資家は、この協定の効力発生の日の前に発生した事態から生ずる紛争又は当該日の前に既に解決している紛争を、4に規定する調停又は仲裁に付託することができない。

6　紛争投資家は、自己の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争を、4に規定する調停又は仲裁に付託することができない。

7　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

8　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章の規定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

9　(a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及びＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

10　9の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

11　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の関係する法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

12　4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、13及び14の規定の要件に従うことを条件として、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

13　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

14　各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れら

れない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

15　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

16　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

17　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

18　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

19　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

20　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この章の規定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

21　20の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

22　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この22の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第六十八条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第五十七条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第六十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨政策、財政政策及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(f)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

3　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第六十九条　信用秩序の維持のための措置

1　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　当該措置は、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注釈　この条の規定の適用上、「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義する用語と同一の意味を有する。

第七十条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第七十二条　投資に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第六章　サービスの貿易

第七十三条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件

(c)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(d)　一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

3　第七十九条の規定は、出入国管理に関する法令に基づく締約国の措置については、適用しない。

4　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国

の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

5　附属書六は、金融サービスに関し、この章の補足規定を定める。

第七十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e)　「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A)　他方の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他方の締約国の法人

(f)　(i)　法人が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わず、また、租税に係る課税措置を含める。）をいう。

(h)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(i)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の締約国の措置を含む。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k)　「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国の国民であること又は同国における永住者であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書七の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(n) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(o) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(p) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(t) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(u) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(v) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(w) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(x) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十五条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(w)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書七の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(w)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(w)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書七の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十六条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書七の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第七十七条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書七の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十八条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。特定の約束に係る表は、附属書七に掲げる。

2　附属書七の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

3　第七十五条及び第七十六条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十五条に関する欄に記載する。その記載は、第七十六条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

第七十九条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、締約国が附属書八の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、適用しない。

3　一方の締約国は、第三国とサービスの貿易に関する協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような協定を締結する場合には、附属書八の自国の表に含まれる分野、小分野又は活動に関し、他方の締約国の要請に応じて、当該他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、このような協定に従って当該第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう考慮する。

第八十条　資格、技術上の基準及び免許

資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連する締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、各締約国は、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

第八十一条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を一方的に又は当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて承認することとする場合には、

(a)　第七十九条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十二条　透明性

1　第二条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、同条1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供するよう努める。

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の日から二年以内に、第七十五条又は第七十六条の規定に適合しないすべての現行の措置であって、この章の規定の対象とされているもの（これらの措置が附属書七の自国の特定の約束に含まれているか否かを問わない。）を記載する表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表する。当該表は次の要素を含むものとし、三年ごとに見直しを行い、必要に応じて改定する。

(a)　分野及び小分野

(b)　適合しない規定（市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類

(c)　当該措置の法的根拠その他の根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

注釈　この2の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十四条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十五条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　一方の締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合には、当該一方の締約国は、要請に応じて、自国が課した制限の見直しを行うため、他方の締約国と速やかに協議を開始する。

第八十六条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され、又は支配される法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないものにより提供されていると認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八十七条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に、創立会合を開催することができる。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する頻度で開催する。

第八十八条　約束の見直し

1　両締約国は、この協定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協定の効力発生の日から二年以内に最初の見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮する。

第七章　エネルギー

第八十九条　基本原則

両締約国は、エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第九十条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「エネルギー物品」とは、統一システムの第二七〇九・〇〇号、第二七一一・一一号及び第二七一一・二一号に分類される物品をいう。

(b)　「エネルギー規制機関」とは、エネルギー物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売を規制し、及び管理する政府機関又は公的企業をいう。

注釈　この(b)の規定の適用上、ブルネイ・ダルサラーム国については、「公的企業」とは、ブルネイ国営石油会社センディリアン・ベルハッドをいう。

(c)　「エネルギー規制措置」とは、エネルギー分野における活動に直接影響を及ぼすエネルギー規制機関の措置をいう。

第九十一条　輸入及び輸出の制限

1　各締約国は、エネルギー物品の輸入又は輸出の禁止又は制限を適用するに当たり、契約関係に十分な考慮を払い、及び当該禁止又は制限を秩序ある公正かつ衡平な方法で実施する。

2　一方の締約国は、エネルギー物品の輸入又は輸出の新たな禁止又は制限を導入する場合には、可能な限り当該禁止又は制限の導入の前に、又はそれが不可能なときはその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該禁止又は制限について書面による通報（入手可能な場合には、当該禁止又は制限の手続並びに当該エネルギー物品の輸入、輸出及び国内需要についての統計に関する関連情報を提供するもの）を行う。また、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該禁止又は制限について当該他方の締約国と協議を行う。一方の締約国は、他方の締約国が当該協議において提示する見解に対し好意的な考慮を払う。

第九十二条　エネルギー規制措置

1　各締約国は、自国のエネルギー規制機関が、エネルギー規制措置を適用するに当たり、契約関係に及ぼす悪影響を最小にし、及び当該エネルギー規制措置を秩序ある公正かつ衡平な方法で実施することを確保するよう努める。

2　一方の締約国のエネルギー規制機関が新たなエネルギー規制措置を採用し、かつ、当該エネルギー規制措置が契約関係に実質的な影響を及ぼすおそれがある場合には、当該一方の締約国は、可能な限り当該エネルギー規制措置の効力発生の日の前に、又はそれが不可能なときはその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該エネルギー規制措置について書面による通報を行う。

3　一方の締約国のエネルギー規制機関が、2に規定する新たなエネルギー規制措置であってエネルギー物品の運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に実質的な影響を及ぼすものを採用する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、当該エネルギー規制措置について当該他方の締約国と協議を行う。一方の締約国は、他方の締約国が当該協議において提示する見解に対し好意的な考慮を払う。

注釈　この3の規定の適用上、統一システムの第二七一一・二一号に分類される物品の液化及び再ガス化に関して一方の締約国のエネルギー規制機関がとるエネルギー規制措置は、当該物品の運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に実質的な影響を及ぼすエネルギー規制措置とみなす。

第九十三条　環境上の側面

1　各締約国は、持続可能な開発を達成するに当たり、自国が締結している環境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して、自国の関係法令に従い、自国の区域内におけるエネルギーに関連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で最小にするよう努める。

2　各締約国は、次の事項を行う。

(a)　エネルギーについての自国の政策の作成及び実施の過程を通じて環境に考慮を払うこと。

(b)　環境の保護に貢献する技術の移転及び普及のための良好な条件であって、知的財産権の十分かつ有効な保護に適合したものを奨励すること。

(c)　エネルギーに関連する活動の環境上の影響並びに当該影響の防止又は除去の範囲及び当該防止又は除去に係る費用に関する啓発を促進すること。

第九十四条　協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、この章の規定に基づく協力を促進する。このため、両締約国は、協力し、並びに必要かつ適当な場合には、両締約国のエネルギー分野の民間部門の関係事業体の間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この条の規定に基づく協力の実施のために必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

3　(a)　この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　政策立案

(ii)　人材養成

(iii)　技術開発

(iv)　両締約国が相互に合意する協力のその他の範囲に関すること。

(b)　この条の規定に基づく協力の形態については、実施取極で定める。

4　この条の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する方法で負担する。

5　第十章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

第九十五条　エネルギーに関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、エネルギーに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行い、及び監視すること。

(b)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(c)　この章の規定に関連する問題（この章の規定の解釈及び適用を含む。）について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び適当な場合には、勧告を行うこと。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第八章　ビジネス環境の整備

第九十六条　基本原則

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、自国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進する。

第九十七条　知的財産

各締約国は、自国におけるビジネス環境を一層整備するに当たって知的財産を保護することが重要であることを認識し、次の事項を行う。

(a)　自国の知的財産の保護に関する制度を整備するよう努めること。

(b)　自国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行すること。

(c)　自国が締結していない知的財産に関する国際協定の締約国となるよう努めること。

(d)　知的財産に関し、透明性のある、かつ、簡素化された行政上の手続を確保するよう努めること。

(e)　知的財産権の十分かつ効果的な行使を確保するよう努めること。

(f)　知的財産の保護についての啓発を一層促進するよう努めること。

第九十八条　政府調達

一方の締約国は、自国におけるビジネス環境を一層整備するに当たって自国の政府調達市場の自由化を促進することが重要であることを認識し、次の事項を行うよう努める。

(a)　他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、最恵国待遇を与えること。

(b)　政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(c)　政府調達に関する措置を公正かつ効果的な方法で実施すること。

第九十九条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、関連する他の小委員会と協力して、小委員会が適当と認める問題に取り組むこと。

(b)　必要に応じ、両締約国に対し、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うこと。

(c)　両締約国政府の関係当局から、(b)に規定する勧告の実施に関する情報を受領すること。

(d)　必要に応じ、(b)に規定する勧告を適当な方法により公表すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百条　第十章の規定の不適用

第十章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第九章　協力

第百一条　基本原則

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、協力し、並びに必要かつ適当な場合には両締約国の民間部門の事業体の間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2　この章は、以下の事項を行うための協力の枠組みを提供することを主要な目的とする。

(a)　両締約国間の経済関係を多様化すること。

(b)　両締約国の経済競争力を強化すること。

(c)　両締約国における人材養成を推進すること。

(d)　両締約国における持続可能な開発を促進すること。

(e)　両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。

第百二条　協力の分野

この章の規定に基づく協力の分野には、次の事項を含める。

(a)　貿易及び投資の促進

(b)　中小企業

(c)　農業、林業及び漁業

(d)　観光

(e)　教育及び人材養成

(f)　情報通信技術

(g)　科学技術

(h)　環境

(i)　知的財産

(j)　陸上交通

(k)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第百三条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、適当な場合には、実施取極で定める。

第百四条　協力の費用

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

2　この章の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する方法で負担する。

第百五条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定に基づく協力の優先分野を特定し、及び提案すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用のための適切な協力について、見直しを行い、監視し、及び円滑にすること。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題（両締約国がとるべき措置を含む。）について、小委員会の所見及び討議の結果を報告し、必要な場合には、勧告を行うこと。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百六条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十章　紛争解決

第百七条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

第百八条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　協議の要請を受けた締約国（以下この章において「申立てを受けた締約国」という。）は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、要請に応ずるものとし、要請を受領した日の後三十日以内に協議を要請した締約国（以下この章において「申立てを行った締約国」という。）との協議を誠実に開始する。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、申立てを受けた締約国は、要請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

3　申立てを行った締約国は、要請の理由（問題となっている措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとする。

4　協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百九条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百十条　仲裁裁判所の設置

1　申立てを行った締約国は、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には十五日以内に、申立てを受けた締約国が第百八条の規定による協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には三十日以内に、両締約国が第百八条の規定による協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b)　申立ての根拠とされる事実

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあってはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。両締約国は、第三の仲裁人について合意することができない場合には、3の規定により任命された二人の仲裁人に対し、第三の仲裁人を任命するよう要請する。当該二人の仲裁人がその要請を受領した日の後三十日以内に第三の仲裁人について合意することができない場合には、いずれの締約国も、世界貿易機関の事務局長に対し、3の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を任命するよう要請することができる。

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百十一条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　自己に付託された問題の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関するものを含む。）を行うべきである。

(b)　定期的に両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(c)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(d)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(e)　(d)の認定とは別に、第百十四条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

(f)　裁定において、この協定に定める両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に定める権利及び義務を減ずることはできない。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4　仲裁裁判所が3の規定により入手した情報については、両締約国による利用を可能としなければならない。

第百十二条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意により決定されるものとし、また、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。

3　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

4　3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、当該要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

5　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約

国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

7　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

8　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

9　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百十三条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判所は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、前条7及び8並びに次条9に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開することができる。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、当該仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百十四条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百十二条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後三十日以内に、当該裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を申立てを行った締約国に通報する。申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。

4　3の規定により決定された期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

6　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、5の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を申立てを受けた締約国に通報することができる。

7　4及び6に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

8　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について4、6又は7に規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。申立てを行った締約国は、そのような要請を受領した日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することがで

きない場合には、申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百十条3から5までの規定に従って任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条の規定により設置される仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第百十五条　期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、両締約国の相互の同意により変更することができる。

第百十六条　費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十一章　最終規定

第百十七条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百十八条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百十九条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第百二十条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2　その改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

第百二十一条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百二十二条　終了

1　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

2　1に規定する通告を受けた締約国は、当該通告を受けた日の後四十五日以内に、終了により生ずる問題に関する協議を書面により要請することができる。

3　2に規定する要請を受けた締約国は、衡平な合意に達するため、当該要請を受けた日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年六月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

ブルネイ・ダルサラーム国のために

ハサナル・ボルキア

附属書一（第二章関係）　第十六条に関する表

第一編　一般的注釈

1　第十六条の規定の適用に当たっては、次編の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、五年目において交渉する。

(h)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(g)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次編の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、それぞれの年の初日に行う。

6(a)　この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b)　(a)の規定にかかわらず、ブルネイ・ダルサラーム国については、十月一日から三月三十一日までの間にこの協定が発効する場合には、「年」とは、次の期間をいう。

(i)　一年目については、この協定の効力発生の日から六箇月の期間

(ii)　二年目については、(i)に規定する六箇月の期間の満了の日の翌日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(iii)　その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間

第二編　表

日本国の表

| 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|
| 関税率表番号 | 品名 | 基準税率 | 区分 |
| 第一類 | 動物（生きているものに限る。） | | |
| 〇一・〇一 | 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） | | |
| 〇一〇一・一〇 | 純粋種の繁殖用のもの | | |
| | 馬 | | |
| | サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | A |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | | |
| | | その他のもの | | | | |
| 〇二〇一・九〇 | | ろ馬、ら馬及びヒニー | | | | |
| | | その他のもの | 馬 | | | |
| | | | 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | |
| | | | その他のもの | | | |
| | | | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | |
| | | | その他のもの | | | |
| | | | | ろ馬、ら馬及びヒニー | | |
| 〇一・〇二 | | | | 牛（生きているものに限る。） | | |
| 〇一〇二・一〇 | | | | 純粋種の繁殖用のもの | | |
| 〇一〇二・九〇 | | | | その他のもの | | |
| | | | | 水牛 | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇一・〇三 | | | | 豚（生きているものに限る。） | | |
| 〇一〇三・一〇 | | | | 純粋種の繁殖用のもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇一〇三・九一 | | | | 一頭の重量が五〇キログラム未満のもの | | |
| 〇一〇三・九二 | | | | 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの | | |
| 〇一・〇四 | | | | 羊及びやぎ（生きているものに限る。） | | |
| 〇一・〇五 | | | | 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） | | |
| 〇一・〇六 | | | | その他の動物（生きているものに限る。） | | |
| | 第二類 | | | | | |
| 〇二・〇一 | | | | 肉及び食用のくず肉 | | |
| 〇二・〇二 | | | | 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| 〇二・〇三 | | | | 牛の肉（冷凍したものに限る。） | | |
| | | | | 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二〇三・一一 | | | | 生鮮のもの及び冷蔵したもの | | |
| | | | | 枝肉及び半丸枝肉 | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇三・一二 | | | | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇三・一九 | | | | その他のもの | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇三・二一 | | | | 冷凍したもの | | |
| | | | | 枝肉及び半丸枝肉 | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇三・二二 | | | | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇三・二九 | | | | その他のもの | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二・〇四 | | | | 羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二〇五・〇〇 | | | | 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二・〇六 | | | | 食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二〇六・一〇 | | | | 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| 〇二〇六・二一 | | | | 舌 | | |
| 〇二〇六・二二 | | | | 肝臓 | | |
| 〇二〇六・二九 | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇六・三〇 | | | | 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇六・四一 | | | | 牛のもの（冷凍したものに限る。） | | |
| | | | | 肝臓 | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇六・四九 | | | | その他のもの | | |
| | | | | いのししのもの | | |
| | | | | その他のもの | | |
| 〇二〇六・八〇 | | | | その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| 〇二〇六・九〇 | | | | その他のもの（冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二・〇七 | | | | 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | |
| | | | | 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの | | |
| 〇二〇七・一一 | | | | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| 〇二〇七・一二 | | | | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） | | |
| 〇二〇七・一三 | | | | 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | |
| 〇二〇七・一四 | | | | 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 肝臓 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○二○七・二四 | 七面鳥のもの | | | | |
| | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二五 | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二六 | 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二七 | 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二二 | あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの | | | | |
| | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| | あひるのもの | | | | |
| ○二○七・二三 | その他のもの | | | | |
| | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二四 | 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| ○二○七・二五 | その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| | あひるのもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○二○七・二六 | その他のもの（冷凍したものに限る。） | | | | |
| ○二一・○八 | 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限 | | | | |
| ○二一・一○ | る。） | | | | |
| | 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール | | | | |
| | 豚の肉 | | | | |
| ○二一○・一一 | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） | | | | |
| ○二一○・一二 | ばら肉及びこれを分割したもの | | | | |
| ○二一○・一九 | その他のもの | | | | |
| ○二一○・二○ | 牛の肉 | | | | |
| | その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） | | | | |
| ○二一○・九一 | 霊長類のもの | | | | |
| ○二一○・九二 | 鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの | | | | |
| ○二一○・九三 | 爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの | | | | |
| ○二一○・九九 | その他のもの | | | | |
| | 第三類 | | | | |
| ○三・○一 | 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 | | | | |
| ○三○一・一○ | 魚（生きているものに限る。） | | | | |
| | 観賞用の魚 | | | | |
| | こい及び金魚 | | | | |
| | その他のもの | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ○三○一・三一 | （肝臓、卵及びしらこを除く。） | | | |
| ○三○一・三二 | びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ） | X | X | X |
| ○三○一・三三 | きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス） | X | X | X |
| ○三○一・三四 | かつお | X | X | X |
| ○三○一・三五 | めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス） | X | X | X |
| ○三○一・三六 | くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス） | X | X | X |
| ○三○一・三九 | みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ） | X | X | X |
| ○三○一・四○ | その他のもの | X | X | X |
| ○三○一・五○ | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| ○三○一・六一 | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| | その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| ○三○一・六二 | いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの） | X | X | X |
| ○三○一・六三 | サルディノプス属のもの | X | X | X |
| ○三○一・六四 | その他のもの | X | X | X |
| | ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス） | X | X | X |
| | コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） | X | X | X |
| | さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス） | X | X | X |
| ○三○一・六五 | さめ | X | X | X |
| ○三○一・六六 | うなぎ（アングイルラ属のもの） | X | X | X |
| ○三○一・六九 | その他のもの | X | X | X |
| | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） | X | X | X |
| | その他のもの | X | X | X |
| | バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい | A | A | A |
| | その他のもの | X | X | X |
| | かじき | X | X | X |
| | ふぐ | R | R | R |
| ○三○二・七○ | その他のもの | X | X | X |
| | 肝臓、卵及びしらこ | X | X | X |
| | にしん（クルペア属のもの）の卵 | X | X | X |
| | たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 | X | X | X |
| | その他のもの | X | X | X |
| ○三一・○三 | 魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） | R | R | R |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| ○三○三・一一 | | | | |
| ○三○三・一九 | ぺにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） | X | X | X |
| | その他のもの | X | X | X |
| ○三○三・二一 | その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| | ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） | X | X | X |
| ○三○三・二二 | 大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） | X | X | X |
| ○三○三・二九 | その他のもの | X | X | X |
| | ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| ○三○三・三一 | ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス） | X | X | X |
| ○三○三・三二 | プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ） | X | X | X |
| ○三○三・三三 | ソール（ソレア属のもの） | X | X | X |
| ○三○三・二九 | その他のもの | X | X | X |
| | まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス） | X | X | X |
| ○三○二・四一 | （肝臓、卵及びしらこを除く。） | | | |
| ○三○二・四二 | びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ） | X | X | X |
| ○三○二・四三 | きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス） | X | X | X |
| ○三○二・四四 | かつお | X | X | X |
| ○三○二・四五 | めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス） | X | X | X |
| ○三○二・四六 | くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス） | X | X | X |
| ○三○二・四九 | みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ） | X | X | X |
| ○三○二・五○ | その他のもの | X | X | X |
| | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| ○三○二・六○ | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| | その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） | X | X | X |
| ○三○二・七一 | いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの） | X | X | X |
| | サルディノプス属のもの | X | X | X |
| | その他のもの | X | X | X |
| ○三○二・七二 | ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス） | X | X | X |
| ○三○二・七三 | コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） | X | X | X |
| ○三○二・七四 | さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベ | X | X | X |

| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○三〇五・三〇 | 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。） | | |
| | さけ科のもの | | X |
| | その他のもの | | |
| | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） | | X |
| | その他のもの | 一〇・五% | B7 |
| ○三〇五・四一 | くん製した魚（フィレを含む。） | | |
| | 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） | | X |
| ○三〇五・四二 | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ） | 一〇% | B7 |
| ○三〇五・四九 | その他のもの | 一〇% | B7 |
| ○三〇五・五一 | 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） | | |
| ○三〇五・五九 | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス） | | X |
| | その他のもの | | |
| | さけ科のもの | | X |
| | その他のもの | | |
| | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） | | X |
| | その他のもの | | R |
| ○三〇五・六一 | 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚 | | |
| ○三〇五・六二 | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ） | | X |
| ○三〇五・六三 | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス） | | X |
| ○三〇五・六九 | かたくちいわし（エングラウリス属のもの） | | X |
| ○三・〇六 | その他のもの | | X |
| | 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） | | |
| ○三〇六・一一 | 冷凍したもの | | |
| | いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） | | |
| ○三〇六・一二 | ロブスター（ホマルス属のもの） | | A |
| ○三〇六・一三 | シュリンプ及びプローン | | A |
| ○三〇六・一四 | かに | | A |
| | たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの） | | R |
| | その他のもの | 四% | B5 |
| ○三〇六・一九 | その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） | | |
| | えび | | A |
| | その他のもの | 七% | B7 |
| ○三〇六・二一 | 冷凍してないもの | | |
| | いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A |
| | その他のもの | 五% | B5 |
| ○三〇六・二二 | ロブスター（ホマルス属のもの） | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A |
| | その他のもの | 五% | B5 |
| ○三〇六・二三 | シュリンプ及びプローン | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A |
| | その他のもの | 五% | B5 |
| ○三〇六・二四 | かに | | R |
| ○三〇六・二九 | その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A |
| | えび | | |
| | その他のもの | 七% | B7 |
| | その他のもの | | |
| | えび | | |
| | その他のもの | 五% | B5 |
| ○三・〇七 | 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） | | |
| ○三〇七・一〇 | かき | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの | | R |
| | その他のもの | 一〇・五% | B7 |
| | スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○三〇七・二二 | 含む。）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | X |
| ○三〇七・二九 | その他のもの | | X |
| ○三〇七・三一 | い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | R |
| ○三〇七・三九 | その他のもの<br>冷凍したもの | | R |
| | その他のもの | 一〇% | B7 |
| ○三〇七・四一 | いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | X |
| ○三〇七・四九 | その他のもの | | X |
| ○三〇七・五一 | たこ（オクトプス属のもの）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | R |
| ○三〇七・五九 | その他のもの<br>冷凍したもの | 七% | B7 |
| | その他のもの | 一〇% | B7 |
| ○三〇七・六〇 | かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの | 七% | B7 |
| | その他のもの | 一〇% | B7 |
| ○三〇七・九一 | その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）<br>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの<br>水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） | | A |
| | 貝柱及びいか | | X |
| | その他のもの<br>はまぐり | | R |
| | その他のもの<br>赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび | | R |
| | くらげ | 七% | B7 |
| | その他のもの<br>あさり及びしじみ | | R |
| | その他のもの<br>軟体動物 | | X |
| | その他のもの | 七% | B7 |
| ○三〇七・九九 | その他のもの<br>冷凍したもの<br>貝柱及びいか<br>うに、くらげ及びなまこ | | X |
| | うに<br>その他のもの | | R |
| | その他のもの<br>はまぐり | | R |
| | その他のもの<br>あわび | | R |
| | あさり及びしじみ | | R |
| | その他のもの<br>その他のもの<br>貝柱及びいか | | X |
| | うに、くらげ及びなまこ | | X |
| | うに<br>その他のもの | | R |
| | その他のもの<br>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。） | 七% | B7 |
| | その他のもの<br>はまぐり（乾燥したものに限る。） | 五・三% | B5 |
| | その他のもの | 一〇% | B7 |
| 第四類 | 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 | | X |
| ○四・〇一 | ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） | | X |
| ○四・〇二 | ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） | | X |
| ○四〇二・一〇 | 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）<br>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） | | X |
| ○四〇二・二一 | 砂糖その他の甘味料を加えてないもの | | X |
| ○四〇二・二九 | その他のもの<br>その他のもの | | X |
| ○四〇二・九一 | 砂糖その他の甘味料を加えてないもの<br>脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの<br>加圧容器入りにしたホイップドクリーム | | R |
| | その他のもの<br>その他のもの | | X |
| ○四〇二・九九 | その他のもの<br>脂肪分が全重量の八%を超えるもの<br>加圧容器入りにしたホイップドクリーム | | R |
| | その他のもの<br>その他のもの | | X |
| ○四・〇三 | バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又 | | X |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| ○四○三・一○ | ヨーグルト | | | | | |
| | 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。） | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○四○三・九○ | ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | | |
| ○四・○四 | ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド | | | | | |
| ○四・○五 | チーズ及びカード | | | | | |
| ○四・○六 | フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード | | | | | |
| ○四○六・一○ | 乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。） | X | R | X | R | X |
| | その他のもの | | | | | |
| ○四○六・二○ | おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。） | X | X | | | |
| ○四○六・三○ | プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。） | X | X | | | |
| ○四○六・四○ | ブルーベインドチーズ | X | X | | | |
| ○四○六・九○ | その他のチーズ | X | X | | | |
| ○四○七・○○ | 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） | | | | | |
| | ふ化用のもの | | | | | |
| ○四・○八 | その他のもの | R | A | | | |
| | 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| | 卵黄 | | | | | |
| ○四○八・一一 | 乾燥したもの | B 15 | 一八・八％ | | | |
| ○四○八・一九 | その他のもの | B 15 | 二○％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○四○八・九一 | 乾燥したもの | B 15 | 二一・三％ | | | |
| ○四○八・九九 | その他のもの | B 15 | 二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | A | R | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭以下のもの | | | | | |
| ○四○九・○○ | 天然はちみつ | A | 三％ | | | |
| ○四一○・○○ | 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | A | 三％ | | | |
| 第五類 | 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） | | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭を超えるもの | | | | | |
| ○四○九・○○ | 天然はちみつ | A | 三％ | | | |
| ○四一○・○○ | 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | A | 三％ | | | |
| 第五類 | 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） | | | | | |
| 第六類 | 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 | A | 三％ | | | |
| 第七類 | 食用の野菜、根及び塊茎 | | | | | |
| ○七・○一 | ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | 三％ | | | |
| ○七○二・○○ | トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | 三％ | | | |
| ○七・○三 | たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | 三％ | | | |
| ○七○三・一○ | たまねぎ及びシャロット | A | 三％ | | | |
| | たまねぎ | B 7 | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭以下のもの | | | | | |
| ○七○三・二○ | シャロット | A | 三％ | | | |
| ○七○三・九○ | にんにく | A | 三％ | | | |
| | リーキその他のねぎ属のもの | A | 三％ | | | |
| | ねぎ（アリウム・フィスツローサム） | | | | | |
| ○七・○四 | その他のもの | B 5 | 三％ | | | |
| | キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | 三％ | | | |
| ○七○四・一○ | カリフラワー | A | 三％ | | | |
| ○七○四・二○ | 芽キャベツ | A | 三％ | | | |
| ○七○四・九○ | その他のもの | A | 三％ | | | |
| | ブロッコリー | B 7 | | | | |
| | その他のもの | B 15 | 一キログラムにつき、課税価格と七三円七○銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率） | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ○七・○五 | レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | |
| ○七○五・一一 | レタス | 三% | B7 | | |
| ○七○五・一九 | 結球レタス | 三% | B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七○五・二一 | チコリー | | | | |
| ○七○五・二二 | ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム） | | | A | A |
| ○七○五・二九 | その他のもの | | | A | A |
| ○七・○六 | にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | 三% | B7 | | |
| ○七○六・一○ | にんじん及びかぶ | | | A | A |
| ○七○六・九○ | その他のもの | | | | |
| | ごぼう | 三% | B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七○七・○○ | きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | 三% | B7 | A | A |
| ○七・○八 | 豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。） | 三% | B7 | | |
| ○七・○九 | その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | A | A |
| ○七○九・一○ | アーティチョーク | | | | |
| ○七○九・二○ | アスパラガス | | | | |
| ○七○九・三○ | なす | 三% | B7 | | |
| ○七○九・四○ | セルリー（セルリアクを除く。） | | | | |
| | きのこ及びトリフ | | | | |
| ○七○九・五一 | きのこ（はらたけ属のもの） | | | | |
| ○七○九・五二 | トリフ | | | | |
| ○七○九・五九 | その他のもの | | | | |
| | しいたけ | | | A | A |
| | その他のもの | | | X | X |
| ○七○九・六○ | とうがらし属又はピメンタ属の果実 | | | | |
| | ピーマン（厚肉大果種のもの） | 三% | B7 | A | A |
| | その他のもの | 三% | B5 | | |
| ○七○九・七○ | ほうれん草、つるな及びやまほうれん草 | 三% | B7 | A | A |
| ○七○九・九○ | その他のもの | | | | |
| | スイートコーン | 六% | B7 | A | A |
| | その他のもの | | | | |
| ○七・一○ | 冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。） | 八・五% | B7 | | |
| ○七一○・一○ | ばれいしょ | | | | |
| | 豆（さやを除いてあるかないかを問わない。） | | | | |
| ○七一○・二一 | えんどう（ピスム・サティヴム） | 八・五% | B7 | | |
| ○七一○・二二 | ささげ属又はいんげんまめ属の豆 | 八・五% | B7 | | |
| ○七一○・二九 | その他のもの | | | | |
| | えだ豆 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七一○・三○ | ほうれん草、つるな及びやまほうれん草 | | | | |
| ○七一○・四○ | スイートコーン | | | | |
| ○七一○・八○ | その他の野菜 | | | | |
| | ごぼう | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ブロッコリー | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七一○・九○ | 野菜を混合したもの | | | | |
| | スイートコーンを主成分とするもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七・一一 | 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） | | | | |
| ○七一一・二○ | オリーブ | | | | |
| ○七一一・三○ | ケーパー | | | | |
| ○七一一・四○ | きゅうり及びガーキン | | | | |
| | きのこ及びトリフ | | | | |
| ○七一一・五一 | きのこ（はらたけ属のもの） | | | | |
| ○七一一・五九 | その他のもの | | | | |
| ○七一一・九○ | その他の野菜及び野菜を混合したもの | | | | |
| | なす（一個の重量が二○グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび | | | | |
| | なす | | | | |
| | らっきょう及びわらび | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ごぼう | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | なす | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○七一二・二○ | 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） | | | | |
| | きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ | | | | |
| ○七一二・三一 | きのこ（はらたけ属のもの） | | | | |
| ○七一二・三二 | きくらげ（きくらげ属のもの） | | | | |
| ○七一二・三三 | 白きくらげ（白きくらげ属のもの） | | | | |
| ○七一二・三九 | その他のもの | | | | |
| | たまねぎ | 六% | B5 | | |
| | きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ | | | | |
| | きのこ（はらたけ属のもの） | 八・五% | B7 | | |
| | きくらげ（きくらげ属のもの） | 六% | B5 | | |
| | 白きくらげ（白きくらげ属のもの） | 六% | B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） | 一二% | B10 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | なす | 六% | B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ごぼう | 六% | B5 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | らっきょう及びわらび | 一○・六% | B7 | | |
| | その他のもの | 六% | B5 | | |
| | なす（一個の重量が二○グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび | | | | |
| | その他の野菜及び野菜を混合したもの | 六% | B7 | | |
| | きのこ（はらたけ属のもの） | 九% | B7 | A | A |
| | その他のもの | 九% | B7 | | |
| | 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） | 九% | B7 | | |
| | きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ | | | | |
| | きのこ（はらたけ属のもの） | 九% | B10 | | |
| | きくらげ（きくらげ属のもの） | 九% | B7 | | |
| | 白きくらげ（白きくらげ属のもの） | 一二% | B10 | | |
| | その他のもの | 六% | B7 | | |
| | たまねぎ | 六% | B10 | | |
| | きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ | | | | |
| | きのこ（はらたけ属のもの） | 九% | B15 | | |
| | きくらげ（きくらげ属のもの） | 九% | B10 | | |
| | 白きくらげ（白きくらげ属のもの） | 九% | B7 | | |
| | その他のもの | | | A | A |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | しいたけ | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一二・九○ | その他の野菜及び野菜を混合したもの | | | | | |
| | スイートコーン | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七・一三 | 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） | | | | | |
| ○七一三・一○ | えんどう（ピスム・サティヴム） | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一三・二○ | ひよこ豆 | | | | | |
| | ささげ属又はいんげんまめ属の豆 | | | | | |
| ○七一三・三一 | 緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ） | | | | | |
| ○七一三・三二 | 小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス） | | | | | |
| ○七一三・三三 | いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一三・三九 | その他のもの | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一三・四○ | ひら豆 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○七一三・五○ | そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一三・九○ | その他のもの | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七・一四 | カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄 | | | | | |
| ○七一四・一○ | カッサバ芋 | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | |
| ○七一四・二○ | 飼料用のもの | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 粉又はミールのペレット | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一四・九○ | かんしょ | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | |
| | さといも | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |

| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○八一一・九〇 | その他のもの | | |
| | 砂糖を加えたもの | | |
| | パイナップル | | |
| | ベリー | | |
| | サワーチェリー | | |
| | 桃及びなし | | |
| | その他のもの | | |
| | その他のもの | | |
| | パイナップル | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム | | |
| | 桃及びなし | | |
| | その他のもの | | |
| ○八一二・一〇 | 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） | | |
| ○八一二・一〇 | さくらんぼ | 一七％ | B 15 |
| ○八一二・九〇 | その他のもの | | |
| | バナナ | | |
| | オレンジ | | |
| | 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの | 一六％ | B 15 |
| | 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの | 三二％ | B 15 |
| | グレープフルーツ | | |
| | その他のもの | 一〇％ | B 10 |
| | レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。） | | A |
| | くり | 九・六％ | B 15 |
| | その他のもの | | |
| | マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 | 一七％ | B 15 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| ○八・一三 | 乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの | | |
| ○八一三・一〇 | あんず | 九％ | B 7 |
| ○八一三・二〇 | プルーン | | A |
| ○八一三・三〇 | りんご | 九％ | B 7 |
| ○八一三・四〇 | その他の果実 | | |
| | ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル | 一三・八％ | B 10 |
| | その他のもの | | A |
| | この類のナット又は乾燥果実を混合したもの | | X |
| ○八一三・五〇 | ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） | 七％ | B 7 |
| | その他のもの | | A |
| ○八一四・〇〇 | かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） | 一二％ | B 10 |
| | 第九類 | | |
| ○九・〇一 | コーヒー、茶、マテ及び香辛料 | | |
| | コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。） | | |
| | コーヒー（いったものを除く。） | | |
| ○九〇一・一一 | カフェインを除いてないもの | | A |
| ○九〇一・一二 | カフェインを除いたもの | | A |
| ○九〇一・二一 | コーヒー（いったものに限る。） | | R |
| ○九〇一・二二 | カフェインを除いてないもの | | R |
| ○九〇一・二三 | カフェインを除いたもの | | A |
| ○九〇一・九〇 | その他のもの | | A |
| ○九・〇二 | 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） | | |
| ○九〇二・一〇 | 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | 一七％ | B 15 |
| ○九〇二・二〇 | その他の緑茶（発酵していないものに限る。） | | A |
| | くず（飲用に適するものを除く。） | 一七％ | B 15 |
| | その他のもの | | |
| ○九〇二・三〇 | 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | 一二％ | B 10 |
| | 紅茶 | | A |
| | その他のもの | 一七％ | B 15 |
| | その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 | | A |
| ○九〇二・四〇 | くず（飲用に適するものを除く。） | | A |
| | その他のもの | | |
| | 紅茶 | | A |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ○九〇三・〇〇 | マテ | | | | |
| ○九・〇四 | とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー | | | | |
| ○九〇五・〇〇 | バニラ豆 | | | | |
| ○九・〇六 | けい皮及びシンナモンツリーの花 | | | | |
| ○九〇七・〇〇 | 丁子（果実、花及び花梗に限る。） | | | | |
| ○九・〇八 | 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 | | | | |
| ○九・〇九 | アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー | | | | |
| ○九・一〇 | しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 | | | | |
| ○九一〇・一〇 | しょうが | | | | |
| | 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○九一〇・二〇 | サフラン | | | | |
| ○九一〇・三〇 | うこん | | | | |
| ○九一〇・四〇 | 月けい樹の葉及びタイム | | | | |
| ○九一〇・五〇 | カレー | | | | |
| | その他の香辛料 | | | | |
| ○九一〇・九一 | この類の注1(b)の混合物 | | | | |
| ○九一〇・九九 | その他のもの | | | | |
| | 第一〇類 | | | | |
| 一〇・〇一 | 小麦及びメスリン | | | | |
| 一〇〇二・〇〇 | ライ麦 | | | | |
| 一〇〇三・〇〇 | 大麦及び裸麦 | | | | |
| 一〇〇四・〇〇 | オート | | | | |
| 一〇・〇五 | とうもろこし | | | | |
| 一〇〇五・一〇 | 播種用のもの | | | | |
| 一〇〇五・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一〇・〇六 | 米 | | | | |
| 一〇〇七・〇〇 | グレーンソルガム | | | | |
| 一〇・〇八 | そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 | | | | |
| 一〇〇八・一〇 | そば | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一〇〇八・二〇 | ミレット | | | | |
| 一〇〇八・三〇 | カナリーシード | | | | |
| 一〇〇八・九〇 | その他の穀物 | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ライ小麦 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 第一一類 | | | | |
| 一一〇一・〇〇 | 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン | | | | |
| 一一・〇二 | 小麦粉及びメスリン粉 | | | | |
| 一一〇二・一〇 | 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） | | | | |
| 一一〇二・二〇 | ライ麦粉 | | | | |
| 一一〇二・三〇 | とうもろこし粉 | | | | |
| 一一〇二・四〇 | 米粉 | | | | |
| 一一〇二・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉 | | | | |
| 一一・〇三 | その他のもの | | | | |
| | ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット | | | | |
| | ひき割り穀物及び穀物のミール | | | | |
| 一一〇三・一一 | 小麦のもの | | | | |
| 一一〇三・一三 | とうもろこしのもの | | | | |
| 一一〇三・一九 | その他の穀物のもの | | | | |
| | 大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの | | | | |
| | オートのもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一〇三・二〇 | ペレット | | | | |
| | 小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの | | | | |
| | オートのもの | | | | |
| | とうもろこしのもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一・〇四 | その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） | | | | |
| | ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 | | | | |
| 一一〇四・一二 | オートのもの | | | | |
| 一一〇四・一九 | その他の穀物のもの | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | A | 一七% |
| | | | | B 15 | |
| | | | | A | 一二% |
| | | | | B 10 | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | 九% |
| | | | | B 7 | |
| | | | | A | 七・二% |
| | | | | B 7 | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A | |
| | | | | A

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの | | | | | | |
| | とうもろこしのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの） | | | | | | |
| 一一〇四・二二 | オートのもの | 二一・三% | B 10 | X | | | |
| 一一〇四・二三 | とうもろこしのもの | | | | | | |
| | コーンフレークの製造に使用するもの | 一七% | B 10 | X | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一一〇四・二九 | その他の穀物のもの | | | | | | |
| | 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの | 一二% | B 10 | X | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一一〇四・三〇 | 穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） | 一六・二% | B 10 | X | | | |
| 一一・〇五 | ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット | 一八% | B 10 | X | | | |
| 一一・〇六 | 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール | 一七% | B 10 | X | | | |
| 一一〇六・一〇 | 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの | 二〇% | B 15 | X | | | |
| 一一〇六・二〇 | サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの | | | | | | |
| | カッサバ芋のもの | | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | A | X | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | 二一・三% | B 15 | X | | | |
| 一一〇六・三〇 | 第八類の物品のもの | | | | | | |
| | バナナのもの | | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | 一五% | B 10 | X | | | |
| 一一・〇七 | 麦芽（いってあるかないかを問わない。） | 一五% | B 10 | X | | | |
| 一一・〇八 | でん粉及びイヌリン | | | X | | | |
| 一一〇九・〇〇 | 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。） | | | X | A | | |
| | 第一二類 | 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 | | | | | |
| 一二〇一・〇〇 | 大豆（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二〇二・〇二 | 落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二〇二・一〇 | 殻付きのもの | | | | | | |
| | 採油用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二〇二・二〇 | 採油用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一二〇三・〇〇 | コプラ | | | | | | |
| 一二〇四・〇〇 | 亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二・〇五 | 菜種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二〇六・〇〇 | ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二・〇七 | その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二・〇八 | 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。） | | | | | | |
| 一二・〇九 | 播種用の種、果実及び胞子 | | | | | | |
| 一二・一〇 | ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン | | | | | | |
| 一二・一一 | 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一二・一二 | 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | A | | |
| 一二一二・一〇 | ローカストビーン（種を含む。） | | | | | | |
| 一二一二・二〇 | 海草その他の藻類 | | | | | | |
| | 食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。） | | | | A | | |
| | 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | あまのり属のもの及びこれを交えたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの | | | X | R | | |
| | ふのり属のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | X | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | X | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | A | | |
| | その他のもの | 三・五% | B 5 | | A | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一二一二・三〇 | あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一二一二・九一 | てん菜 | | | | |
| 一二一二・九九 | その他のもの | | | | |
| | こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一二一三・〇〇 | 穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） | | | | |
| 一二・一四 | ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。） | A | A | A X | A A |
| 第一三類 | | | | | |
| 一三・〇一 | ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス | | | | |
| 一三・〇二 | ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） | | | | |
| | 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | | | | |
| | 植物性の液汁及びエキス | | | | |
| 一三〇二・一一 | 生あへん | A | A | A | |
| 一三〇二・一二 | 甘草のもの | | | | |
| 一三〇二・一三 | ホップのもの | | | | |
| 一三〇二・一四 | 除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの | | | | |
| | 除虫菊エキス | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一三〇二・一九 | その他のもの | | | | |
| | 飲料のもと | | | | |
| | 植物性の一種類の原料から得たもの | | 六% | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一三〇二・二〇 | ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 | | | | |
| | 植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一三〇二・三一 | 寒天 | A | A | A | A |
| 一三〇二・三二 | ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | R | | | |
| 一三〇二・三九 | その他のもの | A | A | A | A |
| 第一四類 | 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 | | | | |
| 一四・〇一 | 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮） | R | 一〇% | B 10 | A |
| 一四〇一・一〇 | 竹 | A | | | |
| 一四〇一・二〇 | とう | | | | |
| 一四〇一・九〇 | その他のもの | | | | |
| | いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一四〇二・〇〇 | 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） | A | 八・五% | B 7 | A |
| 一四〇三・〇〇 | 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） | A | A | A | A |
| 一四・〇四 | 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | A | | | |
| 第一五類 | 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう | | | | |
| 一五〇一・〇〇 | 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。） | R | 六・四% | B 7 | R |
| | 豚脂 | | | | |
| | 酸価が一・三を超えるもの | A | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一五〇二・〇〇 | 牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。） | | | | |
| 一五〇三・〇〇 | ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。） | A | 三・五% | B 7 | A |
| 一五・〇四 | 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | 三・五% | B 7 | A |
| 一五〇四・一〇 | 魚の肝油及びその分別物 | | 七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 10 | |
| 一五〇四・二〇 | 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。） | | | | |
| 一五〇四・三〇 | 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 | | | | |
| | 鯨油 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一五〇五・〇〇 | ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） | A | 三・五% | B 7 | A |
| 一五〇六・〇〇 | その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | 三・五% | B 7 | A |
| 一五・〇七 | 大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | R | 六・四% | B 7 | R |

| | | |
|---|---|---|
| 一五・〇八 | 落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A |
| 一五・〇九 | オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | R |
| 一五一〇・〇〇 | オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | X |
| 一五・一一 | パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | R |
| 一五・一二 | ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A |
| 一五一二・一一 | ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 | A |
| 一五一二・一九 | 粗油 | A |
| | その他のもの | R |
| 一五一二・二一 | 綿実油及びその分別物 | A |
| | 粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。） | R |
| | 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの | A |
| | その他のもの | R |
| 一五一二・二九 | 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの | A |
| | その他のもの | R |
| 一五・一三 | やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A |
| 一五・一四 | 菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | R |
| 一五・一五 | その他の植物性油脂及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A |
| | 亜麻仁油及びその分別物 | R |
| 一五一五・一一 | 粗油 | R |
| 一五一五・一九 | その他のもの | R |
| | とうもろこし油及びその分別物 | R |
| 一五一五・二一 | 粗油 | R |
| 一五一五・二九 | その他のもの | R |
| 一五一五・三〇 | ひまし油及びその分別物 | A |
| 一五一五・四〇 | 桐油及びその分別物 | A |
| 一五一五・五〇 | ごま油及びその分別物 | R |
| 一五一五・九〇 | その他のもの | A |
| | オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 | |
| | その他のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| | 酸価が〇・六を超えるもの | |
| | 米油及びその分別物 | X |
| | その他のもの | |
| | その他のもの | |
| | 米油及びその分別物 | R |
| | その他のもの | X |
| 一五・一六 | 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） | A |
| 一五・一七 | マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。） | R |
| 一五一七・一〇 | マーガリン（液状マーガリンを除く。） | B 六・四% |
| 一五一七・九〇 | その他のもの | B 二・九% |
| | 動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。） | |
| | 離型油 | |
| 一五一八・〇〇 | その他のもの<br>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | R |
| 一五二〇・〇〇 | グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液 | A |
| 一五・二一 | 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） | A |
| 一五二一・一〇 | 植物性ろう | A |
| 一五二一・九〇 | その他のもの | R |
| | みつろう | A |
| | その他のもの | A |
| 一五二二・〇〇 | デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 | A |
| | 第一六類 | |
| 一六〇一・〇〇 | 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品<br>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品 | X |
| 一六・〇二 | その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 | X |
| 一六〇二・一〇 | 均質調製品 | X |
| 一六〇二・二〇 | 動物の肝臓のもの | X |
| | 第〇一・〇五項の家きんのもの | |
| 一六〇二・三一 | 七面鳥のもの | A |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | その他のもの | | | |
| | | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | |
| 一六〇二・三二 | | その他のもの | | | |
| | | 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの | | | |
| | | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇二・三九 | | その他のもの | | | |
| | | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇二・四一 | | 豚のもの | | | |
| | | もも肉及びこれを分割したもの | | | |
| 一六〇二・四二 | | 肩肉及びこれを分割したもの | | | |
| 一六〇二・四九 | | その他のもの（混合物を含む。） | | | |
| | | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇二・五〇 | | 牛のもの | | | |
| 一六〇二・九〇 | | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | その他のもの（動物の血の調製品を含む。） | | | |
| | | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇三・〇〇 | | 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース | | | |
| | | 肉のエキス及びジュース | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六・〇四 | | 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 | | | |
| | | 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） | | | |
| 一六〇四・一一 | | さけ | | | |
| | | 気密容器入りのもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇四・一二 | | にしん | | | |
| 一六〇四・一三 | | いわし | | | |
| 一六〇四・一四 | | まぐろ、かつお（サルダ属のもの）及びかつお | | | |
| 一六〇四・一五 | | さば | | | |
| 一六〇四・一六 | | かたくちいわし | | | |
| 一六〇四・一九 | | その他のもの | | | |
| 一六〇四・二〇 | | その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚 | | | |
| | | 卵 | | | |
| | | にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの | | | |
| | | にしん（クルペア属のもの）のもの | | | |
| | | たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇四・三〇 | | キャビア及びその代用物 | | | |
| 一六・〇五 | | 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） | | | |
| 一六〇五・一〇 | | かに | | | |
| | | 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | 米を含むもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇五・二〇 | | シュリンプ及びプローン | | | |
| | | くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | 米を含むもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇五・三〇 | | ロブスター | | | |
| 一六〇五・四〇 | | その他の甲殻類 | | | |
| | | えび | | | |
| | | その他のもの | | | |
| 一六〇五・九〇 | | その他のもの | | | |
| | | くん製したもの | | | |
| | | いか、帆立貝及び貝柱のもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | いか及びくらげ | | | |
| | | いか | | | |
| | | くらげ | | | |
| | | なまこ及びうに | | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | あわび及び帆立貝 | | | |
| | | その他の軟体動物のもの | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 気密容器入りのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 第一七類 | 糖類及び砂糖菓子 | | | | | | |
| 一七・〇一 | 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。） | | | | | | |
| 一七・〇二 | その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル | | | | | | |
| 一七〇二・一一 | 乳糖及び乳糖水 | | | | | | |
| | 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの | | | | | | X |
| 一七〇二・一九 | その他のもの | | | | | | |
| 一七〇二・二〇 | かえで糖及びかえで糖水 | | | | | | |
| 一七〇二・三〇 | ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。） | | | | | | |
| 一七〇二・四〇 | ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。） | | | | | | |
| 一七〇二・五〇 | 果糖（化学的に純粋なものに限る。） | | | | | | |
| 一七〇二・六〇 | その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。） | | | | | | |
| 一七〇二・九〇 | その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。） | | | | | | |
| | 砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル | | | | | | |
| | ハイ・テスト・モラセス | | | | | | |
| | グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 香味料又は着色料を加えたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | ソルボース | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一七・〇三 | 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。） | 一二％ | B 10 | X | X | X | X |
| 一七〇三・一〇 | 甘しゃ糖みつ | | | | | | |
| | グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの | 三％ | B 7 | X | X | X | X |
| | その他のもの | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一七〇三・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| | グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一七・〇四 | 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） | 九・六％ | B 5 | X | A | A | R |
| 一七〇四・一〇 | チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一七〇四・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| | 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） | | | | | | |
| | その他のもの | 九・六％ | B 7 | X | A | A | R |
| 第一八類 | ココア及びその調製品 | | | | | | |
| 一八〇一・〇〇 | カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。） | | | | | | |
| 一八〇二・〇〇 | カカオ豆の殻、皮その他のくず | | | | | | |
| 一八・〇三 | ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 一八〇四・〇〇 | カカオ脂 | | | | | | |
| 一八〇五・〇〇 | ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） | | | | | | |
| 一八・〇六 | チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 | | | | | | |
| 一八〇六・一〇 | ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） | | | | | | |
| 一八〇六・二〇 | その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） | | | | | | |
| | 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） | | | | | | |
| | ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） | 三％ | B 5 | X | A | R | A |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 一八〇六・三一 | その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） | | | X | R | A | |
| 一八〇六・三二 | 詰物をしたもの | | | X | | | |
| 一八〇六・九〇 | 詰物をしてないもの | | | X | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | チョコレート菓子 | | | X | | | |

| | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| 第二〇類 | | | | | | | | | | | |
| 二〇・〇一 | 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 | | | | | | | | | | |
| | 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 | | | | | | | | | | |
| 二〇〇一・一〇 | きゅうり及びガーキン | | | | | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| 二〇〇一・九〇 | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン | | | | | | | | | | |
| | スイートコーン | | | | | | | | | | |
| | ヤングコーンコブ | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン | | | | | | | | | | |
| | スイートコーン | | | | | | | | | | |
| | ヤングコーンコブ | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| 二〇・〇二 | 調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） | | | | | | | | | | |
| 二〇〇二・一〇 | トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） | | | | | | | | | | |
| 二〇〇二・九〇 | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| | トマトピューレー及びトマトペースト | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | |
| 二〇・〇三 | 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | X |
| | | | | | | | | | | 九% | |
| | | | | | | | | | | B 15 | |
| | | | | | | | | | | X | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | 一二% | B 10 |
| | その他のもの | | | 九% | B 7 |
| 二〇〇五・四〇 | えんどう（ピスム・サティヴム） | | X | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | 一二% | B 10 |
| | さや付きのもの | | | 一五% | B 10 |
| | その他のもの | | | | |
| | さや付きのもの | | | 九% | B 7 |
| | その他のもの | | | | |
| | ささげ属又はいんげんまめ属の豆 | | | 一三・六% | B 10 |
| | さやを除いた豆 | | | | |
| 二〇〇五・五一 | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | 気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。） | | | 一四% | B 10 |
| | その他のもの | | X | | |
| | その他のもの | | X | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二〇〇五・五九 | その他のもの | | X | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | 一二% | B 10 |
| | その他のもの | | | 九% | B 7 |
| 二〇〇六・〇〇 | アスパラガス | | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | 一六% | B 15 |
| | その他のもの | | | 一二% | B 10 |
| 二〇〇五・七〇 | オリーブ | | A | | |
| 二〇〇五・八〇 | スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ） | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | 一四・九% | B 10 |
| | その他のもの | | | 一〇% | B 7 |
| 二〇〇五・九〇 | その他の野菜及び野菜を混合したもの | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | 豆（さや付きのものを除く。） | | | | |
| | 気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。） | | | 一四% | B 10 |
| | その他のもの | | X | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | 一三・六% | B 10 |
| | その他のもの | | | 一五% | B 10 |
| | たけのこ | | X | | |
| | ヤングコーンコブ | | | | |
| | 豆（さや付きのものを除く。） | | | 一二% | B 10 |
| | サワークラウト | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | 九・六% | B 15 |
| | にんにくの粉 | | | 一二% | B 10 |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | 一〇・五% | B 15 |
| | にんにくの粉 | | | 九% | B 7 |
| | その他のもの | | | | |
| 二〇〇六・〇〇 | 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） | | | 一二・六% | B 15 |
| | マロングラッセ | | | 一八% | B 10 |
| 二〇・〇七 | その他のもの | | | | |
| | ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | | | 三四% | B 15 |
| | 均質調製果実 | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | 二一・三% | B 10 |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | R | | |
| 二〇〇七・一〇 | かんきつ類の果実 | | | | |
| | ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | 一二% | B 10 |
| | その他のもの | | R | | |
| 二〇〇七・九一 | フルーツピューレー及びフルーツペースト | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ジャム及びフルーツゼリー | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | 一六・八% | B 10 |
| | ジャム | | | 一六・八% | B 15 |
| | フルーツゼリー | | | 一二% | B 10 |
| 二〇〇七・九九 | その他のもの | | R | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二〇・〇八 | 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二〇〇八・一一 | ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） | | | |
| | 落花生 | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | ピーナツバター | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | ピーナツバター | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇八・一九 | その他のもの（混合したものを含む。） | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | カシューナット及びその他のいったナット | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット | | | |
| | ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット | 一〇% | B 7 | A |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | | | X |
| | | 一〇% | B 7 | |
| | | | | X |
| | | 二一% | B 10 | |
| | | 一一% | B 7 | |
| | | 一六・八% | B 15 | |
| | | | | A |
| | | | | |
| | | | | A |
| | | | | |
| | | 一〇% | B 7 | |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | | | A |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | | | X |
| | | | | R |
| 二〇〇八・二〇 | | | | |
| 二〇〇八・三〇 | | | | |
| 二〇〇八・四〇 | | | | |
| | ぎんなん | | | |
| | その他のもの | | | |
| | いったもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パイナップル | | | |
| | かんきつ類の果実 | | | |
| | なし | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | | 一〇・八% | B 10 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 九% | B 7 | |
| 二〇〇八・五〇 | あんず | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇八・六〇 | さくらんぼ | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇八・七〇 | 桃（ネクタリンを含む。） | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | 容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | | 一〇・八% | B 10 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | 二一・三% | B 15 | |
| | | 二九・八% | B 15 | |
| | | 六・七% | B 7 | |
| | | 八% | B 7 | |
| | | 一三・四% | B 10 | |
| | | 一七% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇八・八〇 | ストロベリー | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。） | | | |
| 二〇〇八・九一 | パームハート | | | |
| 二〇〇八・九二 | 混合したもの | | | |
| | ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇八・九九 | その他のもの | | | |
| | 梅 | | | |
| | | 二一・三% | B 10 | |
| | | 六・七% | B 7 | |
| | | 九・六% | B 7 | |
| | | 二一% | B 15 | |
| | | 一一% | B 7 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 一二% | B 10 | |
| | | 一五% | B 10 | |
| | | 六% | B 5 | |
| | | | | A |
| | | | | R |
| | | 一二% | B 10 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| その他のもの | | | | | |
| 砂糖を加えたもの | | | | | |
| パルプ状のもの | | | | | |
| バナナ及びアボカドー | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| パルプ状のもの | | | | | |
| バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンカムカム | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンさといも（冷凍したものに限る。） | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム | | | | | |
| かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。） | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| オレンジジュース | | | | | |
| 冷凍したもの | | | | | |
| 冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。） | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| グレープフルーツジュース | | | | | |
| ブリックス値が二〇以下のもの | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。） | | | | | |
| ブリックス値が二〇以下のもの | | | | | |
| 砂糖を加えたもの | | | | | |
| その他のもの | | | | | |
| しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 二一％ | B 10 | | | |
| | 二九・八％ | B 15 | | | |
| | 一一％ | B 7 | | | |
| | 一四％ | B 10 | | | |
| | 一六・八％ | B 15 | | | |
| | 一五％ | B 10 | | | |
| | 二一・三％ | B 15 | A | | |
| | 一〇％ | B 10 | A | | |
| | 一二％ | B 10 | B 15 | 二二％ | A |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | 二五・五% | B 15 |
| 二〇〇九・七一 | りんごジュース | | | |
| | ブリックス値が二〇以下のもの | | R | R |
| 二〇〇九・七九 | その他のもの | | | |
| 二〇〇九・八〇 | その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） | | | R |
| | 果汁 | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | 二三% | B 15 |
| | その他のもの | | 二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 |
| | その他のもの | | | |
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | 一四・四% | B 10 |
| | プルーンジュース | | 一九・一% | B 15 |
| | その他のもの | | 二五・五% | B 15 |
| | その他のもの | | | |
| | 野菜ジュース | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | 八・一% | B 7 |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | 九% | B 7 |
| | その他のもの | | 七・二% | B 7 |
| 二〇〇九・九〇 | 混合ジュース | | | |
| | 混合果汁 | | | R |
| | 混合野菜ジュース | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | 八・一% | B 7 |
| | その他のもの | | 五・四% | B 7 |
| 第二二類 | | | | |
| 二一・〇一 | 各種の調製食料品 | | | |
| | コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 | | | X |
| | コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 | | | |
| 二一〇一・一一 | エキス、エッセンス及び濃縮物 | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二一〇一・一二 | インスタントコーヒー | | | |
| | その他のもの | | | |
| | エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | インスタントコーヒー | | | |
| | その他のもの | | | |
| | コーヒーをもととした調製品 | | | |
| | ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二一〇一・二〇 | 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品 | | | |
| | インスタントティー | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二一〇一・三〇 | チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二一・〇二 | 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー | | | |
| 二一〇二・一〇 | 酵母（活性のものに限る。） | | | |
| 二一〇二・二〇 | 酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。） | | | |
| 二一〇二・三〇 | 調製したベーキングパウダー | | | |
| 二一・〇三 | ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード | | | |
| 二一〇三・一〇 | 醤油 | | | |
| 二一〇三・二〇 | トマトケチャップその他のトマトソース | | | |
| 二一〇三・三〇 | マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード | | | |

| | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 加えたものに限る。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第二二一二・二〇号の物品のもの | | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 第二二類 | 飲料、アルコール及び食酢 | | | | |
| 二二〇一 | 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 | | | | |
| 二二〇二 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） | | | | |
| 二二〇二・一〇 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇二・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇三・〇〇 | ビール | 九・六％ | A | B | 7 |
| 二二〇四 | ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。） | | | | |
| 二二〇四・一〇 | スパークリングワイン | 二三％ | | B | 15 |
| | その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの | | X | B | 15 |
| 二二〇四・二一 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | | X | | |
| 二二〇四・二九 | その他のもの | | | | |
| 二二〇四・三〇 | その他のぶどう搾汁 | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | | B | 15 |
| | アルコール分が一％未満のもの | | X | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇五 | ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） | 一九・一％ | X | B | 15 |
| 二二〇五・一〇 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | 二五・五％ | X | | |
| 二二〇五・九〇 | その他のもの | | | | |
| | アルコール分が一％未満のもの | 一九・一％ | X | B | 15 |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇六・〇〇 | その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） | | | | |
| | アルコール分が一％未満のもの | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | | B | 15 |
| | その他のもの | | X | | |
| | 清酒及び濁酒 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物 | | | | |
| 二二〇七 | その他のもの | | | | |
| | 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇七・一〇 | エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） | | X | A | X |
| | エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。） | | X | A | |
| | アルコール分が九〇％以上のもの | | X | | |
| | 工業用アルコールの製造の用に供するもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | | A | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | | A | |
| | その他のもの | | | | |
| 二二〇七・二〇 | 変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） | | X | X | A |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二二・〇八 | エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 | | X | A |
| 二二〇八・二〇 | ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒 | | X | A |
| 二二〇八・三〇 | ウイスキー | | A | |
| 二二〇八・四〇 | ラム及びタフィア | | A | |
| 二二〇八・五〇 | ジン及びジュネヴァ | | A | |
| 二二〇八・六〇 | ウオッカ | | A | |
| 二二〇八・七〇 | リキュール及びコーディアル | | A | |
| 二二〇八・九〇 | その他のもの | | A | |
| | エチルアルコール及び蒸留酒 | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | | |
| | フルーツブランデー | | | |
| | その他のもの | | | |
| | エチルアルコール | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | X | A |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | X | A |
| | その他のもの | | | |
| | その他のアルコール飲料 | | | |
| | 合成清酒及び白酒 | | A | |
| | 果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。） | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | A |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二二〇九・〇〇 | 食酢及び酢酸から得た食酢代用物 | 七・五％ | B 7 | A |
| 第二三類 | 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 | | | |
| 二三・〇一 | 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす | | A | A |
| 二三・〇二 | ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） | | A | A |
| 二三・〇三 | でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。） | | | |
| 二三〇四・〇〇 | 大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） | | A | A |
| 二三〇五・〇〇 | 落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） | | A | A |
| 二三・〇六 | その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。） | | A | A |
| 二三〇七・〇〇 | ぶどう酒かす及びアーゴル | | A | A |
| 二三〇八・〇〇 | 飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） | | A | A |
| 二三・〇九 | 飼料用に供する種類の調製品 | | | |
| 二三〇九・一〇 | 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） | | | |
| | 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの | 一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額 | B 10 | A |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） | 一キログラムにつき三六円 | B 10 | A |
| 二三〇九・九〇 | その他のもの | | | |
| | 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） | | A | A |
| | その他のもの | | | |
| | 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの | 一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごと | B 10 | A |
| | ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの | | | |
| | その他のもの | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | その他のもの | | |
| | 第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル | | |
| | その他のもの | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | |
| | その他のもの | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） | A | |
| | その他のもの | | |
| | 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） | A | |
| | 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの | A | |
| | その他のもの | X | |
| | その他のもの | X | |
| 第二四類 | | | |
| 二四・〇一 | たばこ及び製造たばこ代用品 | | |
| 二四・〇二 | たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ | A | |
| | 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） | X | |
| 二四・〇三 | その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス | A | |
| 二四〇三・一〇 | 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） | X | |
| | その他のもの | | |
| 二四〇三・九一 | シートたばこ | A | |
| 二四〇三・九九 | その他のもの | A | |
| | たばこのエキス及びエッセンス | A | |
| | その他のもの | X | |
| 第二五類 | | | |
| 二五〇一・〇〇 | 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント | | |
| | 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 | | |
| | 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。） | X | |
| | その他のもの | | |
| 二五〇二・〇〇 | 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。） | A | |
| 二五〇三・〇〇 | 硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。） | A | |
| 二五・〇四 | 天然黒鉛 | A | |
| 二五・〇五 | 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。） | A | |
| 二五・〇六 | 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五〇七・〇〇 | カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五・〇八 | その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース | A | |
| 二五〇九・〇〇 | 白亜 | A | |
| 二五・一〇 | 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜 | A | |
| 二五・一一 | 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。） | A | |
| 二五二・〇〇 | けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五・一三 | コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー | A | |
| 二五一四・〇〇 | スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五・一五 | 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五・一六 | 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | A | |
| 二五・一七 | 小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及 | A | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） | | A |
| 二五・一八 | | ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス | | A |
| 二五・一九 | | 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。） | | A |
| 二五・二〇 | | 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。） | | A |
| 二五二一・〇〇 | | 石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。） | | A |
| 二五・二二 | | 生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。） | | A |
| 二五・二三 | | ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。） | | A |
| 二五二四・〇〇 | | 石綿 | | A |
| 二五・二五 | | 雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず | | A |
| 二五・二六 | | ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク | | A |
| 二五・二八 | | 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの | | A |
| 二五・二九 | | 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 | | A |
| 二五・三〇 | | 鉱物（他の項に該当するものを除く。） | | A |
| 第二六類 | | 鉱石、スラグ及び灰 | | A |
| 第二七類 | | 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう | | |
| 二七・〇一 | | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの | | A |
| 二七・〇二 | | 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） | | A |
| 二七〇三・〇〇 | | 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） | | A |
| 二七〇四・〇〇 | | コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン | | A |
| 二七〇五・〇〇 | | 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。） | | A |
| 二七〇六・〇〇 | | 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。） | | A |
| 二七・〇七 | | 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの | | A |
| 二七・〇八 | | ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。） | | A |
| 二七〇九・〇〇 | | 石油及び歴青油（原油に限る。） | | A |
| 二七・一〇 | | 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 | | A |
| 二七一〇・一一 | | 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | |
| | | 軽質油及びその調製品 | | |
| | | 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） | | A |
| | | 揮発油 | | |
| | | 低重合度の混合アルキレン | | |
| | | 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） | | |
| | | その他のもの | 三・九％ | B 10 |
| | | 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） | 一キロリットルにつき一、二四〇円 | B 10 |
| | | その他のもの | | A |
| | | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき一、二四〇円 | B 10 |
| | | その他のもの | | A |
| | | 灯油 | | |
| | | 低重合度の混合アルキレン | 二・五％ | B 10 |
| | | その他のもの | | A |
| | | ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） | 一キロリットルにつき四九三円 | B 10 |
| | | その他のもの | | A |
| | | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき一、二四〇円 | B 10 |
| | | その他のもの | | A |
| | | 軽油 | | |
| | | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | 一キロリットルにつき一、二四〇円 | B 10 |
| | | その他のもの | | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七一〇・一九 | その他のもの | A | 一キロリットルにつき一、〇九三円 |
| | その他のもの | | |
| | 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） | | |
| | 灯油 | | |
| | 低重合度の混合アルキレン | A | 一キロリットルにつき四九三円 |
| | その他のもの | | |
| | ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） | A | |
| | その他のもの | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | A | |
| | その他のもの | B10 | 一キロリットルにつき一、〇九三円 |
| | 軽油 | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | A | |
| | その他のもの | B10 | 一キロリットルにつき一、〇九三円 |
| | 重油及び粗油 | | |
| | 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの | | |
| | 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製品により得た製品を含む。） | A | |
| | その他のもの | | |
| | 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの | | |
| | 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの | A | |
| | 一キロリットルにつき一、九〇二円 | B10 | |
| | その他のもの | | |
| | 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの | | |
| | 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製品により得た製品を含む。） | A | |
| | その他のもの | | |
| | 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの | | |
| | 一キロリットルにつき一、六八七円 | B10 | |
| | その他のもの | | |
| | 一キロリットルにつき二、二四六円 | B10 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七一〇・九一 | 廃油 | A | |
| | ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの | A | |
| 二七一〇・九九 | その他のもの | A | |
| 二七・一一 | 石油ガスその他のガス状炭化水素 | | |
| 二七・一二 | ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） | A | |
| 二七・一三 | 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 | A | |
| 二七・一四 | 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック | | |
| 二七一五・〇〇 | 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック） | A | |
| 第二八類 | 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 | A | |
| 第二九類 | 有機化学品 | | |
| 二九・〇一 | 非環式炭化水素 | A | |
| 二九・〇二 | 環式炭化水素 | A | |
| 二九・〇三 | 炭化水素のハロゲン化誘導体 | A | |
| 二九・〇四 | 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） | | |
| 二九・〇五 | 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九〇五・一一 | 飽和一価アルコール | | |
| 二九〇五・一二 | メタノール（メチルアルコール） | A | |
| 二九〇五・一三 | プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール） | A | |
| 二九〇五・一四 | ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール） | A | |
| 二九〇五・一五 | その他のブタノール | A | |
| 二九〇五・一六 | ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体 | A | |
| 二九〇五・一七 | オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体 | A | |
| | ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール） | A | |
| 二九〇五・一九 | その他のもの | A | |
| 二九〇五・二二 | 不飽和一価アルコール | A | |
| | 非環式テルペンアルコール | A | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二九〇五・二九 | その他のもの | | A |
| 二九〇五・三一 | 二価アルコール | | A |
| 二九〇五・三二 | エチレングリコール（エタンジオール） | | A |
| 二九〇五・三九 | プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール） | | A |
| | その他のもの | | A |
| 二九〇五・四一 | その他の多価アルコール | | |
| | 二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン） | | A |
| 二九〇五・四二 | ペンタエリトリトール | | A |
| 二九〇五・四三 | マンニトール | | A |
| 二九〇五・四四 | D―グルシトール（ソルビトール） | | X |
| 二九〇五・四五 | グリセリン | | A |
| 二九〇五・四九 | その他のもの | | A |
| | 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | |
| 二九〇五・五一 | エトクロルビノール（ＩＮＮ） | | A |
| 二九〇五・五九 | その他のもの | | A |
| 二九・〇六 | 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | |
| | 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 | | |
| 二九〇六・一一 | メントール | 八・九％（その率が一キログラムにつき二二五円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 10 |
| | シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール | | A |
| 二九〇六・一二 | ステロール及びイノシトール | | A |
| 二九〇六・一三 | テルピネオール | | A |
| 二九〇六・一四 | その他のもの | | A |
| 二九〇六・一九 | 芳香族アルコール及びその誘導体 | | |
| 二九〇六・二一 | ベンジルアルコール | | A |
| 二九〇六・二九 | その他のもの | | |
| 二九・〇七 | フェノール及びフェノールアルコール | | A |
| 二九・〇八 | フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・〇九 | エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一〇 | 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九一一・〇〇 | アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一二 | アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド | | A |
| 二九一三・〇〇 | 第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一四 | ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一五 | 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一六 | 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一七 | ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九・一八 | カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | A |
| 二九一八・一一 | 乳酸並びにその塩及びエステル | | A |
| 二九一八・一二 | 酒石酸 | | A |
| 二九一八・一三 | 酒石酸の塩及びエステル | | A |
| 二九一八・一四 | くえん酸 | | X |
| 二九一八・一五 | くえん酸の塩及びエステル | | X |
| | くえん酸カルシウム | | A |
| | その他のもの | | A |
| 二九一八・一六 | グルコン酸並びにその塩及びエステル | | A |
| 二九一八・一九 | その他のもの | | A |
| | フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 | | |
| 二九一八・二一 | サリチル酸及びその塩 | | A |
| 二九一八・二二 | オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル | | A |
| 二九一八・二三 | サリチル酸のその他のエステル及びその塩 | | A |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二九一八・二九 | その他のもの | A | | | |
| 二九一八・三〇 | アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 | A | | | |
| 二九一八・九〇 | その他のもの | A | | | |
| 二九一九・〇〇 | りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | | | |
| 二九・二〇 | 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | A | | |
| 二九・二一 | アミン官能化合物 | A | A | | |
| 二九・二二 | 酸素官能のアミノ化合物 | A | A | | |
| 二九二二・一一 | アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・一二 | モノエタノールアミン及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・一三 | ジエタノールアミン及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・一四 | トリエタノールアミン及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・一九 | デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩 | A | A | | |
| | その他のもの | A | A | | |
| | アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・二一 | アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・二二 | アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・二九 | その他のもの | A | A | | |
| | アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・三一 | アンフェブラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・三九 | その他のもの | A | A | | |
| | アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・四一 | リジン及びそのエステル並びにこれらの塩 | A | A | | |
| 二九二二・四二 | グルタミン酸及びその塩 | A | A | | |
| | グルタミン酸ソーダ | A | A | 六・五％ | B |
| | その他のもの | A | A | | 5 |
| 二九二二・四三 | アントラニル酸及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・四四 | チリジン（ＩＮＮ）及びその塩 | A | A | | |
| 二九二二・四九 | その他のもの | A | A | | |
| 二九二二・五〇 | アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物 | A | A | | |
| 二九・二三 | 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） | A | A | | |
| 二九・二四 | カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 | A | A | | |
| 二九・二五 | カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 | A | A | | |
| 二九・二六 | ニトリル官能化合物 | A | A | | |
| 二九二七・〇〇 | ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 | A | A | | |
| 二九二八・〇〇 | ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体 | A | A | | |
| 二九・二九 | その他の窒素官能基を有する化合物 | A | A | | |
| 二九・三〇 | 有機硫黄化合物 | A | A | | |
| 二九三一・〇〇 | その他のオルガノインオルガニック化合物 | A | A | | |
| 二九・三二 | 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） | A | A | | |
| 二九・三三 | 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） | A | A | | |
| 二九・三四 | 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 | A | A | | |
| 二九三五・〇〇 | スルホンアミド | A | A | | |
| 二九・三六 | プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） | A | A | | |
| 二九・三七 | ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） | A | A | | |
| 二九・三八 | グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | A | A | | |
| 二九・三九 | 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | A | A | | |
| 二九四〇・〇〇 | 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） | A | A | | |
| 二九・四一 | 抗生物質 | A | A | | |
| 二九四二・〇〇 | その他の有機化合物 | A | A | | |
| 第三〇類 | 医療用品 | A | | | |
| 第三一類 | 肥料 | A | | | |
| 第三二類 | なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ | A | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第三三類 | 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 | | | | | |
| 三三・〇一 | 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション | | | | | |
| 三三〇一・一一 | 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） | | | | | |
| 三三〇一・一二 | ベルガモットのもの | | | | | |
| 三三〇一・一三 | オレンジのもの | | | | | |
| 三三〇一・一四 | レモンのもの | | | | | |
| 三三〇一・一九 | ライムのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 三三〇一・二一 | 精油（かんきつ類の果実のものを除く。） | | | | | |
| 三三〇一・二二 | ゼラニウムのもの | | | | | |
| 三三〇一・二三 | ジャスミンのもの | | | | | |
| 三三〇一・二四 | ラベンダー又はラバンジンのもの | | | | | |
| 三三〇一・二五 | ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの | | | | | |
| | その他のミントのもの | | | | | |
| | ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。） | | | | | |
| | 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの | | | | | |
| 三三〇一・二六 | その他のもの | | | | | |
| 三三〇一・二九 | その他のもの | | | | | |
| 三三〇一・三〇 | ベチベルのもの | | | | | |
| 三三〇一・九〇 | その他のもの | | | | | |
| 三三・〇二 | レジノイド | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。） | | | | | |
| 三三〇三・〇〇 | 香水類及びオーデコロン類 | | | | | |
| 三三・〇四 | 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 | | | | | |
| 三三・〇五 | 頭髪用の調製品 | | | | | |
| 三三・〇六 | 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） | | | | | |
| 三三・〇七 | ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。） | | | | | |
| 第三四類 | せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 | | | | | A |
| 第三五類 | たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 | | | | | |
| 三五・〇一 | カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー | | | | | |
| 三五・〇二 | アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体 | | | | A | A |
| 三五〇三・〇〇 | ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） | | | | | |
| | ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス | | | | A | A |
| 三五〇四・〇〇 | その他のもの | | | | X | X |
| | ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） | | | | A | A |
| 三五・〇五 | デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 | | | | A | A |
| 三五・〇六 | 調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） | | | | X | X |
| 三五・〇七 | 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 | | | | A | A |
| 第三六類 | 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 | | | | | |
| 三六〇一・〇〇 | 火薬 | | | | A | A |
| 三六〇二・〇〇 | 爆薬 | | | | A | A |
| 三六〇三・〇〇 | 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 | | | | A | A |
| 三六・〇四 | 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品 | | | | A | A |
| 三六〇四・一〇 | 花火 | | | | A | A |
| 三六〇四・九〇 | その他のもの | | | | A | A |
| 三六〇五・〇〇 | マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。） | | | | A | A |
| 三六・〇六 | フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品 | | | | A | A |
| 第三七類 | 写真用又は映画用の材料 | | | | A | A |
| 第三八類 | 各種の化学工業生産品 | | | | | A |
| 第三九類 | プラスチック及びその製品 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 三九・〇一 | エチレンの重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九〇一・一〇 | 比重が〇・九四未満のポリエチレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 六・五% | A | B | 7 |
| 三九〇一・二〇 | 比重が〇・九四以上のポリエチレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 六・五% | A | B | 7 |
| 三九〇一・三〇 | エチレン―酢酸ビニル共重合体 | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 二・八% | A | B | 7 |
| 三九〇一・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 二・八% | A | B | 7 |
| 三九・〇二 | プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九〇二・一〇 | ポリプロピレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 六・五% | A | B | 7 |
| 三九〇二・二〇 | ポリイソブチレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 二・八% | A | B | 7 |
| 三九〇二・三〇 | プロピレンの共重合体 | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 二・八% | A | B | 7 |
| 三九〇二・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 二・八% | A | B | 7 |
| 三九・〇三 | スチレンの重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九〇三・一一 | ポリスチレン | | | | |
| | 多泡性のもの | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 三・九% | A | B | 7 |
| 三九〇三・一九 | その他のもの | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 六・五% | A | B | 7 |
| 三九〇三・二〇 | スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体 | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 三・一% | A | B | 7 |
| 三九〇三・三〇 | アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体 | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 三・一% | A | B | 7 |
| 三九〇三・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | | |
| | その他のもの | 三・一% | A | B | 7 |
| 三九・〇四 | 塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・〇五 | 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・〇六 | アクリル重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・〇七 | ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・〇八 | ポリアミド（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・〇九 | アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九一〇・〇〇 | シリコーン（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・一一 | 石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | |
| 三九・一二 | セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | |
| 三九・一三 | 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | |
| 三九一四・〇〇 | 第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。） | | | | |
| 三九・一五 | プラスチックのくず | | | | |
| 三九・一六 | プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | | | | |
| 三九・一七 | プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ） | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三九・一八 | プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 | | | | | | |
| 三九・一九 | プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 三九・二〇 | プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） | | | | | | |
| 三九・二一 | プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ | | | | | | |
| 三九・二二 | プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 | | | | | | |
| 三九・二三 | プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 | | | | | | |
| 三九・二四 | プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 | | | | | | |
| 三九・二五 | プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） | | | | | | |
| 三九・二六 | その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 | | | | | | |
| 第四〇類 | ゴム及びその製品 | | | | | | |
| 四一・〇一 | 原皮（毛皮を除く。）及び革 | | | | | | |
| | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 四一・〇二 | 羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。） | | | | | | |
| 四一・〇三 | その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） | | | | | | |
| 四一〇三・一〇 | やぎのもの | | | | | | |
| 四一〇三・二〇 | 爬虫類のもの | | | | | | |
| 四一〇三・三〇 | 豚のもの | | | | | | |
| | なめし過程にないもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇三・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| 四一・〇四 | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| 四一〇四・一一 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | | | | | | |
| | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット | | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇四・一九 | クロムなめしのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇四・四一 | 乾燥状態（クラスト）のもの | | | | | | |
| | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット | | | | | | |
| | なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの | | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇四・四九 | その他のもの | | | | | | |
| | なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの | | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一・〇五 | 羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第四一類 | | | | | | | |
| 四一〇一・二〇 | 全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） | | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇一・五〇 | 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） | | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| 四一〇一・九〇 | その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） | | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第四二類 | | | | | | | |
| 四二・〇一 | 革製の旅行用品、ハンドバッグその他これらに類する容器（動物の腸の製品を使用したものを含む。） | | | | | | |
| 四二・〇二 | 革製の衣類及び衣類用アクセサリー | | | | | | |
| 四二・〇三 | その他の革製品 | | | | | | |
| 第四三類 | | | | | | | |
| 四三・〇一 | 毛皮（人造毛皮を除く。）及びその製品 | | | | | | |
| 四三・〇二 | 人造毛皮及びその製品 | | | | | | |
| 第四四類 | | | | | | | |
| 四四・〇一 | 木材（チップ及び木毛を含む。）及び木炭 | | | | | | |
| 四四・〇二 | 木炭（竹炭を含む。） | | | | | | |
| 四四・〇三 | 丸太（木炭を除く。）、木材チップ及び木毛 | | | | | | |
| 四四・〇四 | 薪、枝条、木材の小片その他これらに類するもの | | | | | | |
| 四四・〇五 | 木材の粒及び木材のくず | | | | | | |
| 四四・〇六 | 鉄道用又は軌道用の枕木 | | | | | | |
| 四四・〇七 | 木材（縦引き、薄切り又はかき削りをしたものに限るものとし、厚さが六ミリメートルを超えるものに限る。） | | | | | | |
| 四四・〇八 | 単板（積層材の製造用のものに限るものとし、厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）及び合板 | | | | | | |
| 四四・〇九 | 木材（溝付き、実はぎ、面取り、V字形切込み、ビーディング、ダブテール、ジョイントその他これらに類する加工をしたものに限るものとし、縦引き、薄切り又はかき削りをしたものに限る。）及び木材（サンディング、研磨、接合その他これらに類する加工をしたものに限るものとし、厚さが六ミリメートルを超えるものに限る。） | | | | | | |
| 四四・一〇 | 木材（溝付き、実はぎ、面取り、V字形切込み、ビーディング、ダブテール、ジョイントその他これらに類する加工をしたものに限るものとし、縦引き、薄切り又はかき削りをしたものに限る。）及び木材（サンディング、研磨、接合その他これらに類する加工をしたものに限るものとし、厚さが六ミリメートルを超えるものに限る。）を含む積層材、寄せ木張りパネル及び成形した木製品 | | | | | | |
| 四四・一一 | 木材繊維板その他の木材繊維材料及びリグニンを含む板 | | | | | | |
| 四四・一二 | 木炭（活性のものを含む。）及び天然樹脂又は木材から得られるその他の製品 | | | | | | |
| 四四・一三 | 圧縮木 | | | | | | |
| 四四・一四 | 木製の額縁、写真額縁、鏡縁その他これらに類する物品 | | | | | | |
| 四四・一五 | 木製の包装用木箱、ケース、たる、おけその他これらに類する容器及びケーブルドラム | | | | | | |
| 四四・一六 | 木製のたる、おけ、桶その他これらに類する物品及びその部分品（木材を使用したものに限る。） | | | | | | |
| 四四・一七 | 木製の工具、工具の台、ほうき及びブラシの胴、靴型及び木型 | | | | | | |
| 四四・一八 | 木製の建築用品及び建築用の木製組立品 | | | | | | |
| 四四・一九 | 木製の食卓用品及び台所用品 | | | | | | |
| 四四・二〇 | 木製の装飾品及び小間物 | | | | | | |
| 四四・二一 | その他の木製品 | | | | | | |
| 第四五類 | | | | | | | |
| 四五・〇一 | コルク及びその製品 | | | | | | |
| 第四六類 | | | | | | | |
| 四六・〇一 | 組物材料及び組物その他これに類する物品（植物性のものに限る。） | | | | | | |
| 四六・〇二 | かご細工物その他直接成形により又は組み立てることにより製品とした物品（植物性のものに限る。） | | | | | | |
| 第四七類 | | | | | | | |
| 四七・〇一 | 木材パルプその他の繊維状セルロースパルプ | | | | | | |
| 四七・〇二 | 古紙（未使用の紙くずを含む。） | | | | | | |
| 四七・〇三 | 化学パルプ（溶解用のものを除く。） | | | | | | |
| 四七・〇四 | 化学パルプ（溶解用のものに限る。） | | | | | | |
| 四七・〇五 | 機械パルプ | | | | | | |
| 四七・〇六 | 再生パルプ | | | | | | |
| 四七・〇七 | 紙又は板紙（再生したものに限る。） | | | | | | |
| 第四八類 | | | | | | | |
| 四八・〇一 | 新聞用紙 | | | | | | |
| 四八・〇二 | 塗工紙 | | | | | | |
| 四八・〇三 | 手すき紙及び板紙 | | | | | | |
| 四八・〇四 | クラフト紙及び板紙（塗工したものを除く。） | | | | | | |
| 四八・〇五 | その他の紙及び板紙（塗工したものを除く。） | | | | | | |
| 四八・〇六 | 塗工した紙及び板紙 | | | | | | |
| 四八・〇七 | 紙及び板紙（波形加工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・〇八 | 紙及び板紙（波形加工したものに限るものとし、積層したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・〇九 | 紙及び板紙（波形加工したものに限るものとし、積層したものに限る。）を含む段ボール | | | | | | |
| 四八・一〇 | 紙及び板紙（波形加工したものに限るものとし、積層したものに限る。）を含む段ボール | | | | | | |
| 四八・一一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・四九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・五九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・六九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・七九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・八九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・九九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一〇九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一一九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一二九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一三九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一四九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一五九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一六九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一七九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一八九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・一九九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二〇九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二一九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二二九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二三九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二四九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二五九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二六九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二七九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二八九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・二九九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇二 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇三 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇四 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇五 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇六 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇七 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇八 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三〇九 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三一〇 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三一一 | 紙及び板紙（塗工したものに限る。） | | | | | | |
| 四八・三一二 | 紙及び板紙（塗工

| | | |
|---|---|---|
| 四一〇五・一〇 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | A |
| 四一〇五・三〇 | 乾燥状態（クラスト）のもの | X |
| | 染着色したもの | A |
| | その他のもの | |
| 四一・〇六 | その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | |
| | やぎのもの | |
| 四一〇六・二一 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | A |
| 四一〇六・二二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | X |
| | 染着色したもの | A |
| | その他のもの | |
| | 豚のもの | |
| 四一〇六・三一 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | X |
| 四一〇六・三二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | X |
| 四一〇六・四〇 | 爬(は)虫類のもの | |
| | 植物性前なめしをしたもの | A |
| | その他のもの | |
| | 染着色したもの | X |
| | その他のもの | A |
| 四一〇六・九一 | その他のもの | |
| | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | A |
| 四一〇六・九二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | X |
| | 染着色したもの | A |
| | その他のもの | |
| 四一・〇七 | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | X |
| 四一一二・〇〇 | 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | X |
| | その他のもの | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | X |
| | その他のもの | A |
| 四一・一三 | その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | |
| 四一一三・一〇 | やぎのもの | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | X |
| | その他のもの | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | X |
| | その他のもの | A |
| 四一一三・二〇 | 豚のもの | X |
| 四一一三・三〇 | 爬(は)虫類のもの | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | X |
| | その他のもの | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | X |
| | その他のもの | A |
| 四一一三・九〇 | その他のもの | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | X |
| | その他のもの | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | X |
| | その他のもの | A |
| 四一・一四 | シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー | X |
| 四一・一五 | コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 | X |
| 第四二類 | 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | X |
| 第四三類 | 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 | |
| 四三・〇一 | 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） | A |
| 四三・〇二 | なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） | X |
| 四三・〇三 | 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 | X |
| 四三〇四・〇〇 | 人造毛皮及びその製品 | A |
| 第四四類 | 木材及びその製品並びに木炭 | |
| 四四・〇一 | のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 | A |
| 四四〇二・〇〇 | 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） | A |
| 四四・〇三 | 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） | A |
| 四四・〇四 | たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいた | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの | | | |
| 四四〇五・〇〇 | 木毛及び木粉 | A | A | 六% B7 |
| 四四・〇六 | 木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 | A | A | 五% B7 |
| 四四・〇七 | 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | | | |
| 四四・〇八 | 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | A | | 七・五% B10 |
| 四四〇八・一〇 | 針葉樹のもの | | A | A |
| | 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの | | | |
| 四四〇八・三一 | ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ | | | |
| | 積層木材を平削りすることにより得られるもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | 合板用単板 | | | |
| 四四〇八・三九 | その他のもの | A | A | 五% B7 |
| | パドック（かりん）のもの | | | |
| | ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） | | | |
| | チークのもの | | | |
| | 積層木材を平削りすることにより得られるもの | | | |
| | 集成材 | | | 六% B10 |
| | その他のもの | A | A | 六% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | 積層木材を平削りすることにより得られるもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | 合板用単板 | | | 五% B7 |
| | その他のもの | A | A | |
| 四四〇八・九〇 | その他のもの | | | |
| | つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの | | | |
| | 積層木材を平削りすることにより得られるもの | | | 六% B10 |
| | 集成材 | A | A | 六% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | A | A | 五% B7 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 積層木材を平削りすることにより得られるもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 合板用単板 | | | |
| 四四・〇九 | その他のもの | A | A | 五% B7 |
| | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | | | |
| 四四〇九・一〇 | 針葉樹のもの | A | A | 七・五% B10 |
| 四四〇九・二〇 | 針葉樹以外のもの | | | |
| | 引抜材 | | | |
| | 竹製のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四四・一〇 | その他のもの | | | |
| | パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） | | | |
| 四四一〇・二一 | オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。） | | | |
| | 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの | | | 六% B7 |
| | 板状のもの | | | |
| 四四一〇・二九 | その他のもの | | | 五% B7 |
| | その他のもの | | | |
| | 板状のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの（木材のものに限る。） | | | 五% B7 |
| 四四一〇・三一 | 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの | | | |
| | 板状のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | 五% B7 |
| 四四一〇・三二 | メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの | | | |
| | 板状のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | 五% B7 |
| 四四一〇・三三 | プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの | | | |
| | 板状のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | 五% B7 |
| 四四一〇・三九 | その他のもの | | | |
| | 板状のもの | | | 六% B7 |
| | その他のもの | | | 五% B7 |
| 四四一〇・九〇 | その他のもの | | | |
| | 板状のもの | | | 七・九% B7 |
| | その他のもの | | | 六・六% B7 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四四・一一 | 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） | 二・六% | B7 |
| 四四・一二 | 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 | | R |
| 四四一三・〇〇 | 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。） | | A |
| 四四一四・〇〇 | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 | | A |
| 四四・一五 | 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠 | | A |
| 四四一六・〇〇 | 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） | | A |
| 四四一七・〇〇 | 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型 | | A |
| 四四・一八 | 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。） | | A |
| 四四一九・〇〇 | 木製の食卓用品及び台所用品 | | A |
| 四四・二〇 | 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 | | A |
| 四四・二一 | その他の木製品 | | A |
| 四四二一・一〇 | 衣類用ハンガー | | A |
| 四四二一・九〇 | その他のもの | | A |
| | 竹製のくし | 一〇% | B7 |
| | その他のもの | | A |
| 第四五類 | コルク及びその製品 | | A |
| 第四六類 | わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 | | |
| 四六・〇一 | さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） | | |
| 四六〇一・二〇 | 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） | | |
| | いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの | 六% | B5 |
| | その他のもの | | A |
| | その他のもの | | |
| 四六〇一・九一 | 植物性材料製のもの | | |
| | むしろ、こも及びアンペラ | | A |
| | さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。） | | |
| | その他のもの | | A |
| | いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 四六〇一・九九 | かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 | | A |
| 四六・〇二 | その他のもの | 六% | B5 |
| 第四七類 | 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙 | | A |
| 第四八類 | 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 | | A |
| 第四九類 | 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 | | A |
| 第五〇類 | 絹及び絹織物 | | |
| 五〇〇一・〇〇 | 繭（繰糸に適するものに限る。） | | X |
| 五〇〇二・〇〇 | 生糸（よってないものに限る。） | | |
| | 野蚕のもの | | A |
| | その他のもの | | X |
| 五〇・〇三 | 絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） | | A |
| 五〇〇四・〇〇 | 絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸（ちゅう）及び小売用にしたものを除く。） | | A |
| 五〇〇五・〇〇 | 絹紡糸及び絹紡紬糸（ちゅう）（小売用にしたものを除く。） | | A |
| 五〇〇六・〇〇 | 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（ちゅう）（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす | | A |
| 五〇・〇七 | 絹織物 | | A |
| 第五一類 | 羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 | | A |
| 第五二類 | 綿及び綿織物 | | A |
| 第五三類 | その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 | | A |
| 第五四類 | 人造繊維の長繊維及びその織物 | | A |
| 第五五類 | 人造繊維の短繊維及びその織物 | | A |
| 第五六類 | ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 | | A |
| 第五七類 | じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 | | A |
| 第五八類 | 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 | | A |

| | | |
|---|---|---|
| 第五九類 | 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 | A |
| 第六〇類 | メリヤス編物及びクロセ編物 | A |
| 第六一類 | 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） | A |
| 第六二類 | 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | A |
| 第六三類 | 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ | A |
| 第六四類 | 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 | X |
| 第六五類 | 帽子及びその部分品 | A |
| 第六六類 | 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 | A |
| 第六七類 | 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 | A |
| 第六八類 | 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 | A |
| 第六九類 | 陶磁製品 | A |
| 第七〇類 | ガラス及びその製品 | |
| 七〇〇一・〇〇 | ガラスのくず及び塊 | A |
| 七〇・〇二 | ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。） | A |
| 七〇・〇三 | 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び異型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | A |
| 七〇・〇四 | 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | A |
| 七〇・〇五 | フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | A |
| 七〇〇六・〇〇 | ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。） | A |
| 七〇・〇七 | 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） | A |
| 七〇〇八・〇〇 | 断熱用複層ガラス | A |
| 七〇・〇九 | ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。） | A |
| 七〇・一〇 | ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 | A |
| 七〇・一一 | ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。） | A |
| 七〇一二・〇〇 | 魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶 | A |
| 七〇・一三 | ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。） | A |
| 七〇一四・〇〇 | ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。） | A |
| 七〇・一五 | 時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する | A |
| 七〇・一六 | 中空の球面ガラス及びそのセグメント<br>ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス | A |
| 七〇・一七 | 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。） | A |
| 七〇・一八 | ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） | A |
| 七〇一八・一〇 | ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 | X |
| 七〇一八・二〇 | ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） | A |
| 七〇一八・九〇 | その他のもの | X |
| 七〇二〇・〇〇 | 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの | A |
| 七〇・一九 | その他のもの<br>ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物） | A |
| 七〇二〇・〇〇 | その他のガラス製品 | A |
| 第七一類 | 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 | A |
| 七一・〇一 | 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七一・〇二 | ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。） | A | |
| 七一・〇三 | 貴石及び半貴石（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | A | |
| 七一・〇四 | 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | A | |
| 七一・〇五 | 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 | A | |
| 七一・〇六 | 銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | |
| 七一〇七・〇〇 | 銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | |
| 七一・〇八 | 金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | |
| 七一〇九・〇〇 | 金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | |
| 七一・一〇 | 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | |
| 七一一・〇〇 | 白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | |
| 七一・一二 | 金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。） | A | |
| 七一・一三 | 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） | A | |
| 七一三・一一 | 貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | B10 | 五・二% |
| | 銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | B10 | 五・四% |
| 七一三・一九 | その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | B10 | 五・四% |
| | 白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | A | |
| | その他のもの | A | |
| 七一三・二〇 | 貴金属を張った卑金属製のもの | A | |
| 七一・一四 | 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） | A | |
| 七一・一五 | その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） | A | |
| 七一・一六 | 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 | A | |
| 七一・一七 | 身辺用模造細貨類 | | |
| | 卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。） | | |
| 七一一七・一一 | カフスボタン及び飾りボタン | | |
| 七一一七・一九 | その他のもの | | |
| 七一一七・九〇 | その他のもの | | |
| | 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。） | A | |
| | 七一・一八　貨幣 | A | 一〇% |
| | その他のもの | A | |
| 第七二類 | 鉄鋼 | A | |
| 第七三類 | 鉄鋼製品 | A | |
| 第七四類 | 銅及びその製品 | A | |
| 第七五類 | ニッケル及びその製品 | A | |
| 第七六類 | アルミニウム及びその製品 | A | |
| 第七八類 | 鉛及びその製品 | A | |
| 第七九類 | 亜鉛及びその製品 | A | |
| 第八〇類 | すず及びその製品 | A | |
| 第八一類 | その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 | A | |
| 第八二類 | 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 | A | |
| 第八三類 | 各種の卑金属製品 | A | |
| 第八四類 | 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 | A | |
| 第八五類 | 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 | | |
| 八五・〇一 | 電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。） | A | |
| 八五・〇二 | 発電機（原動機をセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター | A | |
| 八五〇三・〇〇 | 第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品 | A | |
| 八五・〇四 | トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター | A | |
| 八五・〇五 | 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド | A | |
| 八五・〇六 | 一次電池 | A | |
| 八五・〇七 | 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。） | A | |

| | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| 八五四四・一一 | 巻線 | | | | | |
| | 銅のもの | | | | | |
| 八五四四・一九 | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・二〇 | 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体 | | | | | |
| 八五四四・三〇 | 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。） | | | | | |
| | 自動車用のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・四一 | その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。） | | | | | |
| | 接続子を取り付けてあるもの | | | | | |
| | 通信用のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・四九 | その他のもの | | | | | |
| | 通信用のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・五一 | その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| | 接続子を取り付けてあるもの | | | | | |
| | 通信用のもの | 四・八% | B3 | A | A | A |
| | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・五九 | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・六〇 | その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| | 自動車用のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 八五四四・七〇 | 光ファイバーケーブル | 四・八% | B3 | A | A | A |
| 八五・四五 | 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| 八五・四六 | がい子（材料を問わない。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| 八五・四七 | 電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| 八五・四八 | 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。） | 四・八% | B3 | A | A | A |
| 第八六類 | 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。） | | | | | A |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第八七類 | 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 | | | | | A |
| 第八八類 | 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 | | | | | A |
| 第八九類 | 船舶及び浮き構造物 | | | | | A |
| 第九〇類 | 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 | | | | | A |
| 第九一類 | 時計及びその部分品 | | | | | |
| 九一・〇一 | 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） | | | | | A |
| 九一・〇二 | 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） | | | | | A |
| 九一・〇三 | 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） | | | | | A |
| 九一・〇四・〇〇 | 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） | | | | | A |
| 九一・〇五 | その他の時計（携帯用時計を除く。） | | | | | A |
| 九一・〇六 | 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） | | | | | A |
| 九一〇七・〇〇 | タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。） | | | | | A |
| 九一・〇八 | ウォッチムーブメント（完成品に限る。） | | | | | A |
| 九一・〇九 | その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。） | | | | | A |
| 九一・一〇 | 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント | | | | | A |
| 九一・一一 | 携帯用時計のケース及びその部分品 | | | | | A |
| 九一・一二 | 時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 | | | | | A |
| 九一・一三 | 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 | | | | | A |
| 九一三・一〇 | 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの | | | | | X |
| 九一三・二〇 | 卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。） | | | | | X |
| 九一三・九〇 | その他のもの | | | | | X |
| | 革製又はコンポジションレザー製のもの | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | X |
| | 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 九一・一四 | その他の時計の部分品 | | A |
| 第九二類 | 楽器並びにその部分品及び附属品 | | A |
| 第九三類 | 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 | | |
| 九三・〇一 | 軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。） | | A |
| 九三〇二・〇〇 | けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。） | | A |
| 九三・〇三 | その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃） | | A |
| 九三〇四・〇〇 | その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。） | | A |
| 九三・〇五 | 第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品 | | |
| 九三〇五・一〇 | けん銃のもの | | A |
| | 第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの | | |
| 九三〇五・二一 | 散弾銃の銃身 | | A |
| 九三〇五・二九 | その他のもの | | A |
| | その他のもの | | |
| 九三〇五・九一 | 第九三・〇一項の軍用の武器のもの | | A |
| 九三〇五・九九 | その他のもの | | A |
| | 革製又はコンポジションレザー製のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 九二・〇六 | 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。） | | A |
| 九三〇七・〇〇 | 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや | | A |
| 第九四類 | 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 | | |
| 九四・〇一 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品 | | |
| 九四〇一・一〇 | 航空機に使用する種類の腰掛け | | A |
| 九四〇一・二〇 | 自動車に使用する種類の腰掛け | | A |
| 九四〇一・三〇 | 回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。） | | A |
| 九四〇一・四〇 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ用のものを除く。） | | A |
| 九四〇一・五〇 | その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） | | A |
| | アップホルスターのもの | | |
| | その他のもの | | |
| 九四〇一・六一 | その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。） | | A |
| 九四〇一・六九 | アップホルスターのもの | | A |
| | その他のもの | | |
| 九四〇一・七一 | その他の腰掛け | | A |
| 九四〇一・七九 | 部分品 | | A |
| 九四〇一・八〇 | 革製のもの | | A |
| | その他のもの | | |
| 九四〇一・九〇 | 医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品 | | X |
| 九四・〇二 | その他の家具及びその部分品 | | A |
| 九四・〇三 | 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート | | A |
| 九四・〇四 | ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） | | A |
| 九四〇六・〇〇 | プレハブ建築物 | | A |
| 第九五類 | がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 | | A |
| 第九六類 | 雑品 | | |
| 九六・〇一 | アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） | | A |
| 九六〇二・〇〇 | 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品 | | A |
| 九六・〇三 | ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。） | | A |
| 九六〇四・〇〇 | 手ふるい | | A |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 九六〇五・〇〇 | トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。） | | | |
| 九六・〇六 | ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク | | A | X |
| 九六・〇七 | スライドファスナー及びその部分品 | | A | |
| 九六・〇八 | ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。） | | A | |
| 九六・〇九 | 鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク | | A | |
| 九六一〇・〇〇 | 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。） | | A | |
| 九六一一・〇〇 | 日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット | | A | |
| 九六・一二 | タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。） | | A | |
| 九六・一三 | たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。） | | A | |
| 九六・一四 | 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 | | A | |
| 九六・一五 | くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品 | | A | |
| 九六・一六 | 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド | | A | |
| 九六一七・〇〇 | 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） | | A | |
| 九六一八・〇〇 | マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの | | A | |
| 第九七類 | 美術品、収集品及びこっとう | | | |

（ブルネイ・ダルサラーム国の表は省略）

附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a)　特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c)　次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁（けた）をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁（けた）をいう。

(d)　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(e)　第二十六条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i)　統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(ii)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1　「非原産材料の価額」とは、第二十四条6の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2　「当該産品の価額」とは、第二十四条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。

第二編　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

| | |
|---|---|
| ○一・○一―○一・○六 | 第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第二類　肉及び食用のくず肉

| | |
|---|---|
| ○二・○一―○二・一○ | 第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。） |

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

| | |
|---|---|
| ○三・○一―○三・○七 | 第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

| | |
|---|---|
| ○四・○一―○四・○二<br>○四○三・一○ | 第○四・○一項又は第○四・○二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第○四○三・一○号の産品への他の項の材料からの変更（第○四・○一項又は第○四・○二項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において動物（生きているものに限る。）から完全に得られる場合に限る。） |
| ○四○三・九○―○四○五・九○<br>○四○六・一○―○四○六・三○<br>○四○六・四○―○四一○・○○ | 第○四○三・九○号から第○四○五・九○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更<br>第○四○六・一○号から第○四○六・三○号までの各号の産品への他の項の材料からの変更<br>第○四○六・四○号から第○四一○・○○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

| | |
|---|---|
| ○五・○一―○五・一一 | 第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

| | |
|---|---|
| ○六・○一―○六・○四 | 第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

| | |
|---|---|
| ○七・○一―○七・一四 | 第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

| | |
|---|---|
| ○八・○一―○八・一四 | 第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

| | |
|---|---|
| ○九○一・一一―○九○一・一二<br>○九○一・二一―○九○一・二二<br>○九○一・九○―○九○四・一一<br>○九○四・一二<br>○九○四・二○―○九○六・一○ | 第○九○一・一一号又は第○九○一・一二号の産品への他の類の材料からの変更<br>第○九○一・二一号又は第○九○一・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更<br>第○九○一・九○号から第○九○四・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更<br>第○九○四・一二号の産品への他の号の材料からの変更<br>第○九○四・二○号から第○九○六・一○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| ○九○六・二○<br>○九○七・○○―○九一○・四○<br>○九一○・五○―○九一○・九一<br>○九一○・九九 | 第○九○六・二○号の産品への他の号の材料からの変更<br>第○九○七・○○号から第○九一○・四○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更<br>第○九一○・五○号又は第○九一○・九一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更<br>第○九一○・九九号の産品への他の類の材料からの変更 |

第一○類　穀物

| | |
|---|---|
| 一○・○一―一○・○八 | 第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

| | |
|---|---|
| 一一・○一―一一・○四<br>一一・○五 | 第一一・○一項から第一一・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更<br>第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 一一○六・一○ | 第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 一一〇六・二〇 | 第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 一一〇六・三〇 | 第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 一一・〇七―一一・〇九 | 第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物** | |
| 一二・〇一―一二・一四 | 第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス** | |
| 一三・〇一―一三・〇二 | 第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品** | |
| 一四・〇一―一四・〇四 | 第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）** | |
| **第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう** | |
| 一五・〇一―一五・一二 | 第一五・〇一項から第一五・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）** | |
| **第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品** | |
| 一六〇一・〇〇―一六〇二・二〇 | 第一六〇一・〇〇号から第一六〇二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇二・三一 | 第一六〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一六〇二・三二―一六〇二・五〇 | 第一六〇二・三二号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇二・九〇―一六〇三・〇〇 | 第一六〇二・九〇号又は第一六〇三・〇〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇四・一一―一六〇四・一二 | 第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇四・一三 | 第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海外の海から得られる場合に限る。） |
| 一六〇四・一四 | 第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇四・一五―一六〇四・一九 | 第一六〇四・一五号から第一六〇四・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海外の海から得られる場合に限る。） |
| 一六〇四・二〇―一六〇四・三〇 | 第一六〇四・二〇号又は第一六〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・一〇―一六〇五・二〇 | 第一六〇五・一〇号又は第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海外の海から得られる場合に限る。） |
| 一六〇五・三〇 | 第一六〇五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・四〇 | 第一六〇五・四〇号のえび調製品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・九〇 | 第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| **第一七類　糖類及び砂糖菓子** | |
| 一七・〇一 | 第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |

| | |
|---|---|
| 一七〇二・一一―一七〇二・一九 | 第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・二〇 | 第一七〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一七〇二・三〇―一七〇二・四〇 | 第一七〇二・三〇号又は第一七〇二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・五〇 | 第一七〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・六〇―一七〇二・九〇 | 第一七〇二・六〇号又は第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七・〇三 | 第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七・〇四 | 第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇一項又は第一七・〇二項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。） |
| **第一八類　ココア及びその調製品** | |
| 一八・〇一―一八・〇五 | 第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一八・〇六 | 第一八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。） |
| **第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品** | |
| 一九・〇一―一九・〇二 | 第一九・〇一項又は第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一九・〇三 | 第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。） |
| 一九〇四・一〇―一九〇五・四〇 | 第一九〇四・一〇号から第一九〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一九〇五・九〇 | 第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。） |
| **第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品** | |
| 二〇・〇一 | 第二〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇・〇二 | 第二〇・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇三・一〇 | 第二〇〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇三・二〇 | 第二〇〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二〇〇三・九〇―二〇〇五・六〇 | 第二〇〇三・九〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇五・七〇 | 第二〇〇五・七〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二〇〇五・八〇―二〇〇五・九〇 | 第二〇〇五・八〇号又は第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇・〇六―二〇・〇七 | 第二〇・〇六項又は第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇八・一一 | 第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇八・一九 | 第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇八・二〇 | 第二〇〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇八・三〇―二〇〇八・九二 | 第二〇〇八・三〇号から第二〇〇八・九二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇八・九九 | 第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇九・一一―二〇〇九・二九 | 第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更を除く。） |

| | |
|---|---|
| 二〇〇九・三一―二〇〇九・三九 | 第二〇〇九・三一号又は第二〇〇九・三九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇九・四一―二〇〇九・四九 | 第二〇〇九・四一号又は第二〇〇九・四九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇九・五〇 | 第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇九・六一―二〇〇九・六九 | 第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |
| 二〇〇九・七一―二〇〇九・七九 | 第二〇〇九・七一号又は第二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇 | 第二〇〇九・八〇号又は第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。） |

## 第二一類　各種の調製食料品

| | |
|---|---|
| 二一〇一・一一―二一〇一・二〇 | 第二一〇一・一一号から第二一〇一・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇一・三〇 | 第二一〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二一〇一・〇三項又は第一九・〇四項の大麦若しくは裸麦の調整品の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇二・一〇―二一〇三・一〇 | 第二一〇二・一〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇三・二〇 | 第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇三・三〇―二一〇三・九〇 | 第二一〇三・三〇号又は第二一〇三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一・〇四 | 第二一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇五・〇〇―二一〇六・一〇 | 第二一〇五・〇〇号又は第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇六・九〇 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第二二類　飲料、アルコール及び食酢

| | |
|---|---|
| 二二〇一・一〇―二二〇一・一〇 | 第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二二〇二・九〇 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二二・〇三 | 第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二二・〇四―二二・〇六 | 第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二二・〇七 | 第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二二〇八・二〇―二二〇八・三〇 | 第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二二〇八・四〇―二二〇八・六〇 | 第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。） |
| 二二〇八・七〇 | 第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二二〇八・九〇 | 第二二〇八・九〇号の合成清酒又は料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |

## 第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

| | |
|---|---|
| 二三・〇一―二三・〇八 | 第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 二三・〇九 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

| | |
|---|---|
| 二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 | 第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 二四〇一・三〇<br>二四・〇二―二四・〇三 | 第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更<br>第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

## 第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

### 第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

| | |
|---|---|
| 二五・〇一<br>二五〇二・〇〇―二五〇四・九〇 | 第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇五・一〇―二五〇六・一〇 | 第二五〇五・一〇号から第二五〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二五〇六・二一 | 第二五〇六・二一号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇六・二九―二五〇七・〇〇 | 第二五〇六・二九号若しくは第二五〇七・〇〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二九号又は第二五〇七・〇〇号の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。）。 |
| 二五〇八・一〇 | 第二五〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇八・二〇―二五〇八・六〇 | 第二五〇八・二〇号から第二五〇八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・二〇号から第二五〇八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇八・七〇 | 第二五〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇九・〇〇―二五一一・二〇 | 第二五〇九・〇〇号から第二五一一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五一一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一二・〇〇―二五一三・一九 | 第二五一二・〇〇号から第二五一三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五一三・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一三・二〇―二五一四・〇〇 | 第二五一三・二〇号若しくは第二五一四・〇〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一三・二〇号又は第二五一四・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一五・一一―二五一六・二二 | 第二五一五・一一号から第二五一六・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一五・一一号から第二五一六・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一六・九〇 | 第二五一六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五・一七―二五・一八 | 第二五・一七項若しくは第二五・一八項の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五・一七項又は第二五・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一九・一〇 | 第二五一九・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二五一九・九〇―二五二二・三〇 | 第二五一九・九〇号から第二五二二・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一九・九〇号から第二五二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二三・一〇―二五二五・二〇 | 第二五二三・一〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二三・一〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二五・三〇 | 第二五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二六・一〇―二五三〇・九〇 | 第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

### 第二六類　鉱石、スラグ及び灰

| | |
|---|---|
| 二六〇一・一一―二六〇二・〇〇 | 第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六・〇三―二六・〇四 | 第二六・〇三項又は第二六・〇四項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二六〇五・〇〇―二六一六・一〇 | 第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の |

| | |
|---|---|
| 号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二六一六・九〇 |
| 第二六一六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 | 二六一七・一〇―二六一七・九〇 |
| 第二六一七・一〇号若しくは第二六一七・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一七・一〇号又は第二六一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二六・一八―二六・一九 |
| 第二六・一八項若しくは第二六・一九項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六・一八項又は第二六・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | |
| 第二六・二〇項又は第二六・二一項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・二〇項又は第二六・二一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二六・二〇―二六・二一 |

## 第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

| | |
|---|---|
| 第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 | 二七〇一・一一―二七〇一・一九 |
| 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | |
| 第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二七〇一・二〇 |
| 第二七〇二・一〇号から第二七〇七・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号から第二七〇七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二七〇二・一〇―二七〇七・九九 |
| 第二七〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 | 二七〇八・一〇 |
| 第二七〇八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二七〇八・二〇 |
| 第二七・〇九項の産品への他の類の材料からの変更 | 二七・〇九 |
| 第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更 | 二七一〇・一一―二七一〇・一九 |
| 第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二七一〇・九一―二七一〇・九九 |
| 第二七一一・一一号から第二七一一・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 | 二七一一・一一―二七一一・一九 |
| 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | |
| 第二七一一・二二号の産品への他の類の材料からの変更 | 二七一一・二二 |
| 第二七一一・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二七一一・二九 |
| 第二七・一二項から第二七・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 | 二七・一二―二七・一五 |

## 第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程に用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

**第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物**

| | | |
|---|---|---|
| 二八〇一・一〇―二八四四・四〇 | 第二八〇一・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八四四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九〇六・一二―二九一四・一九 |
| 二八四四・五〇 | 第二八四四・五〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二八四四・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一四・二二 |
| 二八四五・一〇―二八五一・〇〇 | 第二八四五・一〇号から第二八五一・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四五・一〇号から第二八五一・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四五・一〇号から第二八五一・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一四・二二―二九一八・一三 |

**第二九類　有機化学品**

| | | |
|---|---|---|
| 二九〇一・一〇―二九〇五・四二 | 第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九〇五・四九―二九〇五・五九 |
| 二九〇五・四三 | 第二九〇五・四三号の産品への他の号の材料からの変更 | 二九〇六・一一 |
| 二九〇五・四四 | 第二九〇五・四四号の産品への他の項の材料からの変更 | 二九〇六・一二―二九一四・一九 |
| 二九〇五・四五 | 第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更 | 二九一四・二二―二九一八・一三 |
| 二九〇五・四九―二九〇五・五九 | 第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九〇六・一一 |
| 二九〇六・一二―二九一四・一九 | 第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一四・二二 |
| 二九一四・二二―二九一八・一三 | 第二九一四・二二号の産品への他の号の材料からの変更<br>第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一八・一四―二九一八・一五<br>二九一八・一六―二九二二・四一 |
| 二九一八・一四―二九一八・一五 | 第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更 | 二九二二・四二 |
| 二九一八・一六―二九二二・四一 | 第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九二二・四二―二九二三・一〇 |
| 二九二二・四二 | 第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更 | |
| 二九二二・四三―二九二三・一〇 | 第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し | |

| | |
|---|---|
| 二九二二・二〇<br>二九二三・九〇―二九二四・二四 | くは生物工学的工程を経ること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九二四・二九<br>二九二五・一一―二九三八・一〇 | 第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九三八・九〇<br>二九三九・一一―二九三九・九九 | 第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更<br>第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更<br>第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三九・一一号から第二九九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）<br>第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九・四〇<br>二九四一・一〇―二九四二・〇〇 | |

第三〇類　医療用品

| | |
|---|---|
| 三〇〇一・一〇―三〇〇三・九〇 | 第三〇〇一・一〇号から第三〇〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇・〇四 | 第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇〇五・一〇―三〇〇六・七〇 | 第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇〇六・八〇 | 第三〇〇六・八〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第三一類　肥料

| | |
|---|---|
| 三一〇一・〇〇―三一〇五・九〇 | 第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

| | |
|---|---|
| 三二〇一・一〇―三二〇一・二〇 | 第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三二〇一・九〇<br>三二〇二・一〇―三二〇五・〇〇 | 第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更<br>第三二〇二・一〇号から第三二〇五・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・一〇号から第三二〇五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号から第三二〇五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三二〇六 | 第三二・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を除く。）、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要とする。） |
| 三二〇七・一〇―三二一五・九〇 | 第三二〇七・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇七・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇七・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要とする。） |

## 第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

| | |
|---|---|
| 三三・〇一 | 第三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三三〇一・一〇―三三〇七・九〇 | 第三三〇一・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇一・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇一・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要とする。） |

| | |
|---|---|
| | 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇一・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

| | |
|---|---|
| 三四〇一・一一―三四〇七・〇〇 | 第三四〇一・一一号から第三四〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇一・一一号から第三四〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇一・一一号から第三四〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要とする。） |

## 第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

| | |
|---|---|
| 三五・〇一 | 第三五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 三五〇二・一一―三五〇二・一九 | 第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。） |
| 三五〇二・二〇―三五〇二・九〇 | 第三五〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 三五・〇三―三五・〇五 | 第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 三五〇六・一〇―三五〇七・九〇 | 第三五〇六・一〇号から第三五〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五〇六・一〇号から第三五〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三五〇六・一〇号から第三五〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要とする。） |

## 第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

| | |
|---|---|
| 三六・〇一―三六・〇六 | 第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 |

| | |
|---|---|
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三七類　写真用又は映画用の材料 | |
| 三七〇一・一〇―三七〇七・九〇 | 第三七〇一・一〇号から第三七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七〇一・一〇号から第三七〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三七〇一・一〇号から第三七〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三八類　各種の化学工業生産品 | |
| 三八〇一・一〇―三八〇一・九〇 | 第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇二・一〇 | 第三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 三八〇二・九〇―三八〇五・二〇 | 第三八〇二・九〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇二・九〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇五・九〇 | 第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 |
| 三八〇六・一〇―三八〇六・二〇 | 第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇六・三〇 | 第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 |
| 三八〇六・九〇―三八〇八・九〇 | 第三八〇六・九〇号から第三八〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号から第三八〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号から第三八〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇九・一〇 | 第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇九・九一―三八二二・〇〇 | 第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八・二三 | 第三八・二三項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 三八二四・一〇―三八二四・五〇 | 第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八二四・六〇 | 第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八二四・七一―三八二四・九〇 | 第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

| | |
|---|---|
| 三八・二五 | 各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三八・二五項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類　プラスチック及びその製品

| | |
|---|---|
| 三九〇一・一〇―三九一四・〇〇 | 第三九〇一・一〇号から第三九一四・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇一・一〇号から第三九一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三九〇一・一〇号から第三九一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三九・一五項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三九・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三九一六・一〇―三九二六・九〇 | 第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第四〇類　ゴム及びその製品

| | |
|---|---|
| 四〇〇一・一〇―四〇〇三・〇〇 | 第四〇〇一・一〇号から第四〇〇三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第四〇・〇四項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としな |
| 四〇〇五・一〇―四〇一七・〇〇 | い。）。<br>第四〇〇五・一〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇五・一〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇五・一〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

| | |
|---|---|
| 四一・〇一―四一・一五 | 第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

| | |
|---|---|
| 四二・〇一―四二・〇六 | 第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

| | |
|---|---|
| 四三・〇一―四三・〇四 | 第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

| | |
|---|---|
| 四四・〇一―四四・一一 | 第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 四四・一二 | 第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。） |
| 四四・一三―四四・二一 | 第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 第四五類　コルク及びその製品 | |
| 四五〇一・一〇―四五〇四・九〇 | 第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 | |
| 四六〇一・二〇―四六〇一・九一<br>四六〇一・九九―四六〇二・九〇 | 第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）<br>第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで） | |
| 第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙 | |
| 四七〇一・〇〇―四七〇六・九三<br>四七・〇七 | 第四七〇一・〇〇号から第四七〇六・九三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇六・九三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第四七・〇七項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 | |
| 四八〇一・〇〇―四八二三・九〇 | 第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 | |
| 四九〇一・一〇―四九一一・九九 | 第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈1　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蛟加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工

(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39) ストレッチ加工
(40) 防ダニ加工
(41) ＵＶカット加工
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43) 吸水加工
(44) 防水加工
(45) はっ水加工
(46) ウェットデカタイジング
(47) 防風加工
(48) 針布起毛

注釈2　第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項から第五九・一一項までの各項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、若しくはコームされ、紡績され、浸染され、若しくはなせんされ、製織され、メリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされ、又は裁断される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

| | |
|---|---|
| 第五〇類　絹及び絹織物 | |
| 五〇・〇一 | 第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五〇・〇二―五〇・〇四 | 第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 五〇・〇五―五〇・〇六 | 第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更 |
| 五〇・〇七 | 第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績さ |

れ、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

## 第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

| | |
|---|---|
| 五一・〇一―五一・〇五<br>五一・〇六―五一・一〇<br>五一・一一―五一・一三 | 第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更<br>第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更<br>第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第五二類　綿及び綿織物

| | |
|---|---|
| 五二・〇一―五二・〇三<br>五二・〇四―五二・〇七<br>五二・〇八―五二・一二 | 第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更<br>第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）
第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

| | |
|---|---|
| 五三・〇一―五三・〇五<br>五三・〇六―五三・〇八<br>五三・〇九―五三・一一 | 第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更<br>第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更
第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物

| | |
|---|---|
| 五四・〇一―五四・〇六 | 第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五四・〇七―五四・〇八 | 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

| | |
|---|---|
| 五五・〇一―五五・〇七<br>五五・〇八―五五・一一 | 第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。） |

| | |
|---|---|
| 五五・一二―五五・一六 | 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、<br>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品** | |
| 五六・〇一―五六・〇三 | 第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。） |
| 五六・〇四―五六・〇九 | 第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇二項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。） |
| **第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物** | |
| 五七・〇一―五七・〇五 | 第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |
| **第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布** | |
| 五八・〇一―五八・一一 | 第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。） |
| **第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品** | |
| 五九・〇一 | 第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |
| 五九・〇二 | 第五九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |
| 五九・〇三―五九・〇九 | 第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |

| | |
|---|---|
| 五九・一〇 | 南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。<br>第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |
| 五九・一一 | 第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |

## 第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

| | |
|---|---|
| 六〇・〇一―六〇・〇六 | 第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、<br>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六一・〇一―六一・一四 | 第六一・〇一項から第六一・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第六三・〇七項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項若しくは第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされることを条件とする。又は、<br>第六一・〇一項から第六一・一四項までの各項の産品への第六一・一七項若しくは第六三・〇七項の材料からの変更（非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされ、かつ、非原産材料が裁断される場合には、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断の工程が行われる場合に限る。） |
| 六一・一五―六一・一七 | 第六一・一五項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。） |

## 第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六二・〇一―六二・一一 | 第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| （第六三・〇七項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項若しくは第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されることを条件とする。又は、 | |
| 第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への第六二・一七項若しくは第六三・〇七項の材料からの変更（非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。） | |
| 第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。） | |
| 第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 | |
| （第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。） | |
| 第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ | |
| 注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。 | |
| 六三・〇一―六三・〇八 | 第六三・〇一項から第六三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。） |
| 六三・〇九―六三・一〇 | 第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・〇九項又は第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで） | |
| 第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 | |
| 六四・〇一―六四・〇六 | 第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第六五類　帽子及びその部分品 | |
| 六五・〇一―六五・〇二<br>六五・〇三―六五・〇五 | 第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 | |
| 六五・〇六―六五・〇七 | 第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 | |
| 六六〇一・一〇―六六〇三・九〇 | 第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 六七〇一・〇〇―六七〇四・九〇 | 第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ | |

ス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

| | |
|---|---|
| 六八〇一・〇〇―六八一五・九九 | 第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六九類　陶磁製品

| | |
|---|---|
| 六九〇一・〇〇―六九一四・九〇 | 第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七〇類　ガラス及びその製品

| | |
|---|---|
| 七〇〇一・〇〇―七〇一七・九〇 | 第七〇〇一・〇〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇一・〇〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七〇・一八<br>七〇一九・一一―七〇二〇・〇〇 | 第七〇・一八項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

| | |
|---|---|
| 七一・〇一<br>七一〇二・一〇―七一一・〇〇 | 第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一一二・三〇―七一二・九九 | 第七一一二・三〇号から第七一二・九九号までの各号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一一二・三〇号から第七一二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一一三・一一 | 第七一一三・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一一三・一九 | 第七一一三・一九号の産品への他の項の材料からの変更（第七一一四項から第七一一八項までの各項、第七一一三・一一号又は第七一一三・二〇号の材料からの変更を除く。） |
| 七一一三・二〇―七一一四・二〇 | 第七一一三・二〇号から第七一一四・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一三・二〇号から第七一一四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一・一五 | 第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。） |
| 七一一六・一〇 | 第七一一六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。） |
| 七一一六・二〇 | 第七一一六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七一〇一・二二号又は第七一〇二・三九号の材料からの変更を除く。） |
| 七一一七・一一―七一一七・九〇 | 第七一一七・一一号から第七一一七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一七・一一号から第七一一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一一八・一〇―七一一八・九〇 | 第七一一八・一〇号若しくは第七一一八・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一八・一〇号又は第七一一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

| | |
|---|---|
| 七二〇一・一〇―七二〇三・九〇 | 第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の |

| | |
|---|---|
| | 号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七二・〇四 | 第七二・〇四項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七二〇五・一〇―七二九・九〇 | 第七二〇五・一〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第七三類　鉄鋼製品** | |
| 七三〇一・一〇―七三二六・九〇 | 第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第七四類　銅及びその製品** | |
| 七四〇一・一〇―七四〇三・二九 | 第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七四・〇四 | 第七四・〇四項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七四〇五・〇〇―七四一九・九九 | 第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第七五類　ニッケル及びその製品** | |
| 七五〇一・一〇―七五〇二・二〇 | 第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七五・〇三 | 第七五・〇三項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七五〇四・〇〇―七五〇八・九〇 | 第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第七六類　アルミニウム及びその製品** | |
| 七六〇一・一〇―七六〇一・二〇 | 第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号又は第七六〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七六・〇二 | 第七六・〇二項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七六〇三・一〇―七六一六・九九 | 第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第七八類　鉛及びその製品** | |
| 七八〇一・一〇―七八〇一・九九 | 第七八〇一・一〇号若しくは第七八〇一・九九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇一・一〇号又は第七八〇一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七八・〇二 | 第七八・〇二項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七八〇三・〇〇―七八〇六・〇〇 | 第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

| | |
|---|---|
| 第七九類　亜鉛及びその製品 | |
| 七九〇一・一一―七九〇一・二〇 | 第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七九・〇二 | 第七九・〇二項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七九〇三・一〇―七九〇七・〇〇 | 第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八〇類　すず及びその製品 | |
| 八〇〇一・一〇―八〇〇一・二〇 | 第八〇〇一・一〇号若しくは第八〇〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |
| 八〇・〇二 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号又は第八〇〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第八〇・〇二項の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八〇〇三・〇〇―八〇〇七・〇〇 | 第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 | |
| 八一〇一・一〇―八一〇一・九六 | 第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第八一〇一・九七号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇一・九七 | |
| 八一〇一・九九―八一〇二・九六 | 第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇二・九七 | 第八一〇二・九七号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇二・九九―八一〇三・二〇 | 第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号又は第八一〇三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇三・三〇 | 第八一〇三・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇三・九〇―八一〇四・一九 | 第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇四・二〇 | 第八一〇四・二〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇四・三〇―八一〇五・二〇 | 第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇五・三〇 | 第八一〇五・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇五・九〇―八一〇七・二〇 | 第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇七・三〇 | 第八一〇七・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇七・九〇―八一〇八・二〇 | 第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号又は第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇八・三〇 | 第八一〇八・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又 |

| | |
|---|---|
| 八一〇八・九〇―八一〇九・二〇 | は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇九・三〇 | 第八一〇九・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇九・九〇―八一一〇・一〇 | 第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一〇・二〇 | 第八一一〇・二〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一〇・九〇―八一一二・一二 | 第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・一三 | 第八一一二・一三号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・一九―八一一二・二一 | 第八一一二・一九号若しくは第八一一二・二一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・一九号又は第八一一二・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・二二 | 第八一一二・二二号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・二九 | 第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・三〇 | 第八一一二・三〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・四〇―八一一二・五一 | 第八一一二・四〇号若しくは第八一一二・五一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・四〇号又は第八一一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・五二 | 第八一一二・五二号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・五九―八一一三・〇〇 | 第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八二〇一・一〇―八二一五・九九 | 第八二〇一・一〇号から第八二一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号から第八二一五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八三類　各種の卑金属製品

| | |
|---|---|
| 八三〇一・一〇―八三一一・九〇 | 第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

## 第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八四〇一・一〇―八四七三・二九 | 第八四〇一・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八四七三・三〇 | 第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八四七三・四〇―八四八五・九〇 | 第八四七三・四〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |

| | |
|---|---|
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 | |
| 八五〇一・一〇―八五二三・三〇 | 第八五〇一・一〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五二三・九〇 | 第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五二四・一〇―八五四一・九〇 | 第八五二四・一〇号から第八五四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二四・一〇号から第八五四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四二・一〇 | 第八五四二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四二・二一―八五四三・四〇 | 第八五四二・二一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四三・八一―八五四三・八九 | 第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四三・九〇―八五四七・九〇 | 第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四八・一〇 | 第八五四八・一〇号の産品が第二十四条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八五四八・九〇 | 第八五四八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| | 税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで） | |
| 第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。） | |
| 八六〇一・一〇―八六〇九・〇〇 | 第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 | |
| 八七〇一・一〇―八七一六・九〇 | 第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 | |
| 八八〇一・一〇―八八〇五・二九 | 第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八九類　船舶及び浮き構造物 | |
| 八九〇一・一〇―八九〇八・〇〇 | 第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで） | |

| | |
|---|---|
| 第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 | |
| 九〇〇一・一〇―九〇三三・〇〇 | 第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第九一類　時計及びその部分品 | |
| 九一〇一・一一―九一一二・九〇 | 第九一〇一・一一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九一一三・一〇―九一一三・二〇 | 第九一一三・一〇号又は第九一一三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 九一一三・九〇 | 第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九一一四・一〇―九一一四・九〇 | 第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品 | |
| 九二〇一・一〇―九二〇九・九九 | 第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類） | |
| 第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 | |
| 九三〇一・一一―九三〇七・〇〇 | 第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで） | |
| 第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 | |
| 九四〇一・一〇―九四〇一・八〇 | 第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇一・九〇 | 第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九四〇二・一〇―九四〇四・一〇 | 第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇四・二一―九四〇四・二九 | 第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九四〇四・三〇 | 第九四〇四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇四・九〇 | 第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） |
| 九四〇五・一〇―九四〇六・〇〇 | 第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 | |
| 九五〇一・〇〇―九五〇八・九〇 | 第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第九六類　雑品 | |

| | |
|---|---|
| 九六・〇一<br>九六〇二・〇〇―九六〇四・〇〇 | 第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九六・〇五<br>九六〇六・一〇―九六一八・〇〇 | 第九六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更<br>第九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

| | |
|---|---|
| 九七〇一・一〇―九七〇六・〇〇 | 第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　特恵の基準
11　その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）
12　輸出者の申告
13　証明
14　(a)　統一システムの第四類、第一一類、第一六類から第二〇類までの各類及び第二九類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）
(b)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四（第五章関係）　現行の措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第五十七条及び第五十八条の規定に基づく義務をいう。

日本国の留保

| 分野又は事項 | この協定に基づく義務 |
|---|---|
| 一　農林水産業（植物育成者権） | 内国民待遇（第五十七条）<br>最恵国待遇（第五十八条） |
| 二　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書五の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。） | 内国民待遇（第五十七条） |

| | |
|---|---|
| 三　航空運輸業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 四　銀行業 | 最恵国待遇（第五十八条） |
| 五　医薬品製造業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 六　貨物利用運送事業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 七　熱供給業 | 最恵国待遇（第五十八条） |
| 八　情報通信業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 九　皮革及び皮革製品製造業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十　船舶の国籍に関する事項 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十一　鉱業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十二　石油業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十三　鉄道業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十四　航空機登録原簿への航空機の登録 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十五　道路旅客運送業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十六　警備業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十七　上水道業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 十八　水運業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| | 最恵国待遇（第五十八条） |

（ブルネイ・ダルサラーム国の留保は省略）

附属書五（第五章関係）　将来の措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることができる第五十七条及び第五十八条の規定に基づく義務をいう。

日本国の留保

| 分野又は事項 | この協定に基づく義務 |
|---|---|
| 一　航空宇宙産業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 二　武器・火薬産業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 三　放送業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 四　エネルギー産業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 五　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 | 内国民待遇（第五十七条） |
| | 最恵国待遇（第五十八条） |
| 六　土地取引に関する事項 | 内国民待遇（第五十七条） |
| 七　公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。） | 最恵国待遇（第五十八条） |
| | 内国民待遇（第五十七条） |
| 八　国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。） | 内国民待遇（第五十七条） |
| 九　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス | 内国民待遇（第五十七条） |
| | 最恵国待遇（第五十八条） |
| 十　補助金 | 内国民待遇（第五十七条） |
| | 最恵国待遇（第五十八条） |

（ブルネイ・ダルサラーム国の留保は省略）

附属書六（第六章関係）　金融サービス

第一節　適用範囲及び定義

1　この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第七十四条(u)に定義するサービスの提供をいう。

2(a)　この附属書の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(GG)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(HH)　資金媒介業

(II)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(JJ)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(KK)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL)　(AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B)　締約国の中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能

を遂行しているときに限る。

(b) 第七十四条(p)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i) 締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及び締約国のその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が締約国政府の勘定のために若しくは締約国政府の保証の下に又は締約国政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第七十四条(p)に規定する「サービス」には、当該活動を含める。

(d) 第七十四条(q)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節　国内規制

1 第六章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2 第六章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節　承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百十条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

附属書七（第六章関係）　第七十八条に関する特定の約束に係る表

日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十四条(w)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第六章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

Ⅰ　各分野に共通の約束

| 分野 | 市場アクセスに係る制限 | 内国民待遇に係る制限 | 追加的な約束 |
|---|---|---|---|
| この特定の約束に係る表に掲げるすべての分野 | (4)　出入国管理に関する法令に基づく措置については、次のいずれかの分類に該当するブルネイ・ダルサラーム国の国民の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。<br>(a)　短期の商用訪問者<br>業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九十日を超えない期間滞在するブルネイ・ダルサラーム国の国民<br>(b)　企業内転勤者 | (4)　出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の欄に規定するブルネイ・ダルサラーム国の国民に関する措置を除くほか、約束しない。 | |

日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する法人によって雇用されているブルネイ・ダルサラーム国の国民であって、当該法人の日本国における支店若しくは代表事務所又は当該法人が所有し、若しくは支配し、若しくは当該法人と提携し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される法人に三年を超えない期間転任するもの。ただし、当該ブルネイ・ダルサラーム国の国民が、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

注　第七十四条(f)(iii)の規定にかかわらず、この特定の約束に係る表の適用上、法人が他の法人と「提携」するとは、当該他の法人が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重大な影響を与えることができる場合をいう。

(i)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役とし

て法人を管理する活動

(iii) 法人の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ブルネイ・ダルサラーム国の国民が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

(c) 自由職業サービスに従事するブルネイ・ダルサラーム国の国民

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するブルネイ・ダルサラーム国の国民であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に三年を超えない期間従事するもの

(i) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(iii) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(iv) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(v) 日本国の法律により

「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(vi) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(d) 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とするサービスの提供に従事するブルネイ・ダルサラーム国の国民

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかのサービスの提供に係る活動に三年を超えない期間従事するブルネイ・ダルサラーム国の国民

(i) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(ii) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(i)及び(ii)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該ブルネイ・ダルサラーム国の国民が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

前記のいずれかの分類に該当するブルネイ・ダルサラーム国の国民の在留期間は、更新することができる。

## Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

| 分野 | 市場アクセスに係る制限 | 内国民待遇に係る制限 | 追加的な約束 |
|---|---|---|---|
| 1　実務サービス<br>A　自由職業サービス<br>(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格 | (1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供し | (1)　制限しない。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| を有する弁護士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一） | 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 | なければならない。<br>業務上の拠点が必要である。<br>(2)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2)　制限しない。 |
| (a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）<br>(a)　法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。<br>(i)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成 | | (3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。<br>(4)　業務上の拠点が必要である。<br>(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>(4)　業務上の拠点が必要である。 | (3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。<br>(1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 |
| | | | (3)<br>(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | (ii)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明<br>(iii)　公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス<br>(iv)　日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 | 件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。<br>(b)　「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。<br>(c)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。<br>(d)　国際仲裁における代理を認める。 |
| | | (b)　サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。 | |

| | | |
|---|---|---|
| サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈<br>サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。<br>法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。<br>(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。<br>(b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。<br>(c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。<br>(d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。<br>(e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。<br>(f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 | | |
| (a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | (2) 業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | (3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 |
| | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |
| (a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | (2) 業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 |
| | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |
| (a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一＊＊） | (1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する | (1) 制限しない。 |
| | (2) 業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 |
| | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>業務上の拠点が必要である。 | (4) | 制限しない。 | |
| (2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2) | 制限しない。 | |
| (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (3) | 制限しない。 | |
| (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) | 制限しない。 | |
| (a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九） | (1) | 制限しない。 | |
| (1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 | (2) | 制限しない。 | |
| (2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。<br>特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 | (3) | 制限しない。 | |
| (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 | (4) | 制限しない。 | |
| (4) 制限しない。 | | | |
| (a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一＊＊） | (1) | 制限しない。 | |
| (1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (2) | 制限しない。 | |
| (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (3) | 制限しない。 | |
| (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (4) | 制限しない。 | |
| (4) 制限しない。 | | | |
| (a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス<br>（ＣＰＣ八六一＊＊） | (1) | 制限しない。 | |
| (1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2) | 制限しない。 | |
| (2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| しなければならない。 | | | |
| 業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 | | |
| (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 | | |
| (b) 会計、監査及び簿記のサービス（ＣＰＣ八六二） | | | |
| (1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 | | |
| 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 | (2) 制限しない。 | | |
| 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 | | |
| (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | | |
| (c) 税務サービス（ＣＰＣ八六三） | | | |
| (1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 | | |
| 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 | (2) 制限しない。 | | |
| 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければ | (3) 制限しない。 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ばならない。<br>(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一二、八六七一三、八六七一四（注））<br>（ＣＰＣ八六七二二、八六七二三、八六七二四（注）、八六七二五（注）、八六七二七（注））<br>注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。 | (d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一）<br>（ＣＰＣ八六七二（注））<br>（ＣＰＣ八六七四一（注））<br>注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。 | (e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（ＣＰＣ八六七二（注）、八六七三（注））<br>注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。 | (e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス（ＣＰＣ八六七二（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注））<br>注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。 | (g) 都市計画及び景観設計サービス（ＣＰＣ八六七四（注））<br>注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。 | (h) 医師及び歯科医師サービス（ＣＰＣ九三二二） | (i) 獣医サービス |
| (4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊ |
| | | | | | | | | |
| (4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊ |
| | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （ＣＰＣ九三二） | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | |
| (j) 助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス（ＣＰＣ九三二九一＊＊） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 | | | |
| (j) 日本国の法律により「理学療法士」としての資格を有する理学療法士又は「栄養士」としての資格を有する栄養士が提供するサービス（ＣＰＣ九三二九一＊＊） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 | | | |
| B　電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（ＣＰＣ八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九） | (1) 制限しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C　研究及び開発のサービス<br>(a) 自然科学の研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |
| (b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五二） | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (c) 学際的な研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五三） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| D　不動産に係るサービス<br>(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二一＊＊） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二二＊＊） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二一＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二二＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 内航船舶貸渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| E　運転者を伴わない賃貸サービス<br>(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇三）<br>注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、国籍要件を満たす必要がある。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。<br>(a) 日本国民<br>(b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの | | | |
| (b) 航空機（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（CPC八三一〇四） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | |
| 注　日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。<br>(a) 日本国民<br>(b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（CPC八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| (d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（CPC八三一〇六－八三一〇九）（CPC八三二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| F　その他の実務サービス<br>(a) 広告サービス（CPC八七一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | | | | |
| | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |
| (b) 市場調査及び世論調査のサービス（CPC八六四） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| (c) 経営相談サービス（CPC八六五） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| (d) 経営相談に関連するサービス（CPC八六六〇一、八六六〇九） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| (e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| （計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（ＣＰＣ八六七六＊＊） | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六三＊＊） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (a) 特定計量器の定期検査のサービス | | |
| (b) 特定計量器の検定のサービス | | |
| (c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） | | |
| (d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス | | |
| (e) 特定計量証明事業者に対する認定 | | |
| (f) 計量器の校正等のサービス | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| (f) 農林業及び狩猟に付随するサービス（ＣＰＣ八八一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| (h) 鉱業に付随するサービス（ＣＰＣ八八三、五一一五） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に従って提供しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>外国為替及び外国貿易法 |

| | | |
|---|---|---|
| | (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 |
| (i) 製造業に付随するサービス（ＣＰＣ八八四＊＊、八八五） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 |
| (a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの | | |
| (b) (a)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (j) エネルギー流通に付随するサービス（ＣＰＣ八八七） | | |
| (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 |

| | | |
|---|---|---|
| (k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）<br>(a) 港湾運送サービス<br>(b) 建設工事<br>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）<br>（ＣＰＣ八七二〇一、八七二〇二） | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）<br>注　労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。<br>(a) 港湾運送サービス<br>(b) 建設工事<br>(c) 警備<br>(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）<br>（ＣＰＣ八七二〇三、八七二〇九） | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| (1) 調査サービス（ＣＰＣ八七三〇一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (1) 警備業（ＣＰＣ八七三。ただし、八七三〇一を除く。） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 |
| (m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注））<br>（ＣＰＣ八六七五一＊＊、八六七五二＊＊）<br>注　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）<br>（ＣＰＣ八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| (m) 日本国内の土地の測量サービス（ＣＰＣ八六七五三＊＊、八六七五四＊＊） | (1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。<br>注1 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。<br>注2 「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | (2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | (4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| (m) 日本国外の土地の測量サービス（ＣＰＣ八六七五三＊＊、八六七五四＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（ＣＰＣ六三三、八八六一－八八六六） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (o) 建築物の清掃サービス（ＣＰＣ八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (p) 写真サービス（ＣＰＣ八七五） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |
| (q) こん包サービス（ＣＰＣ八七六） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (r) 印刷及び出版のサービス（ＣＰＣ八八四四二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (s) 会議サービス（ＣＰＣ八七九〇九＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (t) 信用調査のサービス（ＣＰＣ八七九〇二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (t) 回収代行のサービス（ＣＰＣ八七九〇二＊＊） | (a) 法律事件に係る法律業務を構成しないもの | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | | (b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの（注） | (1) サービスは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービスは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 |
| | | 注　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）に規定する債権以外の債権を譲り受けて回収する場合を除く。 | |
| | (t) 電話応答のサービス（ＣＰＣ八七九〇三） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) 複写のサービス（ＣＰＣ八七九〇四） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) 翻訳及び通訳のサービス（ＣＰＣ八七九〇五） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（ＣＰＣ八七九〇六） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) 専門デザイン・サービス（ＣＰＣ八七九〇七） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（ＣＰＣ八七九〇九＊＊） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (t) エネルギー製造業に付随するサービス（熱供給業及び石油産業に関連するもの） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | 2 通信サービス<br>A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| | 注　郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達以外の郵便又は | | |

| | | |
|---|---|---|
| クーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11　運送サービス」参照） | | |
| 特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス<br>特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。<br>(a)　その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物<br>(b)　差し出された時から三時間以内に送達される信書便物<br>(c)　その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| C　電気通信サービス | | |
| 基本電気通信サービス | | |
| (a)　音声電話サービス（ＣＰＣ七五二一） | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。<br>注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。 |
| (b)　パケット交換データ伝送サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊） | | |
| (c)　回線交換データ伝送サービス（ＣＰＣ七五二二＊＊、七五二三＊＊） | | |
| (d)　テレックス・サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊） | | |
| (f)　ファクシミリ・サービス（ＣＰＣ七五二一＊＊、七五二九＊＊） | (4)　制限しない。 | |
| (g)　専用回線サービス（ＣＰＣ七五二二＊＊、七五二三＊＊） | (4)　制限しない。 | |
| (o)　その他 | | |
| 日本国の追加的な約束 | | 日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。 |
| 適用範囲<br>この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。 | | |
| 定義<br>この追加的な約束において | | |
| (a)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。 | | |
| (b)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。 | | |
| (c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。 | | |
| (d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。<br>(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。<br>(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。 | | |
| (e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。<br>(i)　不可欠な設備の管理<br>(ii)　当該市場における自己の地位の利用 | | |
| (f)　「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。 | | |
| (g)　「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。 | | |
| 1　競争条件の確保のためのセーフガード | | |
| 1.1　電気通信における反競争的行為の防止<br>単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。 | | |
| 1.2　セーフガード | | |

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。
(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。
(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。
(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。
(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。
(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。
(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。
(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順
(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。
(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの
(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。
(a) 随時
(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。
(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間
(ii) 個別の免許の条件
(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (e) 電報サービス（CPC七五二二） | (1) 約束しない。 | (2) 制限しない。 | (3) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| (h) 付加価値サービス<br>電子メール・サービス | (1) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | (3) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| | (1) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | (3) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （ＣＰＣ七五二三＊＊） | | | |
| (i) ボイスメール・サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊） | (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。<br>注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。 | (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。 | |
| (j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊） | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | |
| (k) 電子データ交換（ＥＤＩ）サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊） | | | |
| (l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（ＣＰＣ七五二三＊＊） | (4) 制限しない。 | | |
| (m) コード及びプロトコルの変換サービス | | | |
| (n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（ＣＰＣ八四三＊＊） | | | |
| (o) その他 | | | |
| D 音響・映像サービス | | | |
| (a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（ＣＰＣ九六一一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) 映画の映写サービス（ＣＰＣ九六一二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (c) ラジオ及びテレビのサービス（ＣＰＣ九六一三） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (d) ラジオ及びテレビの放送サービス（ＣＰＣ七五二四） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| (e) 録音サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス | | | |
| A 建築物に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一二） | | | |
| B 土木に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一三） | | | |
| C 設置及び組立工事（ＣＰＣ五一四、五一六） | | | |
| D 建築物の仕上工事（ＣＰＣ五一七） | | | |
| E その他（ＣＰＣ五一一、五一五、五一八） | | | |
| (a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (b) これらのサービスで鉱業に関連するもの | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4　流通サービス<br>A　問屋サービス<br>（CPC六二一、六一一一、六一一三〇、六一二一〇）<br>B　卸売サービス<br>（CPC六二二、六一一一、六一一三〇、六一二一〇）<br>C　小売サービス<br>（CPC六三一、六三二、六一一二、六一一三〇、六一二一〇）<br>D　フランチャイズ・サービス<br>（CPC八九二九）<br>これらのサービスで、<br>(a)　石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの<br>注　公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。 | (4)　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4)　制限しない。 |
| | (4)　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (b)　石油及び石油製品に関連するもの | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4)　制限しない。 | |
| (c)　アルコール飲料に関連するもの | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。<br>(4)　サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| (d)　公共卸売市場において提供されるもの | (1)　約束しない。＊<br>(2)　約束しない。＊<br>(3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法（昭和四十六年 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　約束しない。＊<br>(3)　制限しない。 | |
| | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 法律第三十五号）に従って提供しなければならない。<br>(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。 | | |
| E その他<br>(a) 自動車両用燃料の小売サービス<br>（CPC六一三） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) 熱供給の卸売及び小売サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 |
| 5 教育サービス<br>A 初等教育サービス<br>保育所が提供する就学前教育サービス<br>（CPC九二一〇＊＊）<br>保育サービス<br>（CPC九三二二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）<br>（注2）<br>（CPC九二一一〇＊） | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 制限しない。 |

＊、九二一九）

注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

注　「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| | (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| B 中等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）<br>（CPC九二二一、九二二二、九二二三）<br>注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」と | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。<br>注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 | | | |
| C　高等教育サービス（注1）（注2）<br>（CPC九二三一、九二三九）<br>注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。<br>注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| D　成人教育サービス（注1）（注2）<br>（CPC九二四）<br>E　その他の教育サービス（注1）（注2）<br>（CPC九二九）<br>注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。<br>注2　学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。 | | | |
| 6　環境サービス<br>A　汚水サービス<br>（ＣＰＣ九四〇一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| B　廃棄物処理サービス<br>（ＣＰＣ九四〇二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C　衛生サービス及びこれに類似するサービス<br>（ＣＰＣ九四〇三） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| D　その他<br>排気ガス処理サービス<br>（ＣＰＣ九四〇四）<br>騒音除去サービス<br>（ＣＰＣ九四〇五）<br>自然及び景観の保護サービス<br>（ＣＰＣ九四〇六）<br>その他の環境保護サービス<br>（ＣＰＣ九四〇九） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 7　金融サービス<br>この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この附属書において「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。<br>日本国は、第六章、附属書六及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。<br>日本国は、附属書六第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。<br>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくブルネイ・ダルサラーム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十四条(w)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。 | | | |
| A　保険及び保険関連のサービス | 第七十四条(w)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のＢ３及び４の規定に基づきこの分野において第七十五条から第七十七条までの規定及び附属書六の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のＢ３及び４の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。<br>(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。<br>(a) 日本国内で運送される貨物<br>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶<br>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。<br>(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 必要である。<br>(a) 日本国内で運送される貨物<br>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船舶籍の船舶<br>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 | (3) 制限しない（注）。<br>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 | (4) 約束しない。 |
| B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） | 第七十四条(ｗ)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十五条から第七十七条までの規定及び附属書六の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。<br>(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 |
| | (4) 約束しない。 | |
| 8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス<br>A 病院サービス<br>（CPC九三一一） | (1) 約束しない。*<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| B その他人に関する健康サービス<br>救急車において行われる医療サービス<br>（CPC九三一九二） | (1) 約束しない。*<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| 病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス<br>（CPC九三一九三） | (1) 約束しない。*<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。*<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に規定する採血サービス<br>（CPC九三一九九） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C 社会事業サービス（保育サービスを除く。）<br>（CPC九三三。ただし、九三三二一を除く。） | (1) 約束しない。*<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。*<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| 9 観光サービス及び旅行に関 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 連するサービス<br>A　ホテル及び飲食店のサービス<br>ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。）<br>（ＣＰＣ六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 仕出しサービス<br>（ＣＰＣ六四二三） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| B　旅行業サービス<br>（ＣＰＣ七四七一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| C　観光客の案内サービス<br>（ＣＰＣ七四七二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 10　娯楽、文化及びスポーツのサービス<br>A　興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）<br>（ＣＰＣ九六一九） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| B　通信社サービス<br>（ＣＰＣ九六二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| C　図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス | | |

| | | |
|---|---|---|
| 図書館及び記録保管所のサービス<br>（ＣＰＣ九六三一一、九六三一二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス<br>（ＣＰＣ九六三一三） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| その他の文化サービス<br>（ＣＰＣ九六三三） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| D　スポーツその他の娯楽のサービス<br>スポーツに係るサービス<br>（ＣＰＣ九六四一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | |
| 遊園地及び海水浴場のサービス<br>（ＣＰＣ九六四九二） | (4) 制限しない。 | |
| その他の娯楽のサービス（他の分野に分類されているものを除く。）<br>（ＣＰＣ九六四九九） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 11　運送サービス<br>A　海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）<br>(a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）<br>（ＣＰＣ七二一一、七二一二） | (1)<br>(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航 | |
| | (1)<br>(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航 | |
| | 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。<br>(a) 水先サービス<br>(b) 押し船及び引き船のサービス | |

事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国の港への入港
(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し

(2) 制限しない。

(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国の港への入港
(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し

(2) 制限しない。

(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

(c) 食料供給、給油及び給水のサービス
(d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス
(e) ポートキャプテン・サービス
(f) 航行補助サービス
(g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）
(h) 応急の修理サービス
(i) びょう泊及び係留のサービス

(a) 日本国民
(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。

(4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。

(b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。

(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（CPC七二一三）

(1) 制限しない。
(2) 制限しない。
(3) 制限しない。
(4) 制限しない。

A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）

(d) 船舶の保守及び修理（CPC八八六八＊＊）

(1) 約束しない。＊
(2) 制限しない。
(3) 一定の規模を超える船舶

(a) 日本国民
(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。

(4) (a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。

(b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。

(1) 制限しない。
(2) 制限しない。
(3) 制限しない。
(4) 制限しない。

(1) 約束しない。＊
(2) 制限しない。
(3) 制限しない。

| | | |
|---|---|---|
| の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (e) 押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二二四） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四＊＊、七四五九＊＊） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 海上貨物取扱サービス | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| （海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈２に定義するもの） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈３に定義するもの） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。<br>(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈４に定義するもの） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈５に定義するもの） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(2) 制限しない。 | (1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(2) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈<br>道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。<br>注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。<br>注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるような条件をいう。<br>定義<br>1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ブルネイ・ダルサラーム国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第七十四条(w)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。<br>これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。<br>(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。<br>(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。<br>(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。<br>(d)　何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。<br>(e)　日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること。<br>(f)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。<br>2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。<br>(a)　貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し<br>(b)　貨物の固縛又は固縛の解除<br>(c)　積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管<br>3　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。<br>4　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。<br>(a)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。<br>(b)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。<br>5　「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。 | (3)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(4)　業務上の拠点が必要である。<br>事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 | (3)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(4)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| B　内陸水路における運送サービス | | | | |
| (d)　船舶の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八＊＊） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| (e)　押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二二四） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| (f)　引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四＊＊、 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 七四五＊＊） | | |
| C　航空運送サービス<br>(d)　第七十四条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| (e)　第七十四条(v)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| (e)　第七十四条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| D　宇宙運送<br>（ＣＰＣ七三三） | (1)　約束しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　約束しない。<br>(4)　約束しない。 | (1)　約束しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　約束しない。<br>(4)　約束しない。 |
| E　鉄道運送サービス<br>(a)　旅客運送<br>（ＣＰＣ七一一一） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4)　制限しない。 |
| (b)　貨物運送<br>（ＣＰＣ七一二二） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4)　制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| (c)　押し列車及び引き列車のサービス<br>（ＣＰＣ七一一三） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| (d)　鉄道運送機器の保守及び修理のサービス<br>（ＣＰＣ八八六八＊＊） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| (d)　鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| (e)　鉄道運送サービスの支援サービス<br>（ＣＰＣ七四三） | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 |
| F　道路運送サービス<br>(a)　旅客運送<br>（ＣＰＣ七一二一一、七一二二二、七一二二三、七一二二四、七一二二二） | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>(4)　サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>業務上の拠点が必要である。 | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4)　制限しない。 |
| (b)　貨物運送 | (1)　約束しない。＊ | (1)　約束しない。＊ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （ＣＰＣ七一二三） | (2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>(4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸<br>（ＣＰＣ七一二四） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス<br>（ＣＰＣ六一一二、八八六七） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (e) 道路運送サービスの支援サービス<br>（ＣＰＣ七四四） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。<br>(4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| G パイプライン輸送<br>(a) 燃料の輸送<br>（ＣＰＣ七一三一） | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 | |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (b) 燃料以外の物品の輸送サービス<br>（ＣＰＣ七一三九） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| H すべての形態の運送の補助的なサービス<br>(a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。）<br>（ＣＰＣ七四一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）<br>（ＣＰＣ七四二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス<br>（ＣＰＣ七四二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 | |
| (c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | |

| | | |
|---|---|---|
| （ＣＰＣ七四八） | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |
| (d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス<br>（ＣＰＣ九五、九七、九八、九九）<br>洗たく、クリーニング及び染色のサービス（洗たく物の回収サービスを除く。）<br>（ＣＰＣ九七〇一。ただし、九七〇一一を除く。） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。＊ |
| 洗たく物の回収サービス<br>（ＣＰＣ九七〇一一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 整髪及びその他の美容サービス<br>（ＣＰＣ九七〇二一、九七〇二二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

（ブルネイ・ダルサラーム国の特定の約束に係る表は省略）

附属書八（第六章関係）　第七十九条に関する最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

| 分野 | 第七十九条の規定に適合しない措置の概要 | 免除の期間 | 免除の必要性を生じさせている状況（注） |
|---|---|---|---|
| 海上貨物利用運送サービス | 海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。 | この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。 | ブルネイ・ダルサラーム国において、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。 |
| 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） | 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の | この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。 | 日本国の船舶運航事業者がブルネイ・ダルサラーム国において不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。 |

注　「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（附属書七の日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。<br>(a) 日本国の港への入港<br>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し | | | |
| エネルギー・サービス | 電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七十四条(w)(ii)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 | 無期限 | 効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。 |
| 漁業に関連するサービス | 日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。<br>(a) 水産資源の採取を伴わない調査<br>(b) 集魚<br>(c) 漁獲物の保蔵及び加工<br>(d) 漁獲物及びその製品の輸送<br>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給 | 無期限 | 漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。 |

（ブルネイ・ダルサラーム国の表は省略）



経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件　刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国と中華人民共和国との間で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この条約の締結により、我が国及び中華人民共和国のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

---

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約

日本国及び中華人民共和国は、

主権の相互尊重並びに平等及び互恵の諸原則の基礎の上に、刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、

そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って最大限の共助を実施する。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(1)　証拠（証言、供述及び書類、記録その他の物を含む。以下同じ。）の取得

(2)　捜索又は差押え

(3)　人、場所又は書類、記録その他の物の鑑定その他の見分

(4)　人、場所若しくは書類、記録その他の物又はこれらの所在地の特定

(5)　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する書類、記録その他の物の提供

(6)　請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のための招請に係るもの

(7)　拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの

(8)　刑事手続に関する文書の送達

(9)　犯罪の収益又は道具の没収その他これに関連する措置及びこれらに関連する手続についての共助

(10)　犯罪記録の提供

(11)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたもの

第二条

1　各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。中華人民共和国については、中央当局は、司法部又は公安部とする。

2　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。

4　中央当局の指定の変更は、外交上の経路を通じた両締約国間の書面による合意により、この条約を改正することなく行うことができる。

第三条

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(2)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4)　被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に捜査し、訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されると信ずるに足りる実質的な根拠があると認める場合

(5)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合

2　被請求国の中央当局は、共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助を実施することができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条

1　請求国の中央当局は、当該中央当局が署名し又は押印した書面により共助の請求を行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、両締約国の中央当局間に別段の合

意がある場合を除くほか、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(1)　共助の請求に係る捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称

(2)　捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求国の関係法令の条文

(3)　請求する共助についての説明

(4)　請求する共助の目的についての説明

3　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(1)　証拠の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

(2)　証拠の取得又は記録の方法についての説明

(3)　証拠の提出が求められている者に対する質問表

(4)　取得されるべき書類、記録その他の物及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(5)　見分されるべき人、場所又は書類、記録その他の物に関する情報

(6)　人、場所又は書類、記録その他の物の見分の実施又は記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(7)　特定されるべき人、場所若しくは書類、記録その他の物又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(8)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(9)　犯罪の収益又は道具が被請求国内に所在すると信ずる理由についての説明

(10)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法及びその理由についての説明

(11)　証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のために請求国への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(12)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(13)　請求する共助の実施を希望する期限

(14)　被請求国の注意を喚起すべき、又は請求する共助の実施を容易にするようなその他の情報

4　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助を実施する上でこの条約上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、共助の請求に示された方法に従う。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4　被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、請求された共助の実施に必要な範囲を除くほか、共助の請求が行われた事実及び請求された共助の内容並びに共助の実施の成果を秘密のものとして取り扱う。被請求国の中央当局は、秘密の保持を保証することができない場合又はこれらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6　被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、当該共助の実施により得られた証拠（当該共助を実施した結果に関する情報を記載した書類を含む。）を提供する。

7　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施を延期した場合又は当該共助の全部若しくは一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条

1　被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する費用を負担する。ただし、次の費用については、請求国が負担する。

(1)　第十三条及び第十四条の規定に基づく人の請求国への移動、請求国における滞在及び請求国からの移動に要する手当及び経費

(2)　鑑定に要する経費

(3)　翻訳及び通訳に要する経費

2　請求国は、要請があるときは、自国が負担する費用の前払をすることができる。

3　両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1　請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証拠を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の目的に使用してはならない。

2　請求国は、被請求国の中央当局が要請する場合には、この条約の規定に従って提供される証拠を秘密のものとして取り扱い、又は当該証拠を当該中央当局が定める条件の下でのみ使用する。

第八条

1　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された書類、記録その他の物を当該中央当局が定める条件（善意の第三者の権利及び利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供された書類、記録その他の物が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該書類、記録その他の物を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。

第九条

1　被請求国は、証拠を取得する。強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合には、強制措置（捜索又は差押えを含む。）をとる。

2　被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、証拠の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めるよう、及び当該者が証拠の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証拠の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することができる。

3　2の規定の適用上、被請求国の中央当局は、要請があるときは、請求された共助の実施の日及び場所につき請求国の中央当局に事前に通報する。

4　(1)　被請求国は、この条の規定に従って証拠の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証拠を取得する。

(2)　被請求国は、証拠を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証拠を請求国の中央当局に提供する。

5　被請求国は、請求された共助が書類又は記録の送付に関するものである場合には、それらの認証された謄写又は写しを送付することができる。ただし、請求国が明示的に原本の送付を要請する場合には、被請求国は、可能な限りその要請に応ずる。

第十条

1　被請求国は、人、場所又は書類、記録その他の物の鑑定その他の見分を実施する。強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合には、強制措置をとる。

2　被請求国は、人、場所又は書類、記録その他の物の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めるよう最善の努力を払う。

第十一条

被請求国は、自国に所在する人、場所若しくは書類、記録その他の物を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

1　被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する書類、記録その他の物であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する書類、記録その

他の物であって公衆が入手できないものを請求国に提供することができる。

第十三条

1　被請求国は、自国に所在する者であって証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のために請求国への出頭が求められているものに対し、当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中央当局は、自国が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2　1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した証人又は鑑定人は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において訴追されず、拘禁されず又は処罰されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の捜査以外のいかなる捜査についても協力することを強制されない。

3(1)　1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した証人又は鑑定人につき2の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該証人又は鑑定人が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された後十五日が経過した時（ただし、この期間には、当該者がやむを得ない理由によって請求国の領域を離れることができなかった期間を含まない。）

(b)　当該証人又は鑑定人が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c)　当該証人又は鑑定人が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合（やむを得ない事情によるときを除く。）にあってはその後十五日が経過した時

(2)　請求国の中央当局は、(1)(a)に規定する通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

4　1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十四条

1　証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、それらの目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。

2(1)　請求国は、被請求国が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。

(2)　請求国は、両締約国の中央当局間の合意に従い、当該者を被請求国に直ちに送還する。

(3)　請求国によって当該者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

3　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、両締約国の中央当局がそれについて合意する場合は、この限りでない。

4　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十五条

1　被請求国は、自国の法令に従い、かつ、共助の請求に基づき、請求国から送付された刑事手続に関する文書の送達を実施する。ただし、被請求国は、ある者に対して被告人として出頭することを求める文書の送達を実施する義務を負わない。

2　請求国の関係当局への出頭を求める文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも六十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3　被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従って刑事手続に関する文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

4　この条の規定に従って送達された刑事手続に関する文書であって請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条

1　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含む。

2　1の規定による共助の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具（そのような財産の売却による収益を含む。）の全部又は一部を請求国に移転することができる。

3　この条の規定の適用に当たり、善意の第三者の正当な権利及び利益については、被請求国の法令に従って尊重する。

第十七条

請求国において刑事事件の捜査又は訴追の対象となっている者が被請求国において有罪判決を受けたことがある場合には、被請求国は、当該者の犯罪記録を請求国に提供する。

第十八条

いずれか一方の締約国の中央当局がこの条約の規定に従って送付する書類については、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されている場合には、認証その他の証明を必要としない。前記の規定にかかわらず、被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限りにおいて、共助の請求に示された様式により、この条約の規定に従って請求国に送付する書類を認証することができる。

第十九条

この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議する。

2　この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、外交上の経路を通じた協議によって解決する。

第二十一条

1　この条約は、批准されなければならない。

2　この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千七年十二月一日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

高村正彦

中華人民共和国のために

楊潔篪

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とインドネシア共和国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

---

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承認することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

---

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　審査及び上訴
第七条　行政指導
第八条　腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置
第九条　秘密の情報
第十条　租税
第十一条　一般的例外及び安全保障のための例外
第十二条　他の協定との関係
第十三条　実施取極
第十四条　合同委員会
第十五条　小委員会
第十六条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十七条　定義
第十八条　物品の分類
第十九条　内国民待遇

第二十条　関税の撤廃
第二十一条　関税上の評価
第二十二条　輸出補助金
第二十三条　非関税措置
第二十四条　二国間セーフガード措置
第二十五条　国際収支の擁護のための制限
第二十六条　物品の貿易に関する小委員会
第二十七条　物品の貿易のための運用上の手続規則
第三章　原産地規則
第二十八条　定義
第二十九条　原産品
第三十条　累積
第三十一条　僅少の非原産材料
第三十二条　原産資格を与えることとならない作業
第三十三条　積送基準
第三十四条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十五条　代替性のある産品及び材料
第三十六条　間接材料
第三十七条　附属品、予備部品及び工具
第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第四十条　関税上の特恵待遇の要求
第四十一条　原産地証明書
第四十二条　輸出に関する義務
第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十六条　秘密性
第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条　雑則
第四十九条　原産地規則に関する小委員会
第五十条　原産地規則のための運用上の手続規則
第四章　税関手続
第五十一条　適用範囲
第五十二条　定義
第五十三条　透明性
第五十四条　通関
第五十五条　協力及び情報の交換
第五十六条　税関手続に関する小委員会
第五章　投資
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　内国民待遇
第六十条　最恵国待遇
第六十一条　一般的待遇
第六十二条　裁判所の裁判を受ける権利
第六十三条　特定措置の履行要求の禁止
第六十四条　留保及び例外
第六十五条　収用及び補償
第六十六条　争乱からの保護
第六十七条　資金の移転
第六十八条　代位

第六十九条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第七十条　一時的なセーフガード措置
第七十一条　信用秩序の維持のための措置
第七十二条　利益の否認
第七十三条　収用を構成する租税に係る課税措置
第七十四条　環境に関する措置
第七十五条　投資に関する小委員会
第六章　サービスの貿易
第七十六条　適用範囲
第七十七条　定義
第七十八条　市場アクセス
第七十九条　内国民待遇
第八十条　追加的な約束
第八十一条　特定の約束に係る表
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　許可、免許又は資格
第八十四条　相互承認
第八十五条　透明性
第八十六条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十七条　支払及び資金の移転
第八十八条　国際収支の擁護のための制限
第八十九条　セーフガード措置
第九十条　利益の否認
第九十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七章　自然人の移動
第九十二条　適用範囲
第九十三条　定義
第九十四条　特定の約束
第九十五条　要件及び手続
第九十六条　自然人の移動に関する小委員会
第八章　エネルギー及び鉱物資源
第九十七条　定義
第九十八条　投資の促進及び円滑化
第九十九条　輸入及び輸出の制限
第百条　輸出許可手続及びその運用
第百一条　エネルギー・鉱物資源規制措置
第百二条　環境上の側面
第百三条　地域社会の開発
第百四条　協力
第百五条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会
第九章　知的財産
第百六条　一般規定
第百七条　定義
第百八条　内国民待遇及び最恵国待遇
第百九条　手続事項
第百十条　透明性
第百十一条　知的財産の保護の啓発の促進
第百十二条　特許
第百十三条　意匠
第百十四条　商標
第百十五条　著作権及び関連する権利
第百十六条　植物の新品種

第百十七条　不正競争行為
第百十八条　開示されていない情報の保護
第百十九条　国境措置に係る権利行使
第百二十条　民事上の救済に係る権利行使
第百二十一条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十二条　協力
第百二十三条　知的財産に関する小委員会
第十章　政府調達
第百二十四条　情報の交換
第百二十五条　政府調達に関する小委員会
第十一章　競争
第百二十六条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第百二十七条　競争の促進に関する協力
第百二十八条　無差別待遇
第百二十九条　手続の公正な実施
第百三十条　第九条2の規定の不適用
第十二章　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進
第百三十一条　基本原則
第百三十二条　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会
第百三十三条　ビジネス環境の整備に関する連絡事務所
第十三章　協力
第百三十四条　基本原則
第百三十五条　協力の範囲及び形態
第百三十六条　協力の費用
第百三十七条　協力に関する小委員会
第十四章　紛争解決
第百三十八条　適用範囲
第百三十九条　一般原則
第百四十条　協議
第百四十一条　あっせん、調停又は仲介
第百四十二条　仲裁裁判所の設置
第百四十三条　仲裁裁判所の任務
第百四十四条　仲裁裁判手続
第百四十五条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第百四十六条　裁定の実施
第百四十七条　期間の変更
第百四十八条　費用
第十五章　最終規定
第百四十九条　目次及び見出し
第百五十条　附属書及び注釈
第百五十一条　一般的な見直し
第百五十二条　改正
第百五十三条　効力発生
第百五十四条　終了
附属書一（第二章関係）　第二十条に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第五章関係）　第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保
附属書五（第五章関係）　第六十四条3に規定する措置に関する留保
附属書六（第五章関係）　第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定
附属書七（第六章関係）　金融サービス
附属書八（第六章関係）　第八十一条に関する特定の約束に係る表

附属書九（第六章関係）　第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書十（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書十一（第八章関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表
附属書十二（第八章関係）　第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定

前文

日本国及びインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な政治的及び経済的きずなを意識し、

そのような二国間関係が、特に、協力、貿易及び投資の円滑化並びに貿易の自由化を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の競争力、魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を円滑化し、促進し、及び自由化すること。

(b) 両締約国における投資財産及び投資活動の保護を強化することを通じ、投資の機会を増大させ、及び投資活動を促進すること。

(c) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(d) 両締約国の政府調達制度の透明性を高め、及び政府調達の分野における両締約国の相互の利益のための協力を促進すること。

(e) 反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の促進に関して協力すること。

(f) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(g) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

(h) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　一般的定義

1　この協定の適用上、

(a) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのもの

をいう。

(ii) インドネシアについては、領土、領海（海底及びその下を含む。）、群島水域、内水及びこれらの上空並びに大陸棚及び排他的経済水域であって、インドネシアの法令に定めるところにより、かつ、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づきインドネシアが主権、主権的権利又は管轄権を有するものをいう。

(b) 「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、インドネシアについては関税・消費税総局をいう。

(c) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「両締約国」とは、日本国及びインドネシアをいい、「締約国」とは、日本国又はインドネシアをいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

2 1(a)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第三条　透明性

1 各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令を導入し、又は変更する場合には、利害関係者がそのような導入又は変更を知ることを可能とするため、適当な措置をとるよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、自国の法令に従って、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表し、及び当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条　行政上の措置に関連する手続

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 締約国政府の権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a) そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとすること。

3 締約国政府の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

4 締約国政府の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に

従って、当該者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、自国の法令に従って、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、当該裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている自国政府による行為に関し、2(b)の決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第七条　行政指導

1　この条の規定の適用上、「行政指導」とは、締約国政府の権限のある当局による指導、勧告又は助言であって、行政上の目的を達成するため、ある者に対し、一定の作為又は不作為を要求するものであるが、当該者の権利及び義務を創設し、又はこれらの権利及び義務に制限を課し、若しくはいかなる意味においても影響を及ぼすものではないものをいう。

2　締約国政府の権限のある当局は、この協定の対象となる事項に関し行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保するものとし、また、関係者に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求してはならない。

3　当該権限のある当局は、自国の法令に従い、当該関係者が当該行政指導に従わないことのみを理由として不利益に取り扱われないことを確保する。

4　当該権限のある当局は、当該関係者の要請があった場合には、自国の法令に従い、当該関係者に対し当該行政指導の目的及び内容を書面により提示する。

第八条　腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為及び贈収賄を防止し、及びこれらを阻止するための取組を行うために、適当な措置をとる。

第九条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、一方の締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が自国の法令の実施を妨げ、その他自国の公共の利益に反し、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害するであろうものを他方の締約国に提供するよう要求するものではない。

第十条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、両締約国間で効力を有する租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第十一条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第五章（第六十六条を除く。）まで及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第五章（第六十六条を除く。）から第七章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　一方の締約国は、1又は2の規定に従って、第五章（第六十六条を除く。）の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

4　第九章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十三条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十四条　合同委員会

1　ここに合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　第二十七条及び第五十条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する時期において会合する。合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びインドネシアにおいて交互に開催する。

第十五条　小委員会

1　ここに次の小委員会を設置する。

(a)　物品の貿易に関する小委員会

(b)　原産地規則に関する小委員会

(c)　税関手続に関する小委員会

(d)　投資に関する小委員会

(e)　サービスの貿易に関する小委員会

(f)　自然人の移動に関する小委員会

(g)　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

(h)　知的財産に関する小委員会

(i)　政府調達に関する小委員会

(j)　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会

(k)　協力に関する小委員会

2　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会は、必要に応じ、その規則及び手続を定める。

5　小委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

第十六条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十四条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(c)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d)　「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下この章において「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(e)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)　「その他のすべての種類の課徴金」とは、千九百九十四年のガット第二条1(b)に規定するその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(g)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十四条9(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(h)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十八条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十九条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第二十条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入に対して又はその輸入に関連して課されるその他のすべての種類の課徴金が存在する場合には、これらの課徴金を撤廃する。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入に対して又はその輸入に関連して課されるその他のすべての種類の課徴金を導入してはならない。

4　この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入について、次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a)　輸入される当該産品と同種の国内産品に対し、又は輸入される当該産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b)　千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

5　特定の産品に関し最恵国待遇に基づいて適用される自国の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

6　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二十一条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十二条　輸出補助金

いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十三条　非関税措置

一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

第二十四条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第二十条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2　各締約国は、附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

3(a)　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　(a)に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

4　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合

(ii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii)　(a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、四年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、五年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f)　二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

5 (a)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b)　両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、これを行使することができる。

6　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

7　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

9 (a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d)　4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10　4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

11　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十五条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十六条　物品の貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　次条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二十七条　物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第三章　原産地規則

第二十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、インドネシアについては商業省をいう。

(b)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国の関係法令に従い、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(c)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(d)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国の関係法令に従い、当該輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(g)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(h)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(i)　「締約国の原産材料」とは、締約国の原産品であって、当該締約国において他の産品の生産に使用されるもの（第三十条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。

(j)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために通常使用される産品であって、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(k)　「関税上の特恵待遇」とは、第二十条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(l)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十九条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、他方の締約国に属しない海から得られる水産物その他の産品

(g)　他方の締約国外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4(a)　1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b)　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「ＱＶＣ」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6　4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品

の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8　5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三十条　累積

1　産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が同条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十一条　僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三十二条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第三十三条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合には、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とみなさない。

第三十四条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　第二十九条から第三十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第二十九条から第三十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十五条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十六条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

(a)　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b)　産品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第四十条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

3　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十一条　原産地証明書

1　前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面によ

る申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4　両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に、第五十条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則において、英語による原産地証明書の様式を定める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　輸出締約国の関係法令に従い、当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって7(b)に規定するものが、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又はその指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10　各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十二条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって前条7(b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a)　産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後六箇月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後四箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局（当該税関当局は、当該輸入締約国の必要な専門知識を有する他の政府職員を伴うことができる。）の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものの施設

を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員及び必要な専門知識を有する他の政府職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

6(a)　輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b)　(a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

第四十六条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に対し秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手する情報については、

(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第四十一条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十八条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条　原産地規則に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二又は附属書三の改正

(iii)　次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第五十条　原産地規則のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、原産地規則のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章　税関手続

第五十一条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十二条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であって、その運用及び執行についての責任が特に各締約国の税関当局に課されるもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第五十三条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとするよう努める。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、適当な場合には、自国の関税法令に関し両締約国の利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報を、できる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、当該利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供するよう努める。

第五十四条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、1に規定する目的を達成するため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　自国の税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項についての自国による行為に関する行政上及び司法上の審査手続であって利用可能なものを提供する。

第五十五条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（規制品及び禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十六条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この章に関連して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2　第十五条2の規定を適用するほか、小委員会の構成については、実施取極で定める。

第五章　投資

第五十七条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2　この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a)　第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b)　(a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3　この章の規定は、締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置については、適用しない。

第五十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、組織又は会社を含む。）をいう。

(b)(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(c)　「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(d)　「金融サービス」とは、附属書七第一節2(a)(i)において定義する金融サービスをいう。

(e)　「自由交換可能通貨」とは、国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨をいう。

(f)　「投資財産」とは、投資家により関係法令に従って投資されるすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、例えば次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、集積回路の回路配置利用権並びに植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii) 他のすべての財産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の当該財産に関する権利

注釈1　投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2　この(f)(ii)及び(iii)の規定の適用上、締約国は、当該締約国が採用する無差別的かつ客観的な基準を用いて決定するポートフォリオ投資による投資財産を無差別の原則に基づいて除外することができる。

(g) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(h) 「他方の締約国の投資家」とは、他方の締約国の国民又は企業をいう。

(i) 「他方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(j) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(k) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第五十九条　内国民待遇

1　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に基づいて当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであってはならない。

第六十条　最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六十一条　一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

第六十二条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六十三条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役又は役員に任命すること。

(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(i) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第六十四条　留保及び例外

1 第五十九条、第六十条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書四に掲げる分野又は事項に関するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はインドネシアの州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方の政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第五十九条、第六十条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日に1(a)に規定する適合しない措置に関する次の情報を通報する。

(a) 当該措置を維持する分野又は事項

(b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c) 当該措置を維持する政府の段階

(d) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(e) 当該措置の法的根拠

(f) 当該措置の簡潔な説明

3 第五十九条、第六十条及び前条の規定は、附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日において附属書五に掲げる分野又は事項に関する適合しない措置を維持する場合には、他方の締約国に対し、当該日に当該措置に関する次の情報を通報する。

(a) 当該措置を維持する分野又は事項

(b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(d) 当該措置の法的根拠

(e) 当該措置の簡潔な説明

5 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書五に掲げる分野又は事項に関する措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、2又は4の規定に基づいて通報する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書五に掲げる分野若しくは事項に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) その改正若しくは修正又は当該新たな措置についての詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、当該改正若しくは修正又は当該新たな措置に関して、当該他方の締約国の個別の質問に応ずること。

7 各締約国は、適当な場合には、附属書四及び附属書五にそれぞれ掲げる分野又は事項に関して採用し、

又は維持する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

8　第五十九条及び第六十条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

9　第五十九条、第六十条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第六十五条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続及び第六十一条の規定に従って行われるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に申立てをする権利を有する。ただし、第六十九条の規定の適用を妨げない。

第六十六条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第六十七条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第六十九条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、そのような資金の移転が自由交換可能通貨により資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第六十八条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づく支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第六十九条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を被ったものとの間の紛争をいう。

2　投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

3　この条のいかなる規定も、紛争投資家が、紛争締約国内において、当該紛争締約国の法令に従い行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

4　紛争投資家から書面により2に規定する協議又は交渉の要請があった日から五箇月以内に、投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c)　千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　適用される調停又は仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する調停又は仲裁を規律する。

6　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

7　(a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁に付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争の両当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

8　7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又は

その申立てに係る手続を継続することができる。

10　4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

12　各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び適用可能な国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19　18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

21　附属書六は、投資紛争の解決に関する追加的な規定を定める。

第七十条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第五十九条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第六十七条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をも

たらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第七十一条　信用秩序の維持のための措置

1　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　当該措置は、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

第七十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十三条　収用を構成する租税に係る課税措置

1　第六十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、当該措置について適用する。

2　第六十五条の規定が1の規定に従い租税に係る課税措置に適用される場合には、第六十二条及び第六十九条の規定を当該措置について適用する。

3　2の規定にかかわらず、当該措置が収用に当たらないことが4の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第六十五条の規定を第六十九条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

4　投資家は、第六十九条6の規定に従って書面による通報を行う時に、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために、第十六条に定める連絡部局を通じ、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから五箇月以内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第六十九条の規定により投資紛争を調停又は仲裁に付託することができる。

5　2から4までの規定は、この協定の効力発生の後に制定され、又は改正される法令の形式で、又は当該法令の適用に当たりとられる租税に係る課税措置についてのみ適用する。

注釈　インドネシアについては、この5に規定する租税に係る課税措置は、租税に関する行政当局により、関連法令の適用に当たりとられる措置を含まない。

6　4の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(a)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(b)　インドネシアについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第七十四条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第七十五条　投資に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b) 第六十四条に規定する特定の留保及び例外について見直しを行うこと。

(c) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六章　サービスの貿易

第七十六条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置（附属書八の特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除く。）

(e) 一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(f) 政府調達

3　附属書七は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第七十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(i)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の締約国の措置を含む。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k)　「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(l)　「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(n)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(o)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(p)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(q)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供している者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(r)　「公的企業」とは、締約国政府が所有し、又は支配している企業をいう。

(s)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(v)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送

力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十八条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(u)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書八の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(u)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(u)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書八の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十九条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第八十条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第八十一条　特定の約束に係る表

1　附属書八の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限
(b)　内国民待遇についての条件及び制限
(c)　追加的な約束
(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　第七十八条及び第七十九条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十八条に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第七十九条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

3　附属書八において特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載する分野又は小分野に関し、1(a)及び(b)に規定する条件及び制限は、この協定の効力発生の日において実施されている適合しない措置に基づく条件及び制限に限る。

4　附属書八において一方の締約国が特定の約束を行い、かつ、「S」と記載する分野又は小分野に関し、市場アクセスの条件及び制限又は内国民待遇についての条件及び制限であって、この協定の効力発生の日において他方の締約国のサービス提供者について適用されているものは、当該サービス提供者にとってより制限的になるように変更又は修正されてはならない。

注釈　これらの条件及び制限の下でサービス提供者に与えられる権利については、この4の規定は、当該サービス提供者が既に当該権利を行使した限度において適用する。

第八十二条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、附属書九の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する締約国の措置については、適用しない。

第八十三条　許可、免許又は資格

一方の締約国の措置であって、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該一方の締約国は、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第八十四条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a)　第八十二条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十五条　透明性

第三条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、第十六条に規定する連絡部局を通じて、第三条1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。

注釈　両締約国がこの条の規定に基づき提供する情報は、透明性のためにのみ提供されるものであり、この章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第八十六条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束

に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十七条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十八条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

第八十九条　セーフガード措置

1　両締約国は、セーフガード措置の問題について、無差別の原則に基づき、サービス貿易一般協定第十条に従って行われる多角的交渉に留意する。当該多角的交渉が終了した時は、両締約国は、当該多角的交渉の結果に基づいて、この協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

2　1に規定する多角的交渉が終了する前にこの協定の実施が特定のサービス分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適当な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。両締約国は、そのような協議において、特定の場合における事情を考慮する。

第九十条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第九十一条　サービスの貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置されるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七章　自然人の移動

第九十二条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書十に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、附属書十に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証又はこれに相当するものを要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書十に定める特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第九十三条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第九十四条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書十に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される当該一方の締約国の自然人の移動に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　一方の締約国は、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されて他方の締約国に滞在する当該一方の締約国の自然人が、当該他方の締約国の法令であってこの章の規定に反しないものに基づき当該他方の締約国から出国することを要求される場合には、自国の法令に従い、直ちに当該一方の締約国に帰国するための適正な旅行証明書を発給する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

4　いずれの締約国も、附属書十に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第九十五条　要件及び手続

1　一方の締約国は、前条1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の期間の更新、一時的な滞在の資格の変更又は就労許可証の発給に係る申請の要件及び手続を定め、公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

第九十六条　自然人の移動に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　附属書十に規定する指針を採択すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八章　エネルギー及び鉱物資源

第九十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「エネルギー・鉱物資源物品」とは、附属書十一に掲げる物品をいう。

(b)　「エネルギー・鉱物資源規制機関」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売を規制し、及び管理する政府機関をいう。

(c)　「エネルギー・鉱物資源規制措置」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に直接影響を及ぼすエネルギー・鉱物資源規制機関の措置をいう。

(d)　「エネルギー・鉱物資源分野」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発、生産、運用、運送、輸送若しくは分配、購入又は販売に関連する分野をいう。

(e)　「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（「許可」というか否かを問わない。）であって、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(f)　「他方の締約国の者」とは、他方の締約国の自然人又は企業のいずれかをいう。

第九十八条　投資の促進及び円滑化

1　(a)　両締約国は、エネルギー・鉱物資源分野における両締約国間の投資の促進及び円滑化に関し、例えば、次の事項を通じて協力する。

(i)　投資促進活動及び能力開発に関する効果的な方法について討議すること。

(ii)　投資に関する情報（両締約国の法令及び政策に関する情報を含む。）の提供及び交換を円滑にすること。

(iii)　各締約国又は両締約国の産業界の投資促進活動（特に、エネルギー・鉱物資源物品の探査、開発及び生産並びにエネルギー・鉱物資源分野における基盤施設に関連するもの）を奨励し、及び支援すること。

(iv)　投資家のための安定した、衡平な、良好な、かつ、透明性のある条件を醸成する効果的な方法について討議すること。

(b)　この1の規定の実施及び運用については、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2　附属書十二は、エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定を定める。

第九十九条　輸入及び輸出の制限

1　両締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸入又は輸出の禁止又は制限に関し、千九百九十四年のガットの関連規定に従う義務を再確認する。

2　一方の締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の他方の締約国への輸出又は他方の締約国からの輸入について、千九百九十四年のガットの関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を導入する場合には、両締約国における通常の事業活動が混乱することを避けるため、当該他方の締約国に対し、できる限り速やかに、当該禁止又は制限についての関連情報を提供し、また、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該禁止又は制限に関する当該他方の締約国からの個別の質問に対して回答する。

第百条　輸出許可手続及びその運用

一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりとする。

(a)　輸出許可手続に関する規則は、公平に適用し、また、公正かつ衡平な方法で運用する。

(b)　申請書の提出のための手続に関する規則及びすべての情報（申請をする他方の締約国の者の資格を含む。）、申請者が赴くべき行政機関並びに輸出許可の対象とされる産品の表は、できる限り速やかに、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。輸出許可手続に関する規則又は輸出許可の対象とされる産品の表についての例外、特別の取扱い又は変更についても、同様とする。

(c)　輸出許可が数量制限の実施以外のことを目的とする場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者が輸出許可の付与又は分配の基準を知ることができるように、十分な情報を公表する。

(d)　当該一方の締約国は、他方の締約国の者が輸出許可に係る例外又は特別の取扱いを要請することを可能とする場合には、その事実をその要請の方法に関する情報及び、可能な限りにおいて、当該要請が検討されることとなる状況の記述とともに(b)の規定に従って公表する情報に含める。

(e)　当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の法令に従い、輸出制限の運用についてのすべての関連情報を提供する。

(f)　当該一方の締約国は、輸出許可によって割当てを実施している場合には、他方の締約国に対し、割当

ての総量及びその変更を通報する。

(g) 当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、輸出許可手続に関する規則について当該他方の締約国との協議を行う。

(h) 当該一方の締約国における法的要件及び行政上の要件を満たしている他方の締約国のすべての者は、輸出許可の申請及び審査について等しく資格を有する。当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。

第百一条　エネルギー・鉱物資源規制措置

1 各締約国は、自国のエネルギー・鉱物資源規制機関が、エネルギー・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、当該エネルギー・鉱物資源規制措置の適用の時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、及び当該エネルギー・鉱物資源規制措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保するよう努める。

2 一方の締約国のエネルギー・鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、できる限り速やかに当該エネルギー・鉱物資源規制措置を通報し、又は公表し、また、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該エネルギー・鉱物資源規制措置に関する当該他方の締約国からの個別の質問に応ずる。

第百二条　環境上の側面

1 各締約国は、持続可能な開発を達成するに当たり、自国が締結している環境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して、自国の区域内におけるエネルギー及び鉱物資源に関連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で回避し、又は最小にすることが重要であることを確認する。

2 各締約国は、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に従い、エネルギー及び鉱物資源についての自国の政策の形成及び実施の過程を通じて環境に考慮を払うこと。

(b) 環境の保護に貢献する技術の移転及び普及のための良好な条件であって、知的財産権の十分かつ効果的な保護に適合したものを奨励すること。

(c) エネルギー及び鉱物資源に関連する活動の環境上の影響並びに当該影響の防止又は除去の範囲及び当該防止又は除去に係る費用に関する啓発を促進すること。

第百三条　地域社会の開発

一方の締約国は、自国の区域内において他方の締約国の投資家がエネルギー・鉱物資源分野における投資を行う場合に、当該一方の締約国の地域社会の開発に対する当該投資家による貢献を歓迎する。

第百四条　協力

1 両締約国は、インドネシアのエネルギー・鉱物資源分野において協力する。

2 (a) 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この条の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

(b) この条の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

3 (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、政策立案、能力開発及び技術移転を含める。

(b) この条の規定に基づく協力の形態については、実施取極で定める。

第百五条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置されるエネルギー及び鉱物資源に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(b) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(c) この章の規定に関連する問題（ビジネス環境、協力、エネルギー安全保障及び開放されたかつ競争的な市場の発展に関連する問題を含む。）について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び適当な場合には、勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第九章　知的財産

第百六条　一般規定

1 両締約国は、貿易及び投資を更に促進することを目的として、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

3　各締約国は、次の国際協定の締約国でない場合には、自国の必要な手続に従い、その締約国となるよう努める。

(a)　改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書

(b)　千九百六十一年十月二十六日の実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

(c)　千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）

第百七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「知的財産」とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(i)　第百十二条から第百十八条までの規定の対象となるもの

(ii)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

(b)　「ニース分類」とは、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられる分類をいう。

第百八条　内国民待遇及び最恵国待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

3　この条の規定の適用上、

(a)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

(b)　「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第百九条　手続事項

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3　2の規定にかかわらず、各締約国は、次のものを要求することができる。

(a)　署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b)　自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出（当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する理由を明記する。）

4　いずれの締約国も、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証を要求することができない。

5　各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願若しくは登録に及ぶものとすることができる制度を導入し、及び実施する。

6　いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

7　各締約国は、産業財産権の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度又は登録知的財産権コンサルタント制度を改善するよう努める。

8　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及

びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース分類に従って分類される。

第百十条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行うための適切な措置をとる。

(a) 少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録並びに商標及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(b) 税関当局が国境措置として不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公に利用可能なものとすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の努力に関する情報（統計上の情報を含む。）その他の知的財産の保護に関する制度についての情報（特許出願並びに意匠及び商標の登録出願の審査に関する基準又は指針を含む。）を公に利用可能なものとすること。

第百十一条　知的財産の保護の啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するよう努める。

第百十二条　特許

1　各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2　各締約国は、特許出願人が、自国の法令に定める期限内に、自己の発意により、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保する。

3　一方の締約国は、特許出願人が他方の締約国又は第三国において同一又は実質的に同一の発明について特許出願を行った場合において、適当なときは、当該特許出願人の要請に応じて、当該特許出願人の特許出願を他の特許出願に優先して審査することを確保する。当該一方の締約国は、当該特許出願人に対し、当該要請の際に、関連する先行技術に関する調査結果又は他方の締約国若しくは第三国において行われた特許出願に関する最終決定であって、当該他方の締約国若しくは当該第三国の特許に関するもの（以下この条において「最終決定」という。）の写しを提出するよう求めることができる。

4　自国において特許出願を行った特許出願人に対し、自国の法令の関連規定に従い、当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った同一又は実質的に同一の発明についての特許出願に関する最終決定の写しを提出するよう求める一方の締約国は、3の規定にかかわらず、当該特許出願人が当該最終決定の写しを提出する場合には、当該特許出願人の特許出願を他の特許出願に優先して審査する。

5　各締約国は、いかなる者も、特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を、当該特許出願が係属している間に、特許に関する行政当局に対し書面により提出することができることを確保する。各締約国は、適当な場合には、当該特許出願の審査に当たり、当該情報を考慮する。

6　各締約国は、特許出願人が、特許に関する行政当局による特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を行った後に、自国の法令に従い、一定の期間内に、当該特許出願の補正をすることができることを確保する。

7　各締約国は、少なくとも次の行為が、特許権者の承諾を得ることなく行われる場合には、特許権を侵害するものとみなすことを定める。

(a) 物の発明についての特許の場合において、商業上の目的のために、専ら当該物の生産に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

(b) 方法の発明についての特許の場合において、商業上の目的のために、専ら当該発明の実施に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第百十三条　意匠

1　各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。各締約国は、意匠が既知の意匠と著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定める。

2　各締約国は、同一又は実質的に同一の意匠に関連する二以上の意匠登録出願が異なる日に行われた場合には、最初に意匠登録出願を行った意匠登録出願人のみが当該意匠の登録を受けることができることを確保する。

3　各締約国は、物品の全体及び部分について、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

4　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを確保する。

5　各締約国は、意匠に関する行政当局による意匠登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を当該行政当局に対して行うことができる制度を設けるよう努める。

第百十四条　商標

1　各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防止する排他的権利を有することを確保する。

2　各締約国は、いずれかの締約国において他の者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該他の者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

3　各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスに使用される同一又は類似の商標に関係する二以上の商標登録出願が異なる日に行われた場合には、最初に商標登録出願を行った商標登録出願人のみが当該商標の登録を受けることができることを確保する。

4　各締約国は、二以上の商品又はサービスについての商標登録出願の場合には、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができることを確保する。

5　各締約国は、商標登録の更新の申請書を提出することができ、及び更新のための料金を支払うことができる期間が、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、かつ、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了することを確保する。

第百十五条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作者に対し、改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約及び千九百九十六年十二月二十日の著作権に関する世界知的所有権機関条約（以下この条において「著作権に関する世界知的所有権機関条約」という。）に基づいて保護されるすべての排他的権利を与える。

2　各締約国は、実演家及びレコード製作者に対し、千九百九十六年十二月二十日の実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この条において「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」という。）に基づいて保護されるすべての排他的権利を与える。

3　各締約国は、放送機関及び有線放送機関に対し、自国の法令に従い、それぞれその放送及び有線放送の固定を許諾し、又は禁止する権利を与える。

4　各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずる。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、同様とする。

(a)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

5　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するために必要な措置をとる。

6　この条の規定の適用上、

(a)　著作者の権利に関する「権利管理情報」とは、著作権に関する世界知的所有権機関条約第十二条に規定する権利管理情報と同一の意味を有するものとする。

(b)　実演家及びレコード製作者の権利に関する「権利管理情報」とは、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第十九条に規定する権利管理情報と同一の意味を有するものとする。

第百十六条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約に適合する効果的な植物品種保護制度により、すべての植物の種類に対する保護を与える。

第百十七条　不正競争行為

1　各締約国は、不正競争行為に対する効果的な保護を与える。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

3　特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d)　商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく、その権利に係る商標と同一若しくは類似の商標を当該権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該同一若しくは類似の商標を使用した当該権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該同一若しくは類似の商標を使用して当該権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

4　次の行為も、不正競争行為として禁止することができる。

(a)　自己の商品表示その他の表示として他の者の著名な商品表示その他の表示と同一若しくは類似の商品表示その他の表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品表示その他の表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(b)　他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（各締約国の法令に定める場合を除く。）

(c)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

5　各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済措置を設ける。特に、各締約国は、自国の法令に定める場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、及び当該不正競争行為の差止め、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された設備の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害の賠償を請求することができることを確保する。

第百十八条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百十九条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。

2　1の規定に基づく輸入に関する停止の場合、輸入者及び権利者は、当該停止について速やかに通知を受ける。1の規定に基づく輸出に関する停止の場合、輸出者及び権利者は、当該停止について速やかに通知を受ける。

3　各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

第百二十条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知りつつ又は知るべき合理的な理由を有しつつ当該侵害活動を行った者による知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するために、必要に応じて自国の司法制度を改善するよう努める。

第百二十一条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、集積回路の回路配置利用権、著作権及び関連する権利並びに植物育成者権の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰

金を含める。

第百二十二条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の更なる促進を追求する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識し、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。この条の規定に基づく協力に要する費用は、できる限り衡平な方法で負担する。

2　この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百二十三条　知的財産に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(c)　次の事項について意見を交換すること。

(i)　遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承の保護

(ii)　インターネット・サービス・プロバイダの責任

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第十章　政府調達

第百二十四条　情報の交換

1　一方の締約国は、自国の法令に従うことを条件として、政府調達に係る自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革に関する情報についての他方の締約国からの妥当な要請に適時に応ずる。

2　1の規定に基づく情報の交換は、次の政府当局を通じて円滑にするものとする。

(a)　日本国については、外務省

(b)　インドネシアについては、国家開発企画庁（ＢＡＰＰＥＮＡＳ）

第百二十五条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　政府調達に関する法令、政策及び慣行その他相互に合意する問題について意見を交換すること。

(c)　政府調達の分野において両締約国の関係団体の間の協力を円滑にする方法について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会における締約国政府の代表者の構成に関する自国の決定は、前条2に規定する自国の政府当局によって円滑にするものとする。

第十一章　競争

第百二十六条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。

注釈　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第百二十七条　競争の促進に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進並びに競争政策の強化及び競争法令の実施のための能力開発に関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百二十八条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百二十九条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為に対して取り組むため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百三十条　第九条2の規定の不適用

第九条2の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進

第百三十一条　基本原則

1　両締約国は、両締約国の企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国におけるビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、及び両締約国の企業におけるビジネスを行う上での信頼の増進を円滑にするため、随時協議する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、両締約国において事業活動を遂行する両締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

3　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、自国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（第十五条1(j)及び第百三十三条に定める枠組みの設置を含む。）をとる。

第百三十二条　ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置されるビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　次条の規定に従って設置されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所が報告する所見を必要な場合には考慮し、及び関連する他の小委員会又は既存の枠組みの作業との不必要な重複を避けるため当該他の小委員会又は当該枠組みと協力して、小委員会が適当と認めるビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関連する問題に取り組むこと。

(b)　両締約国に対し、(a)に規定する任務について所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、そのような勧告を考慮する。小委員会は、両締約国に対し勧告を提出する前に合同委員会と協議することができる。

(c)　適当な場合には、(b)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。

(d)　適当な場合には、(b)に規定する勧告及び(c)に規定する見直しの結果を適当な方法で両締約国の企業が利用することができるようにすること。

(e)　合同委員会に対し、(b)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会のその他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第百三十三条　ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

1　各締約国は、この章の目的のため、ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、及び維持する。

2　ビジネス環境の整備に関する連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第十三章　協力

第百三十四条　基本原則

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には両締約国政府以外の当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　製造業
(b)　農業、林業及び漁業
(c)　貿易及び投資の促進
(d)　人材養成
(e)　観光
(f)　情報通信技術
(g)　金融サービス
(h)　政府調達
(i)　環境
(j)　両締約国が相互に合意するその他の分野

注釈　税関手続、エネルギー及び鉱物資源、知的財産並びに競争の分野における協力については、それぞれ、第四章、第八章、第九章及び第十一章において規定する。

第百三十五条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる。

第百三十六条　協力の費用

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、この章の規定に基づく協力の実施のために、必要な資金その他の資源を利用可能なものとするよう努める。

2　この章の規定に基づく協力の費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

第百三十七条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a)　協力に関する情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について、見直し及び監視を行い、並びに指針を与えること。

(c)　更なる協力の方法を特定すること。

(d)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会は、政府開発援助に関する協議の枠組みその他の両締約国間の協力のための制度を尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び事業の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組み及び制度との間で、情報を共有し、及び調整する。

第十四章　紛争解決

第百三十八条　適用範囲

1　この章の規定は、この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　1の規定にかかわらず、この章（次条を除く。）の規定は、第百四条及び第百二十二条並びに第十章から前章までの規定については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

4　3の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第百三十九条　一般原則

この協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争は、可能な限り、平和的かつ友好的に解決する。

第百四十条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後六十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後二十日以内に協議を開始する。

3　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協議は、秘密のものとして取り扱う。協議は、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百四十一条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密のものとして取り扱うものとし、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百四十二条　仲裁裁判所の設置

1　第百四十条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には二十日

以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後九十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には五十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b) 申立ての根拠とされる事実

3 仲裁裁判所は、三人の仲裁人から成るものとし、当該仲裁人は、適切な技術的又は法的知見を有するべきである。

4 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

5 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後六十日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6 いずれかの締約国が4の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

7 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

第百四十三条　仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。

4 仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第百四十四条　仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意により決定されるものとし、また、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。

3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部

分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

8　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

9　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百四十五条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判所は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、前条7及び8並びに次条8に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開することができる。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百四十六条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百四十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、相互に満足すべき期間に合意するため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から三十日以内に相互に満足すべき期間について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に満足すべき解決に達するため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後三十日以内に満足すべき解決について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6　3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために

設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百四十二条4から6までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第百四十七条　期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第百四十八条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十五章　最終規定

第百四十九条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百五十条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百五十一条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第百五十二条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2　その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

第百五十三条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十四条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年八月二十日にジャカルタで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

インドネシア共和国のために

S・B・ユドヨノ

附属書一（第二章関係）　第二十条に関する表

第一編　一般的注釈

1　第二十条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(h)　日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(i)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(j)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(i)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号及び第七八〇一・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次編第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、この編及び次編については毎年四月一日に行い、この編及び第三編については毎年一月一日に行う。

6　この編及び次編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7　この編及び第三編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編

第一節　日本国の表についての注釈

次の1から6までの規定に定める条件は、インドネシアから輸入されるインドネシアの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　一年目から五年目までの合計割当数量は、毎年千メートル・トンとする。

(ii)　枠内税率は、無税とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv)　両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b)　関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。

(i)　毎年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十・〇パーセント

(ii)　毎年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十・〇パーセント

3(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A)　一年目については、百メートル・トン

(B)　二年目については、百五十メートル・トン

(C)　三年目については、二百メートル・トン

(D)　四年目については、二百五十メートル・トン

(E)　五年目については、三百メートル・トン

(ii)　枠内税率は、無税とする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv)　両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

(b)　関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、十七・〇パーセントとする。

4　両締約国は、四年目において、第二十条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五・〇パーセントから十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

6(a)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i)　一年目から五年目までの合計割当数量は、毎年二万五千メートル・トンとする。

(ii)　枠内税率は、三・四パーセントとする。

(iii)　(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(iv)　両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b)　関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から行われる十七・〇パーセントから十二・〇パーセントまでの八回の毎年均等な引下げにより、削減する。

第二節　日本国の表

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|
| 関税率表番号 | 品名 | 基準税率 | 区分 | 注釈 |
| 第一類 | 動物（生きているものに限る。） | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○一・○一 | 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） | | | | | | |
| ○一○一・一○ | 純粋種の繁殖用のもの | | | | | | |
| | 馬 | | | | | | |
| | サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | ろ馬、ら馬及びヒニー | | | | | | |
| ○一○一・九○ | その他のもの | | | | | | |
| | 馬 | | | | | | |
| | 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | ろ馬、ら馬及びヒニー | | | | | | |
| ○一・○二 | 牛（生きているものに限る。） | A | X | A | | A | |
| ○一○二・一○ | 純粋種の繁殖用のもの | | | | | | |
| ○一○二・九○ | その他のもの | | | | | | |
| | 水牛 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○一・○三 | 豚（生きているものに限る。） | A | X | A | | A | |
| ○一○三・一○ | 純粋種の繁殖用のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○一○三・九一 | 一頭の重量が五○キログラム未満のもの | X | X | A | | | |
| ○一○三・九二 | 一頭の重量が五○キログラム以上のもの | X | A | | | | |
| ○一・○四 | 羊及びやぎ（生きているものに限る。） | A | | | | | |
| ○一・○五 | 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） | A | | | | | |
| ○一・○六 | その他の動物（生きているものに限る。） | A | | | | | |
| | 第二類 | | | | | | |
| ○二・○一 | 肉及び食用のくず肉 | | | | | | |
| ○二・○二 | 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | X | | | | | |
| ○二・○二 | 牛の肉（冷凍したものに限る。） | X | | | | | |
| ○二・○三 | 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | | | | | |
| | 生鮮のもの及び冷蔵したもの | | | | | | |
| | 枝肉及び半丸枝肉 | | | | | | |
| ○二○三・一二 | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○三・一九 | その他のもの | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○三・二一 | 冷凍したもの | | | | | | |
| | 枝肉及び半丸枝肉 | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○三・二二 | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○三・二九 | その他のもの | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二・○四 | 羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | A | A | X | A | | |
| ○二○五・○○ | 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | A | A | X | A | | |
| ○二・○六 | 食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） | | | | | | |
| ○二○六・一○ | 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | X | | | | | |
| ○二○六・二一 | 牛のもの（冷凍したものに限る。） | X | | | | | |
| ○二○六・二二 | 舌 | X | | | | | |
| ○二○六・二九 | 肝臓 | X | | | | | |
| ○二○六・三○ | その他のもの | X | | | | | |
| | 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○六・四一 | 豚のもの（冷凍したものに限る。） | X | | | | | |
| | 肝臓 | X | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○六・四九 | その他のもの | X | | | | | |
| | いのししのもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○二○六・八○ | その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | | |
| ○二○六・九○ | その他のもの（冷凍したものに限る。） | A | | | | | |
| ○二・○七 | 肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 凍したものに限る。） |
| 〇二〇七・一一 | X | | | | | | | | | | 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの |
| 〇二〇七・一二 | X | | | | | | | | | | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| 〇二〇七・一三 | X | X | | | | | | | | | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） |
| 〇二〇七・一四 | X | A | | | | | | | | | 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | 肝臓 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇二〇七・二四 | X | | | | | | | | | | 七面鳥のもの |
| 〇二〇七・二五 | A | A | | | | | | | | | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| 〇二〇七・二六 | A | A | | | | | | | | | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） |
| 〇二〇七・二七 | A | A | | | | | | | | | 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） |
| 〇二〇七・三二 | | | | | | | | | | | あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの |
| | | | | | | | | | | | 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | あひるのもの |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇二〇七・三三 | A | A | A | B 7 | 九・六% | | | | | | 分割してないもの（冷凍したものに限る。） |
| 〇二〇七・三四 | A | A | A | B 7 | | | | | | | 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| 〇二〇七・三五 | A | A | A | B 7 | | | | | | | その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | あひるのもの |
| 〇二〇七・三六 | X | | | | | | | | | | その他のもの（冷凍したものに限る。） |
| 〇二一・〇八 | A | A | A | B 7 | 九・六% | | | | | | その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） |
| 〇二〇九・〇〇 | A | A | A | B 7 | | | | | | | 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） |
| 〇二一・一〇 | X | X | X | B 5 | 四・二% | | | | | | 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール |
| | | | | | | | | | | | 豚の肉 |
| 〇二一〇・一一 | X | | | | | | | | | | 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） |
| 〇二一〇・一二 | X | | | | | | | | | | ばら肉及びこれを分割したもの |
| 〇二一〇・一九 | X | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇二一〇・二〇 | X | | | | | | | | | | 牛の肉 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） |
| 〇二一〇・九一 | A | | | | | | | | | | 霊長類のもの |
| 〇二一〇・九二 | A | | | | | | | | | | 鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの |
| 〇二一〇・九三 | A | | | | | | | | | | 爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの |
| 〇二一〇・九九 | X | | | | | | | | | | その他のもの |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 第三類 |
| 〇三・〇一 | X | | | | | | | | | | 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 |
| 〇三〇一・一〇 | X | X | | | | | | | | | 魚（生きているものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | 観賞用の魚 |
| | | | | | | | | | | | こい及び金魚 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三〇一・九一 | A | A | | | | | | | | | その他の魚（生きているものに限る。） |
| | | | | | | | | | | | ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） |
| | | | | | | | | | | | 養魚用の稚魚 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三〇一・九二 | A | A | | | | | | | | | うなぎ（アングイラ属のもの） |
| | | | | | | | | | | | 養魚用の稚魚 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三〇一・九三 | A | A | | | | | | | | | こい |
| | | | | | | | | | | | 養魚用の稚魚 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三〇一・九九 | A | A | | | | | | | | | 養魚用の稚魚 |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| | | | | | | | | | | | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三・〇二 | R | X | | | | | | | | | 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） |
| | | | | | | | | | | | さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） |
| 〇三〇二・一一 | X | | | | | | | | | | ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） |
| 〇三〇二・一二 | X | | | | | | | | | | 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） |
| | | | | | | | | | | | その他のもの |
| 〇三〇二・一九 | X | X | | | | | | | | | ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。） |

| | | |

| | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 | | X | |
| | こんぶかずのこ | 一〇% | B7 | |
| | その他のもの | | A | |
| 〇三〇五・三〇 | 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。） | | | |
| | さけ科のもの | | X | |
| | その他のもの | | | |
| | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） | | X | |
| | その他のもの | 一〇・五% | B7 | |
| 〇三〇五・四一 | くん製した魚（フィレを含む。） | | | |
| | 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） | | X | |
| 〇三〇五・四二 | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ） | 一〇% | B7 | |
| 〇三〇五・四九 | その他のもの | 一〇% | B7 | |
| 〇三〇五・五一 | 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） | | | |
| 〇三〇五・五九 | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス） | | X | |
| | その他のもの | | X | |
| | さけ科のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） | | X | |
| | その他のもの | | R | 1 |
| 〇三〇五・六一 | 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚 | | | |
| 〇三〇五・六二 | にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ） | | X | |
| 〇三〇五・六三 | コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス） | | X | |
| 〇三〇五・六九 | かたくちいわし（エングラウリス属のもの） | | X | |
| 〇三・〇六 | その他のもの | | X | |
| | 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） | | | |
| 〇三〇六・一一 | 冷凍したもの | | | |
| | いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） | | A | |
| 〇三〇六・一二 | ロブスター（ホマルス属のもの） | | A | |
| 〇三〇六・一三 | シュリンプ及びプローン | | A | |
| 〇三〇六・一四 | かに | | A | |
| 〇三〇六・一九 | その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） | | R | 1 |
| | えび | | A | |
| | その他のもの | 七% | B7 | |
| 〇三〇六・二一 | 冷凍してないもの | | | |
| | いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） | | A | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | 四% | B5 | |
| 〇三〇六・二二 | その他のもの | | A | |
| | ロブスター（ホマルス属のもの） | | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | 四% | B5 | |
| 〇三〇六・二三 | その他のもの | | | |
| | シュリンプ及びプローン | | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A | |
| | その他のもの | 四% | B5 | |
| 〇三〇六・二四 | かに | | R | 1 |
| 〇三〇六・二九 | その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） | | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの | | A | |
| | えび | 七% | B7 | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | 四% | B5 | |
| | えび | 一〇% | B7 | |
| | その他のもの | | | |
| 〇三・〇七 | 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） | | R | 1 |
| 〇三〇七・一〇 | かき | | | |
| | 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの | 一〇・五% | B7 | |
| | その他のもの | | | |
| | スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を | | | |

| | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。） |
| ○四〇三・一〇 | ヨーグルト | | | | | | |
| | 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。） | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○四〇三・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| ○四・〇四 | ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） | X | R | X | 1 | | |
| ○四・〇五 | ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド | X | | | | | |
| ○四・〇六 | チーズ及びカード | X | | | | | |
| ○四〇七・〇〇 | 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） | R | A | | 1 | | |
| | ふ化用のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○四・〇八 | 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | R | | | 1 | | |
| | 卵黄 | | | | | | |
| ○四〇八・一一 | 乾燥したもの | B 15 | | | | 一八・八% | |
| ○四〇八・一九 | その他のもの | B 15 | | | | 二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○四〇八・九一 | 乾燥したもの | B 15 | | | | 二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | |
| ○四〇八・九九 | その他のもの | B 15 | | | | | |
| ○四〇九・〇〇 | 天然はちみつ | A | R | | 1 | | |
| ○四一〇・〇〇 | 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | A | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第五類 | 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） | A | | | | | |
| 第六類 | 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 | A | | | | | |
| 第七類 | 食用の野菜、根及び塊茎 | | | | | | |
| ○七・〇一 | ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | 三% | |
| ○七〇二・〇〇 | トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | B 5 | | | | | |
| ○七・〇三 | たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | | | | | | |
| ○七〇三・一〇 | たまねぎ及びシャロット | | | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの | B 15 | | | | 一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率） | |
| | 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの | | | | | | |
| | シャロット | A | | | | 三% | |
| ○七〇三・二〇 | にんにく | A | | | | | |
| ○七〇三・九〇 | リーキその他のねぎ属のもの | B 5 | | | | | |
| | ねぎ（アリウム・フィスツローサム） | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○七・〇四 | キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | 三% | |
| ○七・〇五 | レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | | |
| ○七・〇六 | にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | | |
| ○七〇七・〇〇 | きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | | |
| ○七・〇八 | 豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。） | A | | | | | |
| ○七・〇九 | その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） | A | | | | | |
| ○七〇九・一〇 | アーティチョーク | A | | | | | |
| ○七〇九・二〇 | アスパラガス | A | | | | | |
| ○七〇九・三〇 | なす | A | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○七〇九・四〇 | セルリー（セルリアクを除く。） | A | | | | |
| ○七〇九・五一 | きのこ及びトリフ | A | | | | |
| ○七〇九・五二 | トリフ | A | | | | |
| ○七〇九・五九 | その他のもの | | | | | |
| | しいたけ | X | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七〇九・六〇 | とうがらし属又はピメンタ属の果実 | A | 三% | B5 | | |
| ○七〇九・七〇 | ほうれん草、つるな及びやまほうれん草 | A | | | | |
| ○七〇九・九〇 | その他のもの | | | | | |
| | スイートコーン | | 六% | B5 | | |
| | その他のもの | A | | | | |
| ○七・一〇 | 冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。） | | | | | |
| ○七一〇・一〇 | ばれいしょ | | 八・五% | B7 | | |
| | 豆（さやを除いてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| ○七一〇・二一 | えんどう（ピスム・サティヴム） | | 八・五% | B7 | | |
| ○七一〇・二二 | ささげ属又はいんげんまめ属の豆 | | 八・五% | B7 | | |
| ○七一〇・二九 | その他のもの | | | | | |
| | えだ豆 | | 六% | B5 | | |
| | その他のもの | | 八・五% | B7 | | |
| ○七一〇・三〇 | ほうれん草、つるな及びやまほうれん草 | | 六% | B5 | | |
| ○七一〇・四〇 | スイートコーン | | 一〇・六% | B7 | | |
| ○七一〇・八〇 | その他の野菜 | | | | | |
| | ごぼう | | 一二% | B10 | | |
| | その他のもの | | 六% | B5 | | |
| ○七一〇・九〇 | 野菜を混合したもの | | | | | |
| | スイートコーンを主成分とするもの | | 一〇・六% | B7 | | |
| | その他のもの | | 六% | B5 | | |
| ○七・一一 | 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） | | | | | |
| ○七一一・二〇 | オリーブ | A | 七・五% | B7 | | |
| ○七一一・三〇 | ケーパー | | 九% | B7 | | |
| ○七一一・四〇 | きゅうり及びガーキン | | | | | |
| | きのこ及びトリフ | | | | | |
| ○七一一・五一 | きのこ（はらたけ属のもの） | | 九% | B7 | | |
| ○七一一・五九 | その他のもの | A | | | | |
| ○七一一・九〇 | その他の野菜及び野菜を混合したもの | | | | | |
| | なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび | | 六% | B15 | | |
| | なす | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | らっきょう及びわらび | | 六% | B5 | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | ごぼう | | 一二% | B10 | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | なす | | 九% | B15 | | |
| | その他のもの | | 九% | B7 | | |
| ○七・一二 | 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） | | | | | |
| | たまねぎ | | 九% | B15 | | |
| ○七一二・二〇 | きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ | | | | | |
| ○七一二・三一 | きのこ（はらたけ属のもの） | | 九% | B7 | | |
| ○七一二・三二 | きくらげ（きくらげ属のもの） | A | | | | |
| ○七一二・三三 | 白きくらげ（白きくらげ属のもの） | A | | | | |
| ○七一二・三九 | その他のもの | | | | | |
| | しいたけ | X | | | | |
| | その他のもの | A | | | | |
| ○七一二・九〇 | その他の野菜及び野菜を混合したもの | | | | | |
| | スイートコーン | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | 一キログラムにつき九円 | B5 | A | |
| | その他のもの | | | | | |
| | ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） | | 一〇% | B10 | | |
| | その他のもの | | 七・五% | B7 | | |
| | たけのこ | | | | | |
| | その他のもの | | 九% | B7 | | |
| ○七・一三 | 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） | | | | | |
| ○七一三・一〇 | えんどう（ピスム・サティヴム） | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | A | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | A | X |
| | その他のもの | | | | | |
| ○七一三・二〇 | ひよこ豆 | | | | A | |
| | ささげ属又はいんげんまめ属の豆 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○七一二・二一 | 緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ） | | | | | X | A |
| ○七一二・二二 | 小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス） | | | | | | |
| ○七一二・二三 | いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） | | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | A | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | X | A |
| ○七一二・三九 | その他のもの | | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | A | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | | |
| ○七一二・四〇 | その他のもの | | | | | A | X |
| ○七一二・五〇 | そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） | | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | A | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○七一二・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| | 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの | | | | | A | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | X | A |
| ○七・一四 | カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄 | | | | | | |
| ○七一四・一〇 | カッサバ芋 | | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | A | |
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 粉又はミールのペレット | | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○七一四・二〇 | かんしょ | | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 冷凍したもの | | | | | | |
| | さといも | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○七一四・九〇 | 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 | | | | | | |
| ○八・〇一 | ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| ○八・〇二 | その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） | | | | | | |
| | アーモンド | | | | | | |
| ○八〇二・一一 | 殻付きのもの | | | | | | |
| ○八〇二・一二 | 殻を除いたもの | | | | | | |
| | ヘーゼルナット（コリュルス属のもの） | | | | | | |
| ○八〇二・二一 | 殻付きのもの | | | | | | |
| ○八〇二・二二 | 殻を除いたもの | | | | | | |
| | くるみ | | | | | | |
| ○八〇二・三一 | 殻付きのもの | | | | | | |
| ○八〇二・三二 | 殻を除いたもの | | | | | | |
| ○八〇二・四〇 | くり（カスタネア属のもの） | | | | | | |
| ○八〇二・五〇 | ピスタチオナット | | | | | | |
| ○八〇二・九〇 | その他のもの | | | | | | |
| | ぴんろう子、マカダミアナット及びペカン | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | |
| ○八〇三・〇〇 | バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） | | | | | | |
| | 生鮮のもの | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○八・〇四 | 乾燥したもの | | | | | |
| | なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） | | | | | |
| ○八〇四・一〇 | なつめやしの実 | | | | | |
| ○八〇四・二〇 | いちじく | | | | | |
| ○八〇四・三〇 | パイナップル | | | | | |
| | 生鮮のもの | | | | | |
| | 一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。） | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 乾燥したもの | | | | | |
| ○八〇四・四〇 | アボカドー | | | | | |
| ○八〇四・五〇 | グアバ、マンゴー及びマンゴスチン | | | | | |
| ○八・〇五 | かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） | | | | | |
| ○八〇五・一〇 | オレンジ | | | | | |
| | 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの | 一六% | B 15 | | | |
| | 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの | 三二% | B 15 | | | |
| ○八〇五・二〇 | マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 | 一七% | B 15 | | | |
| ○八〇五・四〇 | グレープフルーツ | 一〇% | B 10 | | | |
| ○八〇五・五〇 | レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア） | | | | | |
| ○八〇五・九〇 | その他のもの | | | | | |
| | ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。） | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○八・〇六 | ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） | | | | | |
| ○八〇六・一〇 | 生鮮のもの | | | | | |
| | 毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの | 一七% | B 15 | | | |
| | 毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの | 七・八% | B 7 | | | |
| ○八〇六・二〇 | 乾燥したもの | | | | | |
| ○八・〇七 | パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。） | | | | | |
| | メロン（すいかを含む。） | | | | | |
| ○八〇七・一一 | すいか | | | | | |
| ○八〇七・一九 | その他のもの | | | | | |
| ○八〇七・二〇 | パパイヤ | 六% | B 5 | | | |
| ○八・〇八 | りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。） | | | | | |
| ○八〇八・一〇 | りんご | 一七% | B 10 | | | |
| ○八〇八・二〇 | なし及びマルメロ | 四・八% | B 7 | | | |
| ○八・〇九 | あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。） | | | | | |
| | あんず | | | | | |
| ○八〇九・一〇 | さくらんぼ | | | | | |
| ○八〇九・二〇 | 桃（ネクタリンを含む。） | | | | | |
| ○八〇九・三〇 | プラム及びスロー | | | | | |
| ○八〇九・四〇 | その他の果実（生鮮のものに限る。） | | | | | |
| ○八一〇・一〇 | ストロベリー | | | | | |
| ○八一〇・二〇 | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー | | | | | |
| ○八一〇・三〇 | ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー | | | | | |
| ○八一〇・四〇 | クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実 | | | | | |
| ○八一〇・五〇 | キウイフルーツ | | | | | |
| ○八一〇・六〇 | ドリアン | | | | | |
| ○八一〇・九〇 | その他のもの | | | | | |
| | ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし | | | | | |
| ○八・一一 | その他のもの | | | | | |
| | 冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| ○八一一・一〇 | ストロベリー | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| ○八一一・二〇 | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー | | | | | |
| ○八一一・九〇 | その他のもの | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | パイナップル | | | | | |
| | ベリー | | | | | |
| | サワーチェリー | | | | | |
| | 桃及びなし | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | パイナップル | | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ム | | | | |
| | 桃及びなし | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○八・一二 | 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） | | | | |
| ○八一二・一〇 | さくらんぼ | | | | |
| ○八一二・九〇 | その他のもの | | | | |
| | バナナ | | | | |
| | オレンジ | | | | |
| | 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの | | | | |
| | 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの | | | | |
| | グレープフルーツ | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。） | | | | |
| | くり | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ | | | | |
| | マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○八・一三 | 乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの | | | | |
| ○八一三・一〇 | あんず | | | | |
| ○八一三・二〇 | プルーン | | | | |
| ○八一三・三〇 | りんご | | | | |
| ○八一三・四〇 | その他の果実 | | | | |
| | ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○八一三・五〇 | この類のナット又は乾燥果実を混合したもの | | | | |
| | ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○八一四・〇〇 | かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） | | | | |
| | 第九類 | | | | |
| ○九・〇一 | コーヒー、茶、マテ及び香辛料 | | | | |
| | コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。） | | | | |
| ○九〇一・一一 | コーヒー（いったものを除く。） | | | | |
| | カフェインを除いてないもの | | | | |
| ○九〇一・一二 | カフェインを除いたもの | | | | |
| | コーヒー（いったものに限る。） | | | | |
| ○九〇一・二一 | カフェインを除いてないもの | | | | |
| ○九〇一・二二 | カフェインを除いたもの | | | | |
| ○九〇一・九〇 | その他のもの | | | | |
| ○九・〇二 | 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） | | | | |
| ○九〇二・一〇 | 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | | | | |
| | その他の緑茶（発酵していないものに限る。） | | | | |
| ○九〇二・二〇 | くず（飲用に適するものを除く。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○九〇二・三〇 | 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） | | | | |
| | 紅茶 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○九〇二・四〇 | その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 | | | | |
| | くず（飲用に適するものを除く。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 紅茶 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| ○九〇三・〇〇 | マテ | | | | |
| ○九・〇四 | とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー | | | | |
| ○九〇五・〇〇 | バニラ豆 | | | | |
| ○九・〇六 | けい皮及びシンナモンツリーの花 | | | | |
| ○九〇七・〇〇 | 丁子（果実、花及び花梗に限る。） | | | | |
| ○九・〇八 | 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 | | | | |
| ○九・〇九 | アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び | | | | |

| | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | コーンフレークの製造に使用するもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一〇四・二九 | その他の穀物のもの | | | | |
| | 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一〇四・三〇 | 穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） | | | | |
| 一一・〇五 | ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット | | | | |
| 一一・〇六 | 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール | | | | |
| 一一〇六・一〇 | 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの | | | | |
| 一一〇六・二〇 | サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの | | | | |
| | カッサバ芋のもの | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一〇六・三〇 | 第八類の物品のもの | | | | |
| | バナナのもの | | | | |
| | 飼料用のもの | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一一・〇七 | 麦芽（いってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一一・〇八 | でん粉及びイヌリン | | | | |
| 一一〇九・〇〇 | 小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。） | | | | |
| 第一二類 | 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 | | | | |
| 一二〇一・〇〇 | 大豆（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二・〇二 | 落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二〇二・一〇 | 殻付きのもの | | | | |
| | 採油用のもの | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一二〇二・二〇 | 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| | 採油用のもの | | | | |
| | 注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一二〇三・〇〇 | コプラ | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一二〇四・〇〇 | 亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二・〇五 | 菜種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二〇六・〇〇 | ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二・〇七 | その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二・〇八 | 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。） | | | | |
| 一二・〇九 | 播種用の種、果実及び胞子 | | | | |
| 一二・一〇 | ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン | | | | |
| 一二・一一 | 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | | | | |
| 一二・一二 | 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | | |
| 一二一二・一〇 | ローカストビーン（種を含む。） | | | | |
| 一二一二・二〇 | 海草その他の藻類 | | | | |
| | 食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。） | | | | |
| | 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | あまのり属のもの及びこれを交えたもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの | | | | |
| | ふのり属のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 一二一二・三〇 | あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 | | | | |
| 一二一二・九一 | その他のもの | | | | |
| 一二一二・九九 | てん菜 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二一三・〇〇 | 穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） | | | | | |
| 一二・一四 | ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。） | | | A | A | |
| 第一三類 | | | | | | |
| 一三・〇一 | ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス | | | | | |
| 一三・〇二 | 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | | | A | A | |
| 一三〇二・一一 | 植物性の液汁及びエキス | | | | | |
| 一三〇二・一二 | 生あへん | | | A | A | |
| 一三〇二・一三 | 甘草のもの | | | A | A | |
| 一三〇二・一四 | ホップのもの | | | A | A | |
| | 除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの | | | | | |
| | 除虫菊エキス | 六％ | B5 | A | B10 | 一〇％ |
| | その他のもの | | | | | |
| 一三〇二・一九 | その他のもの | | | | | |
| | 飲料のもと | | | | | |
| | 植物性の一種類の原料から得たもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 一三〇二・二〇 | ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 | | | | | |
| 一三〇二・三一 | 植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| | 寒天 | | | A | R | 1 |
| 一三〇二・三二 | ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） | 一キログラムにつき一一二円 | B5 | A | | |
| 一三〇二・三九 | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | A | R | 1 |
| 第一四類 | | | | | | |
| 一四・〇一 | 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 | | | | | |
| | 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂白し、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮） | | | | | |
| 一四〇一・一〇 | 竹 | | | A | A | |
| 一四〇一・二〇 | とう | | | | | |
| 一四〇一・九〇 | その他のもの | | | A | A | |
| | いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトウス） | 八・五％ | B7 | A | B7 | 八・五％ |
| | その他のもの | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一四〇二・〇〇 | 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| 一四〇三・〇〇 | 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） | | | A | A | |
| 一四・〇四 | 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | | | A | A | |
| 第一五類 | | | | | | |
| 一五〇一・〇〇 | 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう | | | | | |
| | 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。） | | | | | |
| | 豚脂 | | | | | |
| | 酸価が一・三を超えるもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 一五〇二・〇〇 | 牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。） | | | | | |
| 一五〇三・〇〇 | ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。） | | | A | R | 1 |
| 一五・〇四 | 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | 六・四％ | B7 | A | B7 | 六・四％ |
| 一五〇四・一〇 | 魚の肝油及びその分別物 | | | | | |
| 一五〇四・二〇 | 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。） | | | | | |
| 一五〇四・三〇 | 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 | | | | | |
| | 鯨油 | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 一五〇五・〇〇 | ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） | 七％（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B10 | A | R | 1 |
| 一五〇六・〇〇 | その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | 三・五％ | B7 | A | R | 1 |
| 一五・〇七 | 大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | 六・四％ | B7 | A | R | 1 |
| 一五・〇八 | 落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | | | | | |
| 一五・〇九 | オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一五一〇・〇〇 | オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | | |
| 一五・一一 | パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | A |
| 一五・一二 | ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | A |
| 一五一二・一一 | ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 | | |
| | 粗油 | R | 1 |
| 一五一二・一九 | その他のもの | R | 1 |
| 一五一二・二一 | 綿実油及びその分別物 | | |
| | 粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。） | R | 1 |
| 一五一二・二九 | その他のもの | | |
| | 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの | R | 1 |
| | その他のもの | A | |
| 一五・一三 | やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | A |
| 一五・一四 | 菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | A |
| 一五・一五 | その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） | A | A |
| | 亜麻仁油及びその分別物 | | |
| | 粗油 | R | 1 |
| | その他のもの | R | 1 |
| | とうもろこし油及びその分別物 | | |
| | 粗油 | A | |
| | その他のもの | R | 1 |
| 一五一五・二九 | ひまし油及びその分別物 | A | |
| 一五一五・三〇 | 桐油及びその分別物 | R | 1 |
| 一五一五・四〇 | ごま油及びその分別物 | X | |
| 一五一五・五〇 | その他のもの | R | 1 |
| 一五一五・九〇 | オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 | | |
| | その他のもの | | |
| | 酸価が〇・六を超えるもの | | |
| | 米油及びその分別物 | | |
| | その他のもの | | |
| | その他のもの | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一五・一六 | 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） | A | A |
| 一五・一七 | マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。） | A | A |
| 一五一七・一〇 | マーガリン（液状マーガリンを除く。） | R | 1 |
| 一五一七・九〇 | その他のもの | R | 1 |
| | 動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。） | | |
| | 離型油 | R | 1 |
| | その他のもの | | |
| 一五一八・〇〇 | 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | |
| 一五二〇・〇〇 | グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液 | A | 六・四％ |
| 一五・二一 | 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） | A | 二・九％ |
| 一五二一・一〇 | 植物性ろう | A | B5 |
| 一五二一・九〇 | その他のもの | R | B7 |
| | みつろう | | |
| | その他のもの | | |
| 一五二二・〇〇 | デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 | A | 1 |
| | 第一六類 | A | |
| | 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 | R | 1 |
| 一六〇一・〇〇 | ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもとした調製食料品 | A | |
| 一六・〇二 | その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 | A | |
| 一六〇二・一〇 | 均質調製品 | R | 1 |
| 一六〇二・二〇 | 動物の肝臓のもの | X | |
| | 牛又は豚のもの | X | |
| | その他のもの | R | 1 |
| | 第〇一・〇五項の家きんのもの | | |
| | 七面鳥のもの | | |
| 一六〇二・三二 | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | X | |
| | その他のもの | A | |
| | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | R | 1 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六〇二・三二 | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの | | | | | | | | | |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | | | | | | | |
| 一六〇二・三九 | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四一 | 豚のもの | | | | | | | | | |
| | もも肉及びこれを分割したもの | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四二 | 肩肉及びこれを分割したもの | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四九 | その他のもの（混合物を含む。） | | | | | | | | | |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇二・五〇 | 牛のもの | | | | | | | | | |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 牛の臓器及び舌のもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 調味した後に乾燥したもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇二・九〇 | その他のもの（動物の血の調製品を含む。） | | | | | | | | | |
| | 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇三・〇〇 | 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース | | | | | | | | | |
| | 肉のエキス及びジュース | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六・〇四 | 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 | | | | | | | | | |
| | 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一一 | さけ | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一二 | にしん | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一三 | いわし | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一四 | まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一五 | さば | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一六 | かたくちいわし | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一九 | その他のもの | | | | | | | | | |
| | うなぎ | | | | | | | | | |
| | 節類 | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇四・二〇 | その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚 | | | | | | | | | |
| | 卵 | | | | | | | | | |
| | にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの | | | | | | | | | |
| | にしん（クルペア属のもの）のもの | | | | | | | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | キャビア及びその代用物 | | | | | | | | | |
| | イクラ | | | | | | | | | |
| 一六〇四・三〇 | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） | | | | | | | | | |
| 一六・〇五 | かに | | | | | | | | | |
| 一六〇五・一〇 | 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 米を含むもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | シュリンプ及びプローン | | | | | | | | | |
| 一六〇五・二〇 | くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| | 米を含むもの | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇五・三〇 | ロブスター | | | | | | | | | |
| 一六〇五・四〇 | その他の甲殻類 | | | | | | | | | |
| | えび | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | |
| 一六〇五・九〇 | その他のもの | | | | | | | | | |
| | くん製したもの | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一六〇二・三二 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・三九 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四一 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四二 | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・四九 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・五〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇二・九〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇三・〇〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六・〇四 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一一 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一二 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一三 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一四 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一五 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一六 | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・一九 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・二〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇四・三〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六・〇五 | | | | | | | | | | |
| 一六〇五・一〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇五・二〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇五・三〇 | | | | | | | | | | |
| 一六〇五・四〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 一六〇五・九〇 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | |

| | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一九・〇五 | パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 | | | | |
| 一九〇五・一〇 | クリスプブレッド | | R | 1 | |
| 一九〇五・二〇 | ジンジャーブレッドその他これに類する物品 | | R | 1 | |
| | スイートビスケット、ワッフル及びウエハー | | | | |
| 一九〇五・三一 | スイートビスケット | | X | | |
| 一九〇五・三二 | ワッフル及びウエハー | | P | 5 | |
| 一九〇五・四〇 | ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 | | R | 1 | |
| 一九〇五・九〇 | その他のもの | | | | |
| | パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。） | | X | | |
| | 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 | | X | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー | | X | | |
| | 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの | 九% | B 15 | | |
| | その他のもの | | X | | |
| | その他のもの | | | | |
| | あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー | | X | | |
| | 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの | 九% | B 15 | | |
| | その他のもの | | X | | |
| 第二〇類 | 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 | | | | |
| 二〇・〇一 | 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 | | | | |
| 二〇〇一・一〇 | きゅうり及びガーキン | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一二% | B 10 | | |
| | その他のもの | 九% | B 10 | | |
| 二〇〇一・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン | | A | | |
| | スイートコーン | 一〇・五% | B 7 | | |
| | ヤングコーンコブ | 一六・八% | B 15 | | |
| | その他のもの | 一二% | B 10 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン | | A | | |
| | スイートコーン | 七・五% | B 7 | | |
| | ヤングコーンコブ | 九% | B 10 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | しょうが | | R | | |
| | その他のもの | 九% | B 10 | | |
| 二〇・〇二 | 調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） | | | 1 | |
| 二〇〇二・一〇 | トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） | 七・六% | B 15 | | |
| 二〇〇二・九〇 | その他のもの | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一三・四% | B 15 | | |
| | その他のもの | | | | |
| | トマトピューレー及びトマトペースト | | X | | |
| | その他のもの | 七・六% | B 15 | | |
| 二〇・〇三 | 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） | | | | |
| 二〇〇三・一〇 | きのこ（はらたけ属のもの） | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | A | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | | | |
| | フレンチマッシュルーム | 一三・六% | B 10 | | |
| | その他のもの | | A | | |
| | その他のもの | | A | | |
| 二〇〇三・二〇 | トリフ | | A | | |
| 二〇〇三・九〇 | その他のもの | | A | | |
| 二〇・〇四 | 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） | | | | |
| 二〇〇四・一〇 | ばれいしょ | 八・五% | B 15 | | |
| | 単に加熱による調理をしたもの | | | | |
| | その他のもの | 一三・六% | B 10 | | |
| | マッシュポテト | | | | |

| | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二〇〇六・〇〇 | 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） | 一二・六% | B 15 | |
| | マロングラッセ | 九% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇・〇七 | ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） | | | |
| 二〇〇七・一〇 | 均質調製果実 | 三四% | B 15 | |
| | 砂糖を加えたもの | 二一・三% | B 15 | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二〇〇七・九一 | かんきつ類の果実 | | | |
| | ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | R | 1 |
| | その他のもの | 一二% | B 10 | |
| | フルーツピューレー及びフルーツペースト | | R | 1 |
| 二〇〇七・九九 | その他のもの | | | |
| | ジャム及びフルーツゼリー | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一六・八% | B 15 | |
| | その他のもの | 一二% | B 10 | |
| | その他のもの | | R | 1 |
| 二〇・〇八 | 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） | | | |
| | ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） | | | |
| 二〇〇八・一一 | 落花生 | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一二% | B 10 | |
| | ピーナツバター | | X | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | ピーナツバター | 一〇% | B 7 | |
| | その他のもの | | X | |
| 二〇〇八・一九 | その他のもの（混合したものを含む。） | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一〇・五% | B 10 | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | その他のもの | 五・五% | B 7 | |
| | カシューナット及びその他のいったナット | 一六・八% | B 15 | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット | | A | |
| | ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット | 四% | B 7 | |
| | ぎんなん | 一二% | B 10 | |
| | その他のもの | | A | |
| | いったもの | | | |
| | その他のもの | 一二% | B 10 | |
| 二〇〇八・二〇 | パイナップル | | X | |
| 二〇〇八・三〇 | かんきつ類の果実 | | R | 1 |
| 二〇〇八・四〇 | なし | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | 一五% | B 10 | |
| | その他のもの | 二一% | B 15 | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | 一〇・八% | B 10 | |
| | その他のもの | 一五% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | 一二% | B 10 | |
| | その他のもの | 七・五% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | 九% | B 7 | |
| | その他のもの | 五・四% | B 10 | |
| 二〇〇八・五〇 | あんず | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一五% | B 10 | |
| | その他のもの | 六% | B 10 | |
| 二〇〇八・六〇 | さくらんぼ | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一五% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | パルプ状のもの | 一二% | B 10 | |
| | その他のもの | 六% | B 10 | |
| 二〇〇八・七〇 | 桃（ネクタリンを含む。） | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | パルプ状のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | 二一・三% | B 15 | |
| | その他のもの | 二九・八% | B 15 | |
| | その他のもの | | | |
| | 気密容器入りのもの | | | |

| | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二〇〇九・四九 | その他のもの | X | X | X | X | |
| 二〇〇九・五〇 | トマトジュース | X | X | X | X | |
| | ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。） | | | | | |
| 二〇〇九・六一 | ブリックス値が三〇以下のもの | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの | 二三％ | B 15 | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 二〇〇九・六九 | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの | 二三％ | B 15 | 一九・一％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの | 二三％ | B 15 | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | |
| | その他のもの | | | | | |
| 二〇〇九・七一 | りんごジュース | | | | | |
| | ブリックス値が二〇以下のもの | | | | | |
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの | 一九・一％ | B 15 | 一九・一％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | 二五・五％ | B 15 | | | |
| 二〇〇九・七九 | その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） | | | | | |
| | ブリックス値が二〇以下のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 二〇〇九・八〇 | 果汁 | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの | 二三％ | B 15 | 二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | B 15 | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | 二九・八％ | B 15 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | | | |
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの | | | | | |
| | プルーンジュース | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | 一四・四％ | B 10 | | | |
| | 野菜ジュース | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | 一九・一％ | B 15 | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 気密容器入りのもの | 二五・五％ | B 15 | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 二〇〇九・九〇 | 混合ジュース | 八・一％ | B 7 | | | |
| | 混合果汁 | | | | | |
| | 混合野菜ジュース | 七・六％ | B 7 | | | |
| | | 七・二％ | B 7 | R 1 | | |
| | 砂糖を加えたもの | 八・一％ | B 7 | | | |
| | その他のもの | 五・四％ | B 5 | | | |
| 二一〇一・一一 | 各種の調製食料品 | 八・八％ | B 3 | X | | |
| | コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 | | | A | | |
| | コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 | | | | | |
| | エキス、エッセンス及び濃縮物 | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | インスタントコーヒー | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 二一〇一・一二 | エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 | X | | X | | |
| | エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | インスタントコーヒー | 八・八％ | B 7 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| | コーヒーをもととした調製品 | | | | | | | | | | | | |
| | ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの | | | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | | | | | | | |
| 二一〇一・二〇 | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| | 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品 | | | | | | | | | | | | |
| | インスタントティー | | | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| | 茶又はマテをもととした調製品 | | | | | | | | | | | | |
| | ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの | | | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | | | | | | | |
| 二一〇一・三〇 | チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと | | | |
| | 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの | | | |
| | その他のもの | 二〇% | B 10 | |
| | ビタミンをもととした栄養補助食品 | 一二・五% | B 10 | |
| | その他のもの | | X | |
| | その他のもの | | | |
| | 調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。） | | X | |
| | アルコールを含有しない飲料のもと | | | |
| | おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの | 一二% | B 10 | |
| | その他のもの | 一〇% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | 第〇四・一〇項の物品のもの | 九% | B 7 | |
| | その他のもの | | | |
| | ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの | 一二・五% | B 10 | |
| | その他のもの | | | |
| | たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二一二・二〇号の物品のもの | | R | 1 |
| | ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） | | X | |
| | その他のもの | | X | |
| | その他のもの | | | |
| 第二二類 | 飲料、アルコール及び食酢 | | | |
| 二二・〇一 | 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 | | A | |
| 二二・〇二 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） | | | |
| 二二〇二・一〇 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） | | R | 1 |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | 九・六% | B 7 | |
| 二二〇二・九〇 | その他のもの | | R | 1 |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二二〇三・〇〇 | ビール | | A | |
| 二二・〇四 | ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。） | | | |
| 二二〇四・一〇 | スパークリングワイン | | X | |
| | その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの | | | |
| 二二〇四・二一 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | | X | |
| 二二〇四・二九 | その他のもの | | X | |
| 二二〇四・三〇 | その他のぶどう搾汁 | | | |
| | アルコール分が一%未満のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | | |
| | その他のもの | 二三% | B 15 | |
| | | 二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より | B 15 | |
| | その他のもの | | | |
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二二・〇五 | ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） | | | |
| 二二〇五・一〇 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | | X | |
| 二二〇五・九〇 | その他のもの | | | |
| | アルコール分が一%未満のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 二二〇六・〇〇 | その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） | | | |
| | アルコール分が一%未満のもの | | | |
| | | 低いときは、当該従量税率） | | |
| | | 一九・一% | B 15 | |
| | | 二五・五% | B 15 | |
| | | | X | |
| | | | X | |
| | | 一九・一% | B 15 | |
| | | | X | |
| | | 二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より | B 15 | |

| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | その他のもの<br>気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）<br>その他のもの<br>課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）<br>その他のもの<br>粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）<br>その他のもの | 一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額 | |
| 二三〇九・九〇 | その他のもの | 一キログラムにつき一八円 | A<br>B 10 |
| | 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）<br>その他のもの<br>乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの<br>ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの<br>その他のもの | 一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額 | A<br>A<br>B 10 |
| | その他のもの<br>第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル<br>その他のもの<br>気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | | A<br>A |
| | その他のもの<br>課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）<br>その他のもの<br>粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）<br>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの<br>その他のもの<br>その他のもの | | A<br>A<br>X<br>X |
| 第二四類<br>二四・〇一<br>二四・〇二<br>二四〇二・一〇 | たばこ及び製造たばこ代用品<br>たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ<br>葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）<br>葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。） | | A<br>A |
| 二四〇二・二〇<br>二四〇二・九〇<br>二四・〇三<br>二四〇三・一〇<br>二四〇三・九一<br>二四〇三・九九 | 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）<br>その他のもの<br>その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス<br>喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）<br>その他のもの<br>シートたばこ<br>その他のもの<br>たばこのエキス及びエッセンス<br>その他のもの | | X<br>X<br>X<br>A<br>A<br>X |
| 第二五類<br>二五〇一・〇〇 | 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント<br>塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水<br>塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）<br>その他のもの | | X<br>A |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二五〇二・〇〇 | 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。） | | | | | | | | |
| 二五〇三・〇〇 | 硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。） | | | | | | | | |
| 二五・〇四 | 天然黒鉛 | | | | | | | | |
| 二五・〇五 | 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。） | | | | | | | | |
| 二五・〇六 | 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五〇七・〇〇 | カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・〇八 | その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース | | | | | | | | |
| 二五〇九・〇〇 | 白亜 | | | | | | | | |
| 二五・一〇 | 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜 | | | | | | | | |
| 二五・一一 | 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。） | | | | | | | | |
| 二五一二・〇〇 | けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・一三 | コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熟処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー | | | | | | | | |
| 二五一四・〇〇 | スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・一五 | 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・一六 | 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・一七 | 小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熟処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熟処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熟処理をしてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・一八 | ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス | | | | | | | | |
| 二五・一九 | 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五・二〇 | 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五二一・〇〇 | 石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。） | | | | | | | | |
| 二五・二二 | 生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。） | | | | | | | | |
| 二五・二三 | ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二五二四・〇〇 | 石綿 | | | | | | | | |
| 二五・二五 | 雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず | | | | | | | | |
| 二五・二六 | ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク | | | | | | | | |
| 二五・二八 | 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの | | | | | | | | |
| 二五・二九 | 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 | | | | | | | | |
| 二五・三〇 | 鉱物（他の項に該当するものを除く。） | | | | | | | | |
| 第二六類 | 鉱石、スラグ及び灰 | | | | | | | | |
| 第二七類 | 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう | | | | | | | | |
| 二七・〇一 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの | | | | | | | | |
| 二七・〇二 | 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） | | | | | | | | |
| 二七〇三・〇〇 | 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二七〇四・〇〇 | コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン | | | | | | | | |
| 二七〇五・〇〇 | 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。） | | | | | | | | |
| 二七〇六・〇〇 | 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。） | | | | | | | | |
| 二七・〇七 | 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの | | | | | | | | |
| 二七・〇八 | ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。） | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二七〇九・〇〇 | 石油及び歴青油（原油に限る。） | | | A |
| 二七・一〇 | 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 | | | |
| | 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | | |
| 二七一〇・一一 | 軽質油及びその調製品 | | | |
| | 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） | | | |
| | 揮発油 | | | |
| | 低重合度の混合アルキレン | | | A |
| | 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） | 一キロリットルにつき二、〇六九円 | B7 | |
| | 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの | | | |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき二、三三六円 | B7 | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | | | A |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき一、三八六円 | B7 | |
| | 灯油 | | | |
| | 低重合度の混合アルキレン | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | | | A |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき五六四円 | B7 | |
| | 軽油 | | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | | | A |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） | | | |
| | 灯油 | | | |
| | 低重合度の混合アルキレン | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | | | A |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき五六四円 | B7 | |
| 二七一〇・一九 | | | | |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき一、二五七円 | B7 | |
| | 軽油 | | | |
| | 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの | | | A |
| | その他のもの | 一キロリットル | B7 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 重油及び粗油 | | | |
| | 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの | | | |
| | 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの | | | A |
| | 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの | | | |
| | その他のもの | 一キロリットルにつき二、五九三円 | B7 | |
| | 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの | 一キロリットルにつき三、三〇六円 | B7 | |
| | 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 原料とする製油により得た製品を含む。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 潤滑油（流動パラフィンを含む。） | | | |
| | 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの | | | |
| | 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 流動パラフィン | | | |
| | 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油 | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 廃油 | | | |
| 二七一〇・九一 | ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの | | | |
| 二七一〇・九九 | その他のもの | | | |
| 二七・一一 | 石油ガスその他のガス状炭化水素 | | | |
| 二七一一・一一 | 液化したもの | | | |
| 二七一一・一二 | 天然ガス | | | |
| 二七一一・一三 | プロパン | | | |
| 二七一一・一四 | ブタン | | | |
| 二七一一・一九 | エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 石油ガス | | | |
| | その他のもの | | | |
| | ガス状のもの | | | |
| 二七一一・二二 | 天然ガス | | | |
| 二七一一・二九 | その他のもの | | | |
| 二七・一二 | ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 一キログラムにつき二、三七六円 | 一キログラムにつき三、二〇二円 | | |
| | Ｂ７ | Ｂ７ | | Ａ |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 三・九％ | 三・九％ | | |
| | Ｂ15 | Ｂ15 | | |
| | | | | |
| | | | | Ａ |
| | 三・九％ | 三・九％ | | |
| | Ｂ15 | Ｂ15 | | |
| | 七・九％ | 七・九％ | | Ａ |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | Ａ |
| | 四・一％ | 四・一％ | | Ａ |
| | Ｂ３ | Ｂ３ | | |
| | 四・一％ | 四・一％ | | |
| | Ｂ５ | Ｂ５ | | |
| | | | | Ａ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二七・一三 | 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 | | | |
| 二七・一四 | 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック | | | |
| 二七一五・〇〇 | 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性ダールピッチをもとしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック） | | Ａ | Ａ |
| | 第二八類 | 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 | Ａ | Ａ |
| | 第二九類 | 有機化学品 | | |
| 二九・〇一 | 非環式炭化水素 | | | |
| 二九・〇二 | 環式炭化水素 | | | |
| 二九・〇三 | 炭化水素のハロゲン化誘導体 | | | |
| 二九・〇四 | 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） | | | |
| 二九・〇五 | 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | Ａ | Ａ |
| 二九〇五・一一 | 飽和一価アルコール | | | |
| 二九〇五・一二 | メタノール（メチルアルコール） | | | |
| | プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール） | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二九〇五・一三 | ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール） | | | |
| 二九〇五・一四 | その他のブタノール | | | |
| 二九〇五・一五 | ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体 | | | |
| 二九〇五・一六 | オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体 | | | |
| 二九〇五・一七 | ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール） | | | |
| 二九〇五・一九 | その他のもの | | | |
| | 不飽和一価アルコール | | | |
| 二九〇五・二二 | 非環式テルペンアルコール | | | |
| 二九〇五・二九 | その他のもの | | | |
| | 二価アルコール | | | |
| 二九〇五・三一 | エチレングリコール（エタンジオール） | | | |
| 二九〇五・三二 | プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール） | | | |
| 二九〇五・三九 | その他のもの | | | |
| | その他の多価アルコール | | | |
| 二九〇五・四一 | 二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン） | | | |
| 二九〇五・四二 | ペンタエリトリトール | | | |
| 二九〇五・四三 | マンニトール | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ロピルアルコール） | | | |
| | ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール） | | | |
| | その他のブタノール | | | |
| | ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体 | | | |
| | オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体 | | | |
| | ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 不飽和一価アルコール | | | |
| | 非環式テルペンアルコール | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 二価アルコール | | | |
| | エチレングリコール（エタンジオール） | | | |
| | プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他の多価アルコール | | | |
| | 二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン） | | | |
| | ペンタエリトリトール | | | |
| | マンニトール | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二九〇五・四四 | D―グルシトール（ソルビトール） | Q | 6 |
| 二九〇五・四五 | グリセリン | A | |
| 二九〇五・四九 | その他のもの | A | |
| | 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | |
| 二九〇五・五一 | エトクロルビノール（INN） | A | |
| 二九〇五・五九 | その他のもの | A | |
| 二九・〇六 | 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | | |
| | 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 | | |
| 二九〇六・一一 | メントール | B | 7 |
| 二九〇六・一二 | シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール | A | |
| 二九〇六・一三 | ステロール及びイノシトール | A | |
| 二九〇六・一四 | テルピネオール | A | |
| 二九〇六・一九 | その他のもの | A | |
| | 芳香族アルコール及びその誘導体 | | |
| 二九〇六・二一 | ベンジルアルコール | A | |
| 二九〇六・二九 | その他のもの | A | |
| 二九・〇七 | フェノール及びフェノールアルコール | A | |
| 二九・〇八 | フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・〇九 | エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一〇 | 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九一一・〇〇 | アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一二 | アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド | A | |
| 二九一三・〇〇 | 第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一四 | ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一五 | 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一六 | 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一七 | ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・一八 | カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| | アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 | | |
| 二九一八・一一 | 乳酸並びにその塩及びエステル | A | |
| 二九一八・一二 | 酒石酸 | A | |
| 二九一八・一三 | 酒石酸の塩及びエステル | A | |
| 二九一八・一四 | くえん酸 | X | |
| 二九一八・一五 | くえん酸の塩及びエステル | X | |
| | くえん酸カルシウム | A | |
| | その他のもの | A | |
| 二九一八・一六 | グルコン酸並びにその塩及びエステル | A | |
| 二九一八・一九 | その他のもの | A | |
| | フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 | | |
| 二九一八・二一 | サリチル酸及びその塩 | A | |
| 二九一八・二二 | オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル | A | |
| 二九一八・二三 | サリチル酸のその他のエステル及びその塩 | A | |
| 二九一八・二九 | その他のもの | A | |
| 二九一八・三〇 | アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 | A | |
| 二九一八・九〇 | その他のもの | A | |
| 二九一九・〇〇 | りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | A | |
| 二九・二〇 | 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 | A | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二九・二二 | 誘導体 | | | | |
| 二九・二二 | アミン官能化合物 | | | | |
| | 酸素官能のアミノ化合物 | | | | |
| 二九二二・一一 | アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 | | | | |
| 二九二二・一二 | モノエタノールアミン及びその塩 | | | | |
| 二九二二・一三 | ジエタノールアミン及びその塩 | | | | |
| 二九二二・一四 | トリエタノールアミン及びその塩 | | | | |
| 二九二二・一九 | デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二九二二・二二 | アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 | | | | |
| 二九二二・二三 | アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩 | | | | |
| 二九二二・二九 | アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二九二二・三一 | アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩 | | | | |
| 二九二二・三九 | アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二九二二・四一 | アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩 | | | | |
| 二九二二・四二 | リジン及びそのエステル並びにこれらの塩 | | | | |
| | グルタミン酸及びその塩 | | | | |
| | グルタミン酸ソーダ | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 二九二二・四三 | アントラニル酸及びその塩 | | | | |
| 二九二二・四四 | チリジン（ＩＮＮ）及びその塩 | | | | |
| 二九二二・四九 | その他のもの | | | | |
| 二九二二・五〇 | アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物 | | | | |
| 二九・二三 | 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） | | | | |
| 二九・二四 | カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 | | | | |
| 二九・二五 | カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 | | | | |
| 二九・二六 | ニトリル官能化合物 | | | | |
| 二九二七・〇〇 | ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 | | | | |
| 二九二八・〇〇 | ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体 | | | | |
| 二九・二九 | その他の窒素官能基を有する化合物 | 五・二% | B 5 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 二九・三〇 | 有機硫黄化合物 | | | | |
| 二九三一・〇〇 | その他のオルガノインオルガニック化合物 | | | | |
| 二九・三二 | 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） | | | | |
| 二九・三三 | 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） | | | | |
| 二九・三四 | 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 | | | | |
| 二九三五・〇〇 | スルホンアミド | | | | |
| 二九・三六 | プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） | | | | |
| 二九・三七 | ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。） | | | | |
| 二九・三八 | グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | | | | |
| 二九・三九 | 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | | | | |
| 二九四〇・〇〇 | 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） | | | | |
| 二九・四一 | 抗生物質 | | | | |
| 二九四二・〇〇 | その他の有機化合物 | | | | |
| 第三〇類 | 医療用品 | | | | |
| 第三一類 | 肥料 | | | | |
| 第三二類 | なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ | | | | |
| 第三三類 | | | | | |
| 三三・〇一 | 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類<br>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション<br>精油（かんきつ類の果実のものに限る。）<br>ベルガモットのもの | | | | |
| 三三〇一・一二 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 三三〇一・一二 | オレンジのもの | A | | | |
| 三三〇一・一三 | レモンのもの | A | | | |
| 三三〇一・一四 | ライムのもの | A | | | |
| 三三〇一・一九 | その他のもの | A | | | |
| | 精油（かんきつ類の果実のものを除く。） | | | | |
| 三三〇一・二一 | ゼラニウムのもの | A | | | |
| 三三〇一・二二 | ジャスミンのもの | A | | | |
| 三三〇一・二三 | ラベンダー又はラバンジンのもの | A | | | |
| 三三〇一・二四 | ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの | A | | | |
| 三三〇一・二五 | その他のミントのもの | A | | | |
| | ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの | A | 五・四％ | B 7 | |
| 三三〇一・二六 | その他のもの | A | | | |
| 三三〇一・二九 | その他のもの | A | | | |
| 三三〇一・三〇 | ベチベルのもの | A | | | |
| 三三〇一・九〇 | レジノイド | A | | | |
| 三三〇一・〇二 | その他のもの | A | | | |
| | 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。） | A | | | |
| 三三〇三・〇〇 | 香水類及びオーデコロン類 | A | | | |
| 三三一・〇四 | 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 | A | | | |
| 三三一・〇五 | 頭髪用の調製品 | A | | | |
| 三三一・〇六 | 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） | A | | | |
| 三三一・〇七 | ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。） | A | | | |
| | **第三四類** | | | | |
| | せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 | A | | | |
| | **第三五類** | | | | |
| 三五・〇一 | たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 | | | | |
| 三五・〇二 | カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー | A | | | |
| | アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート | | | | |
| 三五〇二・〇〇 | その他のアルブミン誘導体 | A | | | |
| | ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） | A | | | |
| | ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス | X | | | |
| 三五〇四・〇〇 | その他のもの | A | | | |
| | ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） | A | | | |
| 三五・〇五 | デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 | X | | | |
| 三五・〇六 | 調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） | A | | | |
| 三五・〇七 | 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素 | A | | | |
| | **第三六類** | | | | |
| | 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 | A | | | |
| | **第三七類** | | | | |
| | 写真用又は映画用の材料 | A | | | |
| | **第三八類** | | | | |
| | 各種の化学工業生産品 | A | | | |
| | **第三九類** | | | | |
| 三九・〇一 | プラスチック及びその製品 | | | | |
| 三九〇一・一〇 | エチレンの重合体（一次製品に限る。） | | | | |
| | 比重が〇・九四未満のポリエチレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | B 10 | 一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） | | |
| | その他のもの | A | | | |
| 三九〇一・二〇 | 比重が〇・九四以上のポリエチレン | | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | B 7 | 一・三％（その率が一キログラムにつき | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | |
| 三九〇一・三〇 | エチレン―酢酸ビニル共重合体 | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 三九〇一・九〇 | その他のもの | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 三九・〇二 | プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。） | | | |
| 三九〇二・一〇 | ポリプロピレン | | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | 四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） | A | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九〇四・五〇 | 塩化ビニリデンの重合体 | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| | ふっ素系重合体 | | |
| 三九〇四・六一 | ポリテトラフルオロエチレン | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九〇四・六九 | その他のもの | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九〇四・九〇 | その他のもの | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九・〇五 | 酢酸ビニルその他のビニル重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。） | | |
| 三九・〇六 | アクリル重合体（一次製品に限る。） | | |
| 三九〇六・一〇 | ポリ（メタクリル酸メチル） | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九〇六・九〇 | その他のもの | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九・〇七 | ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） | | |
| 三九・〇八 | ポリアミド（一次製品に限る。） | | |
| 三九・〇九 | アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） | | |
| 三九一〇・〇〇 | シリコーン（一次製品に限る。） | | |
| 三九・一一 | 石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | |
| 三九一一・一〇 | 石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン | | |
| | 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九一二・九〇 | セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | |
| 三九・一二 | 天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） | | |
| 三九一四・〇〇 | 第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。） | | |
| | ポリスチレンのもの | | |
| | アクリル樹脂のもの | | |
| | その他のもの | | |
| 三九・一五 | プラスチックのくず | | |
| 三九・一六 | プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | | |
| 三九・一七 | プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ） | | |
| 三九・一八 | プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 | | |
| 三九・一九 | プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。） | | |
| 三九・二〇 | プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のものに限る。） | | |
| 三九・二一 | プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ | | |
| 三九・二二 | プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 | | |
| 三九・二三 | プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 | | |
| 三九・二四 | プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 | | |
| 三九・二五 | プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） | | |
| 三九・二六 | その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 | | |
| 三九二六・一〇 | 事務用品及び学用品 | | |
| 三九二六・二〇 | 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。） | | |
| 三九二六・三〇 | 家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具 | | |
| 三九二六・四〇 | 小像その他の装飾品 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三九二六・九〇 | その他のもの | | | | | |
| | 自動車用のシャシばね及びそのばね板 | | | | | A |
| | その他のもの | | | | | |
| | ストリップを織ったもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。） | | | | ○・七八％ | B 3 |
| | その他のもの | | | | | A |
| 第四〇類 | ゴム及びその製品 | | | | | |
| 第四一類 | | | | | | |
| 四一・〇一 | 原皮（毛皮を除く。）及び革 | | | | | |
| | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | A |
| 四一〇一・二〇 | 全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一〇一・五〇 | 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一〇一・九〇 | その他のもの（バット、ベンズ及びペリーを含む。） | | | | | |
| | クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一・〇二 | 羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。） | | | | | |
| 四一・〇三 | その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。） | | | | | |
| 四一〇三・一〇 | やぎのもの | | | | | |
| 四一〇三・二〇 | 爬虫類のもの | | | | | |
| 四一〇三・三〇 | 豚のもの | | | | | |
| | なめし過程にないもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一〇三・九〇 | その他のもの | | | | | |
| 四一・〇四 | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | | | | | |
| 四一〇四・一一 | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一〇四・一九 | その他のもの | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 乾燥状態（クラスト）のもの | | | | | |
| 四一〇四・四一 | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット | | | | | |
| | なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 染着色したもの | | | | | |
| 四一〇四・四九 | 染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。） | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの | | | | | |
| | クロムなめしのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | 染着色したもの | | | | | |
| 四一・〇五 | 羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | | | | | |
| 四一〇五・一〇 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | | | | | |
| 四一〇五・三〇 | 乾燥状態（クラスト）のもの | | | | | |
| | 染着色したもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 四一・〇六 | その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） | | |
| 四一〇六・二一 | やぎのもの | | |
| | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | | A |
| 四一〇六・二二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | | |
| | 染着色したもの | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | | A |
| | 豚のもの | | |
| 四一〇六・三一 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | 一・二％ | B 7 |
| 四一〇六・三二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | | |
| | 染着色したもの | 一・六％ | B 7 |
| | その他のもの | 一・二％ | B 7 |
| 四一〇六・四〇 | 爬は虫類のもの | | |
| | 植物性前なめしをしたもの | | A |
| | その他のもの | | |
| | 染着色したもの | 二％ | B 7 |
| | わに又はとかげのもの | | |
| | その他のもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | A |
| 四一〇六・九一 | 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの | | A |
| 四一〇六・九二 | 乾燥状態（クラスト）のもの | | |
| | 染着色したもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | A |
| 四一・〇七 | 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | | |
| | 全形の革 | | |
| 四一〇七・一一 | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | |
| | 染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） | 一三・三％ | B 10 |
| | その他のもの | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| 四一〇七・一二 | グレーンスプリット | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一・二％ | B 7 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） | 一三・三％ | B 10 |
| 四一〇七・一九 | その他のもの | 一六％ | B 10 |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | |
| | その他のもの | 一・二％ | B 7 |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| 四一〇七・九一 | その他のもの（サイドを含む。） | | |
| | フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一三・三％ | B 10 |
| | 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。） | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| 四一〇七・九二 | その他のもの | | |
| | グレーンスプリット | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一三・三％ | B 10 |
| | 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。） | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| 四一一二・〇〇 | 羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | |
| 四一・一三 | その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） | | |
| 四一二三・一〇 | やぎのもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一三・三％ | B 10 |
| | 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。） | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | 一二％ | B 10 |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一・二％ | B 7 |
| | その他のもの | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | 一六％ | B 10 |
| | その他のもの | | A |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | パーチメント仕上げをしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四一一三・二〇 | 豚のもの | | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四一一三・三〇 | 爬虫類のもの | | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | | |
| | わに革及びとかげ革 | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四一一三・九〇 | その他のもの | | | |
| | パーチメント仕上げをしたもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 染着色し又は模様付けしたもの | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 一六% | B 10 |
| | | A | | |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 一・六% | B 7 |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 二% | B 7 |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | A | | |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 一・二% | B 7 |
| | | | 一・二% | B 7 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四一・一四 | その他のもの | | | |
| | シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー | | | |
| 四一・一五 | コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 | | | |
| | コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。） | X | | |
| 四一一五・一〇 | 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉 | | 一・二% | B 7 |
| 四一一五・二〇 | | A | 〇・六% | B 7 |
| | 第四二類 | | | |
| | 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | | | |
| 四二〇一・〇〇 | 動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。） | | 一・〇六% | B 7 |
| 四二〇二・〇二 | 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | は紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 | | | |
| | トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 | | | |
| 四二〇二・一一 | 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの | | | |
| | 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四二〇二・一二 | 外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの | | | |
| | 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四二〇二・一九 | ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） | | | |
| | 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの | | | |
| | 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | 革製又はパテントレザー製のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四二〇二・二二 | 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの | | | |
| | 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| 四二〇二・二九 | その他のもの | | | |
| | ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 | | | |
| 四二〇二・三二 | 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの | | | |
| | 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 一二・八% | B 7 |
| | | | 八% | B 7 |
| | | | 一二・八% | B 7 |
| | | | 六・四% | B 7 |
| | | | 三・六八% | B 7 |
| | | | 〇・八二% | B 7 |
| | | | 一一・二% | B 7 |
| | | | 一二・八% | B 7 |
| | | | 六・四% | B 7 |
| | | | 八% | B 7 |
| | | | 一二・八% | B 7 |
| | | | 六・四% | B 7 |
| | | | 六・四% | B 7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ○○○円を超えるものに限る。） | | | | |
| 四二〇二・三二 | その他のもの | | | | |
| | 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの | | | | |
| | 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、○○○円を超えるものに限る。） | | | | |
| 四二〇二・三九 | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 四二〇二・九一 | 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの | | | | |
| 四二〇二・九二 | 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの | | | | |
| 四二〇二・九九 | その他のもの | | | | |
| | 木製のもの | | | | |
| | アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 四二〇三・一〇 | 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） | | | | |
| | 衣類 | | | | |
| | 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 手袋、ミトン及びミット | | | | |
| 四二〇三・二二 | 特に運動用に製造したもの | | | | |
| | 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 四二〇三・二九 | その他のもの | | | | |
| | 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | | | | |
| | 革製のもの | | | | |
| | コンポジションレザー製のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 四二〇三・三〇 | ベルト及び負い革 | | | | |
| | 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 四二〇三・四〇 | その他の衣類附属品 | | | | |
| | 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 一二・八％ | B7 |
| | | | | 八％ | B7 |
| | | | | 一二・八％ | B7 |
| | | | | 六・四％ | B7 |
| | | | | ○・八二％ | B7 |
| | | | | 八％ | B7 |
| | | | | 六・四％ | B7 |
| | | | | ○・五四％ | B7 |
| | | | | ○・六八％ | B7 |
| | | | | ○・九二％ | B7 |
| | | | | 一六％ | B7 |
| | | | | 一〇％ | B7 |
| | | | | 一四％ | B7 |
| | | | | 一六％ | B7 |
| | | X | | 一六％ | B7 |
| | | X | | 一六％ | B7 |
| | | X | | 一六％ | B7 |
| | | X | | 一〇％ | B7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 四二〇四・〇〇 | 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 | | | | |
| | ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー | | | 三・六％ | B7 |
| | その他のもの | | | ○・六六％ | B7 |
| 四二〇五・〇〇 | その他の革製品及びコンポジションレザー製品 | | | 六％ | B7 |
| 四二・〇六 | 腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品 | | | ○・六六％ | B7 |
| 第四三類 | 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 | | | | |
| 四三・〇一 | 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） | | | | |
| 四三・〇二 | なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないものの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） | | | A | |
| 四三・〇三 | 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 | X | X | | |
| 四三〇四・〇〇 | 人造毛皮及びその製品 | A | | | |
| 第四四類 | 木材及びその製品並びに木炭 | | | | |
| 四四・〇一 | のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 | A | | | |
| 四四〇二・〇〇 | 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） | A | | | |
| 四四・〇三 | 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） | | | | |
| 四四・〇四 | たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの | A | | | |
| 四四〇五・〇〇 | 木毛及び木粉 | A | | | |
| 四四・〇六 | 木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 | A | | | |
| 四四・〇七 | 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | A | | | |
| 四四・〇八 | 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | A | | | |
| 四四・〇九 | さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） | A | | | |
| 四四・一〇 | パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランド | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂 | | | | | | | |
| 四四・一一 | | その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） | | | | | | | |
| | | 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により | | | | | | | |
| | | 結合してあるかないかを問わない。） | | | | | | | |
| 四四・一二 | | 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 | | | | | | | |
| | | 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限 | | | | | | | |
| | | る。） | | | | | | | |
| 四四一二・一三 | | 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの | | | | | | | |
| 四四一二・一四 | | その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。） | | | | | | | |
| 四四一二・一九 | | その他のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。） | | | | | | | |
| 四四一二・二一 | | 少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの | | | | | | | |
| 四四一二・二三 | | その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。） | | | | | | | |
| 四四一二・二九 | | その他のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの | | | | | | | |
| 四四一二・九二 | | 少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの | | | | | | | |
| 四四一二・九三 | | その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。） | | | | | | | |
| 四四一二・九九 | | その他のもの | | | | | | | |
| 四四一三・〇〇 | | 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。） | | | | | | | |
| 四四一四・〇〇 | | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 | | | | | | | |
| 四四・一五 | | 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル | | | | | | | |
| | | ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパ | | | | | | | |
| | | レット枠 | | | | | | | |
| 四四一六・〇〇 | | 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） | | | | | | | |
| 四四一七・〇〇 | | 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型 | | | | | | | |
| 四四・一八 | | 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。） | | | | | | | |
| 四四一九・〇〇 | | 木製の食卓用品及び台所用品 | | | | | | | |
| 四四・二〇 | | 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類す | | | | | | | |
| | | る製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 | | | | | | | |
| 四四・二二 | | その他の木製品 | | | | | | | |
| 第四五類 | | コルク及びその製品 | | | | | | | |
| 第四六類 | | わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 | | | | | | | |
| 四六・〇一 | | さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を編った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 四六〇一・二〇 | | 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） | | | | | | | |
| | | いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの | | | | | | | |
| 四六〇一・九一 | | その他のもの | | | | | | | |
| | | 植物性材料製のもの | | | | | | | |
| | | むしろ、こも及びアンペラ | | | | | | | |
| | | さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。） | | | | | | | |
| | | その他のもの | | | | | | | |
| | | いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの | | | | | | | |
| 四六〇一・九九 | | その他のもの | | | | | | | |
| 四六・〇二 | | かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 | | | | | | | |
| 第四七類 | | 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙 | | | | | | | |
| 第四八類 | | 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 | | | | | | | |
| 第四九類 | | 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 | | | | | | | |
| 第五〇類 | | 絹及び絹織物 | | | | | | | |
| 五〇〇一・〇〇 | | 繭（繰糸に適するものに限る。） | | | | | | | |
| 五〇〇二・〇〇 | | 生糸（よってないものに限る。） | | | | | | | |
| | | 野蚕のもの | | | | | | | |
| | | その他のもの | | | | | | | |
| 五〇・〇三 | | 絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） | | | | | | | |
| 五〇〇四・〇〇 | | 絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。） | | | | | | | |
| 五〇〇五・〇〇 | | 絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。） | | | | | | | |
| 五〇〇六・〇〇 | | 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす | | | | | | | |
| 五〇・〇七 | | 絹織物 | | | | | | | |
| 第五一類 | | 羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 | | | | | | | |
| 第五二類 | | 綿及び綿織物 | | | | | | | |
| 第五三類 | | その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第五四類 | 人造繊維の長繊維及びその織物 | | | | A |
| 第五五類 | 人造繊維の短繊維及びその織物 | | | | A |
| 第五六類 | ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 | | | | A |
| 第五七類 | じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 | | | | A |
| 第五八類 | 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布 | | | | A |
| 第五九類 | 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 | | | | A |
| 第六〇類 | メリヤス編物及びクロセ編物 | | | | A |
| 第六一類 | 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） | | | | A |
| 第六二類 | 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | | | | A |
| 第六三類 | 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ | | | | A |
| 第六四類 | 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 | | | | |
| 六四・〇一 | 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） | | | | |
| 六四〇一・一〇 | 履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） | | | | |
| | スキー靴 | X | 六・七% B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| 六四〇一・九一 | その他の履物 | | | | |
| | ひざを覆うもの | | 六・七% B7 | | |
| 六四〇一・九二 | くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） | | | | |
| | スキー靴 | X | 六・七% B7 八% B7 | | |
| | その他のもの | | | | |
| 六四〇一・九九 | その他のもの | | | | |
| 六四・〇二 | その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） | | | | |
| | スポーツ用の履物 | | | | |
| 六四〇二・一二 | スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ | X | | | |
| | スキー靴 | | | | |
| | スノーボードブーツ | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 六四〇二・一九 | 履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。） | | | | |
| 六四〇二・二〇 | その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） | | | | |
| 六四〇二・三〇 | その他の履物 | | | | |
| | くるぶしを覆うもの | | | | |
| 六四〇二・九一 | その他のもの | | | | |
| 六四〇二・九九 | 短靴 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 六四・〇三 | 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） | | | | |
| | スポーツ用の履物 | | | | |
| 六四〇三・一二 | スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ | X | | | |
| 六四〇三・一九 | その他のもの | | | | |
| 六四〇三・二〇 | 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。） | X | | | |
| | 室内用履物 | | | | |
| 六四〇三・三〇 | その他のもの | | | | |
| | 履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。） | | | | |
| | 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | スリッパ | | | | |
| 六四〇三・四〇 | その他のもの | | | | |
| | その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） | | | | |
| | 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他の履物（本底が革製のものに限る。） | | | | |
| 六四〇三・五一 | くるぶしを覆うもの | | | | |
| | 室内用履物 | | | | |
| 六四〇三・五九 | その他のもの | | | | |
| | 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | スリッパその他の室内用履物 | | | | |
| | スリッパ | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | | | | 二一・六% B 10 |
| 六四〇三・九一 | その他の履物 | | | | | | |
| | くるぶしを覆うもの | | | | | | |
| | 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） | | | | | | X |
| | 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | | | 二一・六% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | X |
| | 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| 六四〇三・九九 | その他のもの | | | | | | |
| | 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） | | | | | | X |
| | 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | | | 二一・六% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | X |
| | スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 | | | | | | 二四% B 10 |
| 六四・〇四 | その他のもの | | | | | | |
| | 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） | | | | | | 八% B 7 |
| | 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） | | | | | | |
| 六四〇四・一一 | スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物 | | | | | | 二四% B 10 |
| 六四〇四・一九 | その他のもの | | | | | | |
| | 甲に毛皮を使用したもの | | | | | | X |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | X |
| | 地下たび及びキャンバスシューズ | | | | | | 六・七% B 7 |
| | その他のもの | | | | | | |
| 六四〇四・二〇 | 履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） | | | | | | 八% B 7 |
| | 甲に毛皮を使用したもの | | | | | | |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | その他のもの | | | | | | X |
| | 本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | キャンバスシューズ | | | | | | |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。） | | | | | | 一七・三% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | X |
| 六四・〇五 | その他の履物 | | | | | | 六・七% B 7 |
| 六四〇五・一〇 | 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの | | | | | | |
| | 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） | | | | | | X |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| 六四〇五・二〇 | 本底がゴム製又はプラスチック製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） | | | | | | X |
| 六四〇五・九〇 | その他のもの | | | | | | 八% B 7 |
| | 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの | | | | | | A A |
| | 甲に毛皮を使用したもの | | | | | | |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | X |
| 六四・〇六 | その他のもの | | | | | | 二四% B 10 |
| 六四〇六・一〇 | 本底が革製のもの | | | | | | |
| | 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） | | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | | 二四% B 10 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 | | | | | | 八% B 7 |
| 六四〇六・二〇 | 甲及びその部分品（しんを除く。） | | | | | | X |
| | 革製のもの及び毛皮を使用したもの | | | | | | 三・四% B 7 |
| | その他のもの | | | | | | |
| | 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。） | | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | | 三・四% B 7 |
| 六四〇六・九一 | 木製のもの | | | | | | |
| | 毛皮を使用したもの | | | | | | X |
| | その他のもの | | | | | | 三・四% B 7 |
| 六四〇六・九九 | その他のもの | | | | | | |
| | その他の材料製のもの | | | | | | X |
| | 革製のもの及び毛皮を使用したもの | | | | | | 二四% B 10 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | 三・四% | B 7 | |
| 第六五類 | 帽子及びその部分品 | | A | |
| 第六六類 | 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 | | A | |
| 第六七類 | 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 | | | |
| 六七〇一・〇〇 | 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。） | | A | |
| 六七・〇二 | 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 | 一・三二% | B 10 | |
| 六七〇二・一〇 | プラスチック製のもの | 〇・七八% | B 10 | |
| 六七〇二・九〇 | その他の材料製のもの | | | |
| 六七〇三・〇〇 | 人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調整したものに限る。） | | A | |
| 六七・〇四 | かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。） | | A | A |
| 第六八類 | 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 | | | A |
| 第六九類 | 陶磁製品 | | | A |
| 第七〇類 | ガラス及びその製品 | | | |
| 七〇〇一・〇〇 | ガラスのくず及び塊 | | | A |
| 七〇・〇二 | ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。） | | | A |
| 七〇・〇三 | 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | | | A |
| 七〇・〇四 | 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | | | A |
| 七〇・〇五 | フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。） | | | A |
| 七〇〇六・〇〇 | ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。） | | | A |
| 七〇・〇七 | 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） | | | A |
| 七〇〇八・〇〇 | 断熱用複層ガラス | | | A |
| 七〇・〇九 | ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。） | | | A |
| 七〇・一〇 | ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 | | | A |
| 七〇・一一 | ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。） | | | A |
| 七〇一二・〇〇 | 魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶 | | | A |
| 七〇・一三 | ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。） | | | A |
| 七〇一四・〇〇 | ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。） | | | A |
| 七〇・一五 | 時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント | | | A |
| 七〇・一六 | ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス | | | A |
| 七〇・一七 | 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。） | | | |
| 七〇・一八 | ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） | 八% | B 7 | A |
| 七〇一八・一〇 | ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 | | | |
| 七〇一八・二〇 | ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） | | | |
| 七〇一八・九〇 | その他のもの | | | |
| 七〇二〇・〇〇 | 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの | | | |
| | その他のもの | 六・六% | B 7 | A |
| 七〇・一九 | ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物） | | | A |
| 七〇二〇・〇〇 | その他のガラス製品 | | | A |
| 第七一類 | 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 | | | |
| 七一・〇一 | 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | | | A |
| 七一・〇二 | ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。） | | | A |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 七一・〇三 | 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | | | | |
| 七一・〇四 | 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | | | | |
| 七一・〇五 | 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 | | | | |
| 七一・〇六 | 銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | A | | |
| 七一〇七・〇〇 | 銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | A | | |
| 七一・〇八 | 金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | A | | |
| 七一〇九・〇〇 | 金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | A | | |
| 七一・一〇 | 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） | A | A | | |
| 七一一・〇〇 | 白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。） | A | A | | |
| 七一・一二 | 金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。） | A | A | | |
| 七一・一三 | 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | A | A | | |
| 七一三・一一 | 銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| 七一三・一九 | その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| | 白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| 七一一三・二〇 | 貴金属を張った卑金属製のもの | | | | |
| 七一・一四 | 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） | A | A | | |
| 七一・一五 | その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） | A | A | | |
| 七一・一六 | 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 | A | A | | |
| 七一・一七 | 身辺用模造細貨類 | | | | |
| 七一七・一一 | 卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。） | A | A | | |
| 七一七・一九 | カフスボタン及び飾りボタン | | | | |
| 七一七・九〇 | その他のもの | | | | |
| | その他のもの | | | | |
| | 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。） | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 七一・一八 | その他のもの | A | A | | |
| | 貨幣 | | | | |
| | 第七二類 | | | | |
| 七二・〇一 | 鉄鋼 | | | | |
| 七二・〇二 | 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。） | A | A | | |
| | フェロアロイ | | | | |
| 七二〇二・一一 | フェロマンガン | | | | |
| | 炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの | A | A | | |
| 七二〇二・一九 | その他のもの | | | | |
| | フェロシリコン | | | | |
| 七二〇二・二一 | けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの | A | A | | |
| 七二〇二・二九 | その他のもの | | | | |
| 七二〇二・三〇 | フェロシリコマンガン | A | A | | |
| | フェロクロム | | | | |
| 七二〇二・四一 | 炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの | A | A | | |
| 七二〇二・四九 | その他のもの | | | | |
| 七二〇二・五〇 | フェロシリコクロム | A | A | | |
| 七二〇二・六〇 | フェロニッケル | A | A | | |
| 七二〇二・七〇 | フェロモリブデン | A | A | | |
| 七二〇二・八〇 | フェロタングステン及びフェロシリコタングステン | A | A | 三・三％ | B 7 |
| 七二〇二・九一 | その他のもの | A | A | | |
| | フェロチタン及びフェロシリコチタン | | | | |
| 七二〇二・九二 | フェロバナジウム | A | A | | |
| 七二〇二・九三 | フェロニオブ | A | A | | |
| 七二〇二・九九 | その他のもの | | | | |
| | 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。） | A | A | | |
| 七二・〇三 | 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット | A | A | | |
| 七二・〇四 | 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉 | A | A | | |
| 七二・〇五 | 鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） | A | A | | |
| 七二・〇六 | 鉄又は非合金鋼の半製品 | A | A | | |
| 七二・〇七 | 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。） | A | A | | |
| 七二・〇八 | 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。） | A | A | | |
| 七二・〇九 | 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | A | A | | |
| 七二・一〇 | 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。） | A | A | | |
| 七二・一一 | 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅 | | | | |
| 七二・一二 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 七二・一三 | 鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。） | | | | |
| 七二・一四 | 鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。） | | | | |
| 七二・一五 | 鉄又は非合金鋼のその他の棒 | | | | |
| 七二・一六 | 鉄又は非合金鋼の形鋼 | | | | |
| 七二・一七 | 鉄又は非合金鋼の線 | | | | |
| 七二・一八 | ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品 | | | | |
| 七二・一九 | ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | | | | |
| 七二・二〇 | ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。） | | | | |
| 七二・二一・〇〇 | ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。） | | | | |
| 七二・二二 | ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼 | | | | |
| 七二・二三・〇〇 | ステンレス鋼の線 | | | | |
| 七二・二四 | その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品 | | | | |
| 七二・二五 | その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | | | | |
| 七二・二六 | その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。） | | | | |
| 七二・二七 | その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。） | | | | |
| 七二・二八 | その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒 | | | | |
| 七二・二九 | その他の合金鋼の線 | | | | |
| 第七三類 | 鉄鋼製品 | | | | |
| 七四・〇一 | 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） | | | | |
| 七四〇二・〇〇 | 粗銅及び電解精製用陽極銅 | | | | |
| 七四・〇三 | 精製銅又は銅合金の塊 | | | | |
| | 精製銅 | | | | |
| 七四〇三・一一 | 陰極銅及びその切断片 | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの | | | | |
| 七四〇三・一二 | ワイヤバー | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの | | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの | | | | |
| 七四〇三・一三 | ビレット | | | | |
| 七四〇三・一九 | その他のもの | | | | |
| | 銅合金 | | | | |
| 七四〇三・二一 | 銅・亜鉛合金（黄銅） | | | | |
| 七四〇三・二二 | 銅・すず合金（青銅） | | | | |
| 七四〇三・二三 | 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白） | | | | |
| 七四〇三・二九 | その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。） | | | | |
| 七四〇四・〇〇 | 銅のくず | | | | |
| 七四〇五・〇〇 | 銅のマスターアロイ | | | | |
| 七四・〇六 | 銅の粉及びフレーク | | | | |
| 七四・〇七 | 銅の棒及び形材 | | | | |
| 七四・〇八 | 銅の線 | | | | |
| 七四・〇九 | 銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。） | | | | |
| 七四・一〇 | 銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。） | | | | |
| 七四・一一 | 銅製の管 | | | | |
| 七四・一二 | 銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） | | | | |
| 七四一三・〇〇 | 銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。） | | | | |
| 七四・一四 | ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル | | | | |
| 七四・一五 | 銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 七四一六・〇〇 | 銅製のばね | | | |
| 七四一七・〇〇 | 銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。） | | A | A |
| 七四・一八 | 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） | | A | A |
| 七四・一九 | その他の銅製品 | | A | A |
| 第七五類 | ニッケル及びその製品 | | | |
| 七五・〇一 | ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 | | | |
| 七五〇一・一〇 | ニッケルのマット | | A | |
| 七五〇一・二〇 | 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 | | | |
| | 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。） | 七・〇二％（その率が一キログラムにつき二六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） | B5 | A |
| 七五・〇二 | その他のもの | | | |
| 七五〇二・一〇 | ニッケルの塊 | | | |
| | ニッケル（合金を除く。） | 七・〇二％（その率が一キログラムにつき二六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） | B3 | A |
| 七五〇二・二〇 | ニッケル合金 | | | A |
| 七五〇三・〇〇 | ニッケルのくず | | | A |
| 七五〇四・〇〇 | ニッケルの粉及びフレーク | | | A |
| 七五・〇五 | ニッケルの棒、形材及び線 | | | A |
| 七五・〇六 | ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく | | | A |
| 七五・〇七 | ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） | | | A |
| 七五・〇八 | その他のニッケル製品 | | | A |
| 第七六類 | アルミニウム及びその製品 | | | A |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第七八類 | 鉛及びその製品 | | | |
| 七八・〇一 | 鉛の塊 | | | |
| 七八〇一・一〇 | 精製鉛 | | | |
| | 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの | 一キログラムにつき五四銭 | B3 | |
| | 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの | 一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額に〇・二を乗じて得た額（その率が一キログラムにつき五四銭の従量税率より高いときは、当該従量税率） | B3 | A |
| | 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの | | | |
| 七八〇一・九一 | その他のもの | | | |
| 七八〇一・九九 | その他のもの | | | |
| 七八〇二・〇〇 | 鉛のくず | | | A |
| 七八〇三・〇〇 | 鉛の棒、形材及び線 | | | A |
| 七八・〇四 | 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク | | | A |
| 七八〇五・〇〇 | 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） | | | A |
| 七八〇六・〇〇 | その他の鉛製品 | | | A |
| 第七九類 | 亜鉛及びその製品 | | | |
| 七九・〇一 | 亜鉛の塊 | | | |
| 七九〇一・一一 | 亜鉛（合金を除く。） | | | |
| | 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの | 一キログラムにつき一円七二銭 | B3 | A |
| 七九〇一・一二 | 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの | | | A |
| 七九〇一・二〇 | 亜鉛合金 | | | A |
| | アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの | | | A |
| | その他のもの | | | |
| | 亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの | 一キログラムにつき一円六八銭 | B3 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七九〇二・〇〇 | その他のもの | | A |
| 七九・〇三 | 亜鉛のくず | | A |
| 七九〇四・〇〇 | 亜鉛のダスト、粉及びフレーク | | A |
| 七九〇五・〇〇 | 亜鉛の棒、形材及び線 | | A |
| 七九〇六・〇〇 | 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく | | A |
| 七九〇七・〇〇 | 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） | | A |
| | その他の亜鉛製品 | | A |
| 第八〇類 | すず及びその製品 | | A |
| 第八一類 | その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 | | A |
| 第八二類 | 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 | | A |
| 第八三類 | 各種の卑金属製品 | | A |
| 第八四類 | 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 | | A |
| 第八五類 | 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 | | A |
| 第八六類 | 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。） | | A |
| 第八七類 | 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 | | A |
| 第八八類 | 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 | | A |
| 第八九類 | 船舶及び浮き構造物 | | A |
| 第九〇類 | 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 | | A |
| 第九一類 | 時計及びその部分品 | | |
| 九一・〇一 | 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） | | A |
| 九一・〇二 | 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） | | A |
| 九一・〇三 | 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） | | A |
| 九一〇四・〇〇 | 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） | | A |
| 九一・〇五 | その他の時計（携帯用時計を除く。） | | A |
| 九一・〇六 | 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） | | A |
| 九一〇七・〇〇 | タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。） | | A |
| 九一・〇八 | ウォッチムーブメント（完成品に限る。） | | A |
| 九一・〇九 | その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。） | | A |
| 九一・一〇 | 時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント | | A |
| 九一・一一 | 携帯用時計のケース及びその部分品 | | A |
| 九一・一二 | 時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 | | A |
| 九一・一三 | 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 | | A |
| 九一一三・一〇 | 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの | | A |
| 九一一三・二〇 | 卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。） | | A |
| 九一一三・九〇 | その他のもの | | |
| | 革製又はコンポジションレザー製のもの | | |
| | 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの | 一六％ | B7 |
| | その他のもの | 一〇％ | B7 |
| | その他のもの | | |
| | 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの | 二％ | B7 |
| | その他のもの | | A |
| 九一・一四 | その他の時計の部分品 | | A |
| 第九二類 | 楽器並びにその部分品及び附属品 | | A |
| 第九三類 | 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 | | |
| 九三・〇一 | 軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。） | | A |
| 九三〇二・〇〇 | けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。） | | A |
| 九三・〇三 | その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃 | | A |
| 九三〇四・〇〇 | その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。） | | A |
| 九三・〇五 | 第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品 | | A |
| 九三〇五・一〇 | けん銃のもの | | A |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 九三〇五・二一 | 散弾銃の銃身 | | | | | |
| 九三〇五・二九 | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 九三〇五・九一 | 第九三・〇一項の軍用の武器のもの | | | | | |
| 九三〇五・九九 | その他のもの | | | | | |
| | 革製又はコンポジションレザー製のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 九三・〇六 | 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。） | | | | | |
| 九三〇七・〇〇 | 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや | | | | | |
| 第九四類 | 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 | | | | | |
| 九四・〇一 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものに限る。）及びこれらの部分品（九四・〇二項のものを除く。） | | | | | |
| 九四〇一・一〇 | 航空機に使用する種類の腰掛け | | | | | |
| 九四〇一・二〇 | 自動車に使用する種類の腰掛け | | | | | |
| 九四〇一・三〇 | 回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。） | | | | | |
| 九四〇一・四〇 | 腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ用のものを除く。） | | | | | |
| 九四〇一・五〇 | とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け | | | | | |
| 九四〇一・六一 | その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） | | | | | |
| 九四〇一・六九 | アップホルスターのもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 九四〇一・七一 | その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。） | | | | | |
| 九四〇一・七九 | アップホルスターのもの | | | | | |
| 九四〇一・八〇 | その他のもの | | | | | |
| 九四〇一・九〇 | その他の腰掛け | | | | | |
| | 部分品 | | | | | |
| | 革製のもの | | | | | |
| | 自動車に使用する種類のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| | その他のもの | | | | | |
| 九四・〇二 | 医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品 | | | | | |
| 九四・〇三 | その他の家具及びその部分品 | | | | | |
| 九四・〇四 | 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート | | | | | |
| 九四・〇五 | ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） | | | | | |
| 九四〇六・〇〇 | プレハブ建築物 | | | | | |
| 第九五類 | がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 | | | | | |
| 第九六類 | 雑品 | | | | | |
| 九六・〇一 | アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） | | | | | |
| 九六〇二・〇〇 | 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品 | | | | | |
| 九六・〇三 | ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束した房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。） | | | | | |
| 九六〇四・〇〇 | 手ふるい | | | | | |
| 九六〇五・〇〇 | トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。） | | | | | |
| 九六・〇六 | ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク | | | | | |
| 九六・〇七 | スライドファスナー及びその部分品 | | | | | |
| 九六・〇八 | ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。） | | | | | |
| 九六・〇九 | 鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク | | | | | |
| 九六一〇・〇〇 | 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。） | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 九六一一・〇〇 | 日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット | | | | | | | A |
| 九六・一二 | タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。） | | | | | | A | |
| 九六・一三 | たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。） | | | | | A | | |
| 九六・一四 | 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 | | | | A | | | |
| 九六・一五 | くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品 | | | A | | | | |
| 九六・一六 | 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド | | A | | | | | |
| 九六一七・〇〇 | 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） | A | | | | | | |
| 九六一八・〇〇 | マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの | | | | | | | |
| 第九七類 | 美術品、収集品及びこっとう | | | | | | | |

（インドネシアの表は省略）

附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a)　特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c)　次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(d)　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(e)　第三十一条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i)　統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(ii)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1　「非原産材料の価額」とは、第二十九条6の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2　「当該産品の価額」とは、第二十九条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。

(f)　(i)　千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品であって、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表

A又はBが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合に限る。

(ii)　(i)の規定は、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される産品については、適用しない。

第二編　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

| | |
|---|---|
| ○一・○一―○一・○六 | 第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第二類　肉及び食用のくず肉

| | |
|---|---|
| ○二・○一―○二・一○ | 第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。） |

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

| | |
|---|---|
| ○三・○一―○三・○七 | 第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

| | |
|---|---|
| ○四・○一―○四・一○ | 第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

| | |
|---|---|
| ○五・○一―○五・一一 | 第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

| | |
|---|---|
| ○六・○一―○六・○四 | 第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

| | |
|---|---|
| ○七・○一―○七・一四 | 第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

| | |
|---|---|
| ○八・○一―○八・一四 | 第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

| | |
|---|---|
| ○九○一・一一―○九○四・一二 | 第○九○一・一一号から第○九○四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| ○九○四・二○ | 第○九○四・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） |
| ○九・○五―○九・一○ | 第○九・○五項から第○九・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第一○類　穀物

| | |
|---|---|
| 一○・○一―一○・○八 | 第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

| | |
|---|---|
| 一一○一・○○―一一○二・一○ | 第一一○一・○○号又は第一一○二・一○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○二・二○―一一○二・三○ | 第一一○二・二○号又は第一一○二・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○二・九○―一一○三・一一 | 第一一○二・九○号又は第一一○三・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○三・一三 | 第一一○三・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○三・一九―一一○三・二○ | 第一一○三・一九号又は第一一○三・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○四・一二 | 第一一○四・一二号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一一○四・一九 | 第一一○四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |
| 一一○四・二二―一一○四・二三 | 第一一○四・二二号又は第一一○四・二三号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一一○四・二九―一一○四・三○ | 第一一○四・二九号又は第一一○四・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第一○類の材料からの変更を除く。） |

| | |
|---|---|
| 二一〇五・一〇―二一〇六・二〇 | 第二一〇五・一〇号から第二一〇六・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇六・三〇 | 第二一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 二一・〇七 | 第二一・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇八・一一―二一〇八・一二 | 第二一〇八・一一号又は第二一〇八・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇八・一三―二一〇八・一九 | 第二一〇八・一三号から第二一〇八・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇八・二〇 | 第二一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第六類又は第七類の材料からの変更を除く。） |
| 二一・〇九 | 第二一・〇九項の産品への他の類の材料からの変更を除く。） |

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

| | |
|---|---|
| 一二・〇一―一二・〇二 | 第一二・〇一項又は第一二・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一二・〇三 | 第一二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 一二・〇四―一二・一四 | 第一二・〇四項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

| | |
|---|---|
| 一三・〇一―一三・〇二 | 第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

| | |
|---|---|
| 一四・〇一―一四・〇四 | 第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

| | |
|---|---|
| 一五・〇一―一五・一〇 | 第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一五・一一 | 第一五・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一五・一二 | 第一五・一二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一五・一三 | 第一五・一三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一五一四・一一―一五一五・二九 | 第一五一四・一一号から第一五一五・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一五一五・三〇 | 第一五一五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一五一五・四〇―一五一五・五〇 | 第一五一五・四〇号又は第一五一五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一五一五・九〇 | 第一五一五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一五一六・一〇 | 第一五一六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一五一六・二〇 | 第一五一六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五一五・三〇号の材料からの変更を除く。） |
| 一五・一七 | 第一五・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項又は第一五・一三項の材料からの変更を除く。） |
| 一五・一八 | 第一五・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項、第一五・一三項又は第一五一五・三〇号の材料からの変更を除く。） |
| 一五・二〇―一五・二二 | 第一五・二〇項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

| | |
|---|---|
| 一六〇一・〇〇―一六〇二・四九 | 第一六〇一・〇〇号から第一六〇二・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二類又は第四類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇二・五〇 | 第一六〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一類、第二類又は第一〇類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇二・九〇 | 第一六〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。） |
| 一六・〇三―一六・〇四 | 第一六・〇三項又は第一六・〇四項の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・一〇―一六〇五・二〇 | 第一六〇五・一〇号又は第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・三〇―一六〇五・四〇 | 第一六〇五・三〇号又は第一六〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 一六〇五・九〇 | 第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類又は第一〇類の材料からの変更を除く。） |

| | |
|---|---|
| **第一七類　糖類及び砂糖菓子** | |
| 一七・〇一 | 第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・一一―一七〇二・一九 | 第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・二〇 | 第一七〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一七〇二・三〇―一七〇二・四〇 | 第一七〇二・三〇号又は第一七〇二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・五〇 | 第一七〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。） |
| 一七〇二・六〇―一七〇二・九〇 | 第一七〇二・六〇号又は第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七・〇三 | 第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 一七・〇四 | 第一七・〇四項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第一八類　ココア及びその調製品** | |
| 一八・〇一―一八・〇六 | 第一八・〇一項から第一八・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| **第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品** | |
| 一九・〇一 | 第一九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一九・〇二 | 第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第二〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。） |
| 一九・〇三 | 第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。） |
| 一九・〇四 | 第一九・〇四項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 一九・〇五 | 第一九・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第二〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。） |
| **第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品** | |
| 二〇・〇一―二〇・〇六 | 第二〇・〇一項から第二〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二〇・〇七 | 第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇八・一一 | 第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇八・一九―二〇〇八・二〇 | 第二〇〇八・一九号又は第二〇〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇八・三〇 | 第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第八類又は第一七類の材料からの変更を除く。） |
| 二〇〇八・四〇―二〇〇九・九〇 | 第二〇〇八・四〇号から第二〇〇九・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。） |
| **第二一類　各種の調製食料品** | |
| 二一〇一・一一―二一〇一・二〇 | 第二一〇一・一一号から第二一〇一・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第九類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇一・三〇 | 第二一〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。） |
| 二一・〇二 | 第二一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇三・一〇 | 第二一〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの各項又は第一七・〇一項の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇三・二〇 | 第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇三・三〇 | 第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二一〇三・九〇 | 第二一〇三・九〇号のインスタントカレーその他のカレー調製品への他の号の材料からの変更 |
| 二一・〇四 | 第二一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇五・〇〇―二一〇六・一〇 | 第二一〇五・〇〇号又は第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。） |
| 二一〇六・九〇 | 第二一〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二九類の材料からの変更を除く。） |
| **第二二類　飲料、アルコール及び食酢** | |
| 二二〇一・一〇―二二〇二・一〇 | 第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か |

| | |
|---|---|
| 二二〇二・九〇 | らの変更 |
| 二二・〇三 | 第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |
| 二二・〇四―二二・〇六 | 第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二二・〇七 | 第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| 二二〇八・二〇―二二〇八・三〇 | 第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二二〇八・四〇―二二〇八・六〇 | 第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 |
| 二二〇八・七〇 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二二〇八・九〇 | 第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。） |
| | 第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 |
| | 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| | 第二二〇八・九〇号の合成清酒又は料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。 |
| | 第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） |
| | 第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。） |
| | 第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更（第二九類の材料からの変更を除く。） |

## 第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

| | |
|---|---|
| 二三〇一・一〇 | 第二三〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二三〇一・二〇 | 第二三〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。） |
| 二三・〇二 | 第二三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二三〇三・一〇 | 第二三〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。） |
| 二三〇三・二〇―二三〇三・三〇 | 第二三〇三・二〇号又は第二三〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二三〇四・〇〇―二三〇六・四九 | 第二三〇四・〇〇号から第二三〇六・四九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 二三〇六・五〇 | 第二三〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更（第〇八・〇一項又は第一二・〇三項の材料からの変更を除く。） |
| 二三〇六・六〇 | 第二三〇六・六〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二〇七・一〇号の材料からの変更を除く。） |
| 二三〇六・七〇 | 第二三〇六・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一〇三・一三号の材料からの変更を除く。） |
| 二三〇六・九〇―二三〇八・〇〇 | 第二三〇六・九〇号から第二三〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 |
| 二三・〇九 | 第二三・〇九項の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 |

## 第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

| | |
|---|---|
| 二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 | 第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二四〇一・三〇 | 第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 |
| 二四・〇二―二四・〇三 | 第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

## 第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

## 第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

| | |
|---|---|
| 二五・〇一 | 第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二五〇二・〇〇―二五〇四・九〇 | 第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |
| 二五〇六・二九―二五〇七・〇〇 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇五・一〇―二五〇六・二一 | 第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 |
| 二五〇八・一〇 | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇八・二〇―二五〇八・六〇 | 第二五〇六・二九号若しくは第二五〇七・〇〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二九号又は第二五〇七・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| | 第二五〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 |
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| | 第二五〇八・二〇号から第二五〇八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・二〇号から第二五〇 |

| | |
|---|---|
| 二五〇八・七〇 | 八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二五〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五〇九・〇〇―二五一一・二〇 | 第二五〇九・〇〇号から第二五一一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五一一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一二・〇〇―二五一三・一九 | 第二五一二・〇〇号から第二五一三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五一三・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一三・二〇―二五一四・〇〇 | 第二五一三・二〇号若しくは第二五一四・〇〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一三・二〇号又は第二五一四・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一五・一一―二五一六・二二 | 第二五一五・一一号から第二五一六・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一五・一一号から第二五一六・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一六・九〇 | 第二五一六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五一七・一〇―二五二二・三〇 | 第二五一七・一〇号から第二五二二・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・一〇号から第二五二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二三・一〇―二五二五・二〇 | 第二五二三・一〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二三・一〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二五・三〇 | 第二五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二五二六・一〇―二五三〇・九〇 | 第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二六・一〇号から第二五三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第二六類　鉱石、スラグ及び灰

| | |
|---|---|
| 二六〇一・一一―二六〇二・〇〇 | 第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六・〇三―二六・〇四 | 第二六・〇三項若しくは第二六・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六・〇三項又は第二六・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六〇五・〇〇―二六〇八・〇〇 | 第二六〇五・〇〇号から第二六〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇五・〇〇号から第二六〇八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六・〇九 | 第二六・〇九項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二六一〇・〇〇―二六一六・一〇 | 第二六一〇・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一〇・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六一六・九〇 | 第二六一六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六一七・一〇―二六一八・〇〇 | 第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二六・一九―二六・二一 | 第二六・一九項から第二六・二一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六・一九項から第二六・二一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

| | |
|---|---|
| 二七〇一・一一―二七〇一・一九 | 第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二七〇一・二〇 | 第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二七〇二・一〇―二七〇三・〇〇 | 第二七〇二・一〇号から第二七〇三・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料か |

| | |
|---|---|
| 二七〇四・〇〇―二七〇九・〇〇 | らの変更<br>第二七〇四・〇〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇四・〇〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二七一〇・一一―二七一〇・一九 | 第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二七一〇・九一―二七一〇・九九 | 第二七一〇・九一号若しくは第二七一〇・九九号の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二七一一・一一―二七一五・〇〇 | 第二七一一・一一号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二七・一六 | 第二七・一六項の産品への他の項の材料からの変更 |

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程に用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

| | |
|---|---|
| 二八〇一・一〇―二八〇四・五〇 | 第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品（への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二八〇四・六一―二八〇四・六九 | 第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二八〇四・七〇―二八一三・九〇 | 第二八〇四・七〇号から第二八一三・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・七〇号から第二八一三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・七〇号から第二八一三・九〇号までの |

| | | |
|---|---|---|
| 二八一四・一〇 | 各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二八一四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二八一四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二八・一五項から第二八・四二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・一五項から第二八・四二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・一五項から第二八・四二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九〇五・四三―二九〇五・四四<br>二九〇五・四五<br>二九〇五・四九―二九〇五・五九<br>二九〇六・一一<br>二九〇六・一二―二九一四・一九 |
| 二八一四・二〇 | | |
| 二八・一五―二八・四二 | | |
| 二八四三・一〇―二八四三・九〇 | 第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一四・二二<br>二九一四・二二―二九一六・一四 |
| 二八・四四―二八・五一 | 第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 | 二九一六・一五 |
| **第二九類　有機化学品** | | 二九一六・一九―二九一八・一三 |
| 二九〇一・一〇―二九〇五・四二 | 第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。）<br>第二九〇五・四五号の産品への他の類の材料からの変更（第一五類の材料からの変更を除く。）<br>第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）<br>第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇六・一二号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九一四・二二号の産品への他の項の材料からの変更<br>第二九一四・二二号から第二九一六・一四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・二二号から第二九一六・一四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一四・二二号から第二九一六・一四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第二九一六・一五号の産品への他の類の材料からの変更（第一五類の材料からの変更を除く。）<br>第二九一六・一九号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一六・一九号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し | |

| | |
|---|---|
| 二九一八・一四―二九一八・一五 | くは生物工学的工程を経ること（第二九一六・一九号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九一八・一六―二九二二・三九 | 第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一七類又は第三類の材料からの変更を除く。） |
| 二九二二・四一―二九二二・四二 | 第二九一八・一六号から第二九二二・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九二二・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九二二・四三―二九二三・一〇 | 第二九二二・四一号又は第二九二二・四二号の産品への他の類の材料からの変更（第一七類の材料からの変更を除く。）<br>第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九二三・二〇 | 第二九二三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 二九二三・九〇―二九二四・二四 | 第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九二四・二九 | 第二九二四・二九号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二九二五・一一―二九三八・一〇 | 第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二五・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九三八・九〇 | 第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 二九三九・一一―二九三九・九九 | 第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 二九四一・一〇―二九四二・〇〇 | 第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第三〇類　医療用品

| | |
|---|---|
| 三〇・〇一―三〇・〇三 | 第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇・〇四 | 第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇〇五・一〇―三〇〇六・七〇 | 第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三〇〇六・八〇 | 第三〇〇六・八〇号の産品への他の類の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 第三一類　肥料 | |
| 三一〇一・〇〇―三一〇五・九〇 | 第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ | |
| 三二〇一・一〇―三二〇一・二〇 | 第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三二〇一・九〇<br>三二〇二・一〇―三二一五・九〇 | 第三二〇一・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 | |
| 三三〇一・一一<br>三三〇一・一二―三三〇一・一九<br>三三〇一・二一<br>三三〇一・二二 | 第三三〇一・一一号の産品への他の項の材料からの変更<br>第三三〇一・一二号から第三三〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）<br>第三三〇一・二一号の産品への他の項の材料からの変更<br>第三三〇一・二二号の産品への他の類の材料からの変更（第六類の材料からの変更を除く。） |
| 三三〇一・二三―三三〇一・二六 | 第三三〇一・二三号から第三三〇一・二六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更<br>第三三〇一・二九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。） |
| 三三〇一・三〇―三三〇一・九〇<br>三三〇二・一〇―三三〇七・九〇 | 第三三〇一・三〇号又は第三三〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更<br>第三三〇二・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇二・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇二・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 | |
| 三四・〇一 | 第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三四〇二・一一―三四〇二・九〇 | 第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三四・〇三―三四・〇七 | 第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

| | |
|---|---|
| 第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 | |
| 三五・〇一<br>三五〇二・一一―三五〇二・一九<br>三五〇二・二〇―三五〇二・九〇<br>三五・〇三―三五・〇五<br>三五・〇六―三五・〇七 | 第三五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）<br>第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更<br>第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 | |
| 三六・〇一―三六・〇六 | 第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三七類　写真用又は映画用の材料 | |
| 三七・〇一<br>三七・〇二―三七・〇七 | 第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第三八類　各種の化学工業生産品 | |
| 三八〇一・一〇―三八〇一・九〇<br>三八〇二・一〇<br>三八〇二・九〇―三八〇四・〇〇<br>三八〇五・九〇<br>三八〇五・一〇―三八〇五・二〇<br>三八〇六・一〇―三八〇六・二〇 | 第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三八〇二・一〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。<br>第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

| | |
|---|---|
| 三八〇六・三〇<br>三八〇六・九〇 | 第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更<br>第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八・〇七－三八・〇八 | 第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八〇九・一〇 | 第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）<br>第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八・一三 | 第三八一三号の産品への他の号の材料からの変更<br>第三八一三号の産品への他の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八二四・一〇－三八二四・五〇 | 第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八二四・六〇 | 第三八二四・六〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。）<br>第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三八二四・七一－三八二四・九〇 | |
| 三八・二五 | 第三八・二五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈　第三九類又は第四〇類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程に用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺

| | |
|---|---|
| 伝子の改変<br>(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製 | |
| 第三九類　プラスチック及びその製品 | |
| 三九・〇一―三九・一三 | 第三九・〇一項から第三九・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・〇一項から第三九・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 三九・一四―三九・二六 | 第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第四〇類　ゴム及びその製品 | |
| 四〇〇一・一〇―四〇〇一・二九 | 第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 四〇〇一・三〇―四〇一一・九九 | 第四〇〇一・三〇号から第四〇一一・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・三〇号から第四〇一一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・三〇号から第四〇一一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 四〇一二・一一―四〇一二・九〇 | 第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 四〇一三―四〇・一七 | 第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、<br>使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで） | |
| 第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革 | |
| 四一・〇一―四一・一五 | 第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | |
| 四二・〇一―四二・〇六 | 第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 | |
| 四三・〇一―四三・〇四 | 第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで） | |
| 第四四類　木材及びその製品並びに木炭 | |
| 四四・〇一―四四・〇三 | 第四四・〇一項から第四四・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 四四・〇四 | 第四四・〇四項の産品への他の項の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 四四・〇五 | |
| 四四・〇六―四四・一一 | 第四四・〇五項の産品への他の類の材料からの変更<br>第四四・〇六項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更<br>第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。） |
| 四四・一二 | |
| 四四・一三―四四・二二 | 第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |

第四五類　コルク及びその製品

| | |
|---|---|
| 四五〇一・一〇―四五〇四・九〇 | 第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

| | |
|---|---|
| 四六〇一・二〇―四六〇一・九一 | 第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号のいぐさ産品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）<br>第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号のその他の産品への他の類の材料からの変更<br>第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 四六〇二・九九―四六〇二・九〇 | |

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

| | |
|---|---|
| 四七〇一・〇〇―四七〇七・九〇 | 第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

| | |
|---|---|
| 四八〇一・〇〇―四八二三・九〇 | 第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

| | |
|---|---|
| 四九〇一・一〇―四九一一・九九 | 第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈1　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蚊加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング

(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39) ストレッチ加工
(40) 防ダニ加工
(41) ＵＶカット加工
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43) 吸水加工
(44) 防水加工
(45) はっ水加工
(46) ウェットデカタイジング
(47) 防風加工
(48) 針布起毛

注釈２　第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項、第五九・一〇項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にカードされ、若しくはコームされ、紡績され、浸染され、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第五〇類　絹及び絹織物

| | |
|---|---|
| 五〇・〇一 | 第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五〇・〇二―五〇・〇四 | 第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 |
| 五〇・〇五―五〇・〇六 | 第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更 |
| 五〇・〇七 | 第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物** | |
| 五一・〇一―五一・〇四 | 第五一・〇一項から第五一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五一・〇五 | 第五一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 |
| 五一・〇六―五一・一〇 | 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更 |
| 五一・一一―五一・一三 | 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五二類　綿及び綿織物** | |
| 五二・〇一―五二・〇三 | 第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五二・〇四―五二・〇七 | 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 五二・〇八―五二・一二 | 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物** | |
| 五三・〇一―五三・〇五 | 第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五三・〇六―五三・〇八 | 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更 |
| 五三・〇九―五三・一一 | 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物** | |
| 五四・〇一―五四・〇六 | 第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 五四・〇七―五四・〇八 | 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| **第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物** | |

| | |
|---|---|
| 五五・〇一―五五・〇七 | 第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。） |
| 五五・〇八―五五・一一 | 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。） |
| 五五・一二―五五・一六 | 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、<br>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

| | |
|---|---|
| 五六・〇一―五六・〇三 | 第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。） |
| 五六・〇四―五六・〇九 | 第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。） |

## 第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

| | |
|---|---|
| 五七・〇一―五七・〇五 | 第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇六項から第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項又は第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。 |

## 第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

| | |
|---|---|
| 五八・〇一―五八・一一 | 第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績される場合に限る。） |

## 第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

| | |
|---|---|
| 五九・〇一 | 第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） |
| 五九・〇二 | 第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。<br>第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

| | |
|---|---|
| 五九・一〇 | （第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）<br>第五九・一〇の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。<br>第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） |
| 五九・一一 | |

## 第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

| | |
|---|---|
| 六〇・〇一―六〇・〇六 | 第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、<br>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六一・〇一―六一・一七 | 第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。） |

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六二・〇一―六二・一一 | 第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。） |
| 六二・一二 | 第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。） |
| 六二・一三―六二・一七 | 第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第 |

| | |
|---|---|
| | 五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。） |

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六三・〇一―六三・一〇 | 第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。） |

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 六四・〇一―六四・〇六 | 第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第六五類　帽子及びその部分品

| | |
|---|---|
| 六五・〇一―六五・〇二 | 第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 六五・〇三―六五・〇五 | 第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇五項まで以外の項の材料からの変更 |
| 六五・〇六―六五・〇七 | 第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 |

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 六六〇一・一〇―六六〇三・九〇 | 第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

| | |
|---|---|
| 六七・〇一<br>六七〇二・一〇―六七〇四・九〇 | 第六七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第六七〇二・一〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七〇二・一〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

| | |
|---|---|
| 六八〇一・〇〇―六八一五・九九 | 第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六九類　陶磁製品

| | |
|---|---|
| 六九〇一・〇〇―六九一四・九〇 | 第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七〇類　ガラス及びその製品

| | |
|---|---|
| 七〇〇一・〇〇―七〇一七・九〇 | 第七〇〇一・〇〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇一・〇〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

| | |
|---|---|
| 七〇・一八<br>七〇一九・一一―七〇二〇・〇〇 | 第七〇・一八項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

| | |
|---|---|
| 七一・〇一<br>七一〇二・一〇―七一一・〇〇 | 第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一・一二 | 第七一・一二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 七一・一三―七一・一五 | 第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）<br>第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項又は第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号若しくは第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）<br>第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項又は第七一・一八項の材料からの変更を除く。）<br>第七一一八・一〇号若しくは第七一一八・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一八・一〇号又は第七一一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七一・一六 | |
| 七一・一七 | |
| 七一一八・一〇―七一一八・九〇 | |

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

| | |
|---|---|
| 七二・〇一 | 第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、 |
| 七二・〇二 | 第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七二・〇三 | 第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七二・〇四<br>七二〇五・一〇―七二九・九〇 | 第七二・〇四項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七二〇五・一〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七三類　鉄鋼製品

| | |
|---|---|
| 七三〇一・一〇―七三二六・九〇 | 第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七四類　銅及びその製品

| | |
|---|---|
| 七四〇一・一〇―七四〇三・二九 | 第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七四・〇四<br>七四〇五・〇〇―七四一九・九九 | 第七四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七五類　ニッケル及びその製品

| | |
|---|---|
| 七五〇一・一〇―七五〇二・二〇 | 第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 |

| | |
|---|---|
| | 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七五・〇三<br>七五〇四・〇〇―七五〇八・九〇 | 第七五・〇三項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第七六類　アルミニウム及びその製品

| | |
|---|---|
| 七六〇一・一〇―七六〇一・二〇 | 第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号又は第七六〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七六・〇二<br>七六〇三・一〇―七六一六・九九 | 第七六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第七八類　鉛及びその製品

| | |
|---|---|
| 七八〇一・一〇―七八〇一・九九 | 第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七八・〇二<br>七八〇三・〇〇―七八〇六・〇〇 | 第七八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第七九類　亜鉛及びその製品

| | |
|---|---|
| 七九〇一・一一―七九〇一・二〇 | 第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七九・〇二<br>七九〇三・一〇―七九〇七・〇〇 | 第七九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八〇類　すず及びその製品

| | |
|---|---|
| 八〇〇一・一〇<br>八〇〇一・二〇 | 第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二六類の材料からの変更を除く。）<br>第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八〇・〇二<br>八〇〇三・〇〇―八〇〇七・〇〇 | 第八〇・〇二項の産品への他の類の材料からの変更<br>第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

| | |
|---|---|
| 八一〇一・一〇―八一〇一・九六 | 第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇二・九七<br>八一〇二・九九―八一〇三・二〇 | 第八一〇二・九七号の産品への他の類の材料からの変更<br>第八一〇二・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇二・九九<br>八一〇三・二〇 | 第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号又は第八一〇三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇三・三〇<br>八一〇三・九〇―八一〇四・一九 | 第八一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の |

| | |
|---|---|
| 八一〇四・二〇 | 号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇四・三〇―八一〇五・二〇 | 第八一〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇五・三〇 | 第八一〇五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一〇五・九〇―八一〇七・二〇 | 第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇七・三〇 | 第八一〇七・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一〇七・九〇―八一〇八・二〇 | 第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇八・三〇 | 第八一〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一〇八・九〇―八一〇九・二〇 | 第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一〇九・三〇 | 第八一〇九・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一〇九・九〇―八一一〇・一〇 | 第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一〇・二〇 | 第八一一〇・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一一〇・九〇―八一一二・一二 | 第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・一三 | 第八一一二・一三号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一一二・一九―八一一二・二一 | 第八一一二・一九号若しくは第八一一二・二一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・一九号又は第八一一二・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・二二 | 第八一一二・二二号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一一二・二九 | 第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・三〇 | 第八一一二・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一一二・四〇―八一一二・五一 | 第八一一二・四〇号若しくは第八一一二・五一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・四〇号又は第八一一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 八一一二・五二 | 第八一一二・五二号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 八一一二・五九―八一一三・〇〇 | 第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八二〇一・一〇―八二一五・九九 | 第八二〇一・一〇号から第八二一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号から第八二一五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第八三類　各種の卑金属製品

| | |
|---|---|
| 八三〇一・一〇―八三一一・九〇 | 第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

## 第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

## 第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八四〇一・一〇―八四八五・九〇 | 第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 八五〇一・一〇―八五四八・九〇 | 第八五〇一・一〇号から第八五四八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五四八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

| | |
|---|---|
| 八六〇一・一〇―八六〇九・〇〇 | 第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 八七〇一・一〇―八七一六・九〇 | 第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 八八〇一・一〇―八八〇五・二九 | 第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第八九類　船舶及び浮き構造物

| | |
|---|---|
| 八九〇一・一〇―八九〇八・〇〇 | 第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 九〇〇一・一〇―九〇三三・〇〇 | 第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第九一類　時計及びその部分品

| | |
|---|---|
| 九一〇一・一一―九一一二・九〇 | 第九一〇一・一一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九一一三・一〇―九一一三・二〇 | 第九一一三・一〇号又は第九一一三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 |
| 九一一三・九〇 | 第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九一一四・一〇―九一一四・九〇 | 第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 九二〇一・一〇―九二〇九・九九 | 第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 九三〇一・一一―九三〇七・〇〇 | 第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三〇一・一一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

| | |
|---|---|
| 九四〇一・一〇―九四〇一・八〇 | 第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇一・九〇<br>九四〇二・一〇―九四〇四・一〇 | 第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇四・二一―九四〇四・二九<br>九四〇四・三〇 | 第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更<br>第九四〇四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇四・九〇 | 第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。<br>第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九四〇五・一〇―九四〇六・〇〇 | |

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

| | |
|---|---|
| 九五〇一・〇〇―九五〇八・九〇 | 第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第九六類　雑品

| | |
|---|---|
| 九六・〇一 | 第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五類の材料からの変更を除く。） |
| 九六〇二・〇〇―九六〇三・五〇 | 第九六〇二・〇〇号から第九六〇三・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇二・〇〇号から第九六〇三・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九六〇三・九〇<br>九六〇四・〇〇 | 第九六〇三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第九六〇四・〇〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇四・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九六・〇五 | 第九六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九六〇六・一〇―九六〇六・二二 | 第九六〇六・一〇号から第九六〇六・二二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・一〇号から第九六〇六・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 九六〇六・二九 | 第九六〇六・二九号の産品への他の類の材料からの変更 |
| 九六〇六・三〇―九六一八・〇〇 | 第九六〇六・三〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇六・三〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

| | |
|---|---|
| 九七〇一・一〇―九七〇六・〇〇 | 第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、<br>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　特恵の基準
11　その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）
12　輸出者の申告
13　証明
14　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四（第五章関係）　第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定に基づく義務をいう。

第一編　日本国の留保

| 分野又は事項 | この協定に基づく義務 |
|---|---|
| 一　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書五第一編の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。） | 内国民待遇（第五十九条） |
| 二　航空運輸業 | 内国民待遇（第五十九条）<br>最恵国待遇（第六十条） |
| 三　銀行業 | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 四　医薬品製造業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 五　貨物利用運送事業 | 内国民待遇（第五十九条）<br>最恵国待遇（第六十条） |
| 六　熱供給業 | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 七　情報通信業 | 内国民待遇（第五十九条）<br>内国民待遇（第五十九条） |
| 八　皮革及び皮革製品製造業 | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条）<br>内国民待遇（第五十九条） |
| 九　船舶の国籍に関する事項 | 内国民待遇（第五十九条）<br>特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 十　鉱業 | 内国民待遇（第五十九条） |

| | |
|---|---|
| 十一　石油業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 十二　鉄道業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 十三　航空機登録原簿への航空機の登録 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 十四　道路旅客運送業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 十五　警備業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 十六　上水道業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| 十七　水運業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 最恵国待遇（第六十条） |

（インドネシアの留保は省略）

附属書五（第五章関係）　第六十四条3に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることができる第五十九条、第六十条及び第六十三条の規定に基づく義務をいう。

第一編　日本国の留保

| 分野又は事項 | この協定に基づく義務 |
|---|---|
| 一　航空宇宙産業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 二　武器・火薬産業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 三　放送業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 四　エネルギー産業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 五　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 最恵国待遇（第六十条） |
| 六　土地取引に関する事項 | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 最恵国待遇（第六十条） |
| 七　公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。） | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 八　国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。） | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| 九　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 最恵国待遇（第六十条） |
| 十　補助金 | 特定措置の履行要求の禁止（第六十三条） |
| | 内国民待遇（第五十九条） |
| | 最恵国待遇（第六十条） |

（インドネシアの留保は省略）

附属書六（第五章関係）　第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定

第五十八条(c)及び(h)の規定にかかわらず、日本国の投資家によりインドネシアの関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業は、当該企業とインドネシアとの間の紛争であって、インドネシアの区域内にある当該企業の投資財産についてのものに関し、第六十九条の規定の文脈において、日本国の投資家とみなされる。したがって、当該企業とインドネシアとの間の紛争に関し、当該企業は、同条に規定する「紛争投資家」として同条に定める手続を利用することができる。

附属書七（第六章関係）　金融サービス

第一節　適用範囲及び定義

1　この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第七十七条(u)に規定するサービスの提供をいう。

2(a)　この附属書の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(GG)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(HH)　資金媒介業

(II)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(JJ)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(KK)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL)　(AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B)　締約国の中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b)　第七十七条(m)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i)　締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii)　公的機関が締約国政府の勘定のために若しくは締約国政府の保証の下に又は締約国政府の財源を使用して行うその他の活動

(c)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第七十七条(m)に規定する「サービス」には、当該活動を含める。

(d)　第七十七条(p)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節　国内規制

1　第六章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2　第六章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百四十二条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

附属書八（第六章関係）　第八十一条に関する特定の約束に係る表

第一編　日本国の特定の約束に係る表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第八十一条３の規定に基づき特定の分野又は小分野に「ＳＳ」を記載することは、「約束しない。＊」と記載したサービスの提供の態様に関し、日本国がいかなる措置を採用し、又は維持することも妨げるものではない。

4　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第六章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

分野ごとに行う特定の約束

| 分野 | SS/S | 市場アクセスに係る制限 | 内国民待遇に係る制限 | 追加的な約束 |
|---|---|---|---|---|
| 1　実務サービス<br>A　自由職業サービス<br>(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス | SS | (1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1)　制限しない。 | |
| | | | (2)　制限しない。<br>業務上の拠点が必要である。 | |
| | | | (3)　制限しない。<br>サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | |
| | | | (4)　制限しない。 | |
| | SS | | (1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。<br>サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | |
| | | | (2)　制限しない。 | |
| | | | (3)　制限しない。 | |
| | | | (4)　制限しない。<br>業務上の拠点が必要である。 | |
| (a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（八六一＊＊）<br>法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。<br>(i)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成<br>(ii)　サービス提供者が弁護士としての資格 | SS | (1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。<br>サービスは、自然人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 | (3)(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として |
| | | (2)　制限しない。<br>サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2)　制限しない。 | |
| | | (3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (3)　制限しない。 | |
| | | (4)　業務上の拠点が必要である。 | (4)　制限しない。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明 | 認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。 | | |
| (iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス | (b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。 | | |
| (iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 | (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 | | |
| (b) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。 | (d) 国際仲裁における代理を認める。 | | |
| サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 | サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。<br>法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。<br>(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。<br>(b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。<br>(c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。<br>(d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。<br>(e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。<br>(f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 | | |
| (a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | SS | (1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | SS | (1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | | 業務上の拠点が必要である。 | |
| | | (2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 | (2) 制限しない。 |
| (a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | SS | (1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | | 業務上の拠点が必要である。 | |
| | | (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |
| (a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九） | SS | (1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。<br>特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 | (2) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 | | | |
| (4) 制限しない。 | | | |
| (a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | SS | | |
| (1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (1) 制限しない。 | | |
| (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (2) 制限しない。 | | |
| (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 | | |
| (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | | |
| (a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（八六一＊＊） | SS | | |
| (1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 | (1) 制限しない。 | | |
| (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | | |
| (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 | | |
| (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | | |
| 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | | | |
| 業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 | | | |
| (2) 制限しない。 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 | | | |
| (4) 業務上の拠点が必要である。 | (3) 制限しない。 | | |
| | (4) 制限しない。 | | |
| (b) 会計、監査及び簿記のサービス（八六二） | SS | | |
| (1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。 | (1) 制限しない。 | | |
| 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。 | | | |
| 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 | | |
| (2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 | | | |
| 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 | | | |
| (3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を | (3) 制限しない。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 | |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (c) 税務サービス（八六三） | SS | (1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。<br>注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。<br>当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。<br>当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | (d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス（八六七一二、八六七一三、八六七一四（注））（八六七二二、八六七二三、八六七二四（注）、八六七二五（注）、八六七二七（注））<br>注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。 | |
| | SS | | |
| | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | | (d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス（八六七一一）（八六七二（注））（八六七四二（注））<br>注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | SS | | |
| (e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（八六七二（注））（八六七三（注）） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。 | | | |
| (e)、(g)、F(e)、F(m)　土木相談サービス（八六七二一（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注））<br>（八六七四一、八六七四二（注））<br>（八六七六一（注））<br>（八六七五一（注）、八六七五二（注））<br>注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| に限る。 | | | |
| (g)　都市計画及び景観設計サービス（八六七四（注））<br>注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。 | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (h)　医師及び歯科医師サービス（九三一二） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 |
| (i)　獣医サービス（九三二一） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (j)　助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス（九三一九一＊＊） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 |
| (j)　日本国の法律により「理学療法士」としての資格を有する理学療法士又は「栄養士」としての資格を有する栄養士が提供するサービス（九三一九一＊＊） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、<br>(4) 約束しない。 |
| B　電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C　研究及び開発のサービス<br>(a)　自然科学の研究及び開発のサービス（八五一）<br>(b)　社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（八五二）<br>(c)　学際的な研究及び開発のサービス（八五三） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| D　不動産に係るサービス<br>(a)　所有し、又は賃借する不動産（日本国内にある。）<br>(1)　業務上の拠点が必要である。 | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| もの）に係るサービス（八二一＊＊） | | (2) 業務上の拠点が必要である。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 業務上の拠点が必要である。 |
| (a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二一＊＊） | SS | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二二＊＊） | SS | (1) 業務上の拠点が必要である。 |
| | | (2) 業務上の拠点が必要である。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 業務上の拠点が必要である。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二＊＊） | SS | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 |
| E 運転者を伴わない賃貸サービス | | |
| (a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇三） | SS | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 |
| 注　日本国の船舶を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 | | |
| (b) (a) 日本国民 | | |
| (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの | | |
| (b) 航空機（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇四） | | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 約束しない。 |
| 注　日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 | | |
| (a) 日本国民 | SS | |
| (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの | | |
| (c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五） | | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇六－八三一〇九）（八三二） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| F その他の実務サービス<br>(a) 広告サービス（八七一） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (c) 経営相談サービス（八六五） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (d) 経営相談に関連するサービス（八六六〇一、八六六〇九） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（八六七六＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス | SS | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要であること。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |
| （八六七六三＊＊）<br>(a) 特定計量器の定期検査のサービス<br>(b) 特定計量器の検定のサービス<br>(c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）<br>(d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス<br>(e) 特定計量証明事業者に対する認定<br>(f) 計量器の校正等のサービス | | (3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (f) 農林業及び狩猟に付随するサービス（八八一） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 |
| (h) 鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に従って提供しなければならない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 |

| | | |
|---|---|---|
| (i) 製造業に付随するサービス（八八四＊＊、八八五） | | |
| (a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 約束しない。 | |
| (b) (a)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス | SS<br>(1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (j) エネルギー流通に付随するサービス（八八七） | | |
| (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス | (1) 約束しない。 | (1) 約束しない。 |
| (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるための | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| | (2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 |
| | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| サービスに限る。）<br>(a) 港湾運送サービス<br>(b) 建設工事<br>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）（八七二〇一、八七二〇二） | | |
| (k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）<br>注　労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。<br>(a) 港湾運送サービス<br>(b) 建設工事<br>(c) 警備<br>(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）（八七二〇三、八七二〇九） | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | SS | |
| (1) 調査サービス（八七三〇一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | |
| | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）（八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） | SS | (1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。<br>注1　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。<br>注2　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。<br>(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 | (m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三＊＊、八六七五四＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 約束しない。 | (m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）（八六七五一＊＊、八六七五二＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三＊＊、八六七五四＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注））（八六七五一＊＊、八六七五二＊＊）<br>注　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。 | | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三＊＊、八六七五四＊＊） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない

| | | | |
|---|---|---|---|
| の保守及び修理（六三三、八八六一－八八六六） | | (3) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (o) 建築物の清掃サービス（八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九） | SS | (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (p) 写真サービス（八七五） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (q) こん包サービス（八七六） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (r) 印刷及び出版のサービス | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| (s) 会議サービス（八七九〇九＊＊） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 信用調査のサービス（八七九〇一） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 回収代行のサービス（八七九〇二＊＊） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (a) 法律事件に係る法律業務を構成しないもの | | | |
| (b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの（注） | SS | (1) サービスは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) サービスは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 業務上の拠点が必要である。 | (4) 制限しない。 |

注　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）に規定する債権以外の債権を譲り受けて回収する場合を除く。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (t) 電話応答のサービス（八七九〇三） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 複写のサービス（八七九〇四） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 翻訳及び通訳のサービス（八七九〇五） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（八七九〇六） | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。 | (3) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (t) 専門デザイン・サービス（八七九〇七） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（八七九〇九＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (t) エネルギー製造業に付随するサービス（熱供給業及び石油産業に関連するもの） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| 2 通信サービス | | | |
| A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）<br>注 郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達以外の郵便又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11 運送サービス」参照）<br>特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |

特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する業をいう。
(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物
(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物
(c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物

| | | | |
|---|---|---|---|
| C 電気通信サービス<br>基本電気通信サービス<br>(a) 音声電話サービス（七五二一）<br>(b) パケット交換データ伝送サービス（七五二三＊＊）<br>(c) 回線交換データ伝送サービス（七五二三＊＊）<br>(d) テレックス・サービス（七五二三＊＊）<br>(f) ファクシミリ・サービス（七五二一＊＊、七五二九＊＊）<br>(g) 専用回線サービス（七五二二＊＊、七五二 | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。<br>注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。<br>(4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。<br>(4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |

日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。

三＊＊）

(o)　その他

追加的な約束

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義

この追加的な約束において、

(a)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(f)　「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g)　「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。

1　競争条件の確保のためのセーフガード

1.1　電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2　セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b)　電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2　相互接続

2.1　確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2

主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3　コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4　認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a)　相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b)　相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c)　相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d)　提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.5　相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

2.6　主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7　相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8　相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス | | | |
| A 建築物に係る総合建設工事<br>（五一二） | | | |
| B 土木に係る総合建設工事<br>（五一三） | | | |
| C 設置及び組立工事<br>（五一四、五一六） | | | |
| D 建築物の仕上工事<br>（五一七） | | | |
| E その他<br>（五一一、五一五、五一八） | | | |
| (a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) これらのサービスで鉱業に関連するもの | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 流通サービス | | 業務上の拠点が必要である。 | |
| A 問屋サービス<br>（六二一、六一一一、六一三〇、六一二〇） | | | |
| B 卸売サービス<br>（六二二、六一一一、六一三〇、六一二〇） | | | |
| C 小売サービス<br>（六三一、六三二、六一一、六一二、六一三〇、六一二一〇） | | | |
| D フランチャイズ・サービス<br>（八九二九） | | | |
| (a) これらのサービスで、石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの<br>注　公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続し | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| | | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| て開場されるものをいう。 | | | |
| (b) 石油及び石油製品に関連するもの | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 | |
| (c) アルコール飲料に関連するもの | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。<br>(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| (d) 公共卸売市場において提供されるもの | SS<br>(1) 約束しない。＊<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に従って提供しなければならない。<br>中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 約束しない。＊<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| E その他 | | | |
| (a) 自動車両用燃料の小売サービス（六一二） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 | |
| (b) 熱供給の卸売及び小売サービス | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 | |
| 5 教育サービス | | | |
| A 初等教育サービス | | | |
| 保育所が提供する就学前教育サービス（九二一一〇＊＊） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。 | |
| 保育サービス（九三二一） | (3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | |
| 初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二一一〇＊＊、九二一九） | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | |
| 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期 | | | |
| 注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。<br>注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 | | |
| B　中等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）<br>（九二二一、九二二二、九二二三）<br>注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。<br>注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、 | (1)　約束しない。 | (1)　約束しない。 |
| | (2)　約束しない。<br>(3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。<br>(4)　約束しない。 | (2)　約束しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　約束しない。 |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| 日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 | | |
| C　高等教育サービス（注1）（注2）<br>（九二三一、九二三九）<br>注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。<br>注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 | SS | SS |
| | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。<br>(4)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| | | |
| D　成人教育サービス（注1）（注2） | SS | SS |
| | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。 | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。 |
| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （九二四）<br>E　その他の教育サービス<br>（注1）（注2）<br>（九二九） | | (3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | 注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。<br>注2　学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。 |
| （九四〇二）<br>C　衛生サービス及びこれに類似するサービス<br>（九四〇三） | SS | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| （九四〇二）<br>D　その他<br>排気ガス処理サービス<br>（九四〇四）<br>騒音除去サービス<br>（九四〇五）<br>自然及び景観の保護サービス<br>（九四〇六）<br>その他の環境保護サービス<br>（九四〇九） | SS | (1)　約束しない。＊<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 | |
| （九四〇二）<br>（九四〇一） |

| | |
|---|---|
| 分野において第七十八条から第八十条までの規定及び附属書七の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 | |
| (1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。 |
| (a) 日本国内で運送される貨物 | |
| (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 | |
| 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 | |
| (2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 | (2) 制限しない。 |
| (a) 日本国内で運送される貨物 | |
| (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 | |
| 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 | |
| (3) 制限しない（注）。 | (3) 制限しない。 |
| 注　保険仲介サービス | |

| | |
|---|---|
| は、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 | |
| (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） | |
| 第七十七条(ii)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十八条から第八十条までの規定及び附属書七の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 | |
| (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。 |
| (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| (3) 制限しない。 | (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 |
| (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| 8　健康に関連するサービス及び社会事業サービス | |
| A　病院サービス（九三一一） | |
| (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ |
| (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 |
| (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| B　その他人に関する健康 | |

| サービス | | | |
|---|---|---|---|
| 教急車において行われる医療サービス（九三一九二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | | |
| 病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス（九三一九三） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | | |
| 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に規定する採血サービス（九三一九九） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | | |
| C 社会事業サービス（保育サービスを除く。）（九三三。ただし、九三二一を除く。） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| 9 観光サービス及び旅行に関連するサービス | | | |
| A ホテル及び飲食店のサービス<br>ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。）（六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。） | SS<br>(1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 仕出しサービス（六四二三） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | (4) 制限しない。 |
| B 旅行業サービス（七四七一） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | (4) 制限しない。 |
| C 観光客の案内サービス（七四七二） | SS<br>(1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| 10 娯楽、文化及びスポーツのサービス<br>A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）（九六一九） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| B 通信社サービス | SS<br>(1) 制限しない。 | | |
| （九六二） | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス<br>図書館及び記録保管所のサービス（九六三一、九六三二） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス（九六三二） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| その他の文化サービス（九六三三） | SS<br>(1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | D　スポーツその他の娯楽のサービス | | |
| | スポーツに係るサービス（九六四一） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | 遊園地及び海水浴場のサービス（九六四九二） | | |
| | その他の娯楽のサービス（他の分野に分類されているものを除く。）（九六四九九） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | 11　運送サービス | | |
| | A　海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） | | |
| | (a)、(b)　国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（七二一一、七二一二） | SS | (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。<br>(a) 日本国の港への入港<br>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し<br>(2) 制限しない。<br>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。<br>注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。<br>(a) 日本国民<br>(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの<br>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）） | (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。<br>(a) 日本国の港への入港<br>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し<br>(2) 制限しない。<br>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。<br>注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。<br>(a) 日本国民<br>(b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの<br>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）） |
| | | 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。<br>(a) 水先サービス<br>(b) 押し船及び引き船のサービス<br>(c) 食料供給、給油及び給水のサービス<br>(d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス<br>(e) ポートキャプテン・サービス<br>(f) 航行補助サービス<br>(g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）<br>(h) 応急の修理サービス<br>(i) びょう泊及び係留のサービス | 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。<br>(a) 水先サービス<br>(b) 押し船及び引き船のサービス<br>(c) 食料供給、給油及び給水のサービス<br>(d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス<br>(e) ポートキャプテン・サービス<br>(f) 航行補助サービス<br>(g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）<br>(h) 応急の修理サービス<br>(i) びょう泊及び係留のサービス |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。<br>(4)(a) 船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。<br>(b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。 | |
| (c) 乗組員を伴う船舶（自本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸 | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |
| (d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 押し船及び引き船のサービス（七二一四） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (f) 引揚げその他の救助 | SS | (1) 制限しない。 | (1) 制限しない。 |
| A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| （七二一三） | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四＊＊、七四五九＊＊） | | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。<br>(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | (4)　日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。<br>注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 |
| 海上運送の代理店サービス（海上運送サービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの | SS | (1)　制限しない。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　制限しない。<br>(4)　制限しない。 |
| 海上貨物利用運送サービス（海上運送サービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの） | SS | (1)　業務上の拠点が必要である。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(4)　業務上の拠点が必要である。 |
| | | (1)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(2)　制限しない。<br>(3)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。<br>(4)　事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 |

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるような条件をいう。

定義

1　「国際海上運送サービス」を提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、インドネシアの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国内で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第七十七条(1)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d)　何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e)　日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第七章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a)　貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b)　貨物の固縛又は固縛の解除

(c)　積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

| | | | |
|---|---|---|---|
| B 内陸水路における運送サービス | | | |
| (d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 |
| (e) 押し船及び引き船のサービス | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| （七二二四） | SS | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四＊＊、七四五九＊＊） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C 航空運送サービス | | | |
| (d) 第七十七条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 第七十七条(t)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |
| | | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (e) 第七十七条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| D 宇宙運送（七三三） | | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| E 鉄道運送サービス | | | |
| (a) 旅客運送（七一一一） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (b) 貨物運送（七一一二） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 |
| (c) 押し列車及び引き列車のサービス（七一一三） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（八八六八＊＊） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸 | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (e) 鉄道運送サービスの支援サービス（七四三） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | F 道路運送サービス<br>(a) 旅客運送（七一二一、七一二二、七一二三、七一二四、七一二二二） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>(4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>業務上の拠点が必要である。 |
| | (b) 貨物運送（七一二三） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。<br>(4) 制限しない。 |
| | (c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸（七一二四） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | (d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス（六一一二、八八六七） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 |
| | (e) 道路運送サービスの支援サービス（七四四） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 |
| | G パイプライン輸送<br>(a) 燃料の輸送（七一三一）<br>(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス | SS | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。<br>(4) 約束しない。 |
| | (b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| | | | (4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 |
| | | | (4) 制限しない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (b) 燃料以外の物品の輸送サービス（七一三九） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| H すべての形態の運送の補助的なサービス<br>(a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四一） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| (b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（七四二） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| (b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス（七四二） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 | | |
| | SS | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | | |
| (c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四八） | SS | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| (d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの） | SS | (1) 業務上の拠点が必要である。<br>(2) 業務上の拠点が必要である。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| 12 いずれの分野にも含まれない | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| いその他のサービス<br>洗たく、クリーニング及び染色のサービス（洗たく物の回収サービスを除く。）（九七〇一。ただし、九七〇一一を除く。） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。＊ | | |
| 洗たく物の回収サービス（九七〇一一） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| 整髪及びその他の美容サービス（九七〇二一、九七〇二二） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | |
| 水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むインドネシア様式のサービス（インドネシア・スパ・サービス）（医療関連サービスを除く。） | | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。 | | |
| | | (4) 制限しない。 | (4) 制限しない。 | | |

（インドネシアの特定の約束に係る表は省略）

附属書九（第六章関係）　第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表

第一編　日本国の表

| 分野 | 第八十二条の規定に適合しない措置の概要 | 免除の期間 | 免除の必要性を生じさせている状況（注） |
|---|---|---|---|
| 海上貨物利用運送サービス | 海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。 | この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。 | インドネシアにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の会社に与えられることを確保する必要がある。 |
| 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） | 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。<br>(a) 日本国の港への入港<br>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し | この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。 | 日本国の船舶運航事業者がインドネシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。 |
| エネルギー・サービス | 電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七十七条(a)(iii)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 | 無期限 | 効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。 |
| 漁業に関連するサービス | 日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。<br>(a) 水産資源の採取を伴わない調査<br>(b) 集魚<br>(c) 漁獲物の保蔵及び加工<br>(d) 漁獲物及びその製品の輸送<br>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給 | 無期限 | 漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。 |

注　「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（附属書八第一編の日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。

（インドネシアの表は省略）

附属書十（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

第一編　日本国の特定の約束

第一節　インドネシアの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するインドネシアの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　インドネシアの企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する企業又は日本国内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b)　当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような企業を管理する活動

(iii)　日本国において設立され、又は組織されるそのような企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　インドネシアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するインドネシアの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドネシアの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービ

ス

(f) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(g) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(h) 日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

(i) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(j) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事するインドネシアの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1(a)及び(b)に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人

1　次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(b) インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

(c) 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「看護師」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動

(ii) (i)に規定する研修の修了後の、病院における「看護師」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて病院を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

注釈1　この1及び2の規定の適用上、「修了証書Ⅲ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。

注釈2　この1に規定するインドネシアの自然人は、この1の規定に基づく最長の期間まで日本国に滞在するときは、通常の状況においては、出願に基づき及び日本国の法令に従い、「看護師」としての資格を取得するための国家試験を最大三回まで受けることができる。

注釈3　この1並びに2及び3の規定の適用上、「日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関」は、インドネシアの自然人を公私の機関に紹介することについてインドネシア海外労働者派遣・保護庁と契約を締結している機関でなければならない。

2　次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する者であること。

(i)　インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

(ii)　インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

(iii)　インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(b)　インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

(c)　日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(d)　日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動

(ii)　(i)に規定する研修の修了後の、介護施設における「介護福祉士」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて介護施設を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

3　次の(a)及び(b)の要件を満たすインドネシアの自然人については、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　次のいずれかの期間に「看護師」又は「介護福祉士」としての資格を与えられた者であること。

(i)　1又は2の規定に基づく滞在の間に「看護師」又は「介護福祉士」としての資格が与えられなかった後の期間

(ii)　1又は2の規定に基づく滞在の間に「看護師」又は「介護福祉士」としての資格が与えられた後の期間

(b)　日本国における一時的な滞在の間に、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて「看護師」又は「介護福祉士」として業務に従事しようとする者であること。

注釈　この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a)(i)の規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなく日本国を出国したインドネシアの自然人又は(a)(ii)の規定に該当するインドネシアの自然人は、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a)　インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

(b)　日本国の法令に基づいて病院又は介護施設を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約を締結した者であること。

4(a)　日本国は、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるインドネシアの自然人の年間の最大人数を決定することができる。

(b)　日本国は、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づき日本国に滞在するインドネシアの自然人の最大人数を決定することができる。

(c)　日本国の社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、日本国は、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この節の規定に基づく約束の実施の停止を含む。）を行うことができる。

(d)　日本国政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行われる決定を、当該決定の実施の前に、インドネシア政府に対し通報する。

5　日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(d)(ii)又は2(d)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(d)(i)又は2(d)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6　日本国政府は、1(d)(i)及び2(d)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア

政府に対し通報する。

7　1(d)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(d)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

8　1から3までの規定の適用上、インドネシア政府は、次の事項を行う。

(a)　インドネシア海外労働者派遣・保護庁によって実施された募集過程を経たインドネシアの自然人（1から3までの規定の条件を満たす者に限る。）のみを指名すること。

(b)　指名されたインドネシアの自然人並びに公私の機関の名称及び住所を、日本国政府が要求する他の情報とともに、外交上の経路を通じて、日本国政府に対し書面により通報すること。

第二編　インドネシアの特定の約束

第一節　日本国の短期の商用訪問者

商用の会合又は業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（インドネシアにおいて投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、インドネシア国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなくインドネシアに滞在する日本国の自然人については、六十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　日本国の企業内転勤者

次の(a)及び(b)の要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　インドネシアへの入国及びインドネシアにおける一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、インドネシア国内においてサービスを提供する企業又はインドネシア国内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b)　当該企業のインドネシアにおける支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、インドネシアにおいて設立され、若しくは組織される企業に転任する者であること。

第三節　日本国の投資家

インドネシアにおける一時的な滞在の間にインドネシアの法令によって認められた次のいずれかの活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　インドネシアにおける事業に投資してその経営を行う活動

(b)　インドネシアの者以外の者であってインドネシアにおける事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　インドネシアにおける事業であってインドネシアの者以外の者が投資しているものの管理

第四節　インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、インドネシアにおける一時的な滞在の間に、機械技術者、電気技術者などの業務活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第五節　インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人

1　次の(a)から(d)までの要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令に基づいて資格を有する看護師であって、日本国の法令に基づいて看護課程を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(b)　日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(c)　インドネシア政府が指定する日にインドネシアに入国しようとする者であること。

(d)　インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアの法令に基づいて看護師としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　六箇月間のインドネシア語の語学課程を履修する活動

(ii)　(i)に規定するインドネシア語の語学課程の修了後の、病院における実習を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、インドネシアの法令に基づいて病院を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの保健省及び労働・移住省の職員で構成する調整チームにより紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本国政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

注釈　この1に規定する日本国の自然人は、この1の規定に基づく最長の期間までインドネシアに滞在するときは、通常の状況においては、出願に基づき及びインドネシアの法令に従い、看護師としての資格を取得するための国家資格試験を最大三回まで受けることができる。

2　次の(a)から(d)までの要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　次の(i)又は(ii)に該当する者であること。

(i)　日本国における高等学校教育又はこれと同等の教育の修了後、修了に要する期間が少なくとも三年間である看護課程を修了した者

(ii)　高等学校教育又はこれと同等の教育の修了後、修了に要する期間が少なくとも二年間である学問的課程を修了した者であって、第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針が規定する要件を満たしているもの

(b)　日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(c)　インドネシア政府が指定する日にインドネシアに入国しようとする者であること。

(d)　インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアの法令に基づいて介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　六箇月間のインドネシア語の語学課程を履修する活動

(ii)　(i)に規定するインドネシア語の語学課程の修了後の、インドネシアの労働・移住省の調整の下での介護施設における実習を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、インドネシアの法令に基づいて介護施設を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの労働・移住省により紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本国政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

3　次の(a)及び(b)の要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、毎年更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　次のいずれかの期間に、インドネシアの法令に従って、インドネシア政府により看護師又は必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者であること。

(i)　1又は2の規定に基づく滞在の間

(ii)　1又は2の規定に基づく滞在の間に看護師又は介護福祉士としての資格が与えられなかった後の期間

(b)　インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師又は介護福祉士として業務に従事しようとする者であること。

注釈　この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a)(i)の規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなくインドネシアを出国した日本国の自然人又は(a)(ii)の規定に該当する日本国の自然人は、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a)　日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(b)　インドネシアの法令に基づいて病院又は介護施設を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの保健省及び労働・移住省の職員で構成する調整チームにより紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本国政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約を締結した者であること。

4(a)　インドネシアは、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可される日本国の自然人の年間の最大人数を決定することができる。

(b)　インドネシアは、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づきインドネシアに滞在する日本国の自然人の最大人数を決定することができる。

(c)　インドネシアの社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、インドネ

シアは、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この節の規定に基づく約束の実施の停止を含む。）を行うことができる。

(d)　インドネシア政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行われる決定を、当該決定の実施の前に、日本国政府に対し通報する。

5　インドネシアは、日本国の自然人の言語能力が1(d)(ii)又は2(d)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該日本国の自然人について、それぞれ1(d)(i)又は2(d)(i)に規定するインドネシア語の語学課程を全面的又は部分的に免除することができる。

6　インドネシア政府は、1(d)(i)及び2(d)(i)に規定するインドネシア語の語学課程について、様式その他の関連する情報を日本国政府に対し通報する。

7　1(d)に規定する病院における実習、2(d)に規定するインドネシアの労働・移住省の調整の下での介護施設における実習、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定するインドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約については、インドネシア政府が日本国政府に対し通報する条件を満たすものとする。

8　1から3までの規定の適用上、日本国政府は、次の事項を行う。

(a)　日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものによって実施された募集過程を経た日本国の自然人（1から3までの規定の条件を満たす者に限る。）のみを指名すること。

(b)　指名された日本国の自然人並びに公私の機関の名称及び住所を、インドネシア政府が要求する他の情報とともに、外交上の経路を通じて、インドネシア政府に対し書面により通報すること。

附属書十一（第八章関係）　エネルギー・鉱物資源物品の表

注釈1　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈2　関税率表番号の第二六二〇・一一号、第二六二〇・一九号、第二六二〇・三〇号、第二六二〇・四〇号及び第二六二〇・九九号に該当する物品は、採掘活動の開発過程において得られるものに限る。

| 関税率表番号 | 品名 |
|---|---|
| 二六〇一・一一 | 鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させてないもの |
| 二六〇三・〇〇 | 銅鉱（精鉱を含む。） |
| 二六〇四・〇〇 | ニッケル鉱（精鉱を含む。） |
| 二六〇六・〇〇 | アルミニウム鉱（精鉱を含む。） |
| 二六〇九・〇〇 | すず鉱（精鉱を含む。） |
| 二六一〇・〇〇 | クロム鉱（精鉱を含む。） |
| 二六一四・〇〇 | チタン鉱（精鉱を含む。） |
| 二六一六・九〇 | 貴金属鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの |
| 二六二〇・一一 | 灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、ハードジンクスペルター |
| 二六二〇・一九 | 灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもので、その他のもの |
| 二六二〇・三〇 | 灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、銅を主成分とするもの |
| 二六二〇・四〇 | 灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、アルミニウムを主成分とするもの |
| 二六二〇・九九 | 灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、その他のもので、その他のもの |
| 二七〇一・一一 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、無煙炭 |
| 二七〇一・一二 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、歴青炭 |
| 二七〇一・一九 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、その他の石炭 |
| 二七〇一・二〇 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの |

| | |
|---|---|
| 二七〇二・一〇 | 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。） |
| 二七〇二・二〇 | 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（凝結させたものに限る。） |
| 二七〇三・〇〇 | 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） |
| 二七〇七・五〇 | 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもののうち、その他の芳香族炭化水素混合物で、ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの |
| 二七〇九・〇〇 | 石油及び歴青油（原油に限る。） |
| 二七一〇・一一 | 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）で、軽質油及びその調製品 |
| 二七一〇・一九 | 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）で、その他のもの |
| 二七一一・一一 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、天然ガス |
| 二七一一・一二 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、プロパン |
| 二七一一・一三 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、ブタン |
| 二七一一・一四 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン |
| 二七一一・一九 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、その他のもの |
| 二七一一・二二 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、天然ガス |
| 二七一一・二九 | 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、その他のもの |
| 二七一二・二〇 | ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。） |
| 二七一三・一一 | 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いてないもの |
| 二七一六・〇〇 | 電気エネルギー |
| 七二〇二・六〇 | フェロアロイのうち、フェロニッケル |
| 七五〇一・一〇 | ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物のうち、ニッケルのマット |

附属書十二（第八章関係）　第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定

両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、エネルギー・鉱物資源分野における日本国の投資家によるインドネシアの区域内での投資を支援するため、危険分担措置について協議する。

注釈　「危険分担措置」とは、日本国の投資家による投資であって、インドネシアの区域内の基盤整備に関連するものを支援するため、インドネシアがとるすべての措置（金融の性質を有するか否かを問わない。）をいう。

審査報告書

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

総務委員長　高嶋　良充

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、大規模地震に伴う危険物施設の事故により甚大な被害の発生が予測されることにかんがみ、危険物施設の耐震化を促進し、安全対策を一層強化すること。

また、危険物施設については、老朽化等に伴う腐食等劣化が流出事故の大きな要因となっていることから、その種類や設置環境等に応じた腐食防止・抑制対策を推進し、事故防止に努めること。

二、危険物施設における危険物の流出等の事故原因の調査については、効果的・効率的な調査を確実に実施することができるよう、事故原因調査マニュアルを整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能力や技術の向上を図ること。また、調査結果については、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、関係機関における情報共有体制を構築し、実効性のある事故防止策を講じること。

三、緊急消防援助隊については、活動規模の増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進するとともに、消防応援活動調整本部の運営や関係機関との連携など実践的な訓練を行い、指揮・連携能力の向上に一層努めること。

四、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災ヘリコプターによる災害映像伝送システムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。

また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政支援を措置すること。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の防災拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

---

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣　福田　康夫

---

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

（消防法の一部改正）

第一条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

第十六条の三の二　市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

第四条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

消防庁長官は、第一項の規定により調査をする市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがあつた場合には、同項の調査をすることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十六条の五第一項中「市町村長等は」の下に「、第十六条の三の二第一項及び第二項に定めるもののほか」を加え、「又は取扱」を「又は取扱い」に改める。

第四十四条第二号中「第四条」を「第四条第一項、第十六条の三の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第二条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「（火災の調査を含む。）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項

第二十九条第八号を次のように改める。

八　消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項

第四十四条第一項中「この条」の下に「から第四十四条の三まで」を加え、同条第五項中「で二以上の都道府県に及ぶもの」を削り、「次条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「緊急消防援

助隊」の下に「（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）」を加え、同条第六項中「次条第一項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

8　消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

第四十四条の次に次の二条を加える。

（消防応援活動調整本部）

第四十四条の二　一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。）を設置するものとする。

2　調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。

二　前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。

3　調整本部の長は、消防応援活動調整本部長（以下この条において「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもつて充てる。

4　調整本部長は、調整本部の事務を総括する。

5　調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二　当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員

三　当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員

四　当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

6　調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

7　副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8　調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

（都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等）

第四十四条の三　都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4　前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第四十五条第一項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

第四十九条第一項中「活動」の下に「（当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行前にされた命令等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の消防法第十六条の五第一項の規定による資料の提出の命令、報告の徴収、立入検査及び物の収去については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十七号中「を受けた」を「により出動した」に、「出動」を「活動」に改める。

審査報告書

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

経済産業委員長　山根　隆治

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動により、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることが、国民経済の健全な発展に重要な役割を果たすことにかんがみ、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことを促進するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

地域経済を活性化するためには、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が業種の壁を超えて有機的に連携し、それぞれの保有する技術や産品等を活用することで、両者の強みを活かした活動を促進することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　基本方針は、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の作成に資するよう、具体的かつ明確に定めるとともに、事業計画の認定に当たっては、関係省庁が連携し、手続きの簡素化を図り、その公正性及び透明性を確保すること。また、中小企業及び農林漁業をめぐる環境の変化に対応し、かつ事業者等のニーズを十分に反映させるため、適宜適切に見直しを行うこと。

二　中小企業者と農林漁業者の連携を強めるには、両者を結び付ける専門家の役割が重要であることから、農商工等連携事業計画の作成、商品の開発・生産・販売等の各段階における支援体制を整備するとともに、商工業及び農林漁業の実情等に精通した専門家を育成・確保するため、予算措置その他の必要な支援策を講じること。

三　本法律案の趣旨、内容について関係者に周知徹底するとともに、農商工等連携事業や農商工等連携支援事業を効果的に支援する観点から、経済産業省及び農林水産省を始めとする関係行政機関、地方公共団体、商工会・商工会議所、食料産業クラスター協議会、金融機関等との緊密な連携体制を構築すること。

四　農商工等連携事業の促進を効果的かつ効率的に支援するため、他の類似又は関連する施策との有機的連携を図るとともに、政府全体として、これらの施策の在り方について、利用者の利便性の向上等の観点から、不断の見直しに努めること。

右決議する。

---

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　農商工等連携事業の促進（第四条―第十四条）
第三章　雑則（第十五条―第十九条）
第四章　罰則（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律によ

り設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2　この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

3　この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

4　この法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者（農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における当該中小企業者に限る。以下この条、第四条及び第十五条第一項において同じ。）と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものをいう。

5　この法律において「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業をいう。

（基本方針）

第三条　主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二　農商工等連携事業に関する次に掲げる事項

イ　農商工等連携事業の内容に関する事項

ロ　農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項

ハ　農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項

三　農商工等連携支援事業に関する次に掲げる事項

イ　農商工等連携支援事業の内容に関する事項

ロ　農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二章　農商工等連携事業の促進

（農商工等連携事業計画の認定）

第四条　農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農商工等連携事業の目標

二　農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間

イ　中小企業者（農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ　中小企業者（林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第三条第一項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う林業従事者等が実施する同法第二条第一項の林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材産業改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

ハ　中小企業者（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う沿岸漁業従事者等が実施する同法第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

三　農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る農商工等連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　当該農商工等連携事業に係る新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓により、当該農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

三　前項第二号及び第三号に掲げる事項が農商工等連携事業を円滑かつ確実に遂行するため

に適切なものであること。

（農商工等連携事業計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農商工等連携事業者」という。）は、当該認定に係る農商工等連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定農商工等連携事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前条第一項の認定に係る農商工等連携事業計画（前二項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って農商工等連携事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農商工等連携支援事業計画の認定）

第六条　一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「農商工等連携支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　農商工等連携支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農商工等連携支援事業の目標

二　農商工等連携支援事業の内容及び実施期間

三　農商工等連携支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る農商工等連携支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が農商工等連携支援事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

（農商工等連携支援事業計画の変更等）

第七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農商工等連携支援事業者」という。）は、当該認定に係る農商工等連携支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定に係る農商工等連携支援事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定農商工等連携支援事業計画」という。）に従って農商工等連携支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であって、農商工等連携事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であって、認定農商工等連携事業計画に従って実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第三条第一項 | 保険価額の合計額が | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証（以下「農商工等連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ | 農商工等連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ |
| 第三条の二第三項及び第三条の四第二項 | 当該借入金の額のうち | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |
| 第三条の三第二項 | 当該保証をした当該債務者 | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |
| 第三条第一項 | 保険価額の合計額が | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証（以下「農商工等連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ | 農商工等連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額 |
| 第三条の二第三項及び第三条の四第二項 | 当該借入金の額のうち | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |
| 第三条の三第二項 | 当該保証をした当該債務者 | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした | 農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |

2　中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3　普通保険の保険関係であって、農商工等連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4　普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であって、農商工等連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

5　認定農商工等連携支援事業計画に基づく農商工等連携支援事業（以下「認定農商工等連携支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定農商工等連携支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定農商工等連携支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）

第九条　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下「貸与機関」という。）が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であって、認定農商工等連携事業計画に従って同条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用権（同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第十条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が実施する認定農商工等連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定農商工等連携事業に参加すること。

二　食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定農商工等連携事業に参加すること。

三　認定農商工等連携事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定農商工等連携事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四　認定農商工等連携事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十三条第一項 | 前条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第十四条第一項 | 第十二条第一号に掲げる業務 | 第十二条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号 | 第十二条各号に掲げる業務 | 第十二条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項各号に掲げる業務 |
| 第二十条第一項第三号 | この章 | この章若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 |

（農業改良資金助成法の特例）

第十一条　認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者（同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）」とあるのは「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同条第二項中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2　農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であって、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3　前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十二条　認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号ロに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「林業従事者者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する林業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2　林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であって、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3　前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十三条　認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号ハに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生

活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」とする。

2　沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項（前項の規定により適用される場合を含む。）の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3　前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（課税の特例）

第十四条　認定農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者であって、当該認定農商工等連携事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定農商工等連携事業計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章　雑則

（国、地方公共団体等の責務）

第十五条　国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2　国は、農商工等連携事業の促進に当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十七条　主務大臣は、認定農商工等連携事業者に対し、当該認定農商工等連携事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第十八条　第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項については農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第二号に掲げる事項については農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

2　第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで、前条第一項及び次条における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び認定農商工等連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

3　第六条第一項、同条第三項（第七条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項並びに前条第二項における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

4　第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

5　次条における主務省令は、第二項及び第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第十九条　この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第四章　罰則

第二十条　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第六条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額」とあるのは「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額」と、「拠出されている」とあるのは「出資又は拠出されている」とする。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中小企業基本法の一部改正）

第四条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）」を「、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）」に改める。

（森林・林業基本法の一部改正）

第五条　森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）」を「、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）」に改める。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第六条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」を「、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）」に改める。

（水産基本法の一部改正）

第七条　水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）」を「、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第二項第三号中「第三条」の下に「（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）」を加える。

第百二十七条第一項第一号二中「第十四条第二項」の下に「（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「農業改良資金助成法」に改め、「及び第二項」の下に「（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）」を加える。

---

審査報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

経済産業委員長　山根　隆治

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における産業集積の形成及び活性化の一層の推進を図るため、小規模企業者の立地等に係る設備資金の貸付けの充実、食品製造業者等の企業立地に対する金融支援及び課税の特例措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）

第十八条の二　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下この条において「貸与機関」という。）が行う同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下この条において「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であって、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って同法第二条第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用権（同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第十八条の三　食品流通構造改善促進法（平成三

年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う企業立地又は事業高度化のための措置に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　食品製造業者等が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う企業立地又は事業高度化のための措置について、その実施に要する費用の一部を負担して当該措置に参加すること。

三　承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認企業立地計画又は当該承認事業高度化計画に従って施設の整備を行うこと。

四　承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十三条第一項 | 前条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業集積形成法」という。）第十八条の三第一項第一号に掲げる業務 |
| 第十四条第一項 | 第十二条第一号に掲げる業務 | 第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業集積形成法第十八条の三第一項第一号に掲げる業務 |
| 第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号 | 第十二条各号に掲げる業務 | 第十二条各号に掲げる業務又は地域産業集積形成法第十八条の三第一項各号に掲げる業務 |
| 第二十条第一項第三号 | この章 | この章若しくは地域産業集積形成法 |

第十九条中「（その業種に属する事業に係る企業立地が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める業種に限る。）」を「のうち次に掲げるもの」に改め、「工場用の」を削り、同条に次の各号を加える。

一　国内外の厳しい競争条件の下にある業種であって、その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形成等を特に促進するものとして政令で定めるもの

二　その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形成等に資する業種であって、農林漁業との関連性が高いものとして政令で定めるもの

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

---

審査報告書

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

国土交通委員長　吉田　博美

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算（国土交通省所管）において、観光圏整備事業費補助金として二億七千九百万円が計上されている。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、観光圏の整備に当たっては、地方公共団体、民間事業者等関係者の発意及び創意工夫が重要であることを十分に周知するとともに、自然環境の保全、伝統的技術・行事、歴史的風致の維持及び向上、農山漁村部の活性化等が実現するよう、関係省庁と密接な連携を図ること。

二、基本方針の策定に当たっては、内外の観光旅客のニーズを的確に踏まえ、我が国が目指す観光立国の方向性の明確化を図るとともに、各観光圏の整備が相乗的な効果を継続的に発現しうるよう十分に配慮すること。

三、観光圏整備計画の作成及びその実施に当たっては、市町村又は都道府県が設置する協議会が、多様な主体による均衡の取れた構成により、適切かつ円滑に組織・運営されるよう所要

の支援を行い、もって協議会の実効ある機能確保に努めること。

四、認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業について、その成果を適時・的確に検証し、公表すること。

五、関係省庁や産業界との密接な連携の下、休暇取得の促進・取得時期の分散化、旅行費用の低廉化と手配簡易化等に関する環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者や障害者、乳幼児連れの家族等が安心して手軽に旅行することができるよう、国として積極的に取り組むこと。

右決議する。

---

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十二日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針（第三条）
第三章　観光圏整備計画の作成及び実施（第四条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第二十三条）
第五章　罰則（第二十四条・第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供、関係者の協力及び観光地相互間の連携が重要となっていることにかんがみ、市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「観光圏」とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。

2　この法律において「滞在促進地区」とは、観光旅客の滞在を促進するため、次項第一号に掲げる事業及びこれに必要な同項第五号に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいう。

3　この法律において「観光圏整備事業」とは、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業であって、次に掲げるものをいう。

一　観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業

二　観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業

三　観光旅客の移動の利便の増進に関する事業

四　観光に関する情報提供の充実強化に関する事業

五　前各号の事業に必要な施設の整備に関する事業

六　その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

第二章　基本方針

第三条　主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

二　次条第一項に規定する観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

三　滞在促進地区に関する基本的な事項

四　観光圏整備事業に関する基本的な事項

五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

六　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

七　その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事項

3　基本方針は、観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第十条第一項に規定する観光立国推進基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章　観光圏整備計画の作成及び実施

（観光圏整備計画）

第四条　市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。

2　観光圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

二　観光圏の区域

三　滞在促進地区の区域

四　観光圏整備計画の目標

五　前号の目標を達成するために行う観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項

六　計画期間

七　前各号に掲げるもののほか、観光圏整備計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

3　観光圏整備計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即したものでなければならない。

4　市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5　市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第五号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には観光圏整備事業を実施すると見込まれる者と協議をしなければならない。

6　市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第三号又は第四号に掲げる事業又は事務（いずれも同項第三号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であって同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第三項に規定する農林漁業団体等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。

7　市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村にあっては主務大臣、関係する都道府県（当該市町村と共同して当該観光圏整備計画を作成した都道府県を除く。）及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、都道府県にあっては主務大臣、関係する市町村（当該都道府県と共同して当該観光圏整備計画を作成した市町村を除く。）及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、観光圏整備計画を送付しなければならない。

8　主務大臣及び都道府県は、前項の規定により観光圏整備計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては市町村又は都道府県に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9　第三項から前項までの規定は、観光圏整備計画の変更について準用する。

（協議会）

第五条　観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県

二　一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者として主務省令で定めるもの

三　前二号に掲げる者のほか、観光圏整備事業を実施すると見込まれる者

四　関係する住民、学識経験者その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

3　第一項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6　主務大臣及び都道府県は、観光圏整備計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（観光圏整備計画の作成等の提案）

第六条　次に掲げる者は、市町村又は都道府県に対して、観光圏整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る観光圏整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一　前条第二項第二号に掲げる者その他観光圏整備事業を実施しようとする者

二　住民その他の観光圏整備事業に関し利害関係を有する者

2　前項の規定による提案を受けた市町村又は都道府県は、当該提案に基づき観光圏整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圏整備計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（観光圏整備事業の実施）

第七条　第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

2　観光圏整備実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　観光圏整備事業の目標及び内容（滞在促進地区において実施するものにあっては、その旨を含む。）

二　観光圏整備事業の実施時期

三　観光圏整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3　観光圏整備事業を実施しようとする者は、観光圏整備実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村又は都道府県の意見を聴かなければならない。

4　観光圏整備事業を実施しようとする者は、観

光圏整備実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村又は都道府県に送付しなければならない。

5　前二項の規定は、観光圏整備実施計画の変更について準用する。

（観光圏整備実施計画の認定）

第八条　観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2　前項の規定による認定の申請は、関係する市町村又は都道府県を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村又は都道府県は、当該観光圏整備実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。

四　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

4　国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村又は都道府県に通知するものとする。

5　第三項の認定を受けた者（以下「認定観光圏整備事業者」という。）は、当該認定に係る観光圏整備実施計画を変更しようとするときは、共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6　認定観光圏整備事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7　第二項から第四項までの規定は、第五項の変更の認定について準用する。

8　国土交通大臣は、第三項の認定に係る観光圏整備実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定観光圏整備実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定観光圏整備事業者が認定観光圏整備実施計画に従って観光圏整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9　第三項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例）

第九条　市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、第四条第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた場合において、同条第七項の規定により当該観光圏整備計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第一項の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「事業等」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第四条第六項に規定する農山漁村交流促進事業」とする。

（認定観光圏案内所）

第十条　観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光に関する情報提供の充実強化に関する事業であって観光案内所を運営するものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するときは、当該観光案内所の名称として、認定観光圏案内所という名称を用いることができる。

2　何人も、認定観光圏案内所でないものについて、認定観光圏案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（国際観光ホテル整備法の特例）

第十一条　観光圏整備事業を実施しようとする者であって滞在促進地区において国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項に規定する登録ホテル業又は同法第十八条第二項に規定する登録旅館業を営むものが、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業であって宿泊約款の変更を伴うものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するに当たり、同法第十一条第一項後段（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

（旅行業法の特例）

第十二条　観光圏整備事業を実施しようとする者であって滞在促進地区において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規

定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営むもの（旅行業法第三条の登録を受けた者を除く。）が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であって、当該観光圏内の旅行（宿泊者の滞在の促進に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務（以下単に「旅行業務」という。）の取扱いに係る契約を締結する行為を行うもの（以下「観光圏内限定旅行業者代理業」という。）に関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行業者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下「観光圏内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一　観光圏内限定旅行業者代理業者　旅行業法第十二条の九第一項の標識

二　観光圏内限定旅行業者代理業者以外の者　前項の標識

三　旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等（観光圏内限定旅行業者代理業者を含む。）以外の者　前項の標識に類似する標識

4　観光圏内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、観光圏内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一　旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二　旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における旅行業務に関し旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

（共通乗車船券）

第十三条　観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であって観光圏内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行うものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

（道路運送法の特例）

第十四条　観光圏整備事業を実施しようとする者であって道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営するものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であって運行回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、同法第十五条第一項又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（海上運送法の特例）

第十五条　観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であって事業の開始その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2　観光圏整備事業を実施しようとする者であって海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であって運航回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の二第一項の規定による届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（認定観光圏整備事業の実施に係る勧告等）

第十六条　市町村又は都道府県は、観光圏整備計画に定められた観光圏整備事業が実施されていないと認めるときは、当該観光圏整備事業を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2　市町村又は都道府県は、認定観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業（以下「認定観光圏整備事業」という。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定観光圏整備事業を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定観光圏整備実施計画に従って当該認定観光圏整備事業を実施すべきことを勧告することができる。

4　国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）

第十七条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定観光圏整備事業者に対し、認定観光圏整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

（認定観光圏整備事業者による提案等）

第十八条　認定観光圏整備事業者は、観光庁長官に対し、認定観光圏整備実施計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定観光圏整備実施計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2　観光庁長官は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定観光圏整備事業者に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3　観光庁長官は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　観光庁長官は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに観光分野における地域間の競争の促進に資するため、観光旅客の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（社会資本の整備及び交通政策の推進についての配慮）

第十九条　国土交通大臣は、社会資本の整備及び交通政策の推進に関し、基本方針に定めるところに従い、観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮するものとする。

（国等の援助等）

第二十条　国及び地方公共団体は、観光圏整備計画の達成に資するため、観光圏整備事業を実施する者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、主務大臣、観光庁長官、地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第二十一条　この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3　この法律に規定する国土交通大臣及び観光庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

（国土交通省令等への委任）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令又は主務省令で定める。

（経過措置）

第二十三条　この法律の規定に基づき国土交通省令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、国土交通省令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかった者

二　第十二条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

三　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五条　第十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十八条、第二十条第二項及び第二十一条第三項の規定の適用については、第十八条中「観光庁長官」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十条第二項中「主務大臣、観光庁長官」とあるのは「主務大臣及び観光庁長官」とあるのは「国土交通大臣」とする。

2　この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法の施

行の日の前日までの間における第五条第二項第二号の規定の適用については、同号中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に認定観光圏案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十二号中

| |
|---|
| 百四十二　旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録 |

を

| |
|---|
| 百四十二　旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録<br>（注）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第十二条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定は、当該登録とみなす。 |

に改め、同号の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 百四十二の二　観光案内所の運営に係る観光圏整備実施計画の認定 | | |
| 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画（同法第十条第一項（認定観光圏案内所）に規定するものに限る。）の認定（既に当該認定を受けている者が受けるものを除く。） | 認定件数 | 一件につき一万五千円 |

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第六条　外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　基本方針及び外客来訪促進計画（第三条・第四条）

第三章　旅行に要する費用の低廉化（第五条・第六条）

第四章　外国人観光旅客に対する接遇の向上

第一節　公共交通事業者等が講ずべき措置（第七条―第十条）

第二節　地域限定通訳案内士（第十一条―第二十四条）

第三節　独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第二十五条）

第五章　雑則（第二十六条―第三十一条）

第六章　罰則（第三十二条―第三十七条）

附則

第一条中「、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を削り、「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改める。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　基本方針及び外客来訪促進計画

第三条第一項及び第二項第一号中「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改め、同号を同項第五号とする。

第四条第二項から第四項まで及び第六項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第五条及び第三章を削る。

第四章中第十七条を第五条とし、第十八条を第六条とする。

第四章を第三章とする。

第五章第一節中第十九条を第七条とし、第二十条から第二十二条までを十二条ずつ繰り上げ、同章第二節中第二十三条を第十一条とし、第二十四条を第十二条とする。

第二十五条第二号中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第二十六条第二項中「第四条第三項」の下に「（同条第六項後段において準用する場合を含む。）」を加え、「国土交通大臣が」を「観光庁長官が」に、「第三十三条」を「第二十一条」に、「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第二十七条を第十五条とする。

第二十八条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条を第十六条とする。

第二十九条第二項中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第三十条を第十八条とし、第三十一条から第三十五条までを十二条ずつ繰り上げる。

第三十六条第一項中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に、「外客来訪促進法」を「外客旅行容易化法」に、「第二十八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「外客来訪促進法第三十六条第二項」を「外客旅行容易化法第二十四条第二項」に、「外客来訪促進法第二十五条各号」を「外客旅行容易化法第十三条各号」に改め、同条第三項中「外客来訪促進法」を「外客旅行容易化法」に、「第三十六条第四項」を「第二十四条第四項」に改め、同条を第二十四条とする。

第五章第三節中第三十七条を第二十五条とする。

第五章を第四章とする。

第三十八条第一項中「又は地域観光振興計画」を削り、「これらの計画」を「外客来訪促進計画」に改め、同条第二項中「又は地域観光振興計画」を削り、第六章中同条を第二十六条とする。

第三十九条中「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改め、同条を第二十七条とする。

第四十条中「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改め、「、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進」を削り、同条を第二十八条とする。

第四十一条を第二十九条とし、第四十二条を第三十条とし、第四十三条を第三十一条とする。

第六章を第五章とする。

第四十四条中「第三十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、第七章中同条を第三十二条とする。

第四十五条第一号中「第三十四条」を「第二十二条」に改め、同条第三号中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十六条第一号中「第三十五条」を「第二十三条」に改め、同条第二号及び第三号中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十七条を削る。

第四十八条中「第三十二条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十九条中「第三十六条第四項」を「第二十四条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第五十条中「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第三十七条とする。

第七章を第六章とする。

（調整規定）

第七条　この法律の施行の日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「新外客旅行容易化法」という。）第四条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2　前項に規定する場合において、国土交通省設置法等の一部を改正する法律附則第二十二条（見出しを含む。）中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」と、同条のうち、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二条の改正規定中「第十九条、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第三項並びに第二十二条」とあるのは「第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第三項並びに第十条」と、同法第二十六条第二項の改正規定中「第二十六条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同法第三十六条第一項及び第四項の改正規定中「第三十六条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同法第四十条の改正規定中「第四十条」とあるのは「第二十八条」と、同法第四十一条の改正規定中「第四十一条」とあるのは「第二十九条」とする。

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行前に、附則第六条の規定による改正前の外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「旧外客来訪促進法」という。）第八条第四項の認定（旧外客来訪促進法第九条第一項の変更の認定を含む。）を受けた旧外客来訪促進法第八条第一項に規定する地域観光振興事業計画については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に、旧外客来訪促進法の規定によりした処分、手続その他の行為で、新外客旅行容易化法に相当規定があるものは、新外客旅行容易化法の当該相当規定に基づいてした処分、手続その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通訳案内士法の一部改正）

第九条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

別表第五第二十六号中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に、「第三十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五第二十六号中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条を次のように改める。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第四百四十一条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

---

審査報告書

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十五日

国土交通委員長　吉田　博美

参議院議長　江田　五月殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算（国土交通省所管）において、歴史的環境形成総合支援事業に係る経費として約七億円が計上されている。そのほか、都市公園事業に係る経費として約七百三億円、まちづくり交付金に係る経費として二千五百十億円、都市交通システム整備事業に係る経費として約二十四億円、都市再生区画整理事業に係る経費として約三十六億円及び景観形成総合支援事業に係る経費として二億円などが計上されており、それぞれその一部が充てられる。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法と古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携を図ること。

二、歴史的風致維持向上基本方針の策定及び歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないよう十分に留意するとともに、認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力に努めること。

三、歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に過重な負担が課されることのないようにするとともに、必要な情報提供、財政的支援等について十分配慮すること。また、歴史的風致の維持・向上には、歴史的建築物に係る優れた知識と技能・技術が欠かせないことから、その担い手づくり、耐震技術の開発とその活用等に特段の配慮を行うこと。

四、歴史的風致維持向上地区計画制度の運用に当たっては、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等において営業が可能となる土産物店や郷土料理店などの営業形態等により、周辺の居住環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、十分配慮すること。

五、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、歴史的風致の維持及び向上にとって阻害要因となることにかんがみ、無電柱化の推進に努めること。

右決議する。

---

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十二日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

---

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
目次
第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　歴史的風致維持向上基本方針（第四条）
第三章　歴史的風致維持向上計画の認定等（第五条―第十一条）
第四章　認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置
第一節　歴史的風致形成建造物（第十二条―第二十一条）
第二節　歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例（第二十二条―第三十条）
第五章　歴史的風致維持向上地区計画（第三十一条―第三十三条）
第六章　歴史的風致維持向上支援法人（第三十四条―第三十七条）
第七章　雑則（第三十八条・第三十九条）
第八章　罰則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史

的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2　この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ　文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二　当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条　国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、第三十一条第一項に規定する歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章　歴史的風致維持向上基本方針

第四条　主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。

2　歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項

二　重点区域の設定に関する基本的事項

三　地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

四　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項

五　良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

六　次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項

七　前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項

3　主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。

## 第三章　歴史的風致維持向上計画の認定等

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条　市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

二　重点区域の位置及び区域

三　次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

イ　文化財の保存又は活用に関する事項

ロ　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

四　第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針

五　第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

六　計画期間

七　その他主務省令で定める事項

3　前項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用用水路その他の農業用用排水施設であって、現に地域における歴史的風致を形成しており、かつ、当該農業用用排水施設の有する耕作の目的に供される土地の保全又は利用上必要な機能の確保と併せてその歴史的風致の維持及び向上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項

イ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用用排水施設

ロ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項の規定により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号に規定する農用地区域（第二十三条において単に「農用地区域」という。）内に存する農業用用排水施設

二　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（以下単に「都市公園」という。）の維持又は同条第二項に規定する公園施設（以下単に「公園施設」という。）の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。）である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとす

るものに関する事項

三　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項

四　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下単に「市街化調整区域」という。）内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い楼門（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）であるものに限る。）その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うものをいう。第二十八条第一項において同じ。）又は建築行為（建築物の新築又は改築をいう。第二十八条第二項において同じ。）であって、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められるものに関する事項

五　重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路又はその部分に関する事項

4　市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第二十八条第二項において単に「特例市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に定める者にあっては、当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

一　第二項第三号ロに掲げる事項　当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

二　前項第一号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる農業用用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者

イ　前項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。）　都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該農業用用排水施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）

ロ　前項第一号に規定する農業用用排水施設（同号ロに該当するものに限る。）　都道府県知事

三　前項第二号に掲げる事項　当該都市公園の公園管理者

四　前項第四号に掲げる事項　都道府県知事

五　前項第五号に掲げる事項　当該道路又はその部分の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）

5　市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、第六十条第三項（同法第九十条第三項において準用する場合を含む。）又は第百十五条第一項（同法第百三十三条において準用する場合を含む。）に規定する管理団体がある場合にあっては当該管理団体とする。）及び権原に基づく占有者（いずれも当該市町村を除く。）又は保持者（当該文化財が重要無形文化財（同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。）である場合にあっては、同法第七十一条第二項の規定により保持者又は保持団体として認定されている者）の意見を聴かなければならない。

6　市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第百九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

7　歴史的風致維持向上計画は、当該市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第二条第四項（同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する基本構想をいう。）に即するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8　主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二　当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9　主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10　主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

11　市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第六条　主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速や

かに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更）

第七条　第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

（認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収）

第八条　主務大臣は、認定市町村に対し、第五条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第二十四条第一項を除き、以下同じ。）を受けた歴史的風致維持向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第九条　主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

3　市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

（認定市町村への助言、援助等）

第十条　都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うことができる。

2　国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

3　前項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4　認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（協議会）

第十一条　市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　当該市町村

二　歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

三　第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）

四　都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

3　協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第四章　認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

### 第一節　歴史的風致形成建造物

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条　市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

3　市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（歴史的風致形成建造物の指定の提案）

第十三条　認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2　支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として

指定することを提案することができる。

3　市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物について前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

4　市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（指定の通知等）

第十四条　市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

2　市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（増築等の届出及び勧告等）

第十五条　歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4　市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

5　市町村長は、第三項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

6　国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

7　市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

（歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務）

第十六条　歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならない。

（指定の解除）

第十七条　市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2　市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

（所有者の変更の場合の届出）

第十八条　歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（台帳）

第十九条　市町村長は、歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2　前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収）

第二十条　市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、その現状について報告を求めることができる。

（管理又は修理に関する技術的指導等）

第二十一条　第十四条第一項の規定による通知（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第百三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。）の所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

2　前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。

## 第二節　歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例

（土地改良施設である農業用用排水施設の管理の特例）

第二十二条　都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理の全部又は一部を委託することができる。

2　土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項に規定する農業用用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「その国営土地改良事業」とあるのは「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して」とあるのは「準拠するとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

（農用地区域内における開発行為の許可の特例）

第二十三条　第五条第三項第一号に掲げる事項（同号ロに該当する農業用用排水施設に係るものに限る。）が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、当該農業用用排水施設の存する農用地区域内の開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）について、同法第十五条の二第一項の許可の申請があったときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」とあるのは、「機能又は当該農業用用排水施設が形成している歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上」とする。

（文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施）

第二十四条　文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であって、第五条第八項の認定を受けた町村（以下この条において「認定町村」という。）の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

一　文化財保護法第四十三条第一項から第四項まで又は第百二十五条第一項から第四項までの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。

二　文化財保護法第五十四条（同法第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第百三十条（同法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十一条第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。

2　前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第四項（同法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、文化財保護法第百五十四条第三項の規定を準用する。

3　第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条第一項又は第百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合においては、同法第百五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4　文化財保護法第百八十四条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

5　認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第百八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができる。

6　認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都市公園の管理の特例等）

第二十五条　認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された

第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築（以下この条において「都市公園の維持等」という。）を行うことができる。

2　認定市町村は、前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3　認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

4　第一項の規定により認定市町村が行う都市公園の維持等に要する費用は、当該認定市町村の負担とする。

5　認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わってした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。この場合においても、当該認定市町村の長に対して異議申立てをすることができる。

6　第三項の規定により公園管理者に代わってその権限を行う認定市町村は、都市公園法第六章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

第二十六条　認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、遅滞なく、駐車場整備計画（駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画をいう。以下この条において同じ。）において、その記載された事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2　認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。）を定めようとするときは、当該地下駐車場整備計画概要について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画が駐車場法第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、当該占用が同法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

（歴史的風致形成建造物等の管理の特例等）

第二十七条　認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができる。

一　歴史的風致形成建造物

二　認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして主務省令で定める施設

2　支援法人が前項の規定により管理する施設内の樹木又は樹木の集団であって、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「歴史的風致維持向上支援法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」とする。

（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）

第二十八条　第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2　都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施）

第二十九条　都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であって、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定市町村（指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2　前項の規定により認定市町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法の適用については、同法第四条第二項第三号ロ(2)中

「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　　号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県」とあるのは「地域歴史的風致法第七条第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、同法第十七条第二項中「市町村又は第六十八条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同条第三項中「市町村又は前項」とあるのは「前項」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

（電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例）

第三十条　第五条第三項第五号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「安全かつ円滑な」とあるのは「安全な」と、「図る」とあるのは「図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　　号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画（以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「、次項の規定による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載した」とする。

## 第五章　歴史的風致維持向上地区計画

（歴史的風致維持向上地区計画）

第三十一条　次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の整備（既存の建築物等の用途を変更して当該歴史的風致にふさわしい用途の建築物等とすることを含む。）及び当該区域内の市街地の保全を総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができる。

一　現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつつあり、又は行われることが確実であると認められる土地の区域であること。

二　当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を来し、又は来すおそれがあると認められる土地の区域であること。

三　当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。

四　都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域であること。

2　歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一　当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

二　当該区域の土地利用に関する基本方針

三　当該区域の整備及び保全に関する方針

四　主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）

3　前項第二号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

一　次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項

イ　地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を主たる目的とする店舗

ロ　地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ハ　地域の伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を主たる目的とする工場

ニ　地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品その他これらに類する物品の展示を主たる目的とする展示場、博物館又は美術館

ホ　その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定める建築物等

二　前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項

三　第一号に規定する建築物等の整備（既存の建築物等の用途を変更して同号に規定する建築物等とすることを含む。）をすべき土地の区域

4　歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一　地区施設の配置及び規模

二　建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度

の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。次条において同じ。）における工作物（建築物を除く。次条において同じ。）の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三　現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

5　歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一　土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られるように定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を来さないように定めること。

二　地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三　歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。

6　歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区整備計画については、歴史的風致維持向上地区計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する歴史的風致維持向上地区整備計画）

第三十二条　歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路（都市計画施設又は地区施設である計画道路を含む。）に面する壁面の位置の制限を含むものに限る。）、壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

（行為の届出及び勧告等）

第三十三条　歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　国の機関又は地方公共団体が行う行為

四　都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五　都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六　前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため必要があると認められるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。

第六章　歴史的風致維持向上支援法人

（歴史的風致維持向上支援法人の指定）

第三十四条　市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第三十五条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二　認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。

三　前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地であって政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四　歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。

五　第二十二条第一項に規定する農業用用排水施設又は第二十七条第一項に規定する施設の管理を行うこと。

六　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務を行うこと。

（監督等）

第三十六条　市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4　市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第三十七条　国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第七章　雑則

（主務大臣及び主務省令）

第三十八条　この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2　この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

（経過措置）

第三十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第八章　罰則

第四十条　第三十三条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第四十一条　次に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

一　第十五条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

二　第十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

## 附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財団法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（屋外広告物法の一部改正）

第四条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「市町村（」を「市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村（いずれも」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第五条　建築基準法の一部を次のように改正する。

第二条第三十三号を同条第三十五号とし、同条第三十号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十九号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十八号を同条第三十号とし、同条第二十七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七　歴史的風致維持向上地区計画　都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八　歴史的風致維持向上地区整備計画　地域における歴史的風致の維持及び向上に

関する法律（平成二十年法律第　　号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

第六十八条の二第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区整備計画」を加え、同条第二項中「防災街区整備地区計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

第六十八条の三に次の一項を加える。

9　歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物に対する第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十八条第一項から第十項まで及び第十二項中「又は公益上やむを得ないと認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」と、同条第十一項中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」とする。

第六十八条の四中「地区計画等（集落地区計画を除き、」を「地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（」に、「当該地区計画等」を「当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画」に改め、同条第一号中「地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）」を「地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画」に改める。

第六十八条の五の四中「地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）」を「地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画」に、「当該地区計画等」を「当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画」に改め、同条第一号中「地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）」を「地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画」に改める。

第六十八条の五の五第一項第一号イ中「第三十二条の五」の下に「、地域歴史的風致法第三十二条」を加える。

第六十八条の五の六第一号イ中「規定する施設」の下に「、地域歴史的風致法第三十一条第二項第四号に規定する地区施設」を加える。

第六十八条の六中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　歴史的風致維持向上地区計画　歴史的風致維持向上地区整備計画

第八十八条第二項中「第六十八条の三第六項から第八項まで」を「第六十八条の三第六項から第九項まで」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第六条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二十一第一項中「同項後段中「」の下に「都道府県知事に」を、「とあるのは、「」の下に「同項の許可の権限を有する者に」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「者」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　　号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

（都市計画法の一部改正）

第八条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五条の四第一項第七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

三　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画

第十二条の十三中「防災街区整備地区計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

第十三条第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　歴史的風致維持向上地区計画は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるように定めること。

第十三条第四項中「防災街区整備地区計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

第十四条第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（同条第二項第四号の規定による歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、歴史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定められた土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域）

第二十一条第一項中「第十三条第一項第十八号」を「第十三条第一項第十九号」に改める。

第三十三条第一項第五号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　歴史的風致維持向上地区計画　歴史的風致維持向上地区整備計画

（都市緑地法の一部改正）

第九条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「以下同じ。）」を「第三十九条第一項において同じ。）」に、「以下同じ。）又は」を「第三十九条第一項において同じ。）若しくは」に改め、「定められている区域」の下に「又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）において、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）」を加え、同条第三項中「確保」の下に「（第一項（歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。）の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保）」を加える。

第三十九条第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区整備計画」を加える。

（浄化槽法の一部改正）

第十条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第二条第三十三号本文」を「第二条第三十五号本文」に改める。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第十一条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改める。

一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第七条

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十六条第一項

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

（景観法の一部改正）

第十四条　景観法の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「（昭和三十二年法律第百六十一号）」を「（昭和三十二年法律第百六十一号）」に改める。

第十六条第七項第十号中「規定する地区整備計画をいう。以下」を「規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において」に、「特定建築物地区整備計画をいう。以下」を「特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において」に、「同項第三号」を「同法第三十二条第二項第三号」に、「以下同じ。）、沿道地区整備計画」を「第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第　号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は」を「第七十六条第一項において同じ。）又は」に、「以下同じ。）が」を「第七十六条第一項において同じ。）が」に改める。

第七十六条第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区整備計画」を加える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可





発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一、二六五円（本体一、二一〇円）